

石川県地域防災計画

—— 雪 害 対 策 編 ——

令和元年修正

石川県防災会議

石川県地域防災計画（雪害対策編） 目次

第1章 総 則

第1節 目 的	1
第2節 性格及び基本理念	1
第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第4節 本県の特質と既往の雪害	9

第2章 雪害予防計画

雪害予防計画の体系	21
雪害に強い県民の育成	21
第1節 防災知識の普及	22
（危機管理監室、教育委員会、市町、防災関係機関）	
第2節 県民及び事業者等のとるべき措置	25
（危機管理監室、市町）	
第3節 自主防災組織の育成	28
（危機管理監室、市町）	
第4節 防災ボランティアの活動環境の整備	30
（県民文化スポーツ部、関係部局、市町、関係機関）	
第5節 防災訓練の充実	32
（危機管理監室、市町、防災関係機関、事業所）	
雪害に備える強い組織体制づくり	33
第6節 防災体制の整備	34
（全部局、市町、防災関係機関）	
第7節 防災気象観測網等の整備	38
（危機管理監室、農林水産部、土木部、金沢地方气象台、市町、防災関係機関）	
第8節 通信及び放送施設災害予防	39
（危機管理監室、市町、防災関係機関、放送事業者）	
第9節 道路等の交通確保対策	42
（関係各部局、警察本部、市町、防災関係機関）	
第10節 消防力の充実、強化	44
（危機管理監室、市町）	
第11節 避難体制の整備	48
（健康福祉部、教育委員会、警察本部、市町、防災関係機関）	
第12節 要配慮者対策	50
（危機管理監室、健康福祉部、県民文化スポーツ部、観光戦略推進部、警察本部、市町）	
第13節 緊急輸送体制の整備	54
（危機管理監室、農林水産部、土木部、警察本部、市町）	
第14節 医療体制の整備	56
（健康福祉部、市町、防災関係機関）	
第15節 健康管理活動体制の整備	60
（健康福祉部、市町）	
第16節 こころのケア体制の整備	61
（健康福祉部、市町）	
第17節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保	62
（危機管理監室、生活環境部、健康福祉部、農林水産部、市町、防災関係機関）	
第18節 産業物資確保対策	65
（商工労働部）	

第19節	農林水産災害予防	66
	(農林水産部、市町)	
第20節	なだれ危険地域及び孤立集落対策	70
	(危機管理監室、農林水産部、土木部、警察本部、市町、防災関係機関)	
第21節	防災パトロール	72
	(危機管理監室、農林水産部、土木部、警察本部、市町、防災関係機関)	
雪害に強い県土づくり		73
第22節	建築物等災害予防	74
	(危機管理監室、土木部、教育委員会、市町)	
第23節	公共施設災害予防	76
	(生活環境部、土木部、警察本部、市町、防災関係機関)	
第24節	防災資機材等の点検整備	80
	(危機管理監室、農林水産部、土木部、市町、防災関係機関)	
第3章 雪害応急対策計画		
第1節	初動体制の確立	81
	(危機管理監室、関係各部局、警察本部、市町、防災関係機関)	
第2節	事前措置及び応急措置	99
	(危機管理監室、関係各部局、市町)	
第3節	雪に関する防災気象情報	104
	(危機管理監室、土木部、金沢地方気象台、国土交通省金沢河川国道事務所、市町)	
第4節	災害予警報の伝達体制	111
	(危機管理監室、土木部、市町、防災関係機関)	
第5節	災害予警報別の伝達	112
	(危機管理監室、土木部、市町、防災関係機関)	
第6節	雪害情報の収集・伝達	115
	(危機管理監室、関係各部局、警察本部、市町、防災関係機関)	
第7節	通信手段の確保	129
	(危機管理監室、警察本部、市町、NTT西日本、北陸電力、J R西日本、防災関係機関)	
第8節	消防防災ヘリコプターの活用等	135
	(危機管理監室、市町)	
第9節	災害広報	137
	(県民文化スポーツ部、危機管理監室)	
第10節	道路等の交通確保対策	144
	(国、関係各部局、警察本部、市町、防災関係機関)	
第11節	消防活動	150
	(危機管理監室、市町、消防本部)	
第12節	自衛隊の災害派遣	152
	(危機管理監室、関係各部局、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、市町、防災関係機関)	
第13節	避難誘導等	157
	(危機管理監室、関係各部局、警察本部、市町)	
第14節	要配慮者の安全確保	162
	(健康福祉部、危機管理監室、観光戦略推進部、市町)	
第15節	災害医療及び救急医療	164
	(健康福祉部、危機管理監室、日本赤十字社、市町、医師会、防災関係機関)	
第16節	健康管理活動	170
	(健康福祉部、市町)	
第17節	救助・救急活動	172
	(危機管理監室、関係各部局、市町、防災関係機関)	
第18節	災害救助法の適用	173
	(危機管理監室、土木部、関係各部局、日本赤十字社、市町)	
第19節	災害警備	177
	(警察本部、海上保安部)	
第20節	行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬	179
	(健康福祉部、警察本部、海上保安部、市町)	

第21節	飲料水・食料の供給	181
	(生活環境部、農林水産部、農林水産省生産局、北陸農政局、市町)	
第22節	生活必需品の供給	183
	(生活環境部、危機管理監室、市町、石川県石油販売協会、防災関係機関)	
第23節	こころのケア活動	186
	(健康福祉部、市町)	
第24節	防疫、保健衛生活動	187
	(健康福祉部、市町)	
第25節	ボランティア活動の支援	189
	(県民文化スポーツ部、市町、関係機関)	
第26節	雪、し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	191
	(生活環境部、土木部、市町、事業主)	
第27節	住宅の応急対策	192
	(土木部、市町)	
第28節	ライフライン施設の応急対策	194
	(北陸電力、NTT西日本、ガス事業者、生活環境部、土木部、市町上下水道事業者)	
第29節	輸送手段の確保	197
	(企画振興部、危機管理監室、商工労働部、自衛隊、海上保安部、市町、J R西日本、 J R貨物、北陸鉄道、のと鉄道、I Rいしかわ鉄道、トラック協会、倉庫協会、 防災関係機関)	
第30節	文教対策	199
	(県・市町教育委員会、総務部、健康福祉部)	
第31節	応急金融対策	202
	(商工労働部、日本銀行、北陸財務局、関係行政機関)	
第32節	農林水産物災害応急対策	203
	(農林水産部、市町)	

第4章 復旧・復興計画

第1節	県民除雪デーの実施	205
	(関係各部局、市町、防災関係機関)	
第2節	公共施設災害の復旧	206
	(関係各部局、教育委員会、警察本部、市町、防災関係機関)	
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	208
	(関係各部局、教育委員会、市町、防災関係機関)	
第4節	災害復旧資金	211
	(総務部、北陸財務局、日本郵便株式会社北陸支社)	
第5節	被災者への支援	212
	(健康福祉部、危機管理監室、商工労働部、農林水産部、土木部、市町、防災関係機関)	
第6節	被災者生活再建支援制度	214
	(危機管理監室、市町)	
第7節	被災者の生活確保のための緊急措置	216
	(総務部、県民文化スポーツ部、健康福祉部、商工労働部、土木部、市町、防災関係機関)	
第8節	災害義援金品の配分	218
	(健康福祉部、企画振興部、出納室、日本赤十字社、市町)	
第9節	復興計画	220
	(全部局、市町、防災関係機関)	

第5章 複合災害対策

第1節	基本方針	221
第2節	災害予防対策	221
第3節	災害応急対策	222
第4節	災害復旧対策	222

第 1 章 総 則

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第 1 節 目 的			1
第 2 節 性格及び基本理念	1 性 格 2 基本理念等		1 1
第 3 節 県、市町村及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱			3
第 4 節 本県の特質と既往の雪害	1 地 勢 2 山雪・里雪 3 日本海寒帯気団収束帯 4 気 象 5 社会的要因とその変化 6 既往の主な雪害とその被害 7 過去に災害救助法が適用された雪害 8 既往の主な雪害と県、市町の対策組織		9 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 9 2 0

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 0 条の規定に基づき豪雪から、県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第 2 節 性格及び基本理念

1 性 格

この計画は、雪害対策の一貫性を保つため、現行の「石川県地域防災計画（一般災害対策編）」中の雪害に係る対策等を体系化したもので、「石川県地域防災計画（雪害対策編）」とする。

2 基本理念等

（1）用 語

この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。

ア 防災関係機関

指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。

イ 指定地方行政機関

災害対策基本法第 2 条第 4 号に定める行政機関で、この計画では、次に定める機関をいう。

中部管区警察局、北陸財務局、東海北陸厚生局、北陸農政局、近畿中国森林管理局、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、北陸信越運輸局（石川運輸支局）、北陸地方整備局（金沢港湾空港事務所、金沢河川国道事務所）、大阪航空局（小松空港事務所）、東京管区気象台（金沢地方気象台）、第九管区海上保安本部（金沢、七尾海上保安部）、北陸総合通信局、石川労働局、中部地方環境事務所、国土地理院（北陸地方測量部）

ウ 指定公共機関

災害対策基本法第 2 条第 5 号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関をいう。

西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社）、日本貨物鉄道株式会社（金沢支店）、西日本電信電話株式会社（金沢支店）、KDD I 株式会社（北陸総支社）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（北陸営業支店）、株式会社 N T T ドコモ（北陸支社）、日本銀行（金沢支店）、日本赤十字社（石川県支部）、日本放送協会（金沢放送局）、日本通運株式会社（金沢支店）、中日本高速道路株式会社（金沢支社）、日本郵便株式会社（北陸支社）、北陸電力株式会社（石川支店）、ソフトバンク株式会社（地域総務部（北陸））、福山通運株式会社（金沢支店）、佐川急便株式会社（北陸支店）、ヤマト運輸株式会社（金沢主管支店）、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

エ 指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第6号に定める公共機関で、この計画では、次に定める機関とする。

北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、I R いしかわ鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、公益社団法人石川県医師会、公益社団法人石川県看護協会、石川県治水協会、一般社団法人石川県エルピーガス協会、一般社団法人石川県歯科医師会、公益社団法人石川県薬剤師会、公益社団法人石川県栄養士会

オ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

災害対策基本法第2条第6号に定める公共的団体その他防災上重要な施設の管理者で、この計画では、次に定める機関をいう。

土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等、一般病院等の経営者、建設業者及び舗装業者、一般運輸事業者、金融機関、危険物関係施設の管理者

(2) 基本理念

この計画は、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民がとるべき基本的事項等を定めたものである。

県、市町及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

このため、県、市町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本県をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。

また、事業者及び県民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。

なお、災害対策の実施に当たっては、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。

併せて、県及び市町を中心に、県民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町、防災関係機関、事業者及び県民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。

第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて石川県の地域に係る雪害に対する防災に寄与すべきものである。それぞれが雪害に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県		・ 県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること。 ・ 雪害発生時における災害応急対策の実施に関すること。 ・ 県の管理に属する施設の災害復旧に関すること。
市 町		・ 当該市町の地域に係る雪害の災害予防及び災害応急対策の実施に関すること。 ・ 市町の管理に属する施設の災害復旧に関すること。 ・ 住民等に対する防災対策の指導に関すること。
指 定 地 方 行 政 機 関	中部管区警察局	・ 管区内各県警察の災害警備活動の指導、調整に関すること。 ・ 他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること。 ・ 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 ・ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 ・ 情報の収集及び連絡に関すること。
	北 陸 財 務 局	・ 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 ・ 雪害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 ・ 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会に関すること。 ・ 提供、使用可能な国有財産（未利用地等、庁舎、宿舍）の情報提供に関すること。（平常時における定期又は随時の情報提供を含む） ・ 国有財産（未利用地等、庁舎、宿舍）の津波避難ビル等避難場所の指定に係る相談対応及び各種調整に関すること。（災害時の避難に必要な物資の備蓄等に関する対応を含む） ・ 災害等発生時における国有財産（未利用地等、庁舎、宿舍）の無償貸付等に関すること。（各省庁所管財産を含めた広範対応を含む）
	東海北陸厚生局	・ 災害状況の情報収集、連絡調整 ・ 関係職員の派遣 ・ 関係機関との連絡調整
	北 陸 農 政 局 〔 農林水産省生産局 （災害用米穀） 〕	・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること。 ・ 雪害時における家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること。 ・ 災害金融についての指導に関すること。
	近畿中国森林管理局	・ 雪害時における応急用食料の調達・供給に関すること。 ・ 森林、治水による雪害予防に関すること。 ・ 保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること。 ・ 雪害時における木材（国有林）の供給に関すること。 ・ 国有林野の雪崩防止等保全管理に関すること。
	中部経済産業局	・ 雪害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ・ ライフラインの早期復旧に関すること。
	中部近畿産業保安監督部	・ 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 行 政 機 関	北陸信越運輸局 (石川運輸支局)	・雪害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者の安全運行の確保に関すること。 ・雪害時における車両調達のあっせん及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶調達等のあっせんに関すること。
	大 阪 航 空 局 (小松空港事務所)	・雪害時における飛行場及び航空保安施設の整備と防災管理に関すること。 ・航空災害の防止対策及び応急措置に関すること。
	東京管区気象台 (金沢地方気象台)	・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 ・気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること。 ・気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること。 ・気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること。 ・市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。 ・災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと。 ・都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。
	第九管区海上保安本部 (金沢海上保安部、七尾海上保安部)	・海上における災害予防に関すること。 ・海上における災害応急対策に関すること。 ・避難者、物資の輸送等救援活動に関すること。
	北陸総合通信局	・雪害時における非常通信の確保に関すること。
	石川労働局	・雪害時における産業安全に関すること。
	中部地方環境事務所	・有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 ・雪害時における廃棄物に関すること。
	北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	・手取川、梯川の直轄区域内における河川管理に関すること。 ・手取川、梯川の直轄工事区域内における河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。 ・手取川ダムの管理及び堰堤維持に関すること。 ・手取川、梯川の直轄区域の水防警報に関すること。 ・手取川、梯川の直轄区域内の洪水予報（金沢地方気象台共同発表）に関すること。 ・手取川直轄区域内の砂防工事及び災害復旧に関すること。 ・土砂災害緊急情報の発表等に関すること。 ・松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の海岸工事にに関すること。 ・松任、美川、根上、小松、片山津直轄区域内の水防警報に関すること。 ・一般国道指定区間における通行の確保、及び除雪、凍結の防止等の維持管理並びに災害予防、災害復旧に関すること。 ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。
	北陸地方整備局 (金沢港湾・空港整備事務所)	・金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 行 定 政 地 機 方 関	国 土 地 理 院 (北陸地方測量部)	・災害情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用に関すること。 ・災害予防、災害復旧及び復興における国土地理院の防災関連情報の活用に関すること。 ・雪害時等における地理情報システムの活用に関すること。 ・災害復旧及び復興のための公共測量の技術的助言に関すること。
自 衛 隊		・雪害時における人命又は財産保護のための予防活動及び救援活動に関すること。 ・雪害時における応急復旧活動に関すること。
指 定 公 共 機 関	西日本旅客鉄道 株 式 会 社 (金沢支社)	・鉄道施設の防災管理に関すること。 ・雪害時における鉄道等による人員の輸送確保及び災害復旧に関すること。
	日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社 (金沢支店)	・雪害時における鉄道貨物による緊急物資の輸送確保及び災害復旧に関すること。
	西日本電信電話 株 式 会 社 (金沢支店)	・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること。 ・雪害時の災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
	KDDI株式会社 (北陸総支社)	
	エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	
	株式会社NTTド コモ(北陸支社)	
	ソフトバンク 株 式 会 社 (地域総務部(北陸))	
	日 本 銀 行 (金沢支店)	・雪害時における金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること。
	日 本 赤 十 字 社 (石川県支部)	・雪害時等における救護班による医療、助産、遺体の処理等に関すること。 ・義援金品の募集及び配分に関すること。 ・日赤奉仕団の編成及び派遣のあっせん並びに防災ボランティア活動の連絡調整に関すること。 ・輸血用血液の確保・供給に関すること。 ・救護所の開設に関すること。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 共 機 関	日 本 放 送 協 会 (金 沢 放 送 局)	・ 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること。 ・ 雪害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること。
	日本通運株式会社 (金 沢 支 店)	・ 雪害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること。
	福山通運株式会社 (金 沢 支 店)	
	佐川急便株式会社 (北 陸 支 店)	
	ヤマト運輸株式会社 (金沢主管支店)	
	中 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 (金 沢 支 社)	・ 高速自動車道の維持管理及び防災対策の実施に関すること。 ・ 雪害時の高速自動車道の輸送路の確保に関すること。 ・ 高速自動車道の早期災害復旧に関すること。
	日本郵便株式会社 (北 陸 支 社)	・ 雪害時における郵便業務の確保に関すること。 ・ 雪害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
	北陸電力株式会社 (石 川 支 店)	・ ダム施設等の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。 ・ 雪害時における電力供給の確保に関すること。
	イオン株式会社	・ 雪害時における物資の調達・供給確保
	ユニー株式会社	
	株 式 会 社 セブンーイレブン ・ ジ ャ パ ン	
	株式会社ローソン	
	株 式 会 社 ファミリーマート	
	株式会社セブン& アイ・ホール デ ィ ン グ ス	

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 公 共 機 関	北陸鉄道株式会社	・雪害時における鉄道及び陸路の安全輸送の確保に関すること。 ・雪害時における緊急輸送の確保及び災害復旧に関すること。
	のと鉄道株式会社	・鉄道施設の防災管理に関すること。 ・雪害時における鉄道による人員の輸送確保及び災害復旧に関すること。
	I R いしかわ鉄道株式会社	
	株式会社 北 國 新 聞 社	・県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること。 ・雪害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること。
	株式会社 中日新聞北陸本社	
	北 陸 放 送 株 式 会 社	
	石川テレビ放送 株 式 会 社	
	株 式 会 社 テ レ ビ 金 沢	
	株 式 会 社 エ フ エ ム 石 川	
	北 陸 朝 日 放 送 株 式 会 社	
	公 益 社 団 法 人 石 川 県 医 師 会	・医師会救護班の編成及び連絡調整に関すること。 ・雪害時における医療救護活動に関すること。
	公 益 社 団 法 人 石 川 県 看 護 協 会	・雪害時における看護活動に関すること。
	石 川 県 治 水 協 会	・河川、海岸、水防及び災害復旧に関すること。
	一 般 社 団 法 人 石 川 県 エ ル ピ ー ガ ス 協 会	・雪害時におけるL P ガス施設の応急復旧に関すること。 ・雪害時におけるL P ガスの安定供給の確保に関すること。
	一 般 社 団 法 人 石 川 県 歯 科 医 師 会	・雪害時における歯科医療救護活動に関すること。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指定 地方 公共 機関	公 益 社 団 法 人 石 川 県 薬 剤 師 会	・雪害時における薬剤師活動や医薬品供給に関すること。
	公 益 社 団 法 人 石 川 県 栄 養 士 会	・雪害時における栄養管理に関すること。
公益 的事 業を 営む 法人 その 他公 共的 団体 及び 防災 上重 要な 施設 の管 理者	土 地 改 良 区	・水門、水路、ため池等の施設管理及びその防災管理並びに災害復旧に関すること。
	農 業 協 同 組 合 森 林 組 合 漁 業 協 同 組 合 等	・共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 ・被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること。 ・生産資材等の確保又はそのあっせんに関すること。 ・雪害応急対策に要する車両、船舶等の調整に関すること。
	商 工 会 議 所 商 工 会 等	・雪害時における物価安定についての協力、徹底に関すること。 ・救助・救援物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
	一 般 病 院 等 の 経 営 者	・雪害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 ・雪害時における負傷者等の医療救護に関すること。
	建 設 業 者 及 び 舗 装 業 者	・雪害時における応急工事に関すること。
	金 融 機 関	・被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
	危 険 物 関 係 施 設 の 管 理 者	・雪害時における危険物の保安措置に関すること。
	公 益 社 団 法 人 石 川 県 バ ス 協 会	・雪害時におけるバスの安全輸送の確保に関すること。
	一 般 社 団 法 人 石 川 県 タ ク シ ー 協 会	・雪害時におけるタクシーの安全輸送の確保に関すること。
	一 般 社 団 法 人 石 川 県 ト ラ ッ ク 協 会	・雪害時における緊急輸送に関すること。
	石 川 県 石 油 販 売 協 同 組 合	・雪害時における燃料等の確保に関すること。

第4節 本県の特質と既往の雪害

1 地 勢

(1) 位置の概要

本県は、本州の中央部に位置し、日本海に面している。東は宝達山脈、大門山系等により富山県と接し、南は白山、大日山の両山地が岐阜、福井両県に接している。

また、北部は、能登半島が日本海側に大きく突き出ている。このため、県の概形は、北東から南西方向に細長く、東西の延長距離は99.6 km、南北の延長距離は198.8 kmであり、海岸線の総延長は、601.3 kmに及んでいる。

(2) 地形の区分

地形的な特徴から、下記の区域に大別され、山地、丘陵、台地、平野などの地形区分は、次の図「石川の地形区分」に示すとおりである。（「石川県地質誌」1993年石川県発行）

ア 北・中部区域	{	北部区域 ----- 能登山地、能登丘陵 邑知低地帯
イ 南部区域		中部区域 ----- 石動・宝達山地、津幡・森本丘陵
ウ 加賀低地帯		----- 能美・江沼丘陵、加越山地

※ 北・中部区域は能登全域と加賀の北部を含む区域で、南部区域は金沢以南の区域で、加越山地は福井、岐阜、石川、富山県の山地の一部に相当する。

(3) 地勢的特徴

県内各地を流れる河川及び流域の概要は次のように特徴づけることができる。

ア 山間部地帯と平野部の区切りが比較的画然としている。

イ 地形上急流が多く、流域延長の短い小河川が多い。

ウ 山の配置が地形的多雨をもたらしやすい状態にある。

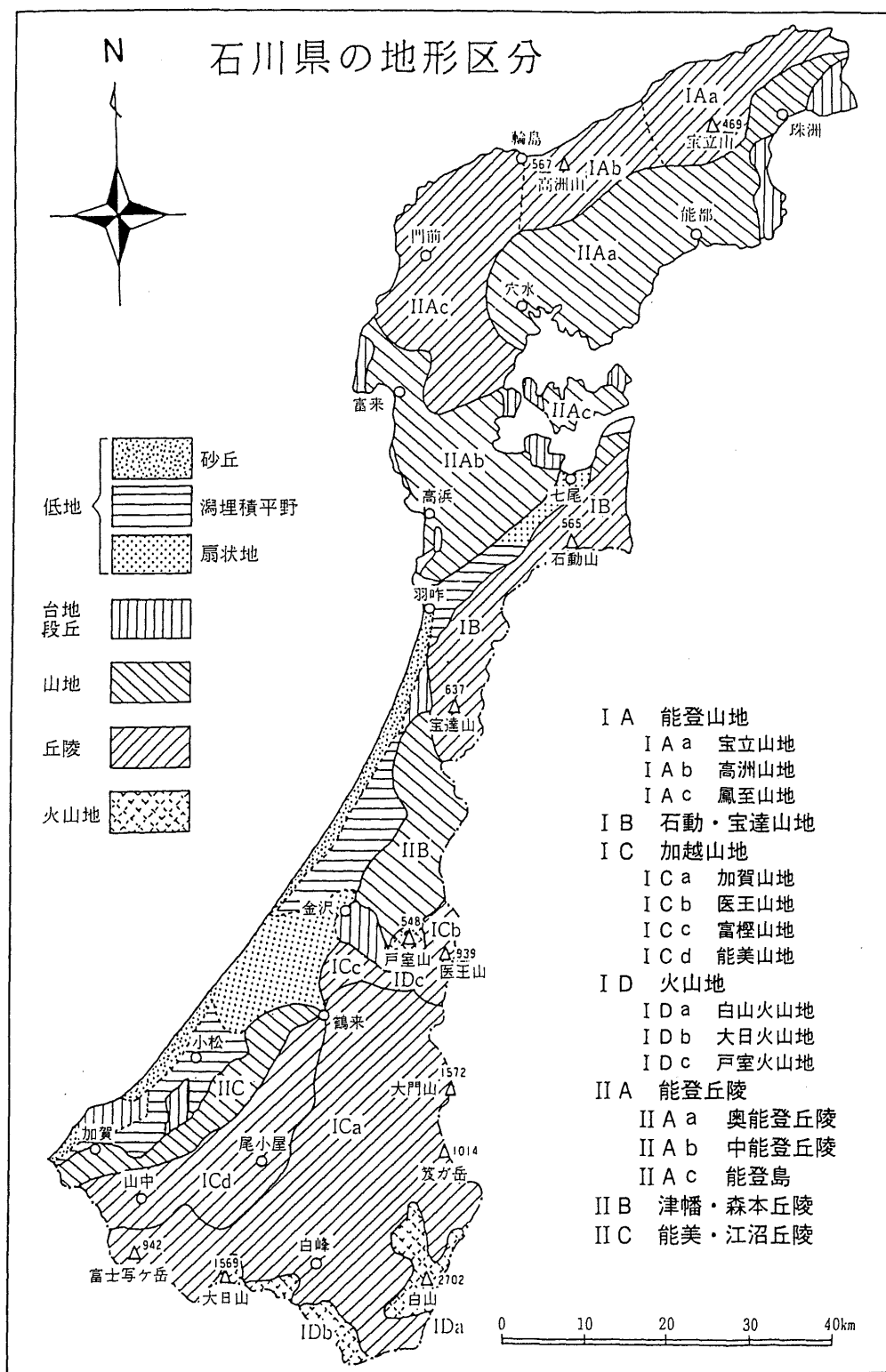
エ 年間の積雪量が多い。

オ 年間の平均流量が多い。

カ 海岸近くに潟が多く、これに流入する小河川も多い。

キ 河口は波浪により集まる砂礫でふさがれやすく、かつ移動しやすい。

図 石川県の地形区分（紮野, 1977）



2 山雪・里雪

(1) 山 雪

冬季、わが国の日本海側において、寒気の吹き出しの際に主に山岳部で降る雪を山雪という。地上の気圧配置が冬の西高東低型となり、本州を縦断して等圧線が南北に並ぶ時には山雪型の降雪となる。暖かい海面から蒸発した水蒸気は海上で既にかかなりの降水をもたすが、さらに脊梁山脈で強制的に上昇させられて大雪を降らせる（参考〔1〕）。

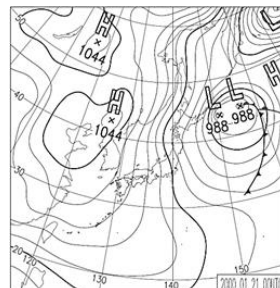
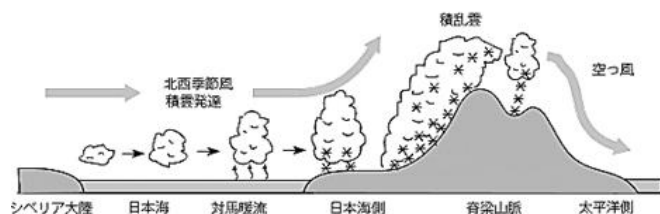


図1 山雪型の概念図（左）と気圧配置（右）（参考〔2〕）

(2) 里 雪

冬季、わが国の日本海側は多雪地帯となるが、主に日本海側の海外平野部で降る雪を里雪型の降雪という。里雪の場合でも、降雪は山岳部にも及ぶ。里雪の場合の地上の気圧配置は袋型が多い。西高東低型が緩んだ後に、この気圧配置になる。また、海岸線近くの日本海上に小低気圧がある場合、北陸前線などの局地前線がある場合にも里雪が降る（参考〔1〕）。

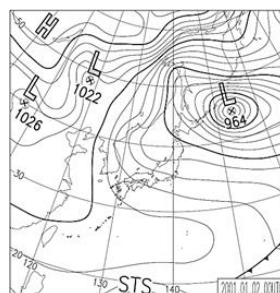
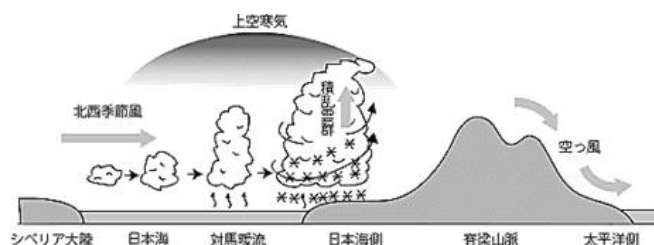


図2 里雪型の概念図（右）と気圧配置（左）（参考〔2〕）

3 日本海寒帯気団収束帯（JPCZ: Japan-Sea Polar-Airmass Convergence Zone）

冬季、北西季節風が卓越するとき、日本海上で寒帯気団内に見られる収束帯をいう。この気象状況のとき、朝鮮半島の東側のつけ根から日本海を横切って北陸・山陰付近に達する帯状の雲がこの収束帯で発達する（参考〔1〕）。JPCZ雲帯が日本列島にかかる沿岸地域では、多くの雪が降りやすい（参考〔5〕）。

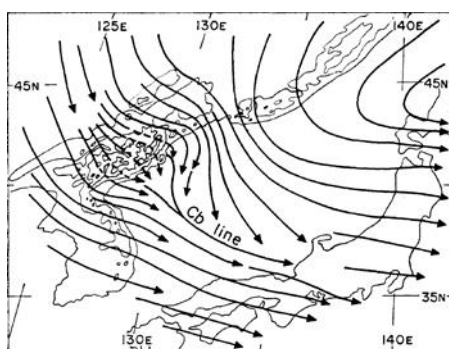


図3 山岳のまわりの気流系とCbライン（帯状の積乱雲列）の発生モデル（参考〔3〕）

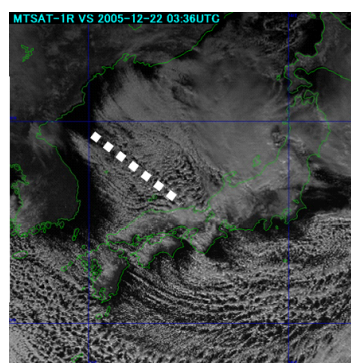


図4 気象衛星画像（可視）

2005（平成17）年12月22日13時観測
長白（チャンバイ）山脈を迂回した気流が山脈風下で合流して帯状の積乱雲列（点線で示した部分）を形成している（参考〔4〕）。

参考

- [1] 日本気象学会編、気象科学辞典、東京書籍1998年
- [2] 松江地方気象台ホームページ
冬の天気 <http://www.jmanet.go.jp/matsue/chisiki/column/cloud/winter.html>
- [3] 八木正允、村松照男、内山徳栄、黒川信彦、1986：
大陸沿岸の地形の影響を受けた日本海上の帯状収束雲とCu-Cbライン、天気、33、453-465。
- [4] 気象庁資料、雪に関する予報と気象情報について
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/minkan/koushu121207/shiryou2.pdf>
- [5] 小倉義光著、日本の天気その多様性とメカニズム、東京大学出版会2015年

4 気 象

冬は、大陸の優勢な高気圧から吹き出す強い北西の季節風が、日本海を吹走中に水蒸気を補給し、県内に雨や雪を降らせる。北陸地方は、世界有数の多雪地域で雪害をもたらすが、貴重な水資源でもある。また、冬の雷は、日本で一番多い。

(1) 降積雪の状況

金沢地方気象台における観測開始以来（１８９１年：明治２４年～）の最深積雪及び降雪量の状況は、下表のとおりである。

※１ 「年」の区分は寒候期（前年１１～当該年３月）による。

※２ 平年値は、１９８１年～２０１０年の３０年平均値である。

平年値 最深積雪 ４４ｃｍ

平年値 降雪量 ２８１ｃｍ

5 社会的要因とその変化

雪害は、気象、地形等の自然条件に起因するものに加えて、人口密集や都市化等の社会的条件によっても被害が拡大する恐れがある。

被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。

(1) 都市化の進展

本県の人口は、加賀地方の都市部において増加してきており、市街地では過密化、高層化が進展してきている。

このため、オープンスペースの減少等により、災害時には、被災人口の増大や火災の多発、延焼地域の拡大等の危険性を高めている。

一方、能登地方などの過疎地では、人口流出、高齢化等により消防防災活動に支障をきたしているところもみられる。

(2) 交通機関の発達

自動車、鉄道、航空等の高速交通機関の発達は住民の利便性を向上してきたといえるが、反面これらの依存度が高くなればなるほど、一旦、豪雪により交通がストップした場合には、生活や社会経済活動において混乱を招くことが予想される。

また、自動車保有台数が急速に増加してきているが、豪雪時には大量の路上放置車両の発生により除排雪活動や各種の応急対策に支障をきたす危険性も予想される。

(3) 工業化の進展

本県は、高度経済成長により急速に工業化が進展したが、工場自体が災害発生の危険性を内蔵していることなど地域に及ぼす影響が大きく、被害拡大の危険性を高めている。

(4) 交流人口の増大・国際化の進展

毎年多くの観光客が本県を訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、要配慮者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。

(5) 生活環境の変化

近代生活を営むに当たっては、電話、電気、水道、ガス等のライフラインに加え、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク等は欠かせないものとなっているが、生活水準の向上に伴い、これらは急速に整備されてきている。

このため、いったん雪害が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態に陥ることが予想される。

(6) 住民の共同意識の変化

今日の社会経済の発展は、物質的に豊かな社会を出現させた反面、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、住民の地域的連帯感が希薄になってきている。

このため、いったん雪害が発生すると、混乱を増幅させ、被害が拡大することが予想される。

6 既往の主な雪害とその被害

県内に特に大きな被害をもたらした豪雪・大雪として、「３８豪雪」、「５２豪雪」、「５６豪雪」、「５９豪雪」、「６１豪雪」、「平成１３年大雪」、「平成１８年豪雪」、「平成３０年大雪」がある。

(1) 「38豪雪」(昭和38年1月～3月：1963年)

ア 気象の状況【資料：「石川県災異誌」昭和47年3月石川県発行、
「石川県災害史」昭和42年3月石川県発行】

昭和38年1月10日夜から発生した日本海の低気圧は、沿海州から南下する大寒波の侵入に伴って猛風雪をもたらした。この大寒波の勢力は強く27日に至る17日間、殆ど休みなく風雪が続き、記録的な豪雪となった。

この大風雪は里雪型で、県下平野部で連日多量の降雪があった。特に1日の降雪量は金沢市で22日57cm、羽咋市では23日に60cmを記録した。金沢での11日から27日の降雪総合計は343cmであり、積雪深は27日に181cmを観測し、金沢地方気象台観測開始(明治24年)以来の最高記録となった。

各地の積雪は、加賀地方の平野部で150～300cm、山間部は、400cm～700cm、能登地方は、50～150cmを記録し、県下の観測地の最大は、目附谷の637cmだった。気象庁で「昭和38年1月豪雪」と命名。

イ 降積雪の状況【金沢地方気象台調べ】

要 素 \ 観測地点	白峰	鳥越	小松	金沢	宇ノ気	羽咋	七尾	富来	門前	輪島	珠洲
降雪の総量(cm)	1949	1070	435	587	344	452	262	74	123	171	274
降雪の最深(cm)	130	55	54	57	61	51	40	6	10	29	30
起 因 日	1/24	1/23	1/22	1/22	1/11	1/23	1/22	1/23	1/23	1/23	1/23
積雪の最深(cm)	420	308	160	181	155	110	134	25	30	60	95
起 因 日	1/27	1/31	1/27	1/27	1/28	1/26	1/27	1/28	2/1	1/24	1/25

ウ 被害の状況【資料：「石川県災異誌」昭和47年3月石川県発行、
「石川県災害史」昭和42年3月石川県発行】

○被害総額 24,174,327 千円

人	死 者	24名
	行方不明	1名
	重 傷 者	31名
	軽 傷 者	120名

非 住 家	全 壊	538棟
	半 壊	726棟
	一部破損	— 棟

住 家	全 壊	132棟
	半 壊	405棟
	一部破損	13,583棟
	床上浸水	64棟
	床下浸水	776棟

エ 主な雪害対策の状況【資料：「38・1豪雪被害の状況」昭和38年3月石川県発行、「石川県災害史」昭和42年3月石川県発行】

(ア) 対策組織

昭和38年1月16日午前8時30分「県災害対策本部」設置

(イ) 自衛隊の災害派遣状況

①北陸本線沿線除雪

陸上自衛隊：石川県内1月23日～2月11日延べ11,894人出動

②道路除雪

陸上自衛隊：1月30日～2月28日延べ1,876人出動

航空自衛隊：1月24日～2月14日延べ1,227人出動

③救急患者救出(自衛隊ヘリコプターによる)

航空自衛隊10名、陸上自衛隊1名搬送

④孤立無医村部落の診療(航空自衛隊医師のヘリコプター搭乗による)

白峰村、小松市新保、尾口村尾添、吉野谷村中宮で実施

⑤孤立部落道路偵察(自衛隊ヘリコプター、雪上車による)

⑥災害救助法適用地域および孤立集落に対する物資輸送

⑦県外からの救援物資、緊急薬品、血清等の輸送

(ウ) 災害救助法の適用

以下の2市1町5村に災害救助法を適用(2月5日)して、収容施設の供与、炊出しその他による食品の給与による救助を実施し、民政の安定を図った。

金沢市、小松市、山中町、白峰村、河内村、鳥越村、尾口村、吉野谷村

(エ) 道路除雪作業の状況

国・県・市・民間が一体となり、県内除雪機械の総出動による徹夜の除排雪作業と自衛隊建設大隊の協力により除雪を実施した。

2月26日までの除雪機械の延べ出動台数は石川県の756台をはじめとする合計6,240台となった

(2) 「52豪雪」(昭和51年12月～3月：1976年)

ア 気象の状況【資料：「石川県災異誌」昭和57年3月石川県発行、
「52豪雪災害記録」昭和52年石川県発行】

昭和52年の冬期間(12月27日～2月22日)、日本付近は異常な寒波の来襲を受け、県下は波状的な大雪に見舞われ、金沢市では12月28日43cm、52年1月1日41cm、21日23cm、2月4日27cm、16日58cmの降雪があり、積雪深は2月17日126cmに達した。また、2月17日には輪島上空5,500mの気温が-46℃まで下がり、測候所開設以来の低温を記録した。

イ 降積雪の状況【金沢地方気象台調べ】

観測地点 要素	白峰	山中	鳥越	小松	金沢	宇ノ気	羽咋	七尾	富来	輪島	珠洲
降雪の総量(cm)	1747	823	1068	435	589	477	345	408	339	250	537
降雪の最深(cm) 起 因 日	75 3/4	65 12/28	65 2/4	48 2/16	58 2/16	35 2/22	38 1/28	30 3/3	35 3/4	27 3/4	31 3/4
積雪の最深(cm) 起 因 日	255 2/17	193 2/17	240 2/19	111 2/18	126 2/17	85 2/5	58 2/4	65 2/6	60 2/5	47 2/6	100 2/6

ウ 被害の状況【資料：「石川県災異誌」昭和57年3月石川県発行】

人	死 者	4 名
的	負 傷 者	11 名

非	全 壊	5 棟
住	半 壊	2 棟
家	一部破損	3 棟

住	全 壊	2 棟
	半 壊	4 棟
	一部破損	5 棟
家	床上浸水	3 棟

客 車 運 休	1,152 本
貨 車 運 休	4,175 本

エ 主な雪害対策の状況【資料：「石川県災異誌」昭和57年3月石川県発行】

(ア) 対策組織

市町村：雪害対策本部(4市1町)

金沢市、加賀市、小松市、七尾市、山中町

(イ) 自衛隊の災害派遣状況

融雪期、航空自衛隊ヘリコプターによる雪崩発生危険箇所のパトロールを実施

(3) 「56豪雪」(昭和55年12月～3月：1981年)

ア 気象の状況【資料：「石川県災異誌」昭和57年3月石川県発行】

昭和55年12月26日降り始めた雪は、12月28日から冬型の気圧配置が強まり、加賀地方山間部を中心にして大雪に見舞われた。なかでも白峰村は、29日9時に日降雪量が110cmに達し、12月としては観測開始以来2番目の記録を更新した。

1月2日から再び冬型の気圧配置が強まり、1月15日9時の積雪深が白峰村480cmを記録したのを始め、白山麓一帯で38年豪雪を上回る大雪となり、金沢市内でも平野部で125cm、山沿いでは200cmを超える積雪となった。

イ 降積雪の状況【金沢地方気象台調べ】

観測地点 要素	白峰	山中	鳥越	小松	金沢	宇ノ気	羽咋	七尾	富来	門前	輪島	珠洲
降雪の総量(cm)	1930	662	790	369	523	388	292	273	253	64	195	353
降雪の最深(cm) 起 因 日	110 12/28	44 1/10	61 12/28	38 1/10	62 1/11	48 1/10	45 1/10	18 1/10	20 1/10	13 1/15	23 2/26	30 1/11
積雪の最深(cm) 起 因 日	480 1/15	236 1/18	308 1/15	101 1/23	125 1/13	75 1/22	60 1/22	57 1/17	45 1/22	15 1/16	36 1/23	71 1/22

ウ 被害の状況【資料：「石川県災異誌」昭和57年3月石川県発行】

○被害総額 7,885,623 千円

人的	死者	3名
	重傷者	30名
	軽傷者	30名

非住家	公共建物	30棟
	その他	215棟

住家	全壊	16棟
	半壊	12棟
	一部破損	619棟
	床下浸水	138棟

列車運休	5,529本
運転取止	2,900本
全日空欠航	58便

エ 主な雪害対策の状況【資料：「石川県災異誌」昭和57年3月石川県発行】

(ア) 対策組織

県：雪害対策本部（昭和56年1月13日～2月16日）

市町村：雪害対策本部（5市8町6村）

金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、松任市、山中町、辰口町、鶴来町、野々市町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村、津幡町、宇ノ気町、内灘町、鹿島町、柳田村

(イ) 自衛隊の活動状況

①孤立集落に対する物資の輸送の実施（小松市、山中町）

②雪崩発生危険箇所パトロールの実施（白山麓地帯2回）

③道路除雪の協力（小松市：1月17日～20日、金沢市：1月18日）

(4) 「59豪雪」（昭和59年1月～3月：1984年）

ア 気象の状況【資料：「石川県災異誌」平成5年3月石川県発行】

昭和58年12月中旬から昭和59年3月にかけて、強い寒気が相次いで日本付近に南下したため、日本海側を中心に強い降雪が断続し、北陸地方では、2月末まで積雪が増え続けた。

昭和59年1月22日早朝、日本海中部と本州南岸にそれぞれ低気圧があり、共に北東に進んだ後、本州付近は強い冬型の気圧配置が月末まで続いた。

このため石川県地方は、23～29日まで連日降雪が続き、特に24～26日にかけて奥能登地方で一時強く降り、珠洲では26日に100cm以上の積雪となった。

2月に入り、2日後半から雪となり、3日21時に輪島上空500hpaで-38.1℃を観測し、3日から4日にかけて能登地方では降雪30cm以上、加賀山間部では50cmの大雪となった。また、6日から8日にかけても県下全般に大雪となって、各地で今冬一番の積雪となった。

3月1日は輪島で前夜からの降雪で、積雪深は測候所開設以来3月として第1位の70cmを記録した。

これらの大雪は、金沢、輪島共に3月24日まで積雪が残り、金沢では第3位の長期積雪の終日となった。輪島では開設以来第1位の最大継続日数100日の記録となる大雪となった。

今冬の大雪は、12月15～19日は加賀地方山間部、1月15～17日は加賀地方、1月23～28日及び2月27～29日は能登地方と県下全域に大雪となり、56年豪雪以来の大雪となった。

イ 降積雪の状況【金沢地方気象台調べ】

観測地点 要素	白峰	山中	鳥越	小松	金沢	宇ノ気	羽咋	七尾	富来	門前	輪島	珠洲
降雪の総量(cm)	1611	808	1006	376	502	466	408	525	392	280	418	826
降雪の最深(cm) 起 因 日	63 1/16	64 2/3	38 2/3	30 1/28	29 2/3	31 2/3	25 2/8	24 1/25	38 1/24	33 2/5	37 1/25	47 1/25
積雪の最深(cm) 起 因 日	290 2/10	175 2/9	202 2/9	80 2/4	90 2/9	65 2/18	53 2/9	57 2/9	60 2/19	50 2/6	70 3/1	141 2/29

ウ 被害の状況【資料：「石川県災異誌」 平成5年3月石川県発行】

○被害総額 3,344,017 千円

人的	死者	1名
	重傷者	15名
	軽傷者	27名

非住家	公共建物	2棟
	その他	60棟

住家	全壊	8棟
	半壊	2棟
	一部破損	15棟
	床上浸水	1棟
	床下浸水	3棟

エ 主な雪害対策の状況【資料：「石川県災異誌」 平成5年3月石川県発行】

対策組織

県：雪害対策本部（昭和59年2月10日～3月23日）

市町村：災害対策本部（4市10町1村）

柳田村、山中町、小松市、津幡町、穴水町、門前町、鶴来町、内浦町、
珠洲市、能都町、輪島市、内灘町、宇ノ気町、七尾市、高松町

(5)「61豪雪」（昭和60年12月～3月：1986年）

ア 気象の状況【資料：「石川県気象年報昭和60年」、

「石川県気象年報昭和61年」（金沢地方気象台発行）】

超1級の寒気の南下で、県内は12月15日から17日にかけて低温と降雪が続き、加賀南部を主に40～130cmの積雪となった。12月上・中旬としては、昭和22年以来38年ぶりの大雪で、加賀南部は、100cmを超える積雪で、12月の記録を更新した。

61年1月6日から再び冬型の気圧配置が強まり、1月から2月にかけて厳しい低温状態が続くとともに、断続的に大雪を降らせ、総降雪量が金沢で688cm、輪島で377cmと3年連続の大雪を記録した。

イ 降積雪の状況【金沢地方気象台調べ】

観測地点 要素	白峰	山中	鳥越	小松	金沢	宇ノ気	羽咋	七尾	富来	門前	輪島	珠洲
降雪の総量(cm)	1789	1063	1246	565	688	554	443	543	399	218	377	768
降雪の最深(cm)	115	63	69	66	67	54	44	30	30	31	49	48
起 因 日	1/5	12/15	1/10	1/10	1/10	12/16	1/10	1/25	1/10	12/16	2/4	1/5
積雪の最深(cm)	315	221	234	125	113	104	90	58	55	50	78	132
起 因 日	3/1	1/28	2/28	1/28	1/28	1/28	1/28	1/26	1/12	12/17	2/5	2/5

ウ 被害の状況【資料：「石川県災異誌」 平成5年3月石川県発行】

○被害総額 1180,000 千円

人的	死者	3名
	重傷者	22名
	軽傷者	18名

住家損壊	4棟
床下浸水	33棟

エ 主な雪害対策の状況【資料：前同】

対策組織

市町村：災害対策本部（2市）

加賀市、羽咋市

：雪害対策本部（1市6町）

金沢市、津幡町、高松町、宇ノ気町、七塚町、内灘町、山中町

：豪雪対策本部（1村）

柳田村

(6)「平成13年大雪」(平成13年1月12日～1月18日：2001年)

ア 気象の状況【資料：「21世紀初冬の大雪」平成13年1月金沢地方気象台】

平成13年1月9日に低気圧が発達しながら日本海中部を北東に進み、12日から強い冬型となった。13日から輪島上空500hpaで-36.0℃以下の寒気が流入し、15日には、-42.5℃の強烈な寒気が流入した。このため、13日から17日にかけて県内全域で断続的に雪が降り続いた。特に15日夜明け前から16日にかけて小松市、金沢市、宇ノ気町、羽咋市の海岸部で大雪となった。

金沢では、昭和61年の大雪以来の15年ぶりの80cmをこえる積雪の深さを記録した。

イ 降積雪の状況【資料：金沢地方気象台調べ】

観測地点 要素	白峰	山中	鳥越	小松	金沢	宇ノ気	羽咋	七尾	富来	門前	輪島	珠洲
降雪の総量(cm)	240	155	154	113	147	155	151	84	64	58	56	105
降雪の最深(cm) 起 因 日	72 1/14	52 1/15	40 1/15	51 1/14	61 1/15	74 1/15	50 1/16	21 1/16	32 1/16	25 1/14	17 1/13	34 1/12
積雪の最深(cm) 起 因 日	205 1/15	120 1/17	124 1/15	81 1/16	88 1/16	118 1/16	110 1/17	56 1/17	40 1/17	30 1/15	32 1/17	63 1/17

ウ 被害の状況【資料：消防防災課調べ】

人	死 者	5 名
的	負 傷 者	1 3 7 名

住	全 壊	一 棟
家	半 壊	1 棟
	非住家損壊	5 3 棟
	床上浸水	一 棟
	床下浸水	1 棟

死者の内訳：一酸化炭素中毒（3名）
除雪作業中の事故（1名）
凍死（1名）

エ 主な雪害対策の状況【資料：前同】

対策組織

県：道路雪害対策本部（平成13年1月15日～1月22日）

市町村：災害対策本部（2市3町）

加賀市、押水町、鹿島町、鹿西町、羽咋市

：雪害対策本部（4市15町1村）

美川町、小松市、七塚町、金沢市、辰口町、津幡町、宇ノ気町、高松町、川北町、内灘町、野々市町、志雄町、山中町、鶴来町、松任市、穴水町、田鶴浜町、鳥屋町、七尾市、柳田村

：道路雪害対策本部（1市）

珠洲市

(7)「平成18年豪雪」(平成17年12月～2月：2006年)

ア 気象の状況

12月から1月上旬にかけて厳冬期並の強い寒気が日本付近に南下し、強い冬型の気圧配置が断続的に現れ、平野部でも福井県・石川県・富山県を中心に大雪となった。1月中旬からは天気は数日の周期で変わり、気温の高い時期と低い時期が交互に現れた。

12月の降雪量の平年比は金沢で248%(114cm)と多く、輪島では300%(93cm)とかなり多くなった。県内の全ての観測所では、1月7日から1月8日に今冬の最深積雪を観測した。

なお、気象庁は、平成18年の冬に発生した大雪について「平成18年豪雪」と命名した。

イ 降積雪の状況【資料：金沢地方気象台調べ】

要素 \ 観測地点	金沢	輪島	加賀山中	白山吉野	七尾	珠洲
降雪の総量 (cm)	253	194	550	661	323	347
降雪の最深 (cm)	20	18	41	51	24	22
起 因 日	1/5	1/7	12/14	12/13	2/4	1/7
積雪の最深 (cm)	55	29	152	173	59	71
起 因 日	1/8	1/7	1/7	1/8	1/8	1/7

ウ 被害の状況【資料：危機対策課調べ】

人 的	死 者	6 名
	負傷者	2 4 名

住 家	全 壊	1 棟
	半 壊	一 棟
	一部損壊	3 棟
非住家被害		2 8 棟
床 上 浸 水		1 棟
床 下 浸 水		6 棟

死者の内訳：屋根の雪下ろし作業中（3名）
家屋の倒壊（2名）
除雪作業中（1名）

エ 主な雪害対策の状況【資料：前同】

対策組織

市町：雪害対策本部（1市1町）

津幡町(12/19～12/26)、白山市(1/6～2/28)

(8)「平成30年大雪」(平成30年1月～2月：2018年)

ア 気象の状況

1月10日から13日にかけて、北陸地方の上空約5,500mに氷点下30.0℃以下の寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となった。県内では断続的に雪が降り、1月11日から12日にかけて県内全域で大雪警報が発表された。この大雪により各地で被害が発生した。

2月4日から8日にかけて、北陸地方の上空約5,000mに氷点下36.0℃以下の寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となった。県内では断続的に雪が降り、2月5日から7日にかけて能登北部を除く県内全域で大雪警報が発表された。

この大雪により、金沢では2月として第3位となる日降雪量52cmを記録するなど、県内各地に大きな影響をもたらした。

イ 降雪量の状況【資料：金沢地方気象台調べ】

(平成30年1月～2月)

要素 \ 観測地点	金沢	輪島	加賀菅谷	白山河内	七尾	珠洲
降雪量の合計 (cm)	272	191	532	558	246	328
日降雪量の最大 (cm)	52	33	79	74	31	40
起 因 日	2/5	1/11	2/6	2/6	2/5	1/11
最深積雪 (cm)	87	49	197	194	57	71
起 因 日	2/8	1/12	2/7	2/7	2/6	1/12

ウ 被害の状況【資料：危機対策課調べ】

人 的	死 者	2 名
	重 傷 者	1 6 名
	軽 傷 者	6 8 名

住 家	全壊	1 棟
	半壊	5 棟
	一部損壊	1 2 棟
	床上浸水	一 棟
	床下浸水	2 棟
非住家被害		2 0 棟

死者の内訳：除雪作業中（1名）
ビニールハウスの倒壊（1名）

エ 主な雪害対策の状況【資料：前同】

(ア) 対策組織

県：道路雪害対策本部（2/6～2/21）

市町：雪害対策本部（6市1町）

能美市（2/5～3/14）、小松市（2/5～3/16）、野々市市（2/6～2/16）、

加賀市（2/6～2/27）、金沢市（2/6～2/28）、白山市（2/6～3/6）、

内灘町（2/8～3/16）

(イ) 自衛隊の活動状況

水道管凍結による断水のため、給水活動を実施（輪島市：1/30～2/2）

7 過去に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された雪害

年 (西暦) 月 日	災害の種類	概要
昭和38. 1.11～27 (1963)	豪雪 (昭和38年1月豪雪)	・1月に大陸高気圧の異常発達により、特に11～27日に北陸地方平野部は記録的な大雪となり、交通機関の不通をはじめ、死者や家屋の倒壊など大きな被害を出した。 ・金沢の降雪総合計343 cm(11～27日)、最深積雪181 cm(27日) ・被害状況：死者24名、行方不明者1名、負傷者151名、住家全壊132棟、住家半壊405棟など 被害総額24,174,327千円 ・2月5日、次の市町村に災害救助法適用 金沢市、小松市、(江沼郡)山中町、(石川郡)白峰村、河内村、鳥越村、尾口村、吉野谷村

8 既往の主な雪害と県、市町の対策組織

災害発生年月日	災害の種類	県、市町設置の対策組織
昭和38年1月11日 ～ 1月27日	38豪雪	県：災害対策本部（期間：1月16日～3月）
昭和51年12月26日 ～52年2月24日	52豪雪	市町村：雪害対策本部 金沢市、加賀市、小松市、七尾市、山中町、宇ノ気町
昭和55年12月末 ～56年1月23日	56豪雪	県：雪害対策本部（期間：1月13日～2月16日） 市町村：雪害対策本部 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、松任市、山中町、辰口町、鶴来町、野々市町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村、白峰村、尾口村、白峰村、津幡町、宇ノ気町、内灘町、鹿島町、柳田村
～ 2月10日		市町村：災害対策本部 柳田村、山中町、小松市、津幡町、穴水町、門前町、鶴来町、内浦町、珠洲市、能都町、輪島市、内灘町、宇ノ気町、七尾市、高松町
昭和59年1月～3月	59豪雪	県：雪害対策本部（期間：2月10日～3月23日） 市町村：雪害対策本部 柳田村、山中町、小松市、津幡町、穴水町、門前町、鶴来町、内浦町、珠洲市、能都町、輪島市、内灘町、宇ノ気町、七尾市、高松町
昭和61年1月1日 ～ 1月31日	61豪雪	市町村：災害対策本部 加賀市、羽咋市 ：雪害対策本部 金沢市、津幡町、高松町、宇ノ気町、七塚町、内灘町、山中町 ：豪雪対策本部 柳田町
平成13年1月12日 ～1月18日	平成13年 大 雪	県：道路雪害対策本部（期間：1月15日～1月22日） 市町村：災害対策本部 加賀市、押水町、鹿島町、鹿西町、羽咋市 ：雪害対策本部 美川町、小松市、七塚町、金沢市、辰口町、津幡町、宇ノ気町、高松町、柳田村、川北町、内灘町、野々市町、志雄町、山中町、鶴来町、松任市、穴水町、田鶴浜町、鳥屋町、七尾市 ：道路雪害対策本部 珠洲市
平成 17 年 12 月～ 平成 18 年 2 月	平成 18 年 豪 雪	市 町：雪害対策本部 津幡町、白山市
平成 30 年 1 月～2 月	平成 30 年 大 雪	県：道路雪害対策本部（期間：2月6日～2月21日） 市町：雪害対策本部 能美市、小松市、野々市市、加賀市、金沢市、白山市、内灘町

第2章 雪害予防計画

節	細 節	担 当 機 関	ページ
【雪害予防計画の体系】			2 1
【雪害に強い県民の育成】			2 1
第1節 防災知識の普及	1 基本方針 2 職員に対する防災教育 3 学校教育における防災教育 4 住民に対する防災知識の普及 5 住民の雪害に対する心構え 6 防災相談及び意識調査 7 災害教訓の伝承	危機管理監室、教育委員会、市町、防災関係機関	2 2 2 2 2 2 2 3 2 4 2 4 2 4
第2節 県民及び事業者等のとるべき措置	1 基本方針 2 県民のとるべき措置 3 事業者等のとるべき措置 4 県民及び事業者等による地区内の防災活動の推進	危機管理監室、市町	2 5 2 5 2 6 2 7
第3節 自主防災組織の育成	1 基本方針 2 地域住民等の自主防災組織 3 事業所の自衛消防隊等	危機管理監室、市町	2 8 2 8 2 9
第4節 防災ボランティアの活動環境の整備	1 基本方針 2 防災ボランティアの環境整備 3 防災ボランティアの受入体制等 4 防災ボランティアの育成	県民文化スポーツ部、関係部局、市町、関係機関	3 0 3 0 3 0 3 1
第5節 防災訓練の充実	1 基本方針 2 防災訓練計画	危機管理監室、市町、防災関係機関、事業所	3 2 3 2
【雪害に備える強い組織体制づくり】			3 3
第6節 防災体制の整備	1 基本方針 2 県の活動体制 3 市町の活動体制 4 防災関係機関の活動体制	全部局、市町、防災関係機関	3 4 3 4 3 5 3 7
第7節 防災気象等観測網等の整備	1 基本方針 2 気象観測予報体制の整備 3 観測値等の総合利用体制の整備	危機管理監室、農林水産部、土木部、金沢地方气象台、市町、防災関係機関	3 8 3 8 3 8

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第 8 節 通信及び放送施設災害 予防	1 基本方針	危機管理監室、市町、 防災関係機関、放送事 業者	3 9
	2 通信用施設設備の整備		3 9
	3 石川県総合防災情報システム		4 0
	4 有線電話回線の故障復旧体制		4 1
	5 有線電話回線の維持体制		4 1
	6 放送施設設備の整備		4 1
第 9 節 道路等の交通確保対策	1 基本方針	関係各部局、警察本 部、市町、防災関係機 関	4 2
	2 交通安全の啓発等		4 2
	3 国道、県道等の交通確保		4 2
	4 公共交通機関の確保		4 3
	5 交通情報の共有		4 3
	6 事業者の措置		4 3
第10節 消防力の充実、強化	1 基本方針	危機管理監室、市町	4 4
	2 出火防止、初期消火		4 4
	3 火災予防上の通知等		4 5
	4 火災警報の発令		4 5
	5 所要地域の警戒措置等		4 5
	6 消防力の強化		4 5
	7 消防機械器具等の点検整備		4 6
	8 消防機関の警戒警備体制の 確保		4 6
	9 火災発生防止の徹底		4 6
	10 救助・救急体制の整備		4 7
第11節 避難体制の整備	1 基本方針	健康福祉部、教育委員 会、警察本部、市町、 防災関係機関	4 8
	2 指定避難所、避難路の指定等		4 8
	3 二次避難支援体制の整備		4 9
	4 交通規制		4 9
	5 避難誘導標識等の設置		4 9
	6 安全確保計画		4 9
	7 避難所運営マニュアルの作成		4 9
第12節 要配慮者対策	1 基本方針	危機管理監室、健康福 祉部、県民文化スポー ツ部、観光戦略推進 部、警察本部、市町	5 0
	2 在宅の要配慮者への配慮		5 0
	3 社会福祉施設等の管理、保全 対策		5 2
	4 外国人等に対する防災対策		5 2

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第13節 緊急輸送体制の整備	1 基本方針	危機管理監室、農林水産部、土木部、警察本部、市町	5 4
	2 緊急輸送道路ネットワークの整備		5 4
	3 臨時離着陸場の整備		5 5
	4 港湾・漁港の整備		5 5
	5 民間事業者等の活用		5 5
第14節 医療体制の整備	1 基本方針	健康福祉部、市町、防災関係機関	5 6
	2 医療救護体制の整備		5 6
	3 情報連絡体制		5 8
	4 災害医療支援室等の設置及び運営に関する訓練等		5 9
	5 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制		5 9
第15節 健康管理活動体制の整備	1 基本方針	健康福祉部、市町	6 0
	2 平常時の健康管理対策		6 0
	3 災害時の健康管理体制の整備		6 0
	4 情報連絡体制の整備		6 0
第16節 こころのケア体制の整備	1 基本方針	健康福祉部、市町	6 1
	2 こころのケア実施体制の整備		6 1
	3 災害時精神科医療体制の整備		6 1
	4 情報連絡体制の整備		6 1
第17節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保	1 基本方針	危機管理監室、生活環境部、健康福祉部、農林水産部、市町、防災関係機関	6 2
	2 県、市町、県民等の役割分担		6 2
	3 食料及び生活物資の確保		6 3
	4 消費者米穀の確保		6 3
	5 青果物の確保		6 3
	6 畜水産物の確保		6 3
	7 その他の食料品の確保		6 3
	8 ドライバー等への食料・飲料水等の確保		6 4
	9 物資の集積、配送地の整備		6 4
	10 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成		6 4
第18節 産業物資確保対策	1 基本方針	商工労働部	6 5
	2 物資確保対策		6 5

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第19節 農林水産災害予防	1 基本方針 2 農作物対策 3 畜産対策 4 林業対策 5 水産対策	農林水産部、市町	6 6 6 6 6 7 6 8 6 9
第20節 なだれ危険地域及び孤立集落対策	1 基本方針 2 なだれ対策 3 孤立集落対策	危機管理監室、農林水産部、土木部、警察本部、市町、防災関係機関	7 0 7 0 7 0
第21節 防災パトロール	1 基本方針 2 調査対象 3 実施方法 4 実施機関 5 調査結果	危機管理監室、農林水産部、土木部、警察本部、市町、防災関係機関	7 2 7 2 7 2 7 2 7 2
【 雪 害 に 強 い 県 土 づ く り 】			7 3
第22節 建築物等災害予防	1 基本方針 2 防災上重要な公共建築物等の雪害予防 3 一般建築物の雪害予防 4 文化財雪害予防	危機管理監室、土木部、教育委員会、市町	7 4 7 4 7 4 7 4
第23節 公共施設災害予防	1 基本方針 2 上水道、下水道の整備対策 3 電力施設の整備対策 4 通信施設の整備対策 5 交通施設等の整備対策 6 一般廃棄物処理施設整備対策	生活環境部、土木部、警察本部、市町、防災関係機関	7 6 7 6 7 8 7 8 7 9 7 9
第24節 防災資機材等の点検整備	1 基本方針 2 救助用備蓄物資の整備点検 3 その他資機材の整備点検	危機管理監室、農林水産部、土木部、市町、防災関係機関	8 0 8 0 8 0

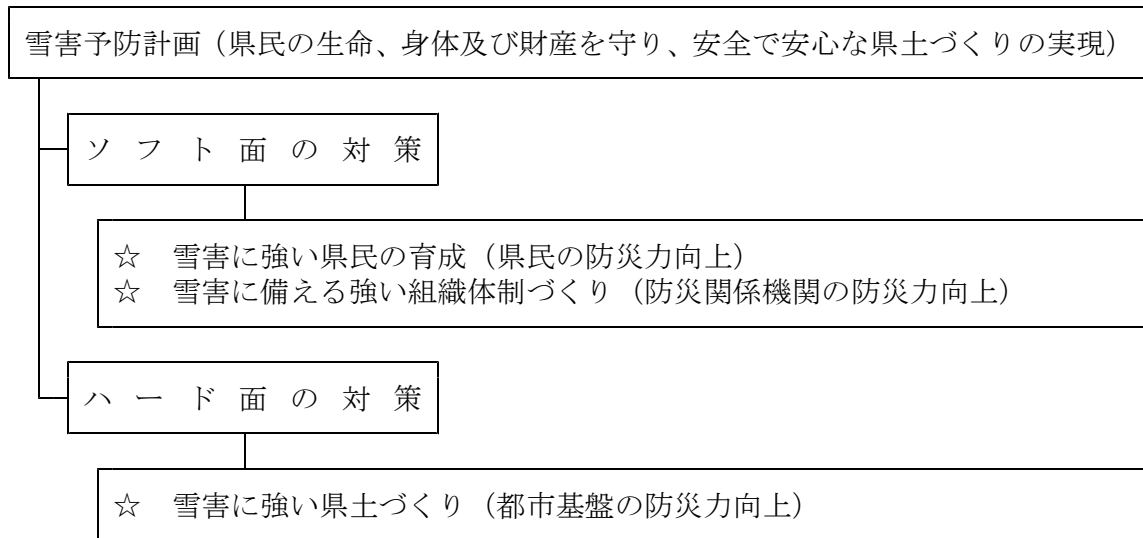
第2章 雪害予防計画

【雪害予防計画の体系】

雪害から県民の生命、身体及び財産を守り、安全で安心な県土づくりを実現するために必要な対策を県、市町及び防災関係機関等が一丸となって講じる。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

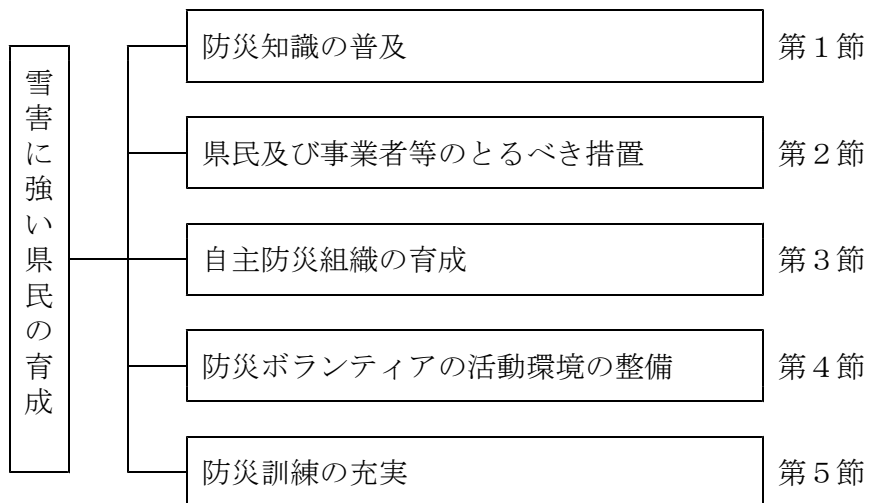


【雪害に強い県民の育成】

県、市町及び防災関係機関等は、防災知識の普及、啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施などを通じて、職員や県民の防災対策上の役割と責務を周知させる。

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、防災行動力を向上させ、県民一人ひとりが雪害に対する心構えを持ち、雪害発生時においても、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動がとれるようにする。



第1節 防災知識の普及

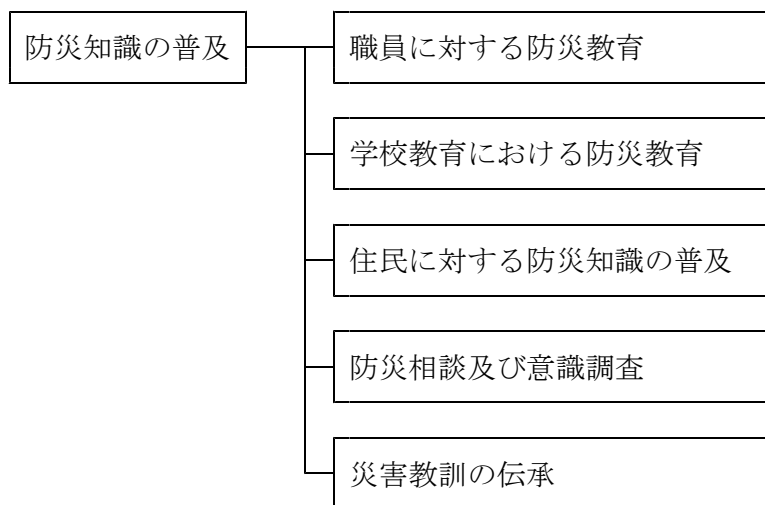
危機管理監室、教育委員会、市町、防災関係機関

1 基本方針

雪害対策は人的被害防止を最優先とし、県、市町及び防災関係機関は平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、住民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、住民一人ひとりに防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った雪害に強い県民の育成に努める。

体 系



2 職員に対する防災教育

県、市町及び防災関係機関は、雪害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期すため、防災業務に従事する職員等に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 雪害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等

(2) 教育の内容

- ア 石川県地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 雪についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関係法令の運用
- オ その他災害対策に必要な事項

3 学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い県民を育成する上で重要である。

そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。

なお、防災教育を含めた安全教育については、各学校で「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

- (1) 大規模な災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、市町その他関係機関、地域の住民との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

ア 防災教育の充実

イ 積雪・降雪時の登下校中、在宅中に起きる様々な危険とその際の対処の方法

ウ 具体的な危険箇所、事故等

エ 災害時におけるボランティアの重要性

オ 乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々に対する配慮

カ その他災害対策に必要な事項

4 住民に対する防災知識の普及

県、市町及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また、雪崩危険箇所等の存在、融雪時の対応、雪崩に関する情報等についてわかりやすくとりまとめた災害発生時の行動マニュアルやハザードマップ等の作成、配布に努め住民に周知徹底を図る。

(1) 普及の方法

ア 生涯学習教育を通じての普及

教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。

イ 自動車運転者に対する啓発

(ア) 警察は、運転免許更新時の講習、各種交通安全講習等地域の実情に応じた各種研修等を通じて、冬用タイヤの早めの交換、降積雪時における安全運転、自家用車の自粛、運転する際の必要な準備等、車両の運転者への周知に努めるものとする。

(イ) (一社)石川県トラック協会、(公社)石川県バス協会、(一社)石川県タクシー協会などの運輸関係団体は、運輸事業者に対し、積雪時の冬用タイヤ、チェーン着装の周知徹底を図る。

ウ 広報媒体等による普及

(ア) ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話等による普及

(イ) 新聞、雑誌による普及

(ウ) 防災に関するテキストやマニュアル等の印刷物による普及

協定者		協定締結日
石川県	NTTタウンページ（株）	H29. 8. 9

(エ) ビデオ、映画、スライドによる普及

- (オ) 広報車の巡回による普及
- (カ) 講演会や実地研修等の開催による普及
- エ 社会教育施設の活用を通じた普及
 - 公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

(2) 普及の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- イ 雪についての知識及びその特性
- ウ 普段からの心がけ
 - (住宅の点検、火災の防止、非常用飲食料の備蓄)
- エ 要配慮者に対する配慮
- オ 自主防災組織の活動
- カ 降積雪時の心得
 - (交通対策、除雪計画、落雪・転倒注意、渋滞時の車内での一酸化炭素中毒)

5 住民の雪害に対する心構え

- (1) 集中的な大雪が予測される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の外出を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。
- (2) 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料、毛布及び携帯トイレ等を備えておくよう心がけるものとする。

6 防災相談及び意識調査

県、市町及び防災関係機関は、その所管する事項について、住民の雪害対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、住民に雪害対策の意識調査を必要に応じて実施する。

7 災害教訓の伝承

- (1) 県及び市町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
 - また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- (2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

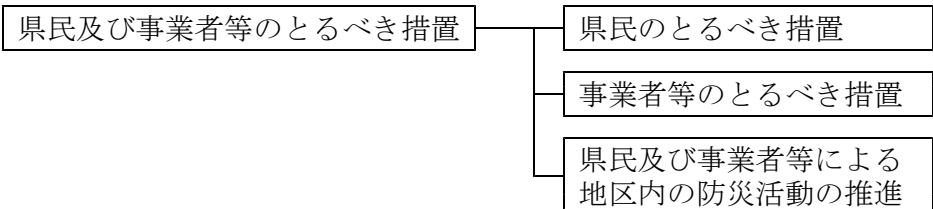
第2節 県民及び事業者等のとるべき措置

危機管理監室、市町

1 基本方針

雪害等における被害及び混乱を防止するため、県民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、県民及び事業者等は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

体 系



2 県民のとるべき措置

(1) 平素から次のことに留意し、雪害時に備えておく。

平 常 時 の 心 得	○日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検
	○消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置
	○除排雪用具を準備する。 冬季前に、除排雪をするための用具を準備し、すぐに使用できる場所に保管する。
	○マイカーの冬への備えをする。 冬期には、早めに、冬用タイヤに交換する。 日頃から、除排雪作業に支障をきたさないよう、路上駐車を行わない。
	○降積雪期に向け、住宅の屋内外を点検する。 積雪に耐えられるよう修繕することや落雪によるガラス等の破損防止策を講じる。
	○側溝や下水を清掃する。 日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。
得	○食料・飲料水・燃料など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄）、燃料 ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー ・風邪薬などの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等

	○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・雪害発生時の情報収集、除雪等の役割分担及び避難所、避難路 ・毎日の行動予定及び雪害時の連絡先と連絡方法 ○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。
	○地域等の防災訓練に積極的に参加し、雪害時の行動力を身につける。

(2) 雪害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

雪 害 時 の 心 得	○ラジオやテレビで気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。 ○外出は見合わせる。 ○不要・不急の道路利用は控え、自家用車の使用は極力さける（公共交通機関等の積極的利用）。 ○渋滞防止のための時差出勤を行う。 ○エンジンをかけたままの駐車における一酸化炭素中毒に注意する。 ○隣近所等と協力し、消火栓等の防災設備の周り等を除排雪する。 ○水道管の破裂に注意する。 ○火が出たら隣近所で初期消火 ○消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。 ○屋根雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。 ○屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。 ○屋根雪の落下や積雪によるガス事故防止に必要な措置を行う。 ○雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。 ○協力しあって応急救護 ○協力しあって生活道路、歩道等の除排雪
----------------------------	--

3 事業者等のとるべき措置

(1) 事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画(BCP)、消防計画、予防規程その他の規定等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努め、雪害時に備えておく。

平 常 時 の 心 得	○自主防災体制の確立を図る。 ○情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○事業所の耐雪化に努める。 ○積雪等による危害防止措置を講ずる。 ○防火用品等の備蓄をしておく。 ○除排雪用具を準備しておく。 ○冬期は早めに、事業所車両等を冬用タイヤに交換し、滑り止め装置等を準備しておく。 ○出火防止対策を講ずる。 ○地域住民との協力体制 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○損害保険への加入など資金の確保を図ること。 ○食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。
----------------------------	---

なお、防災計画等の作成上の留意事項は、次のとおりとする。

防災計画作成上の留意事項	○県及び市町の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。 ○従業員、顧客及び周辺住民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。 ○責任者の不在時についても考慮する。 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。 ○事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。 ○建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
--------------	--

（２）雪害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止に努める。

雪害時の心得	○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、要配慮者の安全に特に留意する。 ○電話がかかりにくくなった場合には、不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町村、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○バス、タクシー、生活物資輸送車等、県民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○渋滞や交通規制を考慮した業務を実施する。 ○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。
--------	---

４ 県民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案するなど、当該地区の市町と連携して防災活動を行う。

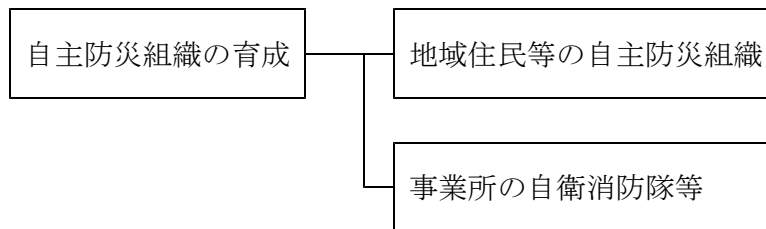
なお、市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の県民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定める。

1 基本方針

雪害は、被害が長期かつ広範囲に及ぶことが予想され、道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自分たちの町は自分たちで守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。県及び市町は、地域住民及び事業所等自らが出火防止、初期消火、救出救護活動及び地域ぐるみの除排雪を実施できる自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や婦人会等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

体 系



2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成

県及び市町は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。

その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。

また、県は、自主防災組織アドバイザー派遣制度を活用するなど、自主防災組織のより一層の結成促進を図るとともに、「自主防災組織活動マニュアル」を作成し、活動内容の充実を図る。

(2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び雪害時において効果的な防災活動を次により行う。なお、県及び市町は、雪害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。

平 常 時	○情報の収集伝達体制の確立 ○防災知識の普及 ○火気使用設備器具等の点検 ○防災資機材の備蓄及び管理 ○地域における避難行動要支援者の把握 ○避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立
雪 害 時	○県及び市町村と連携し、生活道路等の地域ぐるみの除排雪 ○出火防止、初期消火活動 ○地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達 ○救出救護の実施及び協力 ○集団避難の実施 ○避難所運営の実施及び協力 ○炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ○避難行動要支援者の避難行動への支援

(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、雪害が発生した場合には、自力による避難が困難である。このため、自主防災組織は、市町と連携しながらねたきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。また、屋根雪おろし等の実施に協力する。

3 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気使用設備・器具や、貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。

このため、事業者は、県、市町村及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制の整備に努める。

更に自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、被害の軽減、防止に努める。

第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

県民文化スポーツ部、関係部局、
市町、関係機関

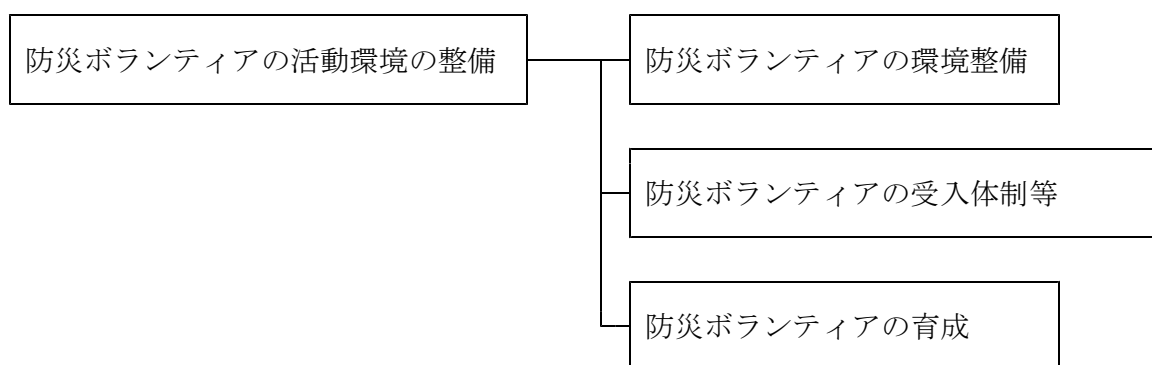
1 基本方針

雪害による被害を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。

体 系



2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊出し、清掃作業、除雪作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。

- ア アマチュア無線通信業務（危機管理部局）
- イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務（健康福祉部局）
- ウ 被災宅地の危険度判定業務（土木部局）
- エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（県民文化部局等）
- オ 通訳業務（観光部局）
- カ その他専門的な技術、知識を要する業務（県民文化部局等）
- キ その他の業務（県民文化部局等）

3 防災ボランティアの受入体制等

- （1）防災ボランティアの柔軟な受け入れ

県、市町及び関係機関は、雪害時において２の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

(２) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

県、市町及び(公財)石川県県民ボランティアセンター（以下「県民ボランティアセンター」という。）は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）の運営訓練を行う。

(３) 被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に対応するため、県及び市町は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し、被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

４ 防災ボランティアの育成

- (１) 県、市町及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会(自治会)、民生委員、防災士など地域住民と一体となった訓練を実施する。
- (２) 県及び市町は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、ＮＰＯ等に積極的に活動参加を呼びかける。
- (３) 県は、災害時にボランティア活動として被災宅地危険度判定を行う被災宅地危険度判定士を養成するため、専門技術者等を対象に認定講習会を実施し、有資格者を登録する。
- (４) 県は、防災ボランティアの受け入れや派遣などを行うボランティア現地本部において、防災ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、コーディネート力の向上のための研修等を行う。
また、市町、日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。
- (５) 県及び市町は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制作りに努める。

第5節 防災訓練の充実

危機管理監室、市町、防災関係機関、事業所

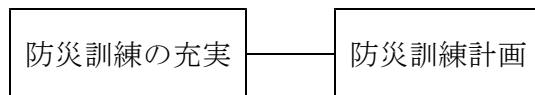
1 基本方針

県、市町及び防災関係機関等は、雪害予防の万全を期するため、単独又は共同して、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、冬期間におけるより実践的な防災訓練の継続的な実施に努める。

また、県、市町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般住民に参加を求めて、降積雪時の初期消火、避難等をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

体 系



2 防災訓練計画

県、市町、防災関係機関及び事業所等は、雪害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 図上訓練

図上訓練は、災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は、次のとおりとする。

- ア 迅速、的確な情報の収集、伝達
- イ 広域応援の要請
- ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
- エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- オ その他災害対策事務又は業務の迅速的確な処理

(2) 実地訓練

積雪時の災害の発生を想定し、学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、次の訓練を実地に行う。

- ア 非常参集訓練
- イ 非常通信訓練

【雪害に備える強い組織体制づくり】

豪雪等による雪害に、県、市町及び防災関係機関が迅速かつ的確に対処できるようにするためには、日頃からの備えが重要であり、雪害時における通信、放送施設、交通確保や避難、緊急輸送、医療などの体制整備を行うとともに、雪害時における拠点整備を行う。

雪 害 に 備 え る 強 い 組 織 体 制 づ く り	防災体制の整備	第 6 節
	防災気象観測網等の整備	第 7 節
	通信及び放送施設災害予防	第 8 節
	道路等の交通確保対策	第 9 節
	消防力の充実、強化	第10節
	避難体制の整備	第11節
	要配慮者対策	第12節
	緊急輸送体制の整備	第13節
	医療体制の整備	第14節
	健康管理活動体制の整備	第15節
	こころのケア体制の整備	第16節
	食料・飲料水及び生活必需品等の確保	第17節
	産業物資確保対策	第18節
	農林水産災害予防	第19節
なだれ危険地域及び孤立集落対策	第20節	
防災パトロール	第21節	

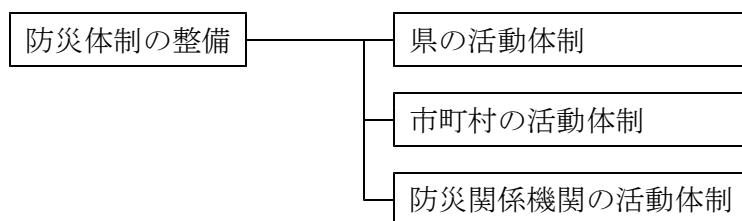
1 基本方針

雪害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、県、市町及び防災関係機関は、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

体 系



2 県の活動体制

(1) 災害対策本部要員等の確保

県は、雪害発生時の初動体制に万全を期し、特に災害対策本部要員等の確保に努める。

ア 即応体制の確立

県は、雪害情報の収集、伝達体制を確保するため、当直体制を実施する。

イ 災害対策本部要員等への連絡手段の確保

県の幹部職員等は、携帯電話を携行する。

(2) 地域防災計画に基づく防災活動要領（マニュアル）等の整備

県の各部長等は、地域防災計画の内容に基づき、雪害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、雪害発生時の職員の配備計画、連絡体制（動員伝達系統）、担当業務及び参集場所（登庁不能時を含む。）を盛り込んだ防災活動要領（マニュアル）の整備を行う。

なお、防災活動要領は、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年度検討を加え、必要がある場合は直ちに修正し、4月末までに危機管理監に報告する。

(3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築

ア 県各関係課長等は平常時から被害状況等の把握や応援要請のため、市町及び防災関係機関、関係団体との緊急連絡体制の強化・充実に努めるなど、実効性の確保に努めるものとする。

イ 県は、市町と調整の上、市町の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。

(4) 災害対策本部室の整備

県庁舎の災害対策本部室については、必要な機能を備えた専用室とし、災害情報を共有し、的確な意思決定を図るものとする。

(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を

締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

イ 県は、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(6) 広域防災拠点の指定と整備

県は、災害時において応急対策活動の拠点となる広域防災拠点を指定の上、整備する。

広域防災拠点は、被災地外から被災地への人員や物資の集積、配送の拠点であるため、広域的な交通上の利便のよい所を指定する。

指定に当たっては、石川県の地理的、社会的条件を考慮し、次の3つの広域防災地区を基本とする。

能登地区：羽咋郡以北の地域 石川中央地区：かほく市、河北郡、金沢市、野々市市及び白山市の地域 南加賀地区：能美郡以南の地域

また、各拠点には、被災地外からの人員や物資を集積、配送するための広場や緊急情報の通信施設を整備し、避難者数を考慮した物資の集積面積の確保に努める。

(7) 受援計画の策定等

県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えとともに関係機関との情報の共有に努める。

(8) 雪害対策会議の開催

県は、毎年度防災関係機関との密接な連絡調整を図るため雪害対策会議を開催し、雪害対策に万全を期する。

(9) 被災者生活再建支援制度等の周知

県は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。

また、県は、市町に対する被害認定調査講習会等を開催し、職員の対応能力向上を図るとともに、育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

(10) 情報のバックアップ化

県は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

(11) 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援

県は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。

3 市町の活動体制

(1) 災害対策本部要員等の確保

市町は、雪害発生時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、市町は、応急対策活動の中枢拠点として、地域の防災拠点を整備するとともに、災害現場での応急対策活動を行う地区拠点の整備に努める。

(2) 国、県との連絡体制等の整備

市町は、避難勧告又は指示（緊急）を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を

徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 除雪対策協議会の設置

道路除雪計画の遂行に当たり、屋根の雪下ろし等との関係から市街地部分（人家連担地区）の除雪が隘路となっていることから、市町に、市町、国、県の出先機関、警察署、商工団体、建設業者、交通運輸業者、町内会等の各代表者をもって構成する除雪対策協議会を設置し、除雪作業の調整、受益者及び住民の協力確保等を図り、除雪計画の遂行を期する。

(4) 災害情報の収集

市町は災害情報の収集にあたっては平常時から地区、町会ごとに収集・伝達体制を整える。

(5) 情報発信

市町は、避難所、地区・町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(6) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア 市町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意するものとする。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な雪害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(7) 受援計画の策定等

市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。

(8) 罹災証明交付体制の確立

市町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

ア 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めること。

イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。

ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。

エ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。

オ 民間の調査要員の確保策について検討すること。

(9) 災害廃棄物の仮置き場の確保

市町は、災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物の仮置き場の確保に努める。

(10) 被災者生活再建支援制度等の周知

市町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、

罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。

(1 1) 情報のバックアップ化

市町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

(1 2) 事業継続計画（ＢＣＰ）の策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の構築支援

市町は、事業所等の事業継続計画（ＢＣＰ）策定及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築を支援するため、情報提供等に努める。

4 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、雪害発生時に災害応急活動を円滑に行えるよう職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

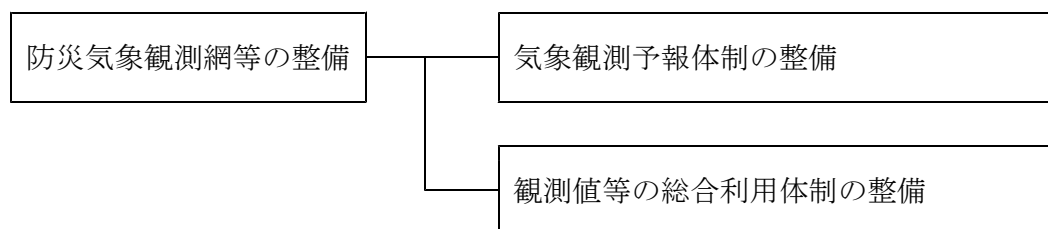
第7節 防災気象観測網等の整備

危機管理監室、農林水産部、土木部、
金沢地方気象台、市町、防災関係機関

1 基本方針

雪害対策上、局地的気象状況等の把握が極めて重要であることに鑑み、気象観測施設等の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制等の整備を図る。

体 系



2 気象観測予報体制の整備

予報の精度を高め、局地的予報を的確に行い、適切な予報、注意報、警報を適時に発表できるように、気象官署は降積雪現象の観測及び予報に必要な施設並びに設備の整備に努める。

3 観測値等の総合利用体制の整備

異常降積雪時における積雪量等災害応急対策上必要な各種観測値の総合的利用を図るため、災害応急対策関係機関は、緊急時の雪害情報収集の一環として、協議のうえ雪害が発生するおそれがあるときの観測値等の相互連絡、利用体制の整備に努める。

第8節 通信及び放送施設災害予防

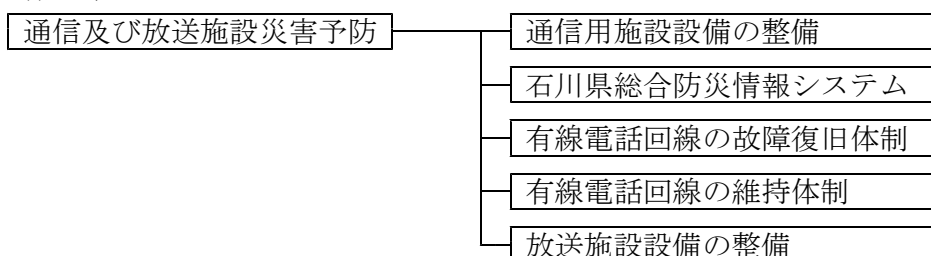
危機管理監室、市町、防災関係機関、
放送事業者

1 基本方針

豪雪等によりアンテナが破損するなどの通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互間の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

体 系



2 通信用施設設備の整備

(1) 県の整備

県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する雪害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話、防災行政無線のほか、可搬型衛星地球局等の整備を図る。

また、ヘリコプターテレビ電送システム、高所監視カメラ、総合防災情報システム、土木部総合通信情報システム、救急医療情報システム等の整備の充実を図るほか、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めるよう努めるなど、情報の収集、伝達に万全を期す。

(2) 市町の整備

ア 市町は、住民等に対する雪害時の情報を迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の整備促進を図り、通信の確保に努める。

また、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。

さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

イ 市町等は、119番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

(3) 防災関係機関の整備

防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、衛星携帯電話などの整備を図り、通信の確保に努める。

なお、県及び市町は、NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

(4) 応急用資機材の整備

県、市町及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。

また、災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

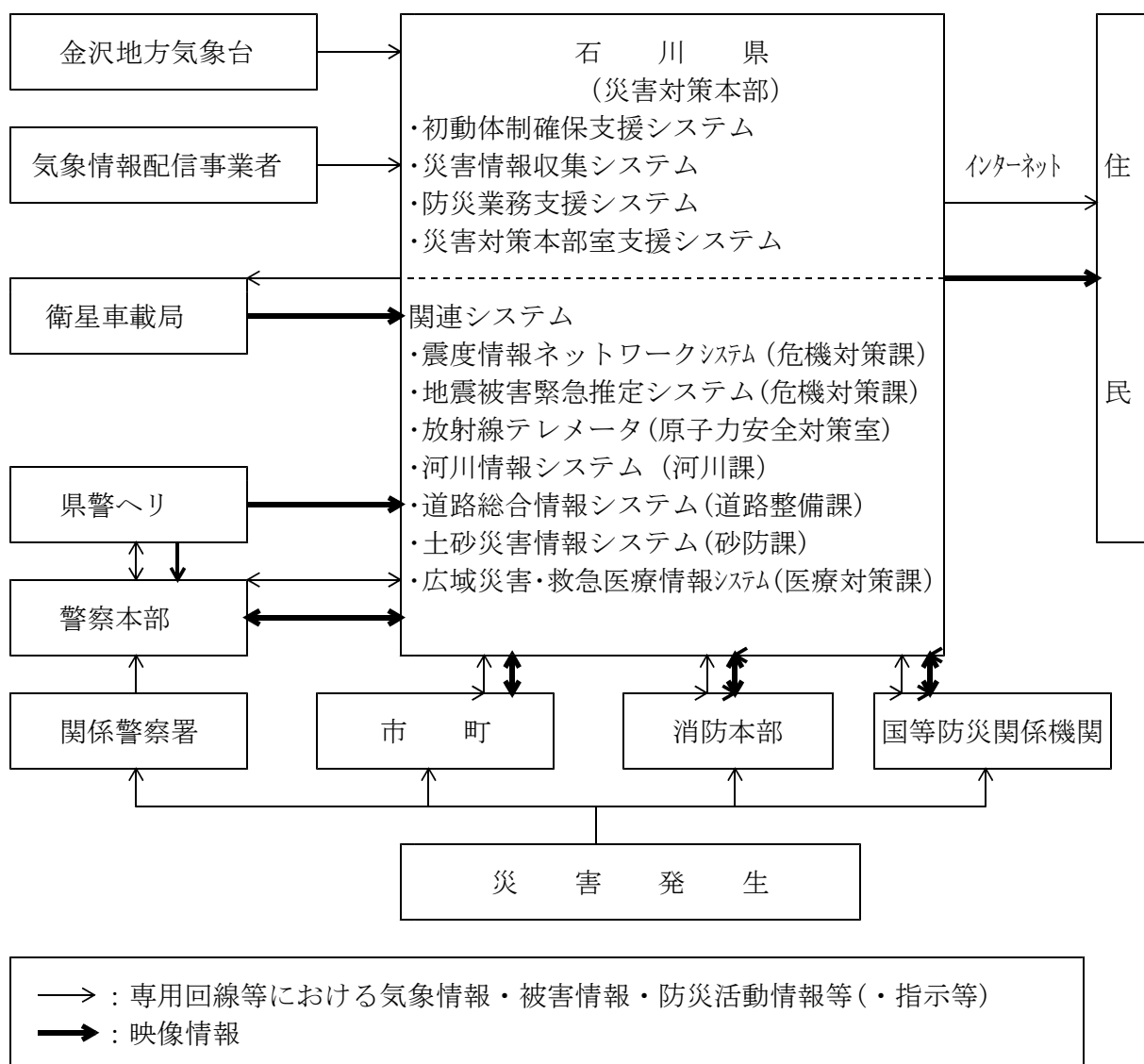
(5) 災害時優先電話の確保

県、市町及び防災関係機関は、災害時の電話の利用制限を回避するため、平常時から防災関係機関・団体間の優先電話の確保に努める。

3 石川県総合防災情報システム

県は、災害時の災害情報を共有し、的確な意思決定を図るため、県庁内防災関係課、出先機関、市町、消防本部、国等の防災関係機関（各防災拠点）をネットワークで結んだ「石川県総合防災情報システム」を整備し、災害情報の収集、伝達に努めるものとする。

石川県総合防災情報システム



4 有線電話回線の故障復旧体制

(1) 復旧資材の配備

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）金沢支店は、応急復旧用ケーブルとして、応急市内・外ケーブル、応急同軸ケーブル、応急光ケーブル、応急屋外線を、保安器、保安器用ヒューズなど必要な宅内関係資材を関係機関に分配配置する。

(2) 雪上車配備

株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト北陸石川支店には、雪上車を配備しておく。

(3) 停電時の緊急措置

予備エンジンの点検、整備を再確認し、重軽油の補給を行い所要見込量を確保する。

なお、関係機関は無人局の長時間にわたる商用電源停電に対処するため、道路事情などを勘案して携帯用発動発電機を事前に配備する。

5 有線電話回線の維持体制

(1) 回線の切替

雪害等により、電話回線に重大な障害が発生した場合、通話への影響を極力少なくするため、NTT西日本金沢支店は、定められた回線切替装置及び復旧順位により、重要回線の手他ルートへの切替等の措置をし回線の確保に努める。

(2) 移動無線機の配置

有線回線が障害となり、一定エリアの通話が不能（通信そ通上の孤立状態）になった場合、NTT西日本金沢支店は、移動無線機を配備し、有事即応の体制を整える。

6 放送施設設備の整備

(1) 県は、有線通信施設設備、無線通信施設設備により通信ができないとき、又は著しく困難な場合において、放送事業者に対し放送要請を行うための協力体制の確保に努める。

放送事業者は、雪害時においても放送施設設備が円滑に機能するよう努める。

(2) 放送事業者は、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、速やかに放送を再開するために、次の対策の推進に努める。

ア 演奏所が被災しても放送ができるよう可能なかぎり送信所内に最小限の演奏設備を設ける。

イ 中波放送については、可能なかぎり非常用放送設備を設ける。

ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図るような措置を講ずる。

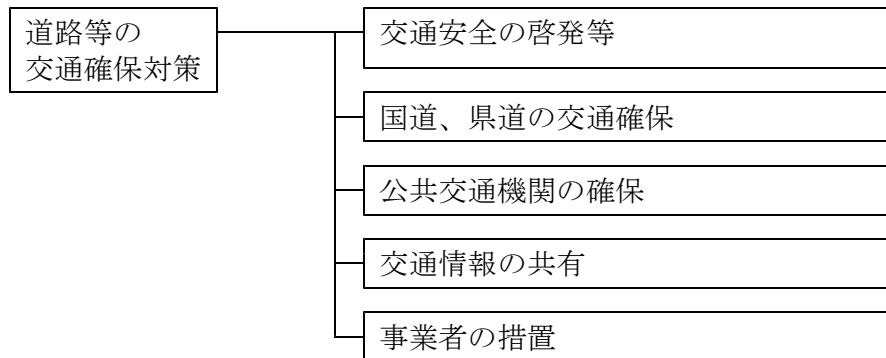
第9節 道路等の交通確保対策

関係各部署、警察本部、市町、防災関係機関

1 基本方針

降積雪、凍結等による交通障害を排除し道路、公共交通機関等を確保するため、国、県、市町及び関係機関は諸施設の整備や除雪計画を積極的に推進する。

体 系



2 交通安全の啓発等

特に、交通安全県民運動期間〔12月11日から12月20日（北陸三県統一）〕を中心に、市町及び交通安全推進機関・団体等の協力を得て、運転者・事業所・地域住民等に対し次の事項等について道路交通安全対策の啓発普及を推進する。

- (1) 除排雪の妨害となる違法駐車防止
- (2) すべり止め装置（冬用タイヤ等）の完全装着（早めの交換含む。）とスコップ等冬道走行用具の常時携行
- (3) 交通渋滞時の一酸化炭素中毒防止
- (4) 積雪時の二輪車、自転車及び自家用乗用車利用の自粛
- (5) ゆとりをもった運転計画による安全走行の実践
- (6) 自宅前・事業所前道路の自主除排雪の励行
- (7) 屋根雪下ろし等による交通障害防止
- (8) 路上でのスキー・そり等危険な遊び防止
- (9) 薄暮時における前照灯の「早めの点灯運動」の推進
- (10) 公共交通機関の率先利活用

2 国道、県道等の交通確保

(1) 冬期道路交通の確保

国土交通省、中日本高速道路㈱、石川県、市町の各道路管理者は、冬期間における道路交通の確保を目途として、冬期の交通確保計画を策定し、適正な人員配置及び除雪機械の配備を行い、除雪体制の強化に努める。

また、必要に応じ、除雪機械の整備、増強を行い、効率的・効果的な除雪作業を行うとともに、流雪施設、消融雪施設の整備等を推進し、道路交通を確保する。特に、集中的な大雪に対しては、国、中日本高速道路（株）、県及び市町は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整し、集中的な除雪作業を行うなど、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

(2) 除雪作業体制の維持・確保

熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、国、県、市町は、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

4 公共交通機関の確保

(1) 鉄道の除雪体制の強化

西日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ西日本」という。）、日本貨物鉄道株式会社（以下「ＪＲ貨物」という。）、のと鉄道株式会社、北陸鉄道株式会社及びＩＲいしかわ鉄道株式会社（以下「鉄道事業者」という。）は、冬期間における主要な鉄道輸送の確保を目的として、積雪に伴う列車運転の混乱防止のため、それぞれ除雪機械及び要員の配備を行い、除雪体制の強化に努める。

(2) 鉄道等による客貨輸送の確保

ＪＲ西日本は、除雪車両及び除雪機械を整備し、鉄道除雪の機械化による効率的な実施を図るとともに、流雪こう、電気融雪器等により、構内除雪を促進し、列車の運行を確保する。

(3) バス、タクシーの運行の確保

ア バス運行事業者は、県民生活に重要な交通手段として、積降雪時において、道路情報及び渋滞情報の把握に努め、安全確保を第一に、特に路線バスにあっては、県民生活に支障をきたさないよう、十分な運行本数を確保するよう努める。

イ タクシーについても、重要な交通手段の１つであるが、道路情報及び渋滞情報の把握に努め、安全運転に留意する。なお、緊急でない限り、雪害時における危険箇所及び渋滞箇所への通行は避ける。

5 交通情報の共有

交通情報を共有するため国、県、市町、その他の防災関係機関は、相互に連絡をするものとする。

県は、収集した交通情報について関係機関等に提供する。

また、下記の機関については、必要の都度、交通情報を相互に交換し共有する。

種 類	提 供 先	電 話 番 号	F A X 番 号
防災情報	石川県危機管理監室危機対策課	076-225-1482	076-225-1484
一般国道 (指定区間外) 一般県道	石川県土木部道路整備課	076-225-1727	076-225-1728
高速道路	中日本高速道路(株)金沢支社	076-249-8111	076-249-8119
一般国道 (指定区間)	北陸地方整備局金沢河川国道事務所	076-264-8800	076-233-9632
一般道	道路交通情報センター	076-266-3161	076-266-3161
ＪＲ	西日本旅客鉄道(株)金沢支社	076-253-5204	076-253-5207
のと鉄道	のと鉄道(株)穴水駅輸送指令室	0768-52-3743	0768-52-0083
北陸鉄道	北陸鉄道(株)	076-237-8263	076-237-8123
ＩＲいしかわ 鉄道	ＩＲいしかわ鉄道(株)	076-256-0560	076-256-0561
航空機	北陸エアターミナルビル(株)	0761-23-6111	0761-23-6124

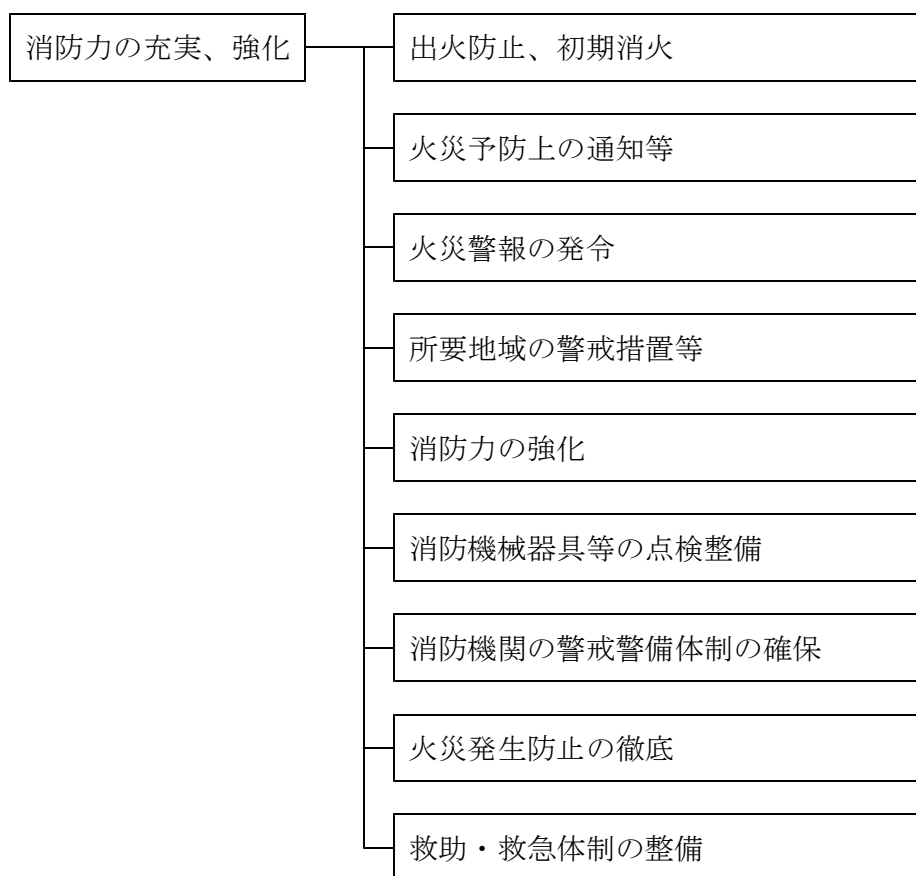
6 事業者の措置

積雪時には、従業員に対して、自家用車での通勤の自粛を推進し、物資等の陸上輸送を極力控え、更なる交通渋滞を拡大させないように努める。

1 基本方針

積雪時は、道路及び水利の事情が極めて悪く、このため、消防自動車や救急車等の活動が非常に困難になる。従って消火困難による火災の拡大、延焼等、また、救急業務の遅れなどの事態が生ずる恐れがあるので、消火活動が迅速に行えるよう、県及び市町は、消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

体 系



2 出火防止、初期消火

(1) 出火防止

ア 火の使用に関する制限等は、市町火災予防条例の定めるところであり、火を使用する設備等の所有者・使用者は、出火の予防についてそれぞれの責任において必要な措置をとる。

イ 県及び市町は、防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等に関し、火災予防運動等を通して指導を行い、出火防止の徹底を図る。

(2) 初期消火体制の確立

火災による被害防止、又は被害の軽減を図るには、初期消火が基本である。市町は、防火用水の確保、可搬式小型動力ポンプの設置及び化学消火剤の備蓄等により初期消火体制の確立を図る。

特に、一般住民に対して、家庭に小型消火器を常備するよう普及に努めるとともに、自主防災組織、自衛消防隊等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

3 火災予防上の通知等

知事は、全県的な規模における気象状況が次のとおり火災の延焼防止上危険な状況であると認めたときは、災害対策基本法第55条の規定に基づき、予想される災害の事態及びこれに対しとるべき措置について、市町長に必要な通知又は要請をする。

- (1) 季節風などによる強風時で気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるとき。
- (2) その他警戒上特に必要があると認められるとき。

4 火災警報の発令

市町長は、消防法第22条の規定により、知事から火災気象通報を受けた場合のほか、地域の気象の状況が火災の予防上危険である場合の火災警報の発令基準をあらかじめ設定し、有効適切な警報を発令する。

5 所要地域の警戒措置等

(1) 所要地域の防火のための警戒

ア 市町長は、季節風などによる強風時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における所要地域の防火のための警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防機関に出動を命ずる。

イ 市町長は、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等火災発生危険の大きいもの、若しくは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるようあらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

(2) 破壊消防による防ぎょ線の設定等

市町長は、火災被害の想定をもとに、破壊消防による防ぎょ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達などについて事前に検討し、計画をたてておく。

6 消防力の強化

市町長は、消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。

(1) 消防施設装備等の強化

市町長は、「消防力の整備指針」に定められた施設及び人員を目標として、消防の責任を十分果たすために必要な消防体制の確立に努める。

(2) 消防水利の強化

市町長は、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽などの消防水利を増設し、その適正配置を推進する。

また、積雪時は河川等の自然水利は渇水になりがちなので、地域のため池、ダム、農業用水及び工業用水なども、消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

(3) 消防団の活性化

市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますま

す重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、処遇の改善、及び知識・技能の向上のための教育訓練体制の充実を図る。

また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。

(4) 関係機関の連携強化

市町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

(5) 市町消防の広域化

消防組織法に基づき策定された県消防広域化推進計画（平成20年3月28日策定）における広域化対象市町長は、広域消防運営計画の作成等を進め、広域化の実現を図る。

7 消防機械器具等の点検整備

消防ポンプ自動車エンジンの冷却及び凍結等により出動が遅れることや積雪のため出動不能となることも考えられるので、消防機械器具は絶えず点検整備をするとともに、その置き場に通ずる道路の除雪に努める。

また、小型動力ポンプを搬送するそり、スノーボート等を準備し、不時の火災に対処できるよう留意する。

8 消防機関の警戒警備体制の確保

市町長は、季節風などの強風時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における消防機関の警戒警備体制の確保に努めるものとし、あらかじめ警戒警備計画を定めておく。

この計画は、おおむね次の事項について策定する。

- (1) 警戒のための組織体制
- (2) 警戒区域の分掌
- (3) 警戒出動のための要員招集又は伝達方法
- (4) 煙火打上げ、火入れ等の火気使用制限など予防措置の対象別地域別規制計画
- (5) 消防無線、防災行政無線、有線放送等の通信の確保
- (6) 上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

9 火災発生防止の徹底

各種広報機関を利用し、積雪多量時は消火活動が非常に困難なことを住民に徹底させて、防火思想の普及徹底を図るとともに、消火活動に必要な道路や、消火栓付近の除雪励行を呼びかけるため、次の措置を講ずる。

(1) ラジオ、テレビ等による広報

県は、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て、地域住民に火災発生防止の徹底を図る。

(2) 予防広報等

市町長は、宣伝広報車等による巡回予防広報、有・無線放送施設を利用しての一斉広報等により、火災予防上必要な事項について住民に徹底するものとし、このための予防広報計画をあらかじめ定めておく。

(3) 特別予防査察

市町長は、火災予防上特に危険な地域及び防火対象物に対し火気使用制限の措置事項等について必要な特別予防査察を実施するものとし、あらかじめ特別予防査察実施計画を定めておく。

10 救助・救急体制の整備

ア 県及び市町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

イ 積雪時の救急業務については、特に警察、医療機関及び交通機関と連携を密にし、救急体制に支障のないよう万全を期する。

また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）の活用を図る。

第 1 1 節 避難体制の整備

健康福祉部、教育委員会、警察本部、市町、
防災関係機関

1 基本方針

市町は、雪害による建物倒壊及び出火、延焼等に備えて、被災者が避難生活を送るための指定避難所及び避難路をあらかじめ指定し、町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

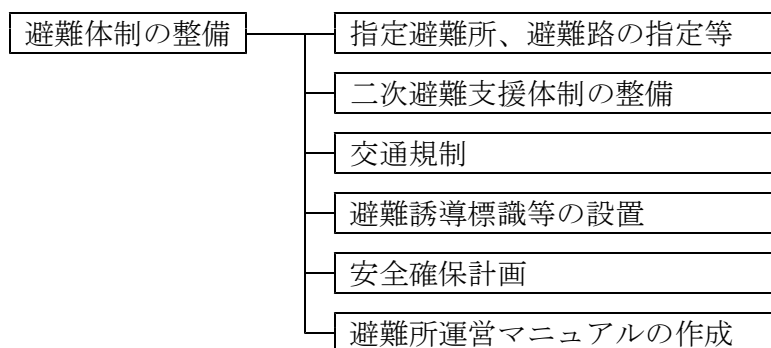
また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。

さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

なお、市町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

体 系



2 指定避難所、避難路の指定等

市町は、雪害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、指定避難所、避難路を指定するとともに、町内会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。

(1) 指定避難所

ア 被災者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。

イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

・土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がないこと。

エ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

オ 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、多量に危険物等が蓄積されていない所であること。

カ 常に避難所を開設できるように、避難所周辺の除排雪に努める。

キ 生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。

また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努めること。

災害時における空調設備等の応急対策の協力に関する協定

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(一社) 石川県冷凍空調設備工業会	H30.5. 29	076-213-5577	076-213-5577

- ク 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。
- ケ ペット動物の飼育場所等について検討すること。
- コ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。
- サ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- シ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ス 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。

（２）避難路

- ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がないこと。
- イ 自動車の交通量が少ない道路であること。

3 二次避難支援体制の整備

高齢者や障害者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

また、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、要配慮者の一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

4 交通規制

警察は、雪害時の避難を容易にするため、避難所の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。

5 避難誘導標識等の設置

市町は、避難所について、町内会、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、避難誘導標識及び避難所の表示標識を積雪時にも表示が確認できるよう設置する。

誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、県及び市町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や、外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

6 安全確保計画

（１）児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、雪害時における避難誘導計画をあらかじめ策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市町長、ＰＴＡ等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水、医薬品等の調達等についても定めておく。また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

なお、集団登下校の実施や場合によっては臨時休校の措置を講じる。

（２）事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、興業場、事業所等多人数が利用、入所又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等の定期確認や避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

7 避難所運営マニュアルの作成

市町は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とした、避難所運営マニュアルを作成する。

第12節 要配慮者対策

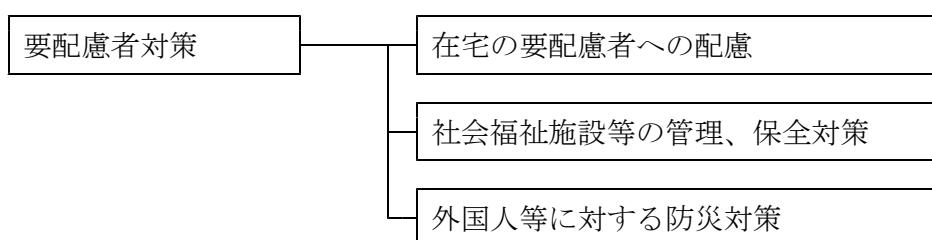
危機管理監室、健康福祉部、県民文化スポーツ部、
観光戦略推進部、警察本部、市町

1 基本方針

災害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、雪害の犠牲になり易い人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、県、市町及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら雪害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

体 系



2 在宅の要配慮者への配慮

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

市町は、市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 名簿情報の利用及び提供

市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(2) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定

市町は、防災関係部局と福祉関係部局、警察本部等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス提供者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者に関する情報の共有を図るとともに、

県の洪水等避難計画作成支援マニュアル等を活用し、避難支援プランの策定等に努める。

特に、市町レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画を早期に作成するものとする。

(3) 生活情報の提供と生活相談体制の整備

市町においては、要配慮者がいたずらに生活不安を引き起こさないよう、適時、必要な生活情報を提供するとともに、生活全般についての相談等に対して、在宅介護支援センターや社会福祉協議会の活用などにより、対応できる体制を整備する。

(4) 要配慮者への支援体制の整備

市町においては、積雪時には、民生委員・児童委員や在宅介護支援センター等との連携により、要配慮者の安否確認など生活状況の把握に努め、速やかに医療機関への送迎や食糧調達支援など必要な対応ができるよう体制を整備する。

また、除雪（雪下ろしを含む。）に当たっては、市町は社会福祉協議会をはじめ、地域内各組織の協力を結集するなど社会連帯し、組織的活用を図るとともに、安全確保に十分配慮した除雪に努める。

(5) 関係機関・組織との連携・協力体制の推進等

市町においては、福祉に関する事務所、民生委員・児童委員、訪問介護員、各種相談員、社会福祉協議会、ボランティアグループなどが連携した地域の協力体制づくりを推進するとともに、警察署、消防署、保健福祉センター等他の機関との連絡体制を整備する。

(6) 情報収集、連絡調整

県においては、市町等と連携しながら、住民への支援を行うとともに、雪害情報の収集に努め、また、市町からの応援要請に基づき、関係機関や近隣市町との連絡調整など必要な措置をとる。

(7) 防災マップの作成

市町は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップの作成に努める。

(8) 避難行動要支援者避難支援マップの作成

市町等は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。

(9) 福祉避難所の指定

市町は、高齢者や障害者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

(10) 二次避難支援体制の整備

県は、市町の二次避難支援（要配慮者を一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院の実施）に係る指針を作成するとともに、要配慮者の広域的な受入れや、介助員等の広域的な供給体制の確保のためのマニュアル（以下、「広域調整マニュアル」という。）を作成し、関係団体との協力体制の構築を図る。

市町は、県の二次避難支援の指針を踏まえ、二次避難支援マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要援護者の受入体制の確保に努める。

(11) その他

火災予防には充分の配慮を行う。

3 社会福祉施設等の管理、保全対策

(1) 管理、保全及び防災組織体制の整備

ア 社会福祉施設等の管理者は、地域社会の協力を得ながら、通園（所）路の確保を含め適時適切な除排雪を行う。

特に入所施設については、多数の高齢者、心身障害者などの生活の場であり、規模も大きいことから、組織的に対応する必要がある。

このため、施設の除雪（雪下ろしを含む。）に当たっては、消防団、町内会、青・壮年団、地域女性団体、ボランティアグループなど地域における社会的資源の活用を図るものとする。

また、積雪の状況に応じた適時適切な防災対策を樹立するとともに、あらゆる観点から再点検する。

なお、施設においても、地域社会の一員として、地域の雪害・防災対策に積極的に協力する。

イ 県は、社会福祉施設等の管理者が、市町の地域防災計画等に基づく具体的な防災計画を定めることを支援するため、その指針を示すものとする。

社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

ウ 市町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

エ 県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。

(2) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、雪害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難所を考慮して防災訓練を定期的の実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

4 外国人等に対する防災対策

県及び市町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が雪害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

(1) 避難誘導標識及び避難所の表示標識を簡明かつ効果的なものにするとともに、多言語化を推進する。

(2) 県及び市町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達

体制等の整備に努める。

- (3) 多言語による防災知識の普及を推進する。
- (4) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。
- (5) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。

第 1 3 節 緊急輸送体制の整備

危機管理監室、農林水産部、
土木部、警察本部、市町

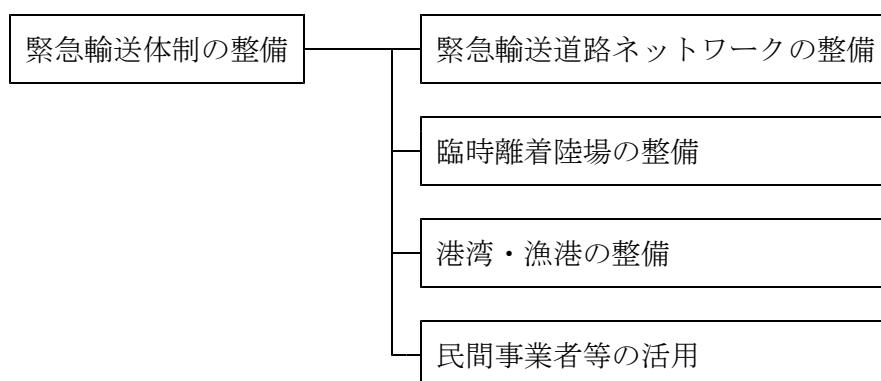
1 基本方針

道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

県及び市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や港湾、漁港の整備を図る。

また、県及び市町は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

体 系



2 緊急輸送道路ネットワークの整備

県は、設定基準及び接続される防災拠点等に基づき選定された緊急輸送道路ネットワークを、次の3つに区分し整備する。

区 分	設 定 基 準	接 続 さ れ る 防 災 拠 点
第 1 次緊急輸送道路	初動体制の確保、地域間相互の連携、救命活動に対応する路線	県庁、土木（総合）事務所、市役所・町役場、国土交通省・中日本高速道路等出先機関、空港、重要港湾、災害拠点病院、消防本部・消防署、自衛隊基地、警察署
第 2 次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	市役所・町役場の支所、中心都市駅、広域物流拠点、臨時離着陸場適地、地方港湾、漁港、現地医療班派遣病院、テレビ・ラジオ局
第 3 次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	—

3 臨時離着陸場の整備

市町村長は、道路の損傷等により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地进行調査し、臨時離着陸場を設ける。

また、ヘリコプターが安全に離着陸ができるよう十分な面積を有する空地进行確保し、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努める。

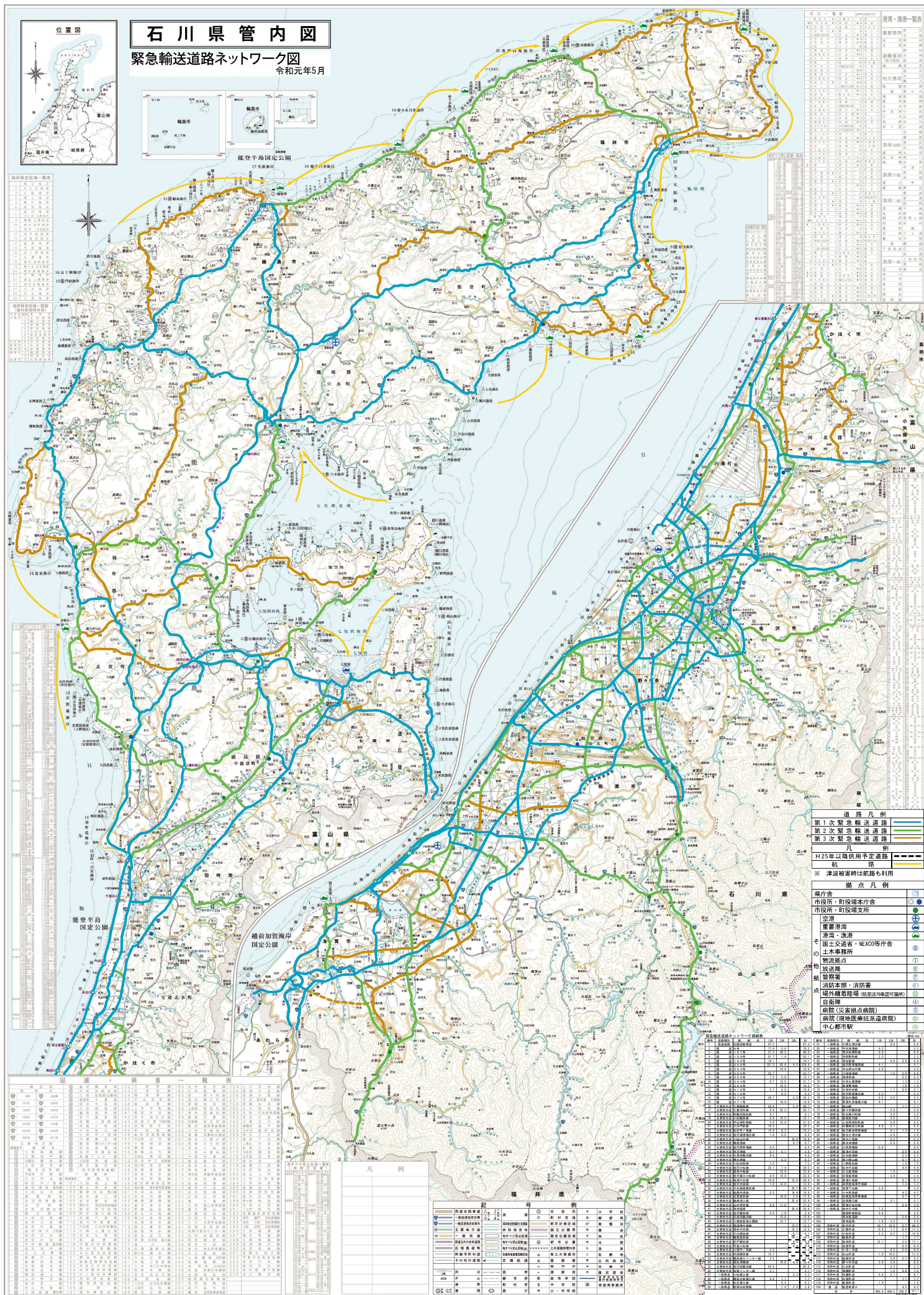
4 港湾・漁港の整備

港湾管理者は、人員、物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等を強化する。

また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図り、雪害時に港湾等を使用することとなった場合には、船舶等が接岸し、作業できるように除排雪に協力する。

5 民間事業者等の活用

- (1) 県及び市町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。
- (2) 県及び市町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の推進、緊急 通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。
- (3) 県及び市町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。



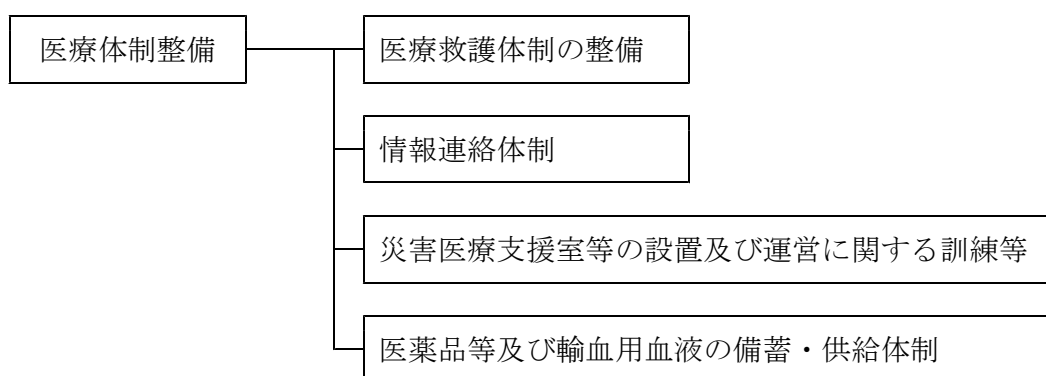
1 基本方針

雪害時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、県民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、県及び市町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から雪害の発生に備える。

体 系



2 医療救護体制の整備

(1) 県

ア 県は、市町が行う医療救護を応援・補完する立場から、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等の協力を得て、災害時における医療救護体制を確立しておく。

また、県は、これらの医療救護関係団体等と協議し、必要に応じて協定を締結しておく。

イ 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣する意思を持ち、DMATの活動に必要な人員及び装備を有する病院を石川DMAT指定病院に指定しておく。

ウ 県は、災害時に重症患者や特殊な医療を要する患者の治療を行う災害拠点病院、大学病院及び公益社団法人石川県医師会等と協力体制を確立しておく。

エ 県は、次の機能を有する災害拠点病院を2次医療圏（南加賀地区・石川中央地区・能登中部地区・能登北部地区）ごとに整備、指定しておく。

（ア）多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能

（イ）患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能

（ウ）自己完結型のDMAT及び医療救護班の派遣機能

（エ）他の医療機関から派遣されたDMATや医療救護班の受入機能

（オ）地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能

オ 県は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に実施できるよう、「県災害時医療救護対応マニュアル」を整備するとともに、常に医療救護体制の点検を行っておく。

カ 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。

名 称	目 的	備 考
災害医療支援室	DMA Tの出動要請、医療救護班の派遣要請及び各地域への配置調整等	
DMA T活動支援室	国、他県とのDMA Tの受入調整、各DMA T活動拠点への配置調整等	災害医療支援室内に設置
地域医療救護活動支援室	地域内の各救護所等への医療救護班の配置調整等	地域別に設置
DMA T活動拠点連絡会	各DMA Tの活動調整、チーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置
医療救護班等連絡会	医療救護活動等に当たるチーム間での情報共有等	地域医療救護活動支援室内に設置

キ 県は、関係機関と連携のうえ、ヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合における広域医療搬送拠点（SCU）の設置、協力を行う医療機関をあらかじめ定めておく。

ク 県は、大規模な災害により、県内の複数市町又は本県を含めた複数の県が同時に被災した場合に備え、隣接県をはじめ、中部ブロック各県、全国の都道府県との医療支援協力体制を確立しておく。

ケ 県は、医療機関、医療関係団体、消防等医療救護活動に関する関係機関の災害時における連携を図るため、定期的にネットワーク会議を開催する。

コ 県は、日頃から各種地元関係機関との連携体制を整備しておく。

サ 県は、医療ボランティアの受付窓口の設置について、あらかじめ定めておく。

(2) 市町

ア 市町は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市町独自で医療救護班編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。

イ 医療救護班編成に当たっては、地区医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。

ウ 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師1名も加えるよう努める。

また、連絡体制についても定めておく。

なお、市町等で編成された医療救護班については、県へ報告し、変更した場合も同様とする。

エ 市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域医療救護活動支援室への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

オ 市町は、災害時に重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

カ 市町は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。

キ 市町は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。

ク 市町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

(3) 医療関係団体

公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体は、県からの派遣要請に円滑に対応し、医療救護活動が、効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。

(4) 災害拠点病院

ア 災害拠点病院は、災害の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、重症患者の受入れ及び搬送、DMA T及び医療救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたDMA T及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成しておく。

イ 災害拠点病院は、災害対応マニュアルに基づき、定期的な防災訓練を実施する。

(5) 救急告示病院

ア 救急告示病院は、災害の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、傷病者の受入れ及び搬送、医療救護班の編成及び派遣並びに他の医療機関から派遣された医療救護班の受入れ（※公立病院等）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。

（※公立病院等・・・大学病院、公立病院、国立病院機構の病院、金沢赤十字病院、済生会金沢病院、地域医療機能推進機構金沢病院）

イ 救急告示病院は、地域の災害拠点病院が実施する定期的な防災訓練への参加に努める。

(6) 一般医療機関

ア 一般医療機関は、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。

イ 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の透析医療機関との協力体制を確立しておく。

ウ 人工呼吸器等を使用している患者を抱える医療機関は、災害時にこれらの患者の搬送先等の計画を定めておく。

3 情報連絡体制

(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制

ア 県は、災害医療支援室、DMAT活動支援室、地域医療救護活動支援室、DMAT活動拠点連絡会、医療救護班等連絡会相互の情報連絡体制を整備しておく。

イ 県は、医療救護班間の情報共有ルールを整備しておく。

ウ 市町は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を整備しておく。

エ 県は、災害時後方医療体制に係る情報連絡体制を整備しておく。

(2) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）（注1）による連絡体制

ア 県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システム（EMIS）が有効に機能するよう体制を整備しておく。

イ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っていく。

（注1）広域災害・救急医療情報システム（EMIS）

○ 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的に平成8年から運用開始。

○ システム参加機関

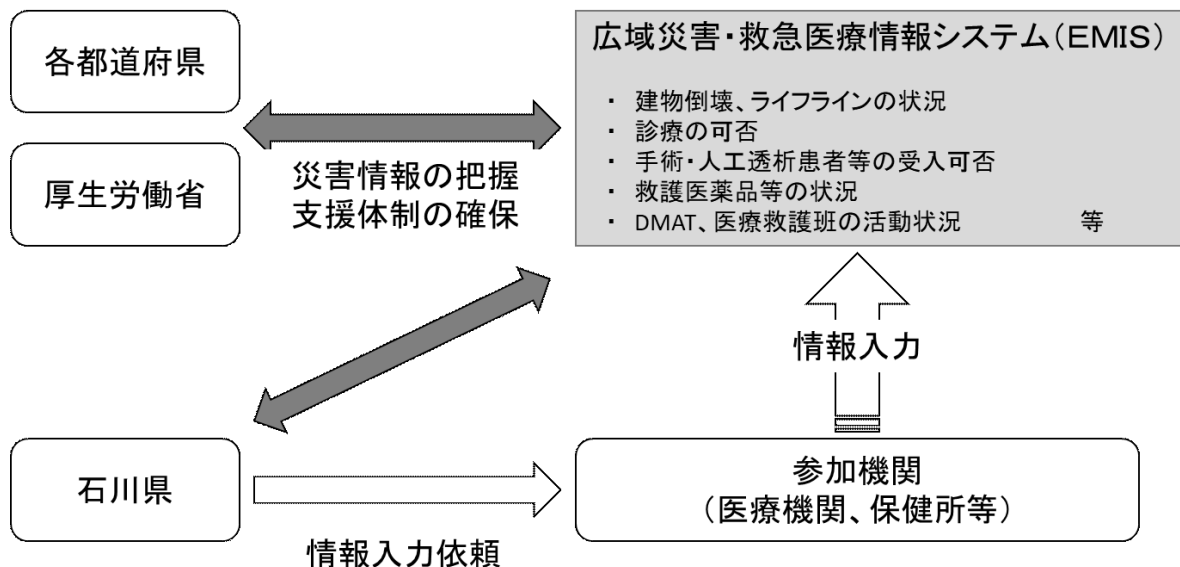
厚生労働省及び47都道府県
（石川県内参加機関）

医療機関 92、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13

○ 災害時情報

患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況等

広域災害・救急医療情報システム（EMIS）概念図



(3) 災害時通信手段の確保

ア 災害拠点病院は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。

イ 災害拠点病院、救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。

ウ 県及び市町は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。

4 災害医療支援室等の設置及び運営に関する訓練等

県は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、災害医療支援室、DMAT活動支援室、地域医療救護活動支援室、DMAT活動拠点連絡会及び医療救護班等連絡会の設置、運営等に関する研修や訓練の実施に努める。

5 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制

(1) 医薬品等

県は、救急用の医薬品等の備蓄・供給体制を確立しておく。

(2) 輸血用血液

石川県赤十字血液センターは、県との連携を保ち、県内の主要医療機関等と協力し、輸血用血液の備蓄・供給体制を確立しておく。

第15節 健康管理活動体制の整備

健康福祉部、市町

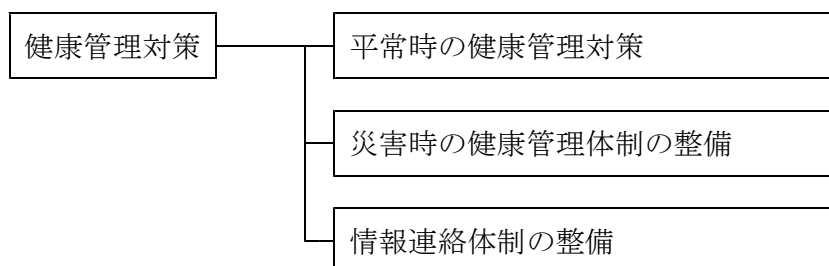
1 基本方針

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、県及び市町は、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から災害の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、県民自身の健康管理意識の向上に努める。

体系



2 平常時の健康管理対策

- (1) 県及び市町は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 市町は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要支援者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。
- (3) 県民は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

3 災害時の健康管理体制の整備

(1) 県

ア 県は、保健医療行政の指揮調整機能等の確保や、市町における被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアル等を作成するとともに、支援関係者に対する研修を実施するほか、各市町の災害時の健康管理活動の整備状況等の確認を行う。

イ 県は、災害が発生した場合に備え、公益社団法人石川県看護協会や公益社団法人石川県栄養士会等関係団体との連携体制、他都道府県への応援要請体制等を構築する。

(2) 市町

市町は、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

4 情報連絡体制の整備

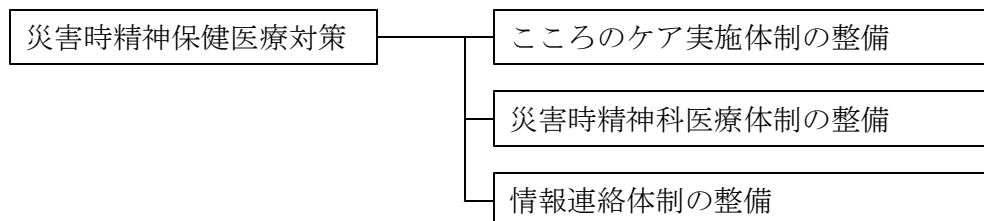
県及び市町は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

1 基本方針

災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、被災した住民に日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、県は平時から、市町及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

体系



2 こころのケア実施体制の整備

(1) 県

ア 県は、被災者へのこころのケア活動が円滑に実施できるよう、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」を踏まえたこころのケア活動マニュアルに基づき、支援関係者に対する研修を実施するほか、常に活動体制の点検を行う。

イ 県は、県こころの健康センター、県立高松病院及び精神科医療機関等と連携、協力し、派遣・受入体制の確立に努める。

(2) 市町

ア 市町は、避難所における精神科救護所の設置について、あらかじめ避難所管理者と協議しておく。

イ 市町は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、災害発生時にはこころのケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。

3 災害時精神科医療体制の整備

災害により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、県は、精神科医療機関と協力し体制整備に努める。

4 情報連絡体制の整備

県及び市町、精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」を踏まえながら、精神保健医療班（こころのケアチーム）の派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

第 1 7 節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保

危機管理監室、生活環境部、
健康福祉部、農林水産部、市町、
防災関係機関

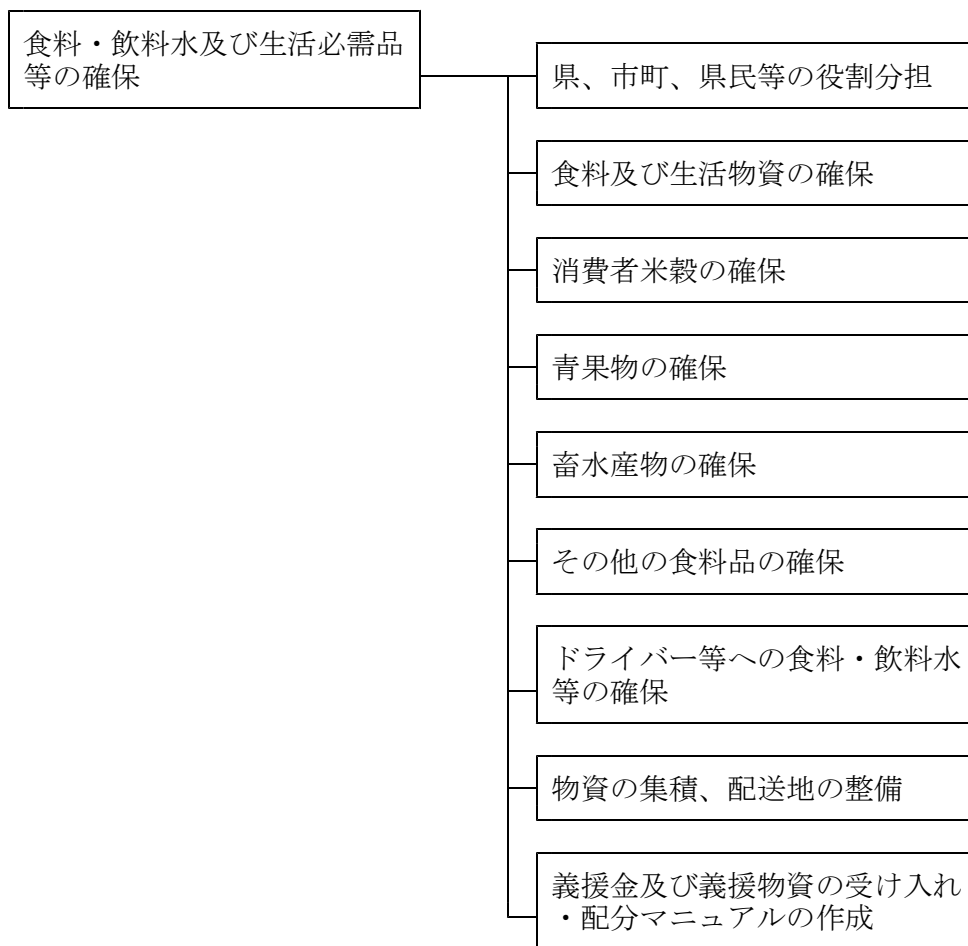
1 基本方針

雪害時には、ライフラインの損壊や道路交通の途絶等により、流通機能は一時的あるいは長期間にわたり麻痺状態になることが予想され、この場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、県及び市町は、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料・飲料水及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。

体 系



2 県、市町、県民等の役割分担

(1) 県は、被災住民に給与する食料及び生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。

また、県は、災害の規模等に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

(2) 市町は、被災者に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。

(3) 県民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。

- (4) 事業所等は、災害発生に備えて、従業員や地域住民も考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄に努める。
- (5) 県及び市町は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

3 食料及び生活物資の確保

県及び市町は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。

- (1) 県は、市町の備蓄を補完するため、非常食等の備蓄に努める。
なお、備蓄食料については、栄養や食事形態など要配慮者に配慮したものとなるよう留意する。
また、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるよう調達体制を整備するとともに、それらの供給確保に努める。
そのため、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との燃料等の物資支援協定の締結、物資搬送体制の構築を図る。
- (2) 市町は、非常食の備蓄に努める。
また、備蓄を行うにあたって、大規模な雪害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。
さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備する。

4 消費者米穀の確保

- (1) 越冬用米穀の確保
雪害が予想される場合においては、県及び市町は、山間豪雪地帯の消費者に対し、広報紙その他の広報措置により、降雪前に越冬用米穀の確保を呼びかける。
- (2) 応急用米穀の確保
災害時における応急用米穀については、第3章第19節「飲料水・食料の供給」に準じ、県又は市町が措置する。
- (3) 政府預託倉庫の搬路確保
政府管理米の管理者は、主要政府預託倉庫の搬出路について、国、県、市町の道路除雪計画に編入する等、関係機関と協議のうえ確保を図る。

5 青果物の確保

雪害が予想される場合においては、県及び市町は一般家庭に対し、広報紙その他の広報措置により、貯蔵可能な青果物について、その貯蔵を呼びかける。また、国、県及び市町は、輸送路の除雪体制の確立とともに、県及び市町は、その状況に応じ青果物取扱業者に対し、貯蔵可能な青果物について在庫増加を呼びかける。

6 畜水産物の確保

- (1) 畜産物の確保
 - ア 牛乳の集荷、搬送を円滑にするため、集乳業者及び牛乳販売業者に呼びかけ集送路線並びに輸送方法等についてあらかじめ計画する。
 - イ 食肉については、食肉事業者及び食肉センター等冷蔵施設を活用して保管、確保する。
 - ウ 鶏卵は、集荷業者に対し、その集荷と保管を呼びかけ、在庫量の確保を図る。
- (2) 水産物の確保
雪害が予想されその必要があると思われるときは、県は、主要都市の水産物卸売業者に対し、冷蔵施設を利用し、在庫確保を呼びかける。

7 その他の食料品の確保

- (1) 一般家庭における備蓄
県及び市町は、山間豪雪地域の一般家庭に対して、水産加工品等貯蔵が可能な食品類及び乳児用粉乳、練乳等の保有を呼びかける。

(2) 乳児用粉乳、練乳の確保

豪雪が予想される場合において市町は、乳児用の粉乳、練乳の在庫量を調査し、不足と思われるときは、在庫について呼びかける。

8 ドライバー等への食料・飲料水等の確保

県及び市町は、雪害時の交通渋滞等により、車両等が立ち往生した場合に備え、食料・飲料水の確保及び燃料の補充をドライバーに対し呼びかける。

9 物資の集積、配送地の整備

県及び市町は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

(1) 県は、雪害の規模が甚大で市町が定める集配予定地のみでは対応が困難な場合や全国からの物資の円滑な受け入れを行うため、県の地形的特質等を勘案の上、交通上の利便のよい所に集配予定地（広域物資輸送拠点）を定める。

(2) 市町は、避難所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（地域内輸送拠点）を定める。

(3) 県及び市町は、大規模災害等を想定した物資の仕分けの配送について、民間事業者の活用を事前に検討しておく。

10 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

県及び市町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

体 系

産業物資確保対策

物資確保対策

1 基本方針

積雪時における工業用原材料の確保及び製品の輸送については、業界並びに輸送機関の協力を得て、その体制の確立に万全を期する。

2 物資確保対策

- (1) 産業生産性の低下を防ぐため、鋼材、繊維原料等の貯蔵を降雪前に十分確保するよう必要に応じて関係業界に要請する。
- (2) 主要産業の原料の貯蔵及び製品の流動については、グループ別優先順位を定め、緊急輸送によりその確保に努める。
- (3) 雪害の際における産業物資の輸送については、関係機関と連携を密にし、必要に応じて協力を要請する。

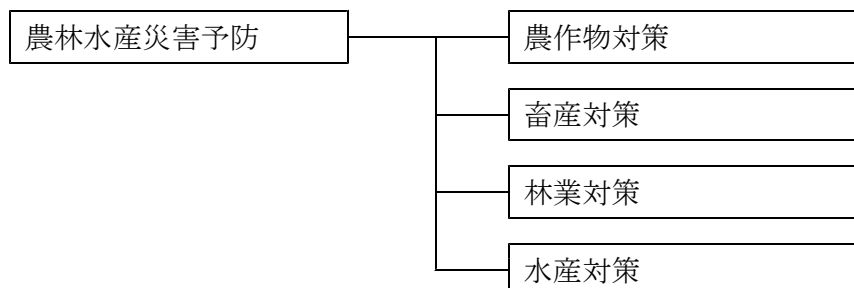
第 19 節 農林水産災害予防

農林水産部、市町

1 基本方針

雪害から農林水産業の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、農地、農業用施設保全事業等の推進を図るとともに、被害防止の指導を徹底する。

体 系



2 農作物対策

農林総合事務所（農業振興部）及び市町は、農協、農業共済組合などの関係団体を通じて、生産者に降雪前、降雪後の技術指導を徹底し、生産の減少防止と被害の軽減を図る。

（1）麦類の指導事項

降 雪 前 の 措 置	降 雪 後 の 措 置
1 排水不良によって作物の根の伸長が阻害され、生育不良になって減収をきたすので、地表面水の排除と地下水位を低下させるため、排水溝、暗渠を設置すること。 2 麦の年内生育量を確保するため、適期に播種するとともに年内追肥の徹底を図ること。	1 根雪期間が90日を越えると予想されるときは、融雪促進を図るため融雪剤（テッケンブラック、又はフライアッシュ等）を散布し、一日でも早く消雪に努めること。 2 消雪時の排水を徹底するため、排水溝を整備しておくとともに、融雪水の停滞のないようにすること。 3 消雪後、第1回目の追肥の適期は2月下旬～3月上旬であるので、遅れないように施用すること。 4 消雪の遅れにより第1回目の追肥が適期に施用できなかった場合は、消雪後速やかに施用し、その後の管理は農林総合事務所の指示に従うこと。

（2）野菜・花きの指導事項

降 雪 前 の 措 置	降 雪 後 の 措 置
1 露地越冬野菜、露地夏ギク等では排水不良によって作物の根の伸長が阻害され、生育不良になって減収をきたすので、地表面排水と地下水位を低下させるため、排水溝、暗渠を設置し、湿害の防止を図ること。 2 越冬する露地野菜は、ワリフ等の不織布をべた掛けして保護すること。 3 休栽ビニールハウスは、根雪前にビニールを除去しておくこと。 4 ハウスは、筋交い、中柱等で補強する。その際、ハウスが降雪でねじれないように補強は左右対称に行うこと。 5 冬期利用のガラス室、ビニールハウスは、単棟とし隣棟との間隔を4m以	露地越冬野菜、露地夏ギク等では、排水溝の整備を行い、融雪水の停滞のないよう、早期に排水を行うこと。

上あげ、除雪作業を容易にするとともに、融雪装置や湛水溝を設けること。 6 ビニールハウス内での野菜・花きの作付けに対しては、特に簡易暖房機や補強資材を準備すること（ハウス室温2～4℃で屋根雪は、自然滑落する）。	
---	--

(3) 果樹・花木の指導事項

降 雪 前 の 措 置	降 雪 後 の 措 置
1 幼木は、支柱に誘引・結束するとともに必要に応じてワラ等で防寒、野兎防止策を行うこと。 2 ハタネズミの生育密度が高い場合には事前に殺鼠剤等で生息密度を低下させておくこと。 3 樹冠部及び棚面への積雪を防ぐため、降雪前に粗せん定を終えておくこと。 4 過去の豪雪などで損傷を受け、裂開の恐れのある太枝は、あらかじめ支柱による補強を行うこと。 5 防風ネット及び防鳥ネット等は収穫終了後速やかに除去すること。 6 果樹棚及び防災用棚は、収穫後ゆりみを直し、支柱による補強等必要な対策を講じること。 7 りんごのわい化栽培や低樹高仕立てのいちじくでは、降雪前に支柱を点検強化しておくこと。 8 降雪前に排水溝を整備し、雪解け後の排水に支障のないようにすること。	1 園内を巡回し、枝上の雪払いを行うとともに支柱を補強し、枝吊りを行うこと。 2 雪質が硬化する前に除雪を行う。除雪に当たっては、特に主枝先端は必ず掘り出すこと。 3 園内除雪が困難な場合、踏圧により積雪深を低くすること。特に果樹棚の棚面に積雪が達しないように早めに実施すること。

3 畜産対策

家畜保健衛生所、農林総合事務所（農業振興部）及び市町は、農協、畜産関係団体を通じ、生産者に対して、降雪前、降雪後の技術指導を徹底し、生産の減少防止と被害の軽減を図る。

(1) 牧草類の栽培・管理の指導事項

降 雪 前 の 措 置	降 雪 後 の 措 置
1 耐雪性草種・品種の導入を図る。 2 適期播種により越冬前の生育を確保する。 3 排水対策を十分に行う。 4 基肥には、石灰と磷酸を重点とし、窒素の施用量を控え目にする。	1 融雪水の停滞による生育障害や病害の発生を防止するため、小排水溝を整備する等排水対策に努める。転換田においては、特にこの点に留意する。 2 融雪直後は早めに追肥を施すように配慮する。

(2) 飼料確保の指導事項

降 雪 前 の 措 置	降 雪 後 の 措 置
11 月から年末までに畜産農家の飼料タンクに越冬用飼料を確保するとともに、農協、販売店においてもあらかじめ十分な飼料の在庫確保に努めること。	積雪が2月に入ってからの場合は、越冬用飼料も少なくなるので輸送を強化し確保を図ること。

(3) 牛乳処理の指導事項

降 雪 前 の 措 置	降 雪 後 の 措 置
道路事情の比較的良くない地域については、冷却施設の整備を図ること。	速やかに輸送路の確保を図ること。

(4) 畜舎と飼養の指導事項

降 雪 前 の 措 置	降 雪 後 の 措 置
畜舎は破損箇所を修理し、屋根雪の融雪設備を設置する。 また、家畜は努めて日光浴を行い都外運動の励行により健康に留意すること。	畜舎内の採光、換気と保温、ふん尿などの搬出に留意し、粗飼料の給与、畜体の手入れ等健康管理に努めること。

4 林 業 対 策

農林総合事務所（森林部）及び市町は、森林組合など林業団体を通じ林業生産者に対して、降雪前、降雪後の技術指導を徹底し、生産の減少防止と雪による被害の減少を図る。

(1) 育林の指導事項

降 雪 前 の 措 置	降 雪 後 の 措 置
1 台風等による折損木や倒伏木は、融雪時の出水により流出し、他に多大な被害を与える恐れがあるので、速やかに処理し、被害を未然に防ぐこと。	1 融雪時に積雪により枝が引かれて倒伏している造林木については、その部分のみ枝払いを行うとともに成長開始前に雪起こしをすること。
2 多雪地域の急傾斜地に造林する場合、努めて階段造林を実施するか、又は保存帯を設置すること。	2 苗畑における積雪が長期にわたるときは、くん炭等を散布し融雪を促進するとともに、融雪後直ちに薬剤で消毒すること。
3 掛り木などは、二次災害を防止するために伐倒整理すること。 また、片枝となっている造林木は、枝打ちを行って偏りを修正すること。	3 雪害により折損した林木は、速やかに伐倒整理すること。
4 苗畑において積雪期間が長期にわたるときや融雪水が停滞するような場合、雪腐病の被害を受け易いので排水を良くすること。	

(2) 林道の指導事項

降 雪 前 の 措 置	降 雪 後 の 措 置
1 ガードレール、カーブミラー等の安全施設の点検、補修の徹底を図る。	生活道路としての林道の誘導ポール、カーブミラーの点検及び雪崩、落石等危険箇所の通行の安全を確保する。
2 生活道路としての林道については、道路幅を示す誘導ポールの設置等を行う。	
3 融雪時の異常出水に備え、路面保護のため、側溝の整備を図ること。	

(3) 林産の指導事項

降 雪 前 の 措 置	降 雪 後 の 措 置
1 炭窯は、ワラ、コモ等で防雪、防凍処置を図るとともに天井落下防止及び小屋の補強をすること。 なお、周囲に排水溝を設けること。	炭窯、椎茸のフレイム舎等は雪質が硬化する前に除雪を行う。
2 椎茸のホダ木を井桁積みにしておくと雪の重みでホダ木が折損することが多いので、なるべく鑑伏せにすること。	
3 椎茸のフレイム舎等は雪の重みで破損	

することがあるので、周囲を除雪するとともに補強資材を準備すること。	
--	--

(4) その他

降 雪 前 の 措 置	降 雪 後 の 措 置
1 集材機、索道など架線による伐出作業場では、ワイヤーロープの断線を防止するため撤収、格納するのが望ましいが、現場にそのままおくときは、張ってある索をゆるめ、搬器等は、支点の一方に寄せておくこと。 なお、ワイヤーロープの固定索がゆるんでないか点検すること。 2 その他機械類は、凍結防止のため保護するとともに作業現場での構築物は、積雪の重みやなだれによる被害を防ぐため補強すること。	1 集材機、索道など架線については、原則として融雪を待ち、作業の安全が確認できるまで使用してはならない。 また、ワイヤーロープ等が格納できなかった場合は、再度使用する際に十分な点検を行うこと。 2 その他の機械類についても、原則として降雪時、積雪時は使用しないことが望ましい。

5 水 産 対 策

水産課、水産総合センター、内水面水産センター及び市町村は、漁業協同組合などの水産関係団体を通じて、生産者に降雪前、降雪後の被害防止の指導を徹底し、生産の減少防止と被害の軽減を図る。

(1) 漁船の指導事項

降 雪 前 の 措 置	降 雪 後 の 措 置
降雪、着雪等により、漁船設備、漁具等に不具合が生じないように、設備の管理強化及び故障時の早期対応のための点検強化を図ること。	速やかに除雪、融雪作業を行い、設備機能の確保に努めること。

(2) 養殖場（内水面）の指導事項

降 雪 前 の 措 置	降 雪 後 の 措 置
養殖場は、破損箇所を修理し、降雪による施設被害防止に必要な対策を講じること。 また、融雪期における施設内への泥水等の流入を防ぐため、排出溝等必要な設備の設置を図ること。	適正な維持管理が行えるように、取水施設付近などの除雪を行うこと。

第20節 なだれ危険地域及び孤立集落対策

危機管理監室、農林水産部、土木部、
警察本部、市町、防災関係機関

1 基本方針

県及び市町は、なだれなどの被害を未然に防止し、また、なだれや積雪により徒歩又は船舶による交通が困難となる恐れのある集落について必要な措置を指導する。

体 系

なだれ危険地域及び孤立集落対策

なだれ対策

孤立集落対策

2 なだれ対策

(1) 道路のなだれ防止施設

ア 道路管理者は、それぞれが管理する道路の保全及び交通の安全を確保するため、予想されるなだれ発生危険箇所に階段工、なだれ予防柵、なだれ防護擁壁、減勢工及びスノーシェッド等のなだれ防止施設を整備する。

イ 県は、農地、公共施設、住家等で特になだれの発生が予測される箇所の保全を図るため、なだれ防止林の造成及びなだれ防止施設の整備を行い、なだれの発生防止を図る。

(2) 鉄道のなだれ防止

鉄道事業者は、鉄道施設の保全と列車の運行を確保するため、なだれ危険箇所について、なだれ覆い、なだれ止め柵等のなだれ防止設備を設置し、事故防止を図る。

また、なだれ発生期に次の警戒体制を充実して災害の排除に万全を期す。

ア なだれ警報装置が検知した場合、金沢支社輸送指令又は警備員に知らせる。

イ なだれ発生の恐れがある箇所については、列車の運転規制を行うとともに、社員が巡回又は警備を実施する。

(3) なだれ危険箇所の警戒

ア 県、市町及び関係機関は、道路、農地、公共施設、住家等で特になだれの発生が予測される箇所の適時巡視を実施し、なだれの早期発見に努め、事故防止を図る。

各道路管理者は、それぞれの担当除雪路線を主体として道路の巡視を実施する。

各鉄道事業者は、各保線区の保線班等により鉄道の巡視を実施する。

また、県は、雪害時等において特に必要があるときは、消防防災ヘリコプター及び自衛隊航空機等により航空偵察を実施する。

イ 標識の設置各関係機関は、なだれの危険箇所を県民に周知させるため、標識を整備し、主要交通道路及び通学道路等を重点として危険箇所にこれを設置する。

ウ 事故防止体制

国土交通省、道路公団、県、警察、市町村は、なだれの発生による事故防止を図るため、道路、危険地域の警戒体制を強化し、交通規制及び迂回路の選定並びに避難措置等について関係機関と協議し、必要な事故防止の措置を講ずる。

(4) なだれ発生に伴う応急措置

なだれ発生により、道路交通、鉄道輸送等に支障をきたしたときは、当該管理責任者において応急措置を講ずるが、除雪計画路線については、当該除雪担当機関において速やかに道路の除雪に当たり、交通の確保を図る。

(5) 予想されるなだれ等危険地域については、事前に調査を実施し、把握する。

3 孤立集落対策

(1) 孤立集落とは、

ア 無医、無電話でかつ積雪なだれの危険、冬期波浪などにより徒歩及び船舶による交通が困難となる集落

イ 電話があっても積雪などによる断線のため通信が途絶し、長期間回復の見込みがなく、かつ徒歩及び船舶による交通が困難である集落

ウ 電話を有する集落で山の尾根、谷川などを利用して徒歩通行は可能であるが、急患を病院まで運搬するのに困難又は相当の時間を費やさなければならない集落をいう。

(2) 市町は、事前に次の事項に留意の上、措置するよう指導する。

ア 孤立集落との連絡方法及び救援などについては、あらかじめ予想される集落の代表者並びに関係機関と十分協議し、的確な措置が実施できる体制を整えること。

イ 通信連絡方法については、特に有線電話及び無線設備保有機関と連絡を密にし、その使用と利用方法などについて十分協議しておくこと。

- ウ 孤立が予想される集落においては、事前に食料及び医薬品その他生活必需物資の十分な備蓄を指導すること。
- (3) 予想される孤立集落については、事前に調査し、把握する。

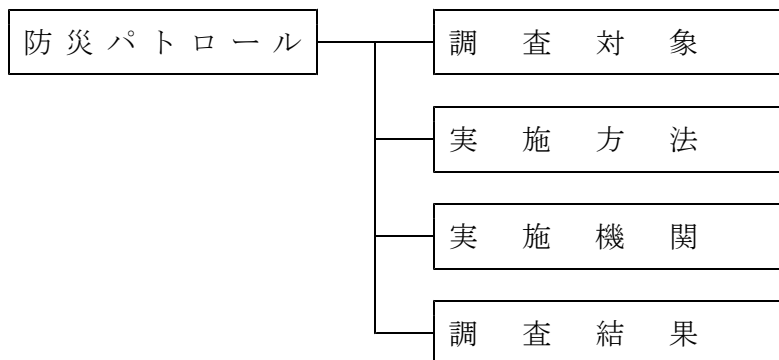
第 2 1 節 防災パトロール

危機管理監室、農林水産部、土木部、
警察本部、市町、防災関係機関

1 基本方針

防災関係機関は、異常な気象条件のもとで発生する各種の災害に対処するため、防災上重要な施設や危険箇所について総合的に調査検討を行い、災害の未然防止、拡大防止及び応急対策に資するとともに、防災体制の確立を図るため、随時、防災パトロールを実施する。

体 系



2 調査対象

- (1) 河川、道路、橋りょう、港湾施設等防災上重要な施設
- (2) なだれ等の危険箇所及び過去の災害発生箇所
- (3) 孤立予想集落及び臨時離着陸場

3 実施方法

防災関係機関は、現地へ出向き、又はヘリコプター等の航空機により上空からパトロールを実施する。

4 実施機関

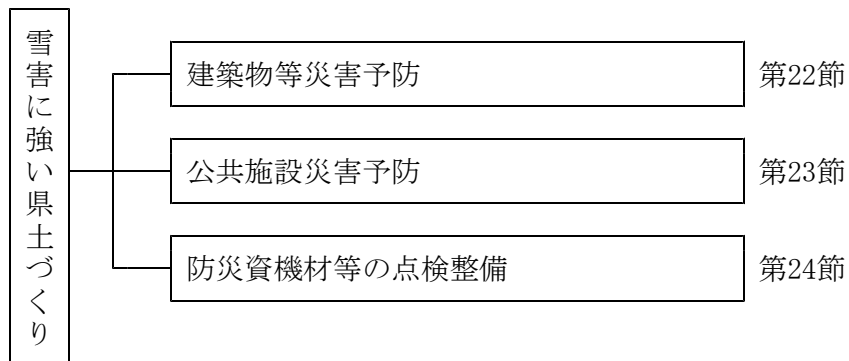
- 国 : 北陸地方整備局（金沢港湾・空港整備事務所、金沢河川国道事務所）、海上保安部（金沢海上保安部、七尾海上保安部）
- 県 : 関係各課（出先機関）
- 警察 : 本部、地元警察署
- 自衛隊 : 陸上自衛隊第 1 4 普通科連隊
- 市 町 : 関係各課、消防機関

5 調査結果

防災関係機関は、調査結果を踏まえ、適切な予防措置を講ずるとともに、県に報告する。県は、防災パトロールの調査結果を取りまとめ、防災関係機関にその内容を通知する。

【雪害に強い県土づくり】

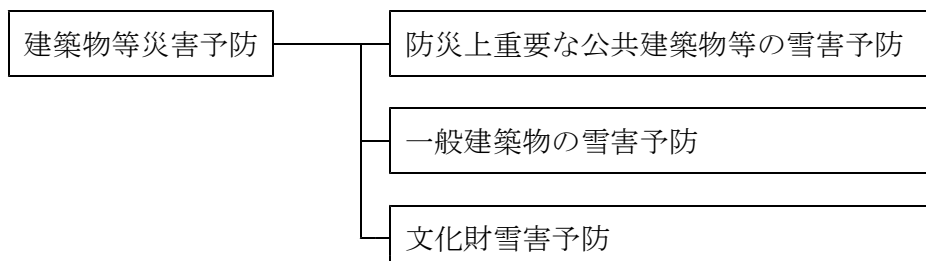
「雪害に強い県土づくり」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化や河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業などその県土保全事業を計画的かつ総合的に推進する。



1 基本方針

雪害に強いまちづくりを行うに当たって、県及び市町等は、公共建築物、一般建築物の耐雪害性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

体 系



2 防災上重要な公共建築物等の雪害予防

- (1) 公共施設の施設管理者は、それぞれ除雪計画をたてておく。
また、市町は、公共施設の管理者から除雪要員の動員等の要望があったときは対応できるよう対策を講じておく。
- (2) 災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、県及び市町等は、次の公共建築物等については、一層の耐雪害性等の強化を図る。
また、イに掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図る。
ア 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等
イ 雪害時の緊急救護所、被災者の避難所となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

3 一般建築物の雪害予防

県及び市町等は、雪害における建築物被害の未然防止を図るため、老朽住宅密集市街地対策を推進するほか、次の措置を講ずる。

- (1) 老朽危険建築物に対する調査、指導
県及び建築主事を置く市は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合においては、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除却、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導する。
特に、老朽危険建築物等が避難地や避難経路に面している場合には、必要な措置をとるよう早期に所有者等に対し指導等を行う。
また、老朽危険建築物のうち空家であるものについて、市町はその所在状態等を把握するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保守上危険となるおそれのある状態となるものについて、所有者等に対して助言、指導等必要な措置を行う。
- (2) 特殊建築物の検査、指導
県及び建築主事を置く市は、旅館、百貨店、マーケット、病院、興業場、集会場等特殊建築物及びその設備について、定期的に所有者等からその状況を報告させ、又は実地に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。
- (3) 市街地再開発事業等の促進
市街地における非耐火建築物の集積地区及び建築物の密集地区等においては、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業等を行うことにより、公園、緑地等除排雪にも利用できる都市空間の創設、避難道路の整備及び地区の不燃化等を促し、都市の防災化を図る。
- (4) 市町は、降雪及び積雪の状況により、屋根雪の状況等を適宜巡回して把握し、集落区長等を通じて、一斉に屋根の雪おろしを行うよう督促し、家屋倒壊による事故防止に努めるとともに、除雪後の非常口の設定について指導する。
特に、高齢者、障害者等要配慮者の家屋については、市町は、消防機関及び社会福祉関係機関等と連携し、民生委員等地域関係者の協力による安全確保に十分配慮した除雪体制の確立に努める。

4 文化財雪害予防

指定文化財のうち、建築物については、管理者は施設の除排雪を励行するほか、次の事項に

ついて、教育委員会、消防機関、警察と協力して所有者、管理者等を指導する。

(1) 周辺環境を含めた適切な日常管理を継続的に実施する。

(2) 破損箇所の確認・把握に努め、確認できる破損箇所については、常日頃から部分的・応急的な補修を実施し、強度を維持する。

(3) 防火・消火体制を整備する。

(4) 消防車両等緊急車両の進入道路を確保する。

(5) 雪の側圧をさけるため、事前にさしかけ等の措置をとる。

(6) 事前対策

ア 未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化財価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

イ 防災対策の意識啓発と予防対策

県教育委員会及び市町教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。

県教育委員会は、自らが管理する文化財の防災対策をとるほか、文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言する。

文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。

ウ 民間団体との連携

県教育委員会又は市町教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。

第23節 公共施設災害予防

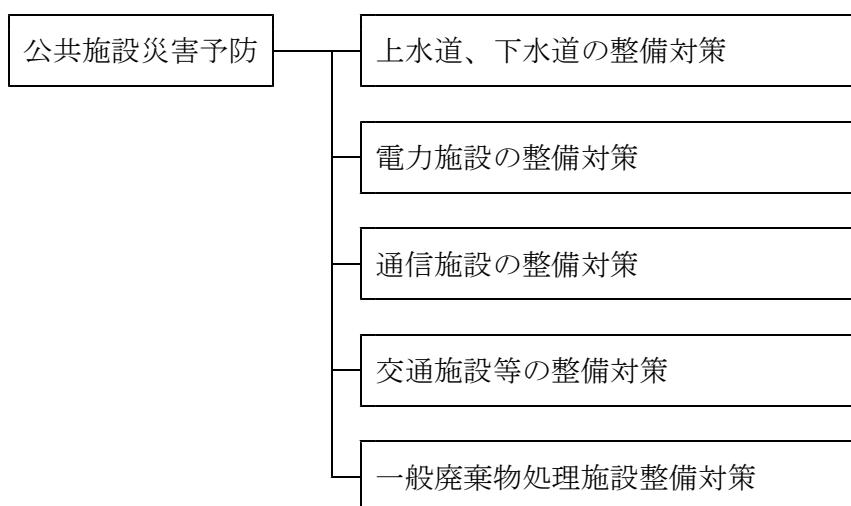
生活環境部、土木部、警察本部、
市町、防災関係機関

1 基本方針

道路、海岸、港湾、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、雪害に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、雪害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。

体 系



2 上水道、下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

雪害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ア 体制の確立

断水等水道被害に即応するため、県及び市町（水道事業者）は、あらかじめ次による動員体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

(ア) 動員体制

県及び市町（水道事業者）は、災害発生時に「給水対策本部（班）」を設置運営できるように、あらかじめ組織や役割分担等を定めておく。なお、県における給水対策は、（一社）日本水道協会石川県支部と連携した体制とする。

(イ) 市町（水道事業者）は、あらかじめ被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置など動員計画を定める。

この場合、人員不足を想定して、水道工事等関係業者及び他の地方公共団体への協力要請も考慮する。

イ 情報収集及び連絡体制

(ア) 県及び市町（水道事業者）は、情報連絡の手段として、事前に水道業務用無線又は防災行政無線を使用できる体制を整えておく。

この場合、地方公共団体間の連絡以外に、（一社）日本水道協会石川県支部及び水道工事等関係業者への連絡体制にも配慮する。

(イ) あらかじめ情報収集連絡事項を定めておく。

ウ 飲料水の確保

県及び市町（水道事業者）は、雪害時においても飲料水を確保するため、平常時からそれぞれ次の措置を行う。

(ア) 県

市町（水道事業者）に対して、次の措置について指導する。

- a 水道施設の安全性の確保
- b 緊急時給水拠点の確保
- c 近隣の水道事業者間での相互融通施設又は緊急用水源の確保
- d 応急給水及び応急復旧用資機材の確保

(イ) 市町（水道事業者）

- a 水道施設の安全性の確保に努める。
- b 緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や水道事業者間で相互融通できる連絡管等の整備に努める。
- c 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。
- d 応急給水又は応援給水及び応急復旧のため、あらかじめポリタンク及び給水用ポリ袋等を準備（備蓄）するほか、給水車、給水用タンク、運搬用トラック、ろ水機及び管材料等の整備に努める。また、自ら整備できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの貸与や県へのあっせん等の協力要請を含めた、これらの資機材の調達計画を作成する。
- e 応急給水及び施設復旧等に際しては、道路の通行不能な状態も考慮して、対応できる体制をあらかじめ検討する。
- f 自主防災組織及び住民に対し、あらかじめ緊急時の給水拠点を周知し、貯水や応急給水についての指導を行う。

(2) 下水道の整備

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の雪害時における防災性の強化に努めるとともに、雪害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。

また、新設する施設については、災害に対する安全性を確保する。

ア 施設の整備

(ア) 管 渠

主要な管路等を重点に、優先度の高いものから補強、整備する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合は、地盤条件等を総合的に検討して計画する。

なお、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、埋戻し土の液状化対策を実施するとともに、人孔と管渠の接合部に可とう性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

(イ) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場、終末処理場については、一定の処理機能を確保できるよう安全性の強化を図る。

また、「下水道施設計画・設計指針と解説（（公社）日本下水道協会）」及び「下水道施設地震対策指針と解説（（公社）日本下水道協会）」、「下水道の耐震対策マニュアル（（公社）日本下水道協会）」の基準に従い、総合的に検討を行う。

イ 安全の確保

(ア) 体制面の強化

- a 日頃から設備の巡視、点検を行い安全の確保に努める。
- b 日頃から災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。
- c 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(イ) 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

- a 初動時の要員の確保
- b 非常招集方法
- c 応援要請方法
- d 広報体制等

ウ 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

3 電力施設の整備対策

電力供給事業者は、雪害時における電力の供給を確保するため、電力施設の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。

(1) 設備面の対策

電力供給事業者は、あらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行う。

(2) 保安の確保

ア 体制面の強化

(ア) 日頃から設備の巡視、点検を行い、保安の確保に努める。

(イ) 日頃から災害に備えて、応急復旧用資機材等の確保に努める。

(ウ) 日頃から災害に備えて、電力不足に対応するため、他電力事業者との電力融通体制を確立しておく。

イ 要員の確保

災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

(ア) 初動時の要員の確保

(イ) 非常招集方法

(ウ) 応援要請方法

(エ) 広報体制等

4 通信施設の整備対策

雪害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策を迅速かつ的確に実施する上からも極めて重要であり、電信電話、専用通信、放送等の施設設備の安全性の確保及び耐火並びに多ルート化に努める。

(1) 電信電話

電気通信事業者は、電気通信設備の維持のため、常に必要な要員及び資材の確保、点検整備を行う。

ア 社員の動員体制

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、下記事項について定めておく。

(ア) 初動時駆け付け要員の確保

(イ) 社員の非常招集方法

(ウ) 関係組織相互及び関連会社等の応援要請方法

イ 災害対策機器の配備

(ア) 無線装置

通信の途絶のおそれがある地域への非常用衛星通信装置（KU-1CH）の事前配備と途絶地域へ非常用無線装置（TZ-403）、衛星車載車及びポータブル衛星通信装置が出動できる体制を確立しておく。

(イ) 移動電源車

雪害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車が出動できる体制を確立しておく。

(ウ) 応急復旧ケーブル

雪害により、ケーブルが被災したときの応急復旧用として、各種応急復旧ケーブルを確保しておく。

ウ 電気通信設備の点検・整備

雪害等に備え、次の設備、資機材の点検・整備を行う。

(ア) 電気通信設備の巡回、点検及び防護

(イ) 災害対策機器及び車両の点検・整備

(ウ) 応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送手段の確認と手配

(エ) 災害時措置計画及び施設記録等の点検確認

エ システムとしての信頼性向上

(ア) 通信設備の耐火、水防設計、施工及び建物等の防災措置による設備自体の強化を図る。

(イ) 主要な中継交換機の分散、主要な伝送路の多ルート化、若しくはループ構成に努める。

(2) 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効である。

特に、雪害時における通信手段としては、最も重要な役割を果たすことが期待されているところであり、各機関は、次の点に留意して専用線の確保に努める。

ア 耐火性の強化

局舎及び装置等について、耐火等の防災工事を実施する。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、多ルート化等を促進する。

また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の設置を促進する。

ウ 装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線等の資機材の充実整備を図り、有事に備える。

エ 定期的な点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、通信機能の確保に努める。

(3) 非常通信

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合、無線局は、免許の条件に関わらず非常通信を実施することができることになっている。このため、そのような事態に備えて、次の措置を講ずる。

ア 非常通信協議会の拡充強化

イ 非常通信訓練の実施

(ア) 全国非常通信訓練

(イ) 全国感度交換訓練

(ウ) 北陸地方非常通信訓練

(エ) 石川地区非常通信訓練

(4) Lアラート（災害情報共有システム）

県、市町及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、Lアラート（災害情報共有システム）が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。

ア Lアラート（災害情報共有システム）の整備の促進を図る。

イ Lアラート（災害情報共有システム）の訓練を実施する。

(5) 放送

放送は、非常災害時における住民への情報伝達手段として極めて有効であるので、雪害の発生等に際して、その機能を確保するため、次のような対策の推進に努める。

ア 送信所、演奏所の建物、構築物の耐火性の強化を図る。

イ 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐火対策を講ずる。

ウ 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備の整備を推進する。

エ 二次災害防止のための防火設備の整備を推進する。

オ 建物、構築物、放送設備等の耐火性等についての定期点検を実施する。

5 交通施設等の整備対策

大雪時においても、道路ネットワークを確保するため、地域の実情に応じて雪に強い道路の整備に努める。また、主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通施設等については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、雪害に対する安全性の確保に努める。

また、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

6 一般廃棄物処理施設整備対策

市町等は、一般廃棄物処理施設の雪害に対する安全性の確保を図るとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における危機冷却水等の確保に努める。

また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

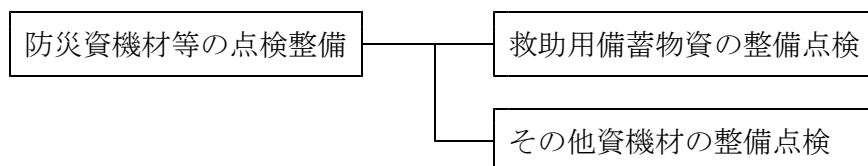
第24節 防災資機材等の点検整備

危機管理監室、農林水産部、土木部、
市町、防災関係機関

1 基本方針

県、市町及び防災関係機関においては、災害応急対策に必要な資機材を、雪害に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう常時、点検整備する。

体 系



2 救助用備蓄物資の整備点検

災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救援物資及び日本赤十字社石川県支部で備蓄する救援物資については、品目、員数、梱包の整理点検による適正保存に努めるとともに、災害発生による備蓄物資の支給又は棄損したときの補充等、物資の確保に万全を図る。

3 その他資機材の整備点検

救援資機材を保有する機関及び応急復旧用資機材を備蓄する機関においては、適宜点検整備を行い、災害に備える。

第3章 雪害応急対策計画

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第1節 初動体制の確立	1 基本方針 2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等 3 通報連絡体制及び県職員の動員 4 雪害対策本部 5 災害対策本部 6 現地災害対策本部 7 災害対策本部設置等の表示等 8 意思決定手続き 9 災害応急対策の総合調整 10 受援体制の確立 11 広域応援協力体制の確立 12 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理	危機管理監室、関係各部局、警察本部、市町、防災関係機関	8 2 8 2 8 2 8 3 8 5 8 8 8 9 8 9 9 0 9 1 9 8 9 8
第2節 事前措置及び応急措置	1 基本方針 2 市町村の事前措置及び応急措置 3 知事の応急措置等 4 県及び市町村の委員会並びに委員の応急措置 5 警察官、海上保安官又は、部隊等の自衛官の応急措置 6 被害の発生及び拡大防止体制	危機管理監室、関係各部局、市町	9 9 9 9 1 0 0 1 0 3 1 0 3 1 0 3
第3節 雪に関する防災気象情報	1 基本方針 2 注意報・警報の対象区域 3 雪に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準 4 降雪予報 5 降雪量分布予報	危機管理監室、土木部、金沢地方気象台、国土交通省金沢河川国道事務所、市町	1 0 4 1 0 4 1 0 5 1 0 7 1 1 0
第4節 災害予警報の伝達体制	1 基本方針 2 知事、市町村長、その他の機関が発する警告等の放送 3 災害応急対策責任者の体制整備 4 非常時における予警報の伝達徹底方策	危機管理監室、土木部、市町、防災関係機関	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第5節 災害予警報別の伝達	1 基本方針 2 気象警報等の伝達 3 気象注意報等の伝達 4 知事、市町村長、その他の機関が行う警告等の伝達	危機管理監室、土木部、市町、防災関係機関	1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2
第6節 雪害情報の収集・伝達	1 基本方針 2 情報収集体制及び伝達系統の確立 3 収集すべき情報	危機管理監室、関係各部局、警察本部、市町、防災関係機関	1 1 5 1 1 5 1 1 9
第7節 通信手段の確保	1 基本方針 2 通信手段の利用方法等 3 通信設備の応急復旧	危機管理監室、警察本部、市町、N T T西日本、北陸電力、J R西日本、防災関係機関	1 2 9 1 2 9 1 3 4
第8節 消防防災ヘリコプターの活用等	1 基本方針 2 消防防災ヘリコプターの活動内容 3 運航基準 4 応援要請 5 防災関係機関のヘリコプターとの連携 6 航空機の運用調整	危機管理監室、市町	1 3 5 1 3 5 1 3 5 1 3 5 1 3 6 1 3 6
第9節 災害広報	1 基本方針 2 広報機関 3 広報の内容 4 広報手段等 5 被災地域の相談・要望等の対応 6 安否情報の提供等	県民文化スポーツ部、危機管理監室	1 3 7 1 3 7 1 3 7 1 4 2 1 4 3 1 4 3
第10節 道路等の交通確保対策	1 基本方針 2 道路の除雪 3 交通対策 4 公共交通の確保	国、関係各部局、警察本部、市町、防災関係機関	1 4 4 1 4 4 1 4 8 1 4 9
第11節 消防活動	1 基本方針 2 出火防止、初期消火 3 応援要請等 4 消防活動 5 救助・救急活動 6 惨事ストレス対策	危機管理監室、市町、消防本部	1 5 0 1 5 0 1 5 0 1 5 1 1 5 1 1 5 1

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第12節 自衛隊の災害派遣	1 基本方針 2 災害派遣の適用 3 派遣の要請 4 部隊等の出動 5 活動の内容 6 使用資機材の準備 7 経費の負担区分 8 自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備	危機管理監室、関係各部局、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、市町、防災関係機関	1 5 2 1 5 2 1 5 2 1 5 3 1 5 3 1 5 4 1 5 4 1 5 4
第13節 避難誘導等	1 基本方針 2 避難の勧告又は指示の実施 3 避難の勧告又は指示の内容、時期及びその周知 4 警戒区域の設定 5 警戒区域設定の周知等 6 避難者の誘導 7 避難所の開設及び運営 8 広域避難対策 9 帰宅困難者対策 10 避難所外避難者対策	危機管理監室、関係各部局、警察本部、市町	1 5 7 1 5 7 1 5 8 1 5 8 1 5 8 1 5 8 1 5 8 1 6 0 1 6 1 1 6 1
第14節 要配慮者の安全確保	1 基本方針 2 在宅の要配慮者に対する対策 3 社会福祉施設等における対策 4 医療機関における対策 5 外国人に対する対策	健康福祉部、危機管理監室、観光戦略推進部、市町	1 6 2 1 6 2 1 6 2 1 6 3 1 6 3
第15節 災害医療及び救急医療	1 基本方針 2 情報収集・提供 3 D M A T ・医療救護班派遣・受入体制 4 救護所の設置 5 災害時後方医療体制 6 重症患者等の搬送体制 7 他県等からの傷病者の受入体制 8 医薬品等及び輸血用血液の供給体制 9 他県等からの医薬品等の受入体制 10 医薬品等の輸送手段 11 医療機関のライフラインの確保 12 個別疾患対策	健康福祉部、危機管理監室、日本赤十字社、市町、医師会、防災関係機関	1 6 4 1 6 4 1 6 5 1 6 8 1 6 8 1 6 8 1 6 8 1 6 8 1 6 9 1 6 9 1 6 9 1 6 9

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第16節 健康管理活動	1 基本方針	健康福祉部、市町	1 7 0
	2 実施体制		1 7 0
	3 健康管理活動従事者の派遣体制		1 7 0
	4 健康管理活動		1 7 0
第17節 救助・救急活動	1 基本方針	危機管理監室、関係各部局、市町、防災関係機関	1 7 2
	2 実施体制		1 7 2
	3 惨事ストレス対策		1 7 2
	4 医療救護活動		1 7 2
	5 災害救助法による措置		1 7 2
第18節 災害救助法の適用	1 基本方針	危機管理監室、土木部、関係各部局、日本赤十字社、市町	1 7 3
	2 適用基準（災害救助法施行令）		1 7 3
	3 適用手続		1 7 4
	4 災害救助法に基づく救助の種類		1 7 4
	5 災害救助法に基づく救助の実施		1 7 4
	6 従事命令等		1 7 4
	7 災害救助法が適用されない場合の救助		1 7 4
第19節 災害警備	1 基本方針	警察本部、海上保安部	1 7 7
	2 災害警備体制		1 7 7
第20節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬	1 基本方針	健康福祉部、警察本部、海上保安部、市町	1 7 9
	2 行方不明者及び遺体の捜索		1 7 9
	3 遺体の検視（見分）及び処理		1 7 9
	4 遺体の埋葬		1 7 9
	5 安否確認		1 7 9
	6 警察の措置		1 8 0
	7 災害救助法による措置		1 8 0
第21節 飲料水・食料の供給	1 基本方針	生活環境部、農林水産部、農林水産省生産局、北陸農政局、市町	1 8 1
	2 実施体制		1 8 1
	3 飲料水の確保		1 8 1
	4 主食の供給		1 8 1
	5 副食及び調味料の確保		1 8 1
	6 共助による食料の確保		1 8 2
	7 1週間以内に緊急輸送すべき物資		1 8 2
	8 災害救助法による措置		1 8 2

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第22節 生活必需品の供給	1 基本方針 2 実施体制 3 生活必需品等の確保 4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営 5 災害救助法による措置	生活環境部、危機管理監室、市町、石川県石油販売協会、防災関係機関	1 8 3 1 8 3 1 8 3 1 8 5 1 8 5
第23節 こころのケア活動	1 基本方針 2 実施体制 3 精神保健医療班（こころのケアチーム）派遣体制 4 精神保健医療班活動 5 精神保健医療活動情報の提供	健康福祉部、市町	1 8 6 1 8 6 1 8 6 1 8 6 1 8 6
第24節 防疫、保健衛生活動	1 基本方針 2 実施体制 3 避難所の防疫措置 4 防疫用資材の備蓄、調達 5 感染症患者発生時の対応 6 ペット動物の保護対策 7 特定動物の逸走対策	健康福祉部、市町	1 8 7 1 8 7 1 8 7 1 8 8 1 8 8 1 8 8 1 8 8
第25節 ボランティア活動の支援	1 基本方針 2 ボランティアの受け入れ 3 ボランティア本部の機能 4 ボランティア現地本部の機能 5 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供 6 協力体制	県民文化スポーツ部、市町、関係機関	1 8 9 1 8 9 1 8 9 1 8 9 1 9 0 1 9 0
第26節 雪、し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	1 基本方針 2 実施体制 3 被災地の状況把握 4 雪処理 5 し尿処理 6 ごみ処理 7 がれき等の処理 8 産業廃棄物処理	生活環境部、土木部、市町、事業主	1 9 1 1 9 1 1 9 1 1 9 1 1 9 1 1 9 1 1 9 1 1 9 1
第27節 住宅の応急対策	1 基本方針 2 実施体制 3 災害救助法による措置 4 住宅確保等の種別	土木部、市町	1 9 2 1 9 2 1 9 2 1 9 2
第28節 ライフライン施設の応急対策	1 基本方針 2 電力施設 3 通信施設 4 ガス施設 5 水道施設 6 下水道施設	北陸電力、N T T西日本、ガス事業者、生活環境部、土木部、市町上下水道事業者	1 9 4 1 9 4 1 9 4 1 9 5 1 9 5 1 9 6

節	細 節	担 当 機 関	ページ
第29節 輸送手段の確保	1 基本方針	企画振興部、危機管理	1 9 7
	2 輸送の対象	監室、商工労働部、自	1 9 7
	3 実施機関	衛隊、海上保安部、市	1 9 7
	4 要員、物資輸送車両等の確保	町、J R 西日本、J R	1 9 7
	5 従事命令	貨物、北陸鉄道、のと	1 9 8
	6 災害救助法による措置	鉄道、I R いしかわ鉄 道、トラック協会、倉 庫協会、防災関係機関	1 9 8
第30節 文教対策	1 基本方針	県・市町教育委員会、 総務部、健康福祉部	1 9 9
	2 児童生徒の危害防止対策		1 9 9
	3 校舎等の雪害保全対策		1 9 9
	4 文教施設の応急復旧対策		1 9 9
	5 応急教育実施の予定施設		2 0 0
	6 応急教育計画		2 0 0
	7 教材、学用品の調達及び給与 方法		2 0 0
	8 授業料の免除及び育英資金		2 0 0
	9 給食措置		2 0 0
	10 保健衛生		2 0 1
	11 教職員の健康管理		2 0 1
	12 避難所協力		2 0 1
	13 文化財対策		2 0 1
第31節 応急金融対策	1 基本方針	商工労働部、日本銀 行、北陸財務局、関係 行政機関	2 0 2
	2 銀行券の発行ならびに通貨お よび金融の調節		2 0 2
	3 資金決済の円滑の確保を通じ 信用秩序の維持に資するた めの措置		2 0 2
	4 金融機関の業務運営の確保に 係る措置		2 0 2
	5 金融機関による金融上の措置 の実施に係る要請		2 0 2
	6 各種措置に関する広報		2 0 2
第32節 農林水産物災害応急 対策	1 基本方針	農林水産部、市町	2 0 3
	2 農作物対策		2 0 3
	3 畜産対策		2 0 3
	4 林産対策		2 0 3
	5 水産対策		2 0 3

第3章 雪害応急対策計画

災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

また、発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的優先的に配分する。

なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 初動体制の確立

危機管理監室、関係各部局、警察本部、市町、防災関係機関

配備体制及びその基準等

配 備 体 制	基 準	動 員 対 象 職 員
注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下到大雪注意報が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・各部局の配備計画による職員
警戒配備体制 (雪害対策本部の設置に備える体制)	県下到大雪警報が発表されたとき。	・危機管理監室担当職員 ・空港企画課 新幹線・交通対策監室 県民交流課 農林水産部企画調整室 道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等
雪害対策本部体制 (災害対策本部に準ずる体制)	・県下到大雪特別警報が発表されたとき。 ・県道路雪害対策本部が設置されたとき。 ・県下に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると知事が認めたとき。	・危機管理監室全職員 ・空港企画課 新幹線・交通対策監室 県民交流課 農林水産部企画調整室 道路整備課 河川課 港湾課 その他関係部局等の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(企画調整室次長等)等 (警戒配備体制の各課を班に編制)
災害対策本部体制	・県下に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。 ・県下に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めたとき。	・原則として全職員。 ただし、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が、雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。

1 基本方針

知事又は市町長は、災害対策基本法第23条に基づき、雪害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

また、県、市町及び防災関係機関は、雪害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

雪害に関する石川県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び石川県雪害対策本部（以下「雪害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は、次のとおりとする。

（注） 石川県道路雪害対策本部の設置基準は、本章「第10節 道路等の交通確保対策」参照

3 通報連絡体制及び県職員の動員

（1）通報連絡体制

ア 本庁各部局（課、室）長及び出先機関の長は、あらかじめ職員の配備計画及び動員伝達系統を定め、所属の職員に周知徹底するとともに、このための所要の準備を日頃から整えておくこととする。

イ 毎年度、新たに策定（変更を含む。）した職員の配備計画及び動員伝達系統を毎年度4月末までに危機管理監に報告する。

（2）通報の方法

ア 2の「配備体制及びその基準等」の定めによる動員対象職員は、携帯電話、ポケットベル及び職員の動員伝達系統等により、確実に連絡を受けて登庁する。

イ 放送機関（ラジオ、テレビ）の協力を得て、職員の動員を図る。

（3）職員の動員

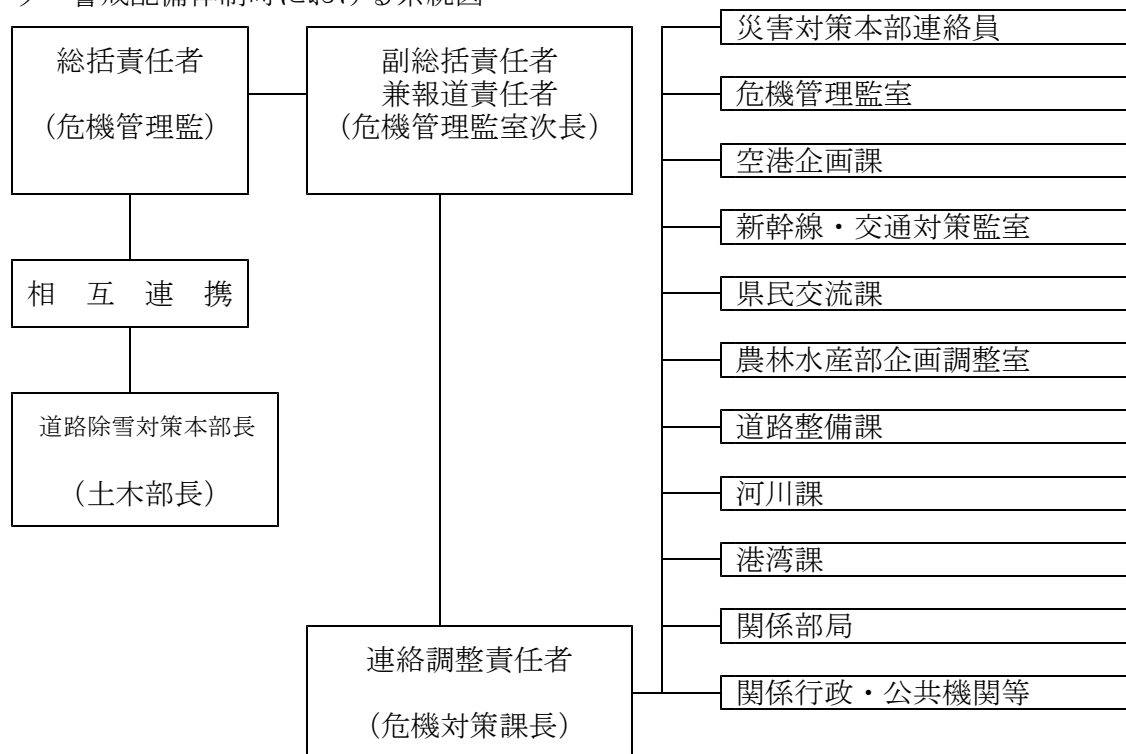
ア 注意配備体制の場合

2の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制になったときは、危機管理監室担当職員及び各部局の配備計画による職員は、速やかに登庁する。

イ 警戒配備体制及び雪害対策本部体制の場合

2の「配備体制及びその基準等」による警戒配備体制又は雪害対策本部体制となったときは、危機管理監室職員及び動員対象課の配備計画による職員並びに災害対策本部連絡員（企画調整室次長等）は、速やかに登庁する。

ウ 警戒配備体制時における系統図



- ※1 総括責任者は、必要に応じて、配備職員を県庁内に招集することができる。
- ※2 総括責任者は、必要に応じて関係部局長等に対して、配備対象課（室）の拡大及び職員の増員を求めることができる。
- ※3 総括責任者は、雪害対策実施に必要と認めるときは、関係行政機関等に対し、情報の提供及び職員の動員を求めることができる。

エ 災害対策本部体制の場合

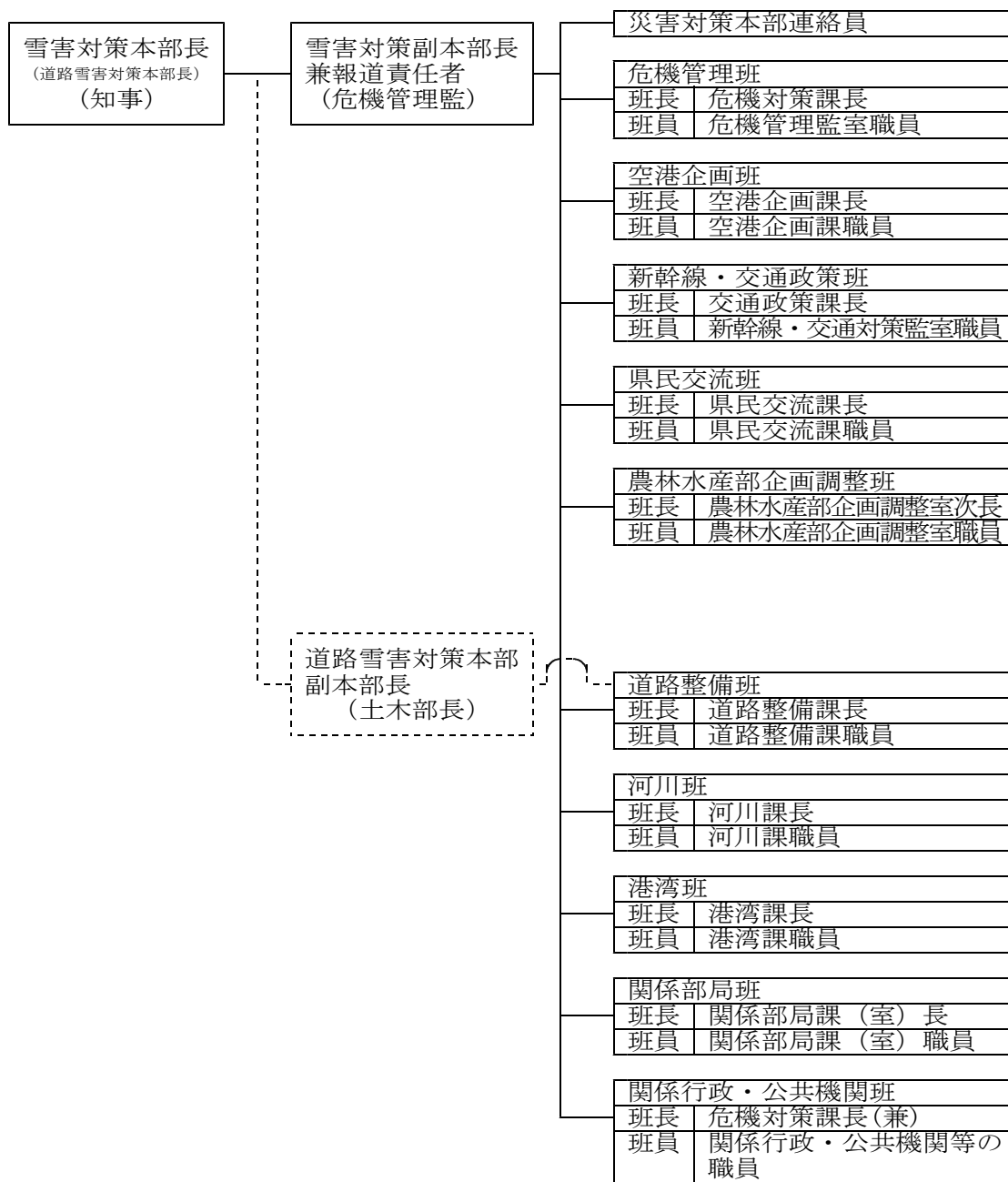
2の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部体制となったときは、原則として全職員は直ちに登庁する。ただし、本部長が雪害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。なお、登庁が不能の場合は、雪害予防計画第6節2（2）で定める県の機関に登庁する。

4 雪害対策本部

（1）雪害対策本部の設置

知事は、2の「配備体制及びその基準等」に定める基準に基づき、雪害対策本部を原則として、県庁内に設置する。

（2）雪害対策本部組織図



※１ 雪害対策本部長は、必要に応じて、関係部局の職員を招集し、必要な班を編成できるものとする。

※２ 関係行政・公共機関等に対する協力要求

雪害対策本部長は、雪害対策本部の所掌事務を遂行するため必要があると認めた場合には、金沢地方気象台、自衛隊、ＪＲ西日本、北陸鉄道、県道路公社、その他の関係者を招集し、関係行政・公共機関班を編成できるものとする。

(３) 雪害対策本部の職名、担当職及び所掌事務

職 名	担 当 職	所 掌 事 務
雪害対策本部長	知 事	雪害対策本部を総括する。 災害対策本部員会議の事前招集。
雪害対策副本部長兼報道責任者	危機管理監	雪害対策本部長を補佐するとともに、報道を行う。 また、雪害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(４) 雪害対策本部の班名及び所掌事務

班 名	所 掌 事 務
危機管理班	１ 市町及び防災関係機関との通報連絡に関すること。 ２ 雪害対策本部の設置、運営、連絡調整及び廃止に関すること。 ３ 広報に関すること。
空港企画班	空港施策の総合的な調整に関すること。
新幹線・交通対策班	公共交通施策（空港を除く）の総合的な調整に関すること。
県民交流班	災害関係の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。
農林水産部企画調整班	農林水産業の総合的な調整に関すること（林道含む。）。
道路整備班	道路（道路法に基づく道路）の管理に関すること。
河川班	河川及び海岸域及び漁港域並びにダムの管理に関すること。
港湾班	港湾及び海岸の管理に関すること。
関係部局班	雪害対策本部長からの指示に関すること。
関係行政・公共機関班	雪害対策本部長からの指示に関すること。

5 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

知事は、2の「配備体制及びその基準等」に定める基準に基づき、災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の組織等は、「石川県災害対策本部条例（昭和37年石川県条例第51号）」、「石川県災害対策本部規程（昭和35年訓令第7号）」及び「石川県災害対策本部運営要綱（昭和37年。以下[運営要綱]という。）」の定めるところによる。

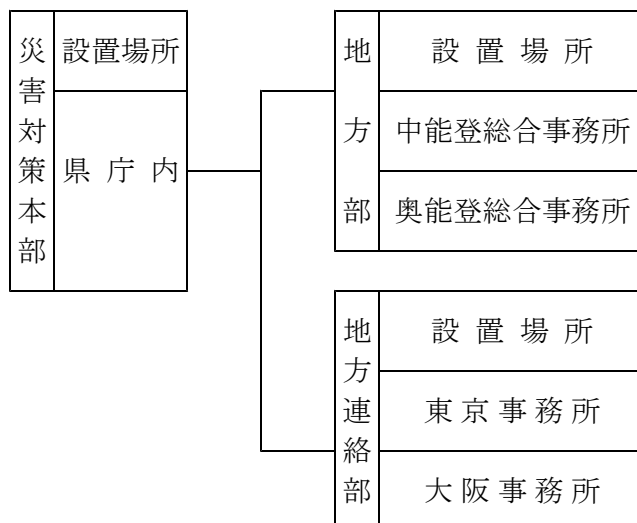
(3) 災害対策本部は、知事を本部長として、県、教育委員会及び警察本部を含む構成とし、雪害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。

(4) 災害対策本部は、原則として県庁内に設置する。

(5) 救助その他の災害応急対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部に所要の部を、中能登、奥能登の両総合事務所に地方部を、東京及び大阪の2事務所に地方連絡部をそれぞれ置き、災害対策本部の事務を分掌させる。

地方部及び地方連絡部に部長を置き、部長は当該事務所長を充てる。

(6) 災害対策本部の系統図は、次のとおりとする。



(7) 災害対策本部の組織、編成

ア 災害対策本部は、雪害対策に関する方針の協議及び事務連絡の機関として、本部長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）を構成員とする災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を設ける。

イ 本部員会議は、必要の都度、本部長が招集する。

ウ 災害対策本部には、部及び班を設け、部に部長を、班に班長を置く。

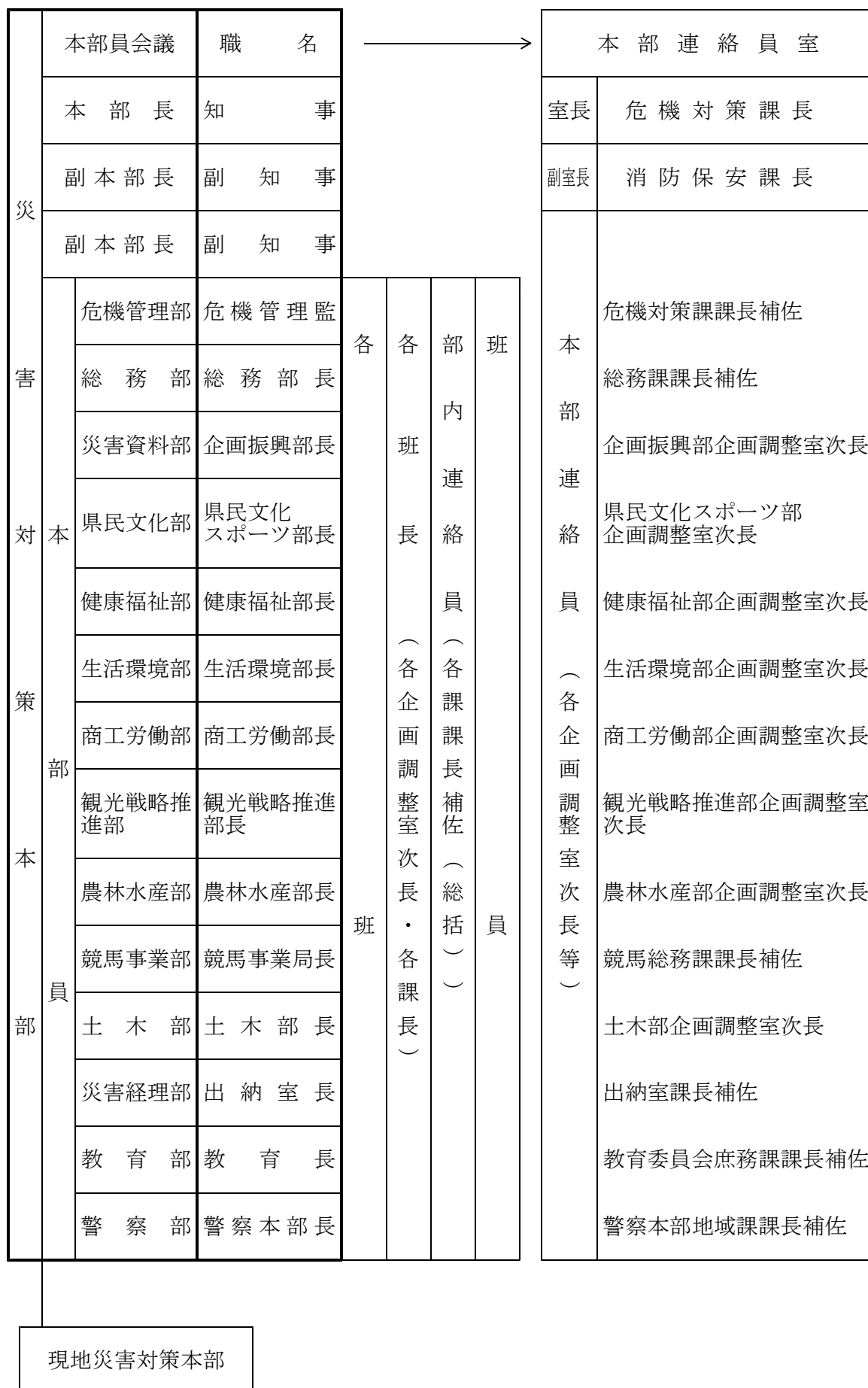
エ 部長には本部員（各部局長）を充て、班長には各部局の各企画調整室次長及び各課長を充てる。

オ 本部員会議の庶務その他雪害対策についての各部、各班の連絡等に関する事項の処理に当たるため本部連絡員室を設置し、各部局の企画調整室次長等を本部連絡員として、原則として本部連絡員室に勤務させる。

また、部内各班の連絡を図るため、部内連絡員（各課課長補佐（総括））を置く。

カ 災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害の規模に応じて、本部事務局の人員増強を図るとともに、必要に応じて本部の運営を支援する班を設置する。

キ 災害対策本部の編成は、次のとおりとする。



(8) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部は、雪害対策の推進に関して、総合的かつ一元体制を確立するとともに、災害対策基本法第14条に基づく石川県防災会議と緊密な連絡のもと、次に定める掌握事務を実施する。

なお、各部、各班の組織及び事務分担は、運営要綱の定めるところによる。

県本部の所掌事務

- 災害情報の取りまとめに関する事。
- 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関する事。
- 災害時における通信の確保に関する事。
- 災害状況の県内外に対する広報に関する事。
- 被災地に対する救援隊の派遣計画に関する事。
- 災害時における医療救護・健康管理活動等に関する事。
- 国や他県等からの支援を受けるための受援計画に関する事。
- 水防その他災害の緊急防御対策に関する事。
- 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関する事。
- 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に関する事。
- 災害時における治安の確保に関する事。
- 災害の応急復旧対策に関する事。
- その他災害対策に関して、知事が特に必要と認めた事項。

6 現地災害対策本部

(1) 本部長は、被災地域及び雪害の状況等に応じて、現地災害対策本部を設置する。

(2) 現地災害対策本部設置場所

現地災害対策本部は、中能登、奥能登総合事務所又は小松県税事務所のほか、次の施設を充てることができる。

なお、知事が必要と認めた場合は被災市町と情報の共有化を図るため、現地災害対策本部を当該市町の庁舎内に設置し、市町災害対策本部との合同会議等を開催するなど機動的な運用を図る。

各土木総合事務所	奥能登 中能登 県 央 石 川 南加賀
各 土 木 事 務 所	珠 洲 羽 咋 津 幡 大聖寺
各農林総合事務所	奥能登 中能登 県 央 石 川 南加賀
各 農 林 事 務 所	珠 洲 羽 咋 津 幡 加 賀

(3) 中能登又は奥能登総合事務所管内区域内に現地災害対策本部が設置されたときは、その区域内の地方部は現地災害対策本部に吸収される。

(4) 現地災害対策本部には、現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）を構成員とする現地災害対策本部員会議（以下「現地本部員会議」という。）を設ける。

(5) 現地災害対策本部には、部及び班を設け、部に現地本部員を長とする部長を、班に班長を置く。

(6) 部長には当該関係部署の次長を充て、班長には、原則として、被災地域又はその周辺地域に所在する当該関係部署の出先機関の長を充てる。

- (7) 部及び班の事務分担及び出先機関等については、運営要綱の定めるところによる。
- (8) 現地災害対策本部の編成は、次のとおりとする。

災害 対策 本部	→	現 地 災 害 対 策 本 部	現地本部員会議		職 名		
			現 地 本 部 長		副知事 知事の職務代理 順序による		
			現 地 副 本 部 長		本部長が指名する者		
		現 地 本 部 員	危機管理監室	危機管理監室次長	危機管理・ 総務班	班 長 出 先 機 関 の 長	班 員
			総務部	総務部次長			
			健康福祉部	健康福祉部次長	厚生政策班		
			農林水産部	農林水産部次長	農林水産班		
					家畜衛生班		
			土木部	土木部次長	土木班		
警察部	警察本部(次長担当職)	災害警備班					

- (注) 1 現地本部長となる副本部長については、本部長が必要と認める場合は、この表にかかわらず本部長が指名する者をもって充てる。
また、現地本部員については、本部長が必要と認める場合は、危機管理監室及び担当部（警察本部を除く）の職員の中から、本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 必要のある都度、協力班等の班を設置する。

- (9) 複数設置されたときの現地本部員の指名

県内に現地災害対策本部を複数設置することとなったときは、現地本部長、現地本部員は、本部長がその都度指名する。

7 災害対策本部設置等の表示等

- (1) 災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合

ア 直ちにその表示を行い、消防庁、市町村、防災関係機関及び報道機関等に通報し、県民等に周知する。

イ 各部局に対しては、ファクシミリ又は口頭で速やかに伝達する。

- (2) 廃止した場合も、(1) ア、イに準じて行う。

8 意思決定手続き

- (1) 本部長（知事）に事故ある場合における職務の代理順位は、次のとおりとする。

代理順位	職 名	備 考
第1位	副本部長（副知事）	知事の職務代理 順序による
第2位	副本部長（副知事）	

- (2) 本部員及び現地本部員並びに班長に事故ある場合の代理は、石川県処務規程（昭和33年訓令甲第9号）第18条（副知事等の代決）、第19条（出先機関の長の代決）の規定を準用する。

9 災害応急対策の総合調整

(1) 総合調整

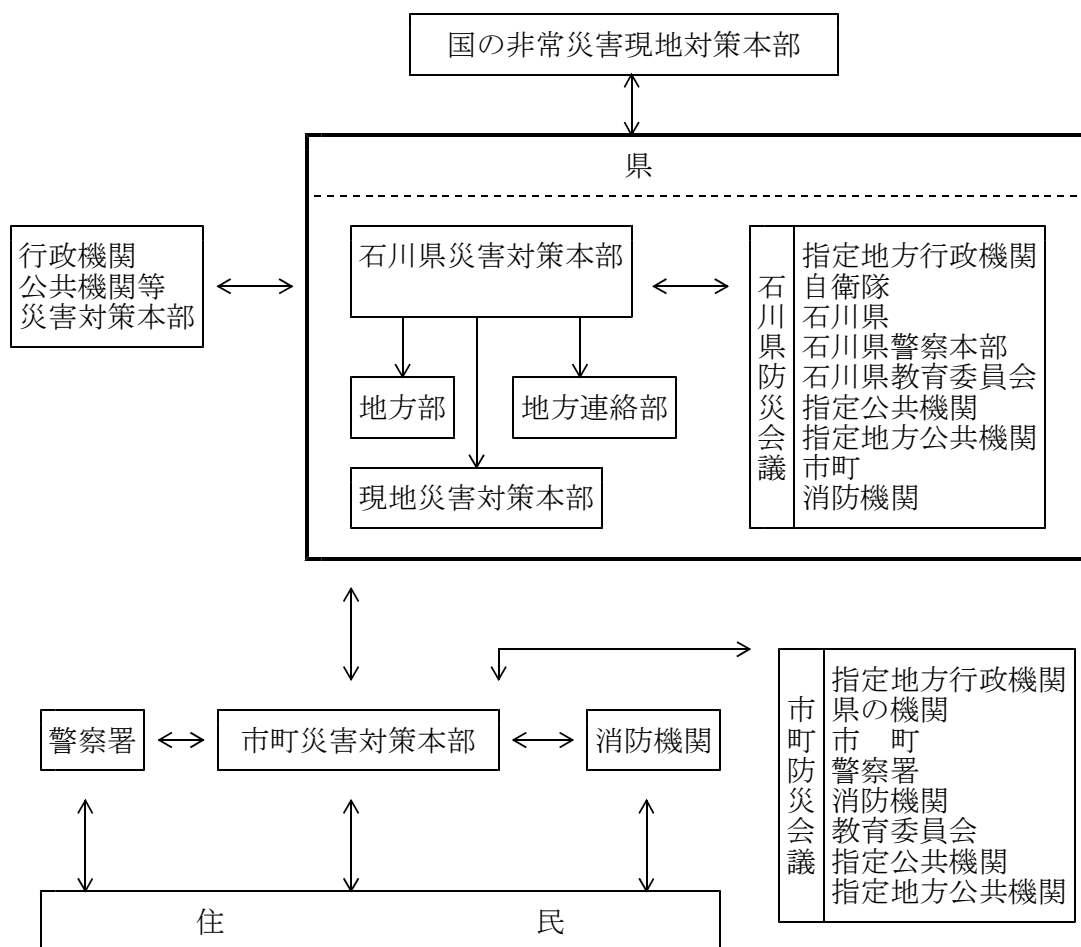
ア 県は、国が非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部を設置した場合、相互に連絡調整を図りつつ、応急対策を円滑に実施する。

イ 石川県防災会議は、県が災害対策本部を設置した場合、必要に応じて県庁内に石川県防災会議連絡員室を設置し、関係機関相互間の連絡調整の円滑化を図る。

石川県防災会議の各委員は、その所属機関から職員を派遣し、必要に応じて石川県防災会議連絡員室にこれを駐在させる。

ウ 県及び市町は、必要に応じて災害対策本部員会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。

エ 総合調整の系統



(2) その他の対策会議等の設置

ア 災害対策本部等の設置にいたらない規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、常時又は随時関係機関相互の連絡調整を図るため、災害の形態に応じて必要な対策会議等を設置することができる。

なお、対策会議等を設置したときは、速やかに石川県防災会議に連絡する。

イ 災害対策本部等が設置されたときは、災害の形態に応じて設置した対策会議等は、災害対策本部等に吸収される。

10 受援体制の確立

県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

上記の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行う。

(1) 知事の応援要請

ア 指定行政機関等に対する応援要請

県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するために必要があると認める
とき、知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関
若しくは指定地方公共機関等に対して、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を
要請する。

(ア) 災害の状況

(イ) 応援を要請する理由

(ウ) 応援を要請する区域及び範囲又は内容

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他必要な事項

(参 考) 指定行政機関等との応援に関する協定等は、次のとおりである。

① 災害時における放送要請に関する協定 (「第9節 災害広報」参照)

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石 川 県	NHK金沢放送局(注)	S52. 4. 30	076-264-7038	076-224-7122
	北陸放送 (株)	S52. 4. 30	076-262-8111	076-232-0043
	石川テレビ放送 (株)	S53.10. 1	076-268-3153	076-268-2228
	(株) テレビ金沢	H 3. 6. 28	076-240-9031	076-240-9096
	(株) エフエム石川	H 3. 6. 28	076-262-8050	076-263-7913
	北陸朝日放送 (株)	H 4. 1. 31	076-269-8841	076-269-8845
	加賀テレビ (株)	H14. 4. 1	0761-78-3135	0761-78-3136
	(株) テレビ小松	〃	0761-23-3911	0761-23-3914
	加賀ケーブルテレビ (株)	〃	0761-72-8181	0761-72-5995
	金沢ケーブルテレビネット(株)	〃	076-224-1114	076-224-8300
	(株) あさがおテレビ	〃	076-274-3333	076-274-3366
	(株) えふえむ・エヌ・ワン	〃	076-248-1212	076-248-8181
	(株) ラジオかなざわ	〃	076-265-7800	076-265-7845
	(株) ラジオこまつ	〃	0761-23-7660	0761-23-7734
	(株) ラジオななお	〃	0767-53-7640	0767-52-7776

(注)NHKは、日本放送協会をいう。

② 災害時等における報道要請に関する協定（「第9節 災害広報」参照）

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県 及び 石川県 公安 委員会	共同通信社金沢支局	H 9. 7. 1	076-231-4450	076-224-1713
	時事通信社金沢支局	〃	076-221-3171	076-221-3172
	朝日新聞社金沢支局	〃	076-261-7575	076-261-7579
	毎日新聞社北陸総局	〃	076-263-8811	076-231-7124
	讀賣新聞社金沢総局	〃	076-261-9131	076-231-5254
	産経新聞社金沢支局	〃	076-263-1291	076-224-3043
	日本経済新聞社金沢支局	〃	076-232-3311	076-260-3610
	日刊工業新聞社金沢支局	〃	076-263-3311	076-263-3312

③ 災害時の相互協力に関する申合わせ

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石川県 (土木部)	北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	H22. 3. 4	025-280-8880 (076-264-8800)	025-370-6691 (076-233-9617)

イ 他の都道府県等に対する広域応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）」に基づくほか、以下の応援協定に基づき、他の都道府県・市に対して、応援を要請する。

（ア）中部9県1市災害応援に関する協定（平成7年11月14日）

石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市

（イ）北陸三県災害相互応援に関する協定（平成7年10月27日）

石川県、富山県、福井県

（ウ）石川県・岐阜県災害時の相互応援に関する協定（平成7年8月9日）

石川県、岐阜県

（エ）石川県・新潟県災害時の相互応援に関する協定（平成8年1月9日）

石川県、新潟県

（オ）消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定
（「第8節 消防防災ヘリコプターの活用等」参照）

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石 川 県	富 山 県	H 9. 7. 1	076-495-3060	076-495-3066
	福 井 県		0776-51-6945	0776-51-6947

(カ) 石川県・岐阜県航空消防防災相互応援協定
 (「第8節 消防防災ヘリコプターの活用等」参照)

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
石 川 県	岐 阜 県	H20. 10. 14	058-272-1111	058-271-4119

〈要請事項〉

- 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣
 - ・ 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあつせん
 - ・ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあつせん
 - ・ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあつせん
 - ・ 救護及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- 避難所の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市の境界付近における必要な措置
- 被災者の一時収容のための施設の提供
- 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

ウ 市町に対する応援

(ア) 知事は、市町が災害対策本部を設置した場合には、被害状況に応じ職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の相互調整等を行わせる。

なお、派遣職員には、災害現場で衣・食・住等を自己完結できる装備を携帯させる。

(イ) 知事は、市町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合には、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について支援協力を行う。

(ウ) 知事は、市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。

(エ) 知事は、県内に災害が発生した場合において、被災により市町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町に代わって行う。

エ 国に対する応援要請

知事は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つかからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町を応援することを求めるよう要求する。

(2) 市町長の応援要請（知事又は他の市町長に対する応援要請）

市町長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事又は他の市町長に対し、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。

ア 災害の状況

イ 応援を要請する理由

ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容

エ 応援を必要とする期間

オ その他必要な事項

(3) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、雪害に際して、人命及び財産を保護するため必要と認めるときは、本章第12節「自衛隊の災害派遣」に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

(4) 警察の応援要請

公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し必要があると認めるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対して警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定に基づく警察災害派遣隊等の警察官等の特別派遣を求める。

(5) 消防の応援要請

消防活動については、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日）により、相互応援を行う。県内の消防力のみで対処できない場合、知事は、消防庁長官に対し、次の派遣を要請する。

ア 消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に基づく、緊急消防援助隊等の派遣要請

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日消防庁次長通知）」に基づく、他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣要請

(6) 各種団体に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、次の応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。

ア 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（本章第13節「避難誘導等」参照）

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491
	(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083
	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254
	(株)ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936
	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944
	(株)壺番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565
	(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340
	(株)吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090
	(株)ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292
	(株)サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138
	(株)オートバックスセブン	H30. 6. 11	03-6219-8796	03-6219-8801

イ 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

（本章第14節「要配慮者の安全確保」参照）

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	石川県旅館ホテル生活衛生同業組合	H31. 4. 22	076-263-5777	076-265-7631

ウ 災害時の医療救護に関する協定（本章第15節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(公社) 石川県医師会	H 3. 11. 1 (H29. 6. 30改正)	076-239-3800	076-239-3810
	(公社) 石川県薬剤師会	H29. 6. 30	076-231-6634	076-223-1520
	(公社) 石川県看護協会	H29. 6. 30	076-232-3573	076-232-3973

エ 災害時の歯科医療救護に関する協定（本章第15節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(一社) 石川県歯科医師会	H29. 6. 30	076-251-1010	076-251-6450

オ 災害時の医療救護等に関する協定（本章第15節「災害医療及び救急医療」及び第16章「健康管理活動」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	（公社）石川県栄養士会	H29. 6. 30	076-259-5061	076-259-5062

カ 災害時における医薬品の供給等に関する協定（本章第15節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県薬業卸協同組合	H 8. 11. 13	076-266-4141	076-266-4113

キ 災害時における衛生材料の供給等に関する協定（本章第15節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県医療品卸商組合	H 8. 11. 13	076-263-6517	076-263-6518

ク 災害時における医療機器の供給等に関する協定（本章第15節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県医療機器協会	H 8. 11. 13	076-222-5111	076-264-2334

ケ 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定
（本章第15節「災害医療及び救急医療」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	（一社）日本産業・医療ガス協会北陸地域本部	H25. 5. 10	0778-24-4000	0778-24-5975

コ 災害救助犬の出動に関する協定書（本章第17節「救助・救急活動」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	全国災害救助犬協会	H 9. 10. 7	076-429-8139	076-413-8171
	日本レスキュー協会		072-770-4900	072-770-4950
	ジャパンケネルクラブ	H19. 1. 11	03-3251-1656	03-3251-1659
	石川県救助犬協会連合会		076-287-5528	076-298-1245

サ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定
（本章第19節「災害警備」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	（一社）石川県警備業協会	H 9. 9. 1	076-281-6670	076-281-6671

シ 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定
（本章第20節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」参照）

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県葬祭業協同組合	H22. 3. 31	076-275-1400	076-275-2967
	全国霊柩自動車協会石川県支部	H22. 3. 31	076-286-4444	076-286-8562

ス 災害時における応急対策工事に関する基本協定

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258
石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(一社) 石川県建設業協会	H23. 5. 23	076-242-1161	076-241-9258
	石川県森林土木協会		076-240-8455	076-240-8451

セ 災害時における応援業務に関する協定

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社) 石川県建設コンサルタント協会 (一社) 石川県測量設計業協会 (一社) 石川県地質調査業協会	H25. 4. 1	076-274-8812	076-274-8422

ソ 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県電気工事工業組合	H31. 4. 22	076-269-7880	076-269-7881

タ 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 (本章第22節「生活必需品の供給」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県石油販売協同組合	H26. 6. 2	076-256-5330	076-238-3330

チ 災害時における緊急用L Pガスの供給等に関する協定
(本章第22節「生活必需品の供給」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社) 石川県エルピーガス協会	H26. 6. 2	076-254-0634	076-254-0644

ツ 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定
(本章第24節「防疫、保健衛生活動」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社) 石川県ビルメンテナンス協会	H22. 7. 20	076-214-6205	076-214-6206

テ 災害時の応援業務に関する協定(本章第24節「防疫、保健衛生活動」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県塗装工業会	H30. 5. 29	076-242-4368	076-242-2984

ト 災害ボランティア活動への支援に関する協定
(本章第25節「ボランティア活動の支援」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一財) 石川ライオンズ奉仕財団	H28. 10. 5	076-264-8265	076-264-8043

ナ 災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定 (本章第29節「輸送手段の確保」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県漁業協同組合	H25. 9. 19	076-234-8815	076-265-5204
	北陸信越旅客船協会	H25. 9. 19	025-245-3455	025-247-0453
	特定非営利活動法人石川県小型船安全協会	H27. 2. 26	076-287-6782	076-287-6783

ニ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定
(本章第27節「住宅の応急対策」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社) プレハブ建築協会	H 7. 3. 24	03-5280-3121	03-5280-3127

ヌ 災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定
(本章第27節「住宅の応急対策」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(公社) 石川県宅地建物取引業協会	H18. 12. 27 (H27. 4. 6改正)	076-291-2255	076-291-1118
	(公社) 全日本不動産協会 石川県本部	H21. 10. 1 (H27. 4. 6改正)	076-280-6223	076-280-6224
	(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会	H27. 4. 6	03-3510-0088	03-3510-0089

ネ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書
(本章第29節「輸送手段の確保」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	(一社) 石川県トラック協会	H17. 12. 19	076-239-2511	076-239-2287

ノ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第29節「輸送手段の確保」参照)

協定者		協定締結日	T E L	F A X
石川県	石川県倉庫協会	H17. 12. 19	076-248-6681	076-248-6783

(7) 職員の派遣の要請等

ア 職員の派遣の要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に、市町長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

また、知事及び市町長は、必要に応じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。

なお、要請に当たっては、知事又は市町長は次の事項を明らかにする。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 職員の派遣のあつせん

知事又は市町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第30条に基づき、内閣総理大臣又は他の都道府県知事に対し、次の事項を明らかにし、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣のあつせんを求める。

- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
- (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

(8) 受け入れ体制の確立

災害応援要請をした知事又は市町長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

- (ア) 派遣職員等との現地連絡責任者を定める。
- (イ) 派遣職員等の宿舎を提供する。
- (ウ) 派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

11 広域応援協力体制の確立

県及び市町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

(1) 県

知事は、県下市町はもとより、広域応援県市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。

ア 災害救援対策本部等の設置

知事は、必要に応じて、災害救援対策本部を設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。

また、災害救援対策本部は、応援部隊の派遣に係る支援や資材の調達を行う。

イ 応援部隊の編成

応援要請の内容に基づき、応援部隊を編成する。

なお、他の被災都道府県（市町村）への応援部隊の編成に当たっては、次の点を考慮する。

- 応援部隊には、応援を要請した都道府県（市町村）との連絡調整及び応援部隊各班の指揮連絡のための総括責任者を置く。
- 応援部隊の業務の円滑化を図るため、庶務班（担当者）を設ける。
- 応援部隊は、応援業務によって概ね次の班を編成する。
 - ・ 救護班（救護活動について応援する。県立病院の医師、看護師を中心に編成）
 - ・ 防疫班（防疫活動について応援する。保健所等の技師を中心に編成）
 - ・ 復旧班（被災地における復旧作業を応援する。土木部の技師を中心に編成）
 - ・ 技術指導班（復旧作業の技術指導をする。各分野の専門職を中心に編成）
 - ・ 輸送班（応援部隊の被災地の輸送や救援物資の輸送について応援する技能労務職員を中心に編成）

ウ 国の応援要請に対する協力

県は、国から次の理由により広域応援の要求がある場合、被災都道府県又は被災市町村を応援する。

(ア) 被災都道府県からの要求に基づき、被害状況等の報告を踏まえ、大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害であると認めるなど、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると国が認める場合

(イ) 災害の規模が極めて甚大であり、被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ、かつ、通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、被災都道府県からの要求の待ついとまがないと国が認める場合

(2) 市町

市町長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

12 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

(1) 職員や家族の安否確認

自宅又は自分がいる地域で相当規模の災害が発生した場合には、原則として本人が所属の課、課（人事担当者）へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。

また、勤務中の発災時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

第2節 事前措置及び応急措置

危機管理監室、関係各部署、市町

1 基本方針

雪害が発生し、又は発生するおそれがあり、事前措置及び応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置業務に従事させる等の措置を講ずる。

2 市町長の事前措置及び応急措置

市町長は、雪害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町地域防災計画の定めるところにより、次の措置をとる。

(1) 出動命令等（災害対策基本法第58条）

ア 消防機関等に対して出動の準備をさせ若しくは要請し、又は出動を命じ若しくは求めること。

イ 地域内の災害応急対策責任者に対して応急措置の実施に必要な準備をするよう要請又は求めること。（警察官の出動を求める場合は、当該地域を管轄する警察署長を経て警察本部長に対して行う。）

(2) 事前措置等（災害対策基本法第59条）

災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。

(3) 避難の指示等（災害対策基本法第60条）

本章第18節「避難誘導等」に定める。

(4) その他応急措置等

市町地域防災計画に掲げる市町長の応急措置に関する事項は、概ね次のとおりとする。

ア 市町長の応急措置に関しての責任（災害対策基本法第62条第1項）

イ 警戒区域の設定等（災害対策基本法第63条、消防法第23条の2、第28条及び第36条、水防法（昭和24年法律第193号）第21条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第6条第4項）

ウ 工作物等の使用、収用等（災害対策基本法第64条第1項、同法施行令第24条）

エ 工作物の除去、保管等（災害対策基本法第64条第2項、同法施行令第25条から第27条まで）

オ 従事命令（災害対策基本法第65条第1項、消防法第29条第5項、水防法第24条、災害救助法第7条第1項、警察官職務執行法（昭和23年法律136号）第4条、水害予防組合法（明治41年法律第50号）第50条第2項）

カ 災害対策基本法第63条第2項に定める市町長の委任を受けて市町長の職権を行う市町の吏員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡しておくこと。

キ 損失補償（災害対策基本法第82条第1項）

市町長はウによる工作物等の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償すること。

ク 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償（災害対策基本法第84条第1項、同法施行令第36条第1項）

市町は、市町長又は警察官等が、業務従事命令及び警戒区域の設定のため当該市町の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をすること。

3 知事の応急措置等

（１）応急措置（災害対策基本法第70条）

知事は、県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、必要な応急対策を速やかに実施するとともに、市町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるように努め、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請する。

（２）従事命令等（災害対策基本法第71条）

ア 知事は、災害が発生した場合に、救助の実施のために必要な人員、物資、施設等が一般の協力によってもなお不足し、他の確保の方法がないときは、次の事項について従事命令等を発して救助活動を行う。

（ア）災害を受けた児童及び生徒の応急措置

（イ）施設及び設備の応急措置

（ウ）清掃、防疫その他の保健衛生

（エ）犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持

（オ）緊急輸送の確保

（カ）その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止

イ 知事は、アの応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又は職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は保管する場所に立ち入り、検査をさせ若しくは物資を保管させた者から必要な報告をとる。

ウ 従事命令及び協力命令は、次に掲げるところにより執行する。

命令区分	命令対象の作業	根拠法令	執行者
従事命令	消防作業	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
	水防作業	水防法第24条	水防管理者、水防団長又は消防機関の長
従事命令	災害救助作業	災害救助法第7条	知事
協力命令	（災害救助法適用救助）	〃 第8条	
従事命令	災害応急対策作業 （災害救助法が適用された場合を除く。）	災害対策基本法第71条	〃
協力命令			

災害応急対策作業（全般）従事命令 災害対策基本法第65条第1項 市町長
 “ （ “ ） “ 災害対策基本法第65条第2項 警察官、海上保安官
 “ （ “ ） “ 災害対策基本法第65条第3項 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
 （以下「部隊等の自衛官」という。）
 “ （ “ ） “ 警察官職務執行法第4条 警察官
 エ 従事命令等の対象者は、次に掲げる範囲とする。

命令対象の作業	対 象 者	根拠法令
消 防 作 業 (従事命令)	火災の現場付近にある者	消防法第29条第5項
水 防 作 業 (従事命令)	水防管理団体の区域内の住民又は水防作業の現場にある者	水防法第24条
災害救助その他の作業 (災害救助法、災害対策基本法による知事の従事命令)	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 (6) 鉄道事業者及びその従事者 (7) 軌道経営者及びその従事者 (8) 自動車運送業者及びその従事者 (9) 船舶運送業者及びその従事者 (10) 港湾運送業者及びその従事者	災害救助法第7条 災害対策基本法第71条
災害救助その他の作業 (知事の協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者	災害救助法第8条
災害応急対策全般（災害対策基本法による市町長、警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官の従事命令）	市町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第65条第1項、第2項及び第3項
災害応急対策全般（警察官職務執行法）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者	警察官職務執行法第4条

オ 従事命令等の執行

県における強制従事の執行については、災害救助法による救助のための従事命令及び協力命令並びに災害対策基本法に基づくその他の災害応急措置のための従事命令及び協力命令は、環境安全部消防防災課が担当する。

カ 公用令書の交付（災害対策基本法第81条）

従事命令、協力命令、保管命令、使用命令、収用命令、管理命令を発する場合においては、次の公用令書を交付して行う。

なお、命令を変更し、又は取り消しするときも同様とする。

(ア) 災害救助法による従事、協力命令 県災害救助法施行細則に定める様式による。

(イ) 同上命令の取消命令 //

(ウ) 災害対策基本法による従事、協力命令 災害対策基本法施行規則に定める様式による。

(エ) 同上命令の変更命令 //

(オ) 同上命令の取消命令 //

(カ) 物資の保管命令 //

(キ) 管理、使用、収用命令 //

キ 損失補償

(ア) 県は、保管、管理、使用、収用の処分によって、通常生ずる損失に対しては、補償を行う（災害対策基本法第82条第1項）。

(イ) 県は、従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対して、その実費を弁償する（災害対策基本法第82条第2項、同法施行令第35条）。

なお、災害救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第5条の規定に基づく実費を弁償する（災害救助法第7条第5項、県災害救助法施行細則）。

(ウ) 県は、従事命令によって応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、別に定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する（災害対策基本法第84条第2項、同法施行令第36条第2項）。

ク 扶助金

県は、協力命令により救助に関する事業に協力した者が、これがために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、別に定めるところにより扶助金を支給する（災害救助法第12条、同法施行令第7条及び第8条第2項第3号）。

(3) 市町長に対する指示（災害対策基本法第72条第1項）

知事は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対して、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町長に対し応援すべきことを指示する。

(4) 市町長が実施すべき応急措置の代行（災害対策基本法第73条第1項）

知事は、災害が発生した場合において、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町の市町長が実施すべき次の応急措置の全部又は一部を当該市町長に代わって実施する。

ア 警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者に対して、立ち入りを制限し、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること（災害対策基本法第63条第1項）。

イ 市町の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹林その他の物件を使用し、若しくは収用すること（災害対策基本法第64条第1項）。

ウ 工作物等の除去（災害対策基本法第64条第2項）

エ 市町の区域内の住民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができること（災害対策基本法第65条第1項）。

4 県及び市町の委員会並びに委員の応急措置

(1) 県の委員会又は委員は、県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は、地域防災計画の定めるところにより、知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施する（災害対策基本法第70条第2項）。

(2) 市町地域防災計画には、市町の委員会又は委員等の応急措置に関して、次の事項を定めておく。

市町の委員会又は委員、市町の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市町地域防災計画の定めるところにより、市町長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は市町長の実施する応急措置に協力しなければならない（災害対策基本法第62条第2項）。

5 警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官の応急措置

(1) 警戒区域の設定

警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官は、災害対策基本法第63条第2項又は第3項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに当該地域を管轄する市町長に通知する。警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官が前記の措置をとったときは、当該措置の事後処理は当該地域を管轄する市町長が行う。

(2) 応急公用負担

警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官は、災害対策基本法第64条第7項若しくは第8項又は同法第65条第2項若しくは第3項に基づき応急公用負担、工作物等の除去その他必要な措置をとったときは、直ちにその旨を当該地域を管轄する市町長に通知する。

6 被害の発生及び拡大防止体制

(1) 第1段階（当事者体制）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害の拡大を防止し、又は被害の発生を防ぎよするために必要な措置は、それぞれ災害応急対策責任者が、その機能をあげて所要の措置を講ずる。

このために、市町はその消防機関、水防団その他市町の機関の災害時出動体制等についてあらかじめ定め、また、指定公共機関又は指定地方公共機関等は、その業務に係る災害に関して保安要員等の出動体制を定めるなど、万全の体制を整えておく。

(2) 第2段階（相互応援体制）

被害の発生又は拡大の防止に当たり、被害の規模が大きく第1段階たる当事者体制のみによっては所期の目的を達しがたい場合は、災害応急対策責任者は、災害対策基本法第67条（他の市町長等に対する応援の要求）又は第80条（指定公共機関等の応急措置）の規定により応援を求めて、被害の発生及び拡大の防止を図る。

この場合における応援の措置について調整が必要な場合は、知事がこれに当たり、事態の推移に応じて、それぞれ災害応急対策責任者は、知事に対して状況報告をするとともに応援のあつせんを求める。

(3) 第3段階（災害派遣体制）

災害の規模が拡大し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する。

第3節 雪に関する防災気象情報

危機管理監室、土木部、金沢地方気象台、
国土交通省金沢河川国道事務所、市町

1 基本方針

気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、降雪等に関する気象注意報、警報及び予報等を発表する。

2 注意報・警報の対象区域

石 川 県	市 町 名
	金沢市・七尾市・小松市・輪島市・珠洲市・加賀市・羽咋市・かほく市・白山市 ・能美市・野々市市・川北町・津幡町・内灘町・志賀町・宝達志水町・中能登町 ・穴水町・能登町
	沿岸の海域（海岸線から20海里（約37km）以内の水域）

（注）大雪などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

市町村等をまとめた地域の名称

加賀北部・・・金沢市、かほく市、津幡町、内灘町

加賀南部・・・小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町

能登北部・・・輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

能登南部・・・七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

3 雪に関する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

(1) 特別警報・警報・注意報

金沢地方気象台は、大雪や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、または、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を県内の市町ごとに発表する。

なお、大雪などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

イ 警報等の基準

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧(平成28年10月31日現在)

注1) “※”が付いている地点は、現在積雪深の観測を行っていないもの。

注2) 値が“－”の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。

注3) “*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として掲載したもの。

注4) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注5) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
石川県	輪島	84	110
石川県	金沢	135	181
石川県	珠洲	140	159
石川県	七尾	87	74
石川県	白山河内	262	308
石川県	加賀富谷	224	246

石川県警報等の発表基準一覧表

発表官署	金沢地方気象台			
府県予報区	石川県			
一次細分区域	加賀		能登	
市町村等をまとめた地域	加賀北部	加賀南部	能登北部	能登南部
警	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合		
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合		
	暴風(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s	陸上 20m/s、北海上 25m/s、東海上 25m/s	陸上 20m/s、東海上 25m/s、西海上 25m/s
	暴風雪(平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s	陸上 20m/s、北海上 25m/s、東海上 25m/s	陸上 20m/s、東海上 25m/s、西海上 25m/s
	大雪	平地 12時間降雪の深さ25cm 山地 12時間降雪の深さ55cm	平地 12時間降雪の深さ30cm 山地 12時間降雪の深さ55cm	平地 12時間降雪の深さ30cm、山地 12時間降雪の深さ45cm
	波浪(有義波高)	5.0m		北海上 5.0m、東海上 5.0m、東海上 5.0m、西海上 5.0m
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合		
注意報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合		
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合		
	強風(平均風速)	陸上 12m/s ^{*1} 、海上 15m/s	陸上 12m/s ^{*2} 、北海上 15m/s、東海上 15m/s	陸上 12m/s、東海上 15m/s、西海上 15m/s
	風雪(平均風速)	陸上 12m/s ^{*1} 、海上 15m/s	陸上 12m/s ^{*2} 、北海上 15m/s、東海上 15m/s	陸上 12m/s、東海上 15m/s、西海上 15m/s
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ35cm	平地 12時間降雪の深さ20cm 山地 12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ15cm 山地 12時間降雪の深さ30cm
	波浪(有義波高)	3.0m		北海上 3.0m、東海上 2.0m、東海上 2.0m、西海上 3.0m
	高潮	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	①積雪地域の日平均気温が13℃以上 ②積雪地域の日平均気温が10℃以上、かつ日降水量が20mm以上		
	濃霧(視程)	陸上 100m、海上 500m	陸上 100m、北海上 500m、東海上 500m	陸上 100m、東海上 500m、西海上 500m
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%		
	なだれ	①24時間降雪の深さが50cm以上あって気温の変化の大きい場合(昇温) ②積雪が100cm以上あって金沢地方気象台の日平均気温5℃以上、又は昇温率(+3℃/日)が大きいとき(ただし、0℃以上)		
	低温	夏期:最低気温17℃以下が2日以上継続 冬期:最低気温-4℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下		
	着氷・着雪	着しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		100mm		

*1 金沢地方気象台の観測値は15m/sを目安とする。

*2 輪島特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。

(注) 1 発表基準に記載した数値は、石川県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害を予想する際の目安である。

2 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな注意報、警報に切り替えられる。

3 風に関する基準については、金沢、輪島の両気象官署とも観測機器が高所に設置してあるため、官署における値は、これとは別に設定している。

4 平地は、標高100m未満、山地は、標高100m以上の地域を示す。

4 降雪予報

金沢地方気象台は、降雪に対する防災効果を上げるため、12月1日～3月31日までの期間、県内を対象にした「降雪量予想」を発表する。ただし、この期間以外でも降雪が予想される場合には臨時に発表する。

※降雪量予想の修正発表はしないため、警報、注意報、気象情報が発表された場合には、警報、注意報、気象情報の予想を優先する。

また、最低気温の予想は17時発表の天気予報で変更となる場合がある。

金沢地方気象台ホームページ

石川県降雪量予想 <http://www.jmanet.go.jp/kanazawa/yohou/yukiyosou.html>

(1) 発表時刻及び内容

ア 06時：当日の06時から当日の18時までの12時間の降雪量予想及び当日の18時から翌日の06時までの12時間の降雪量予想

イ 16時：当日の18時から翌日の06時までの12時間の降雪量予想及び翌日の06時から翌日の18時までの12時間の降雪量予想並びに輪島、金沢の翌日の00時から09時までの予想最低気温

(2) 地域区分（市町をまとめた地域の名称を使用）

ア 能登北部平地、能登北部山地

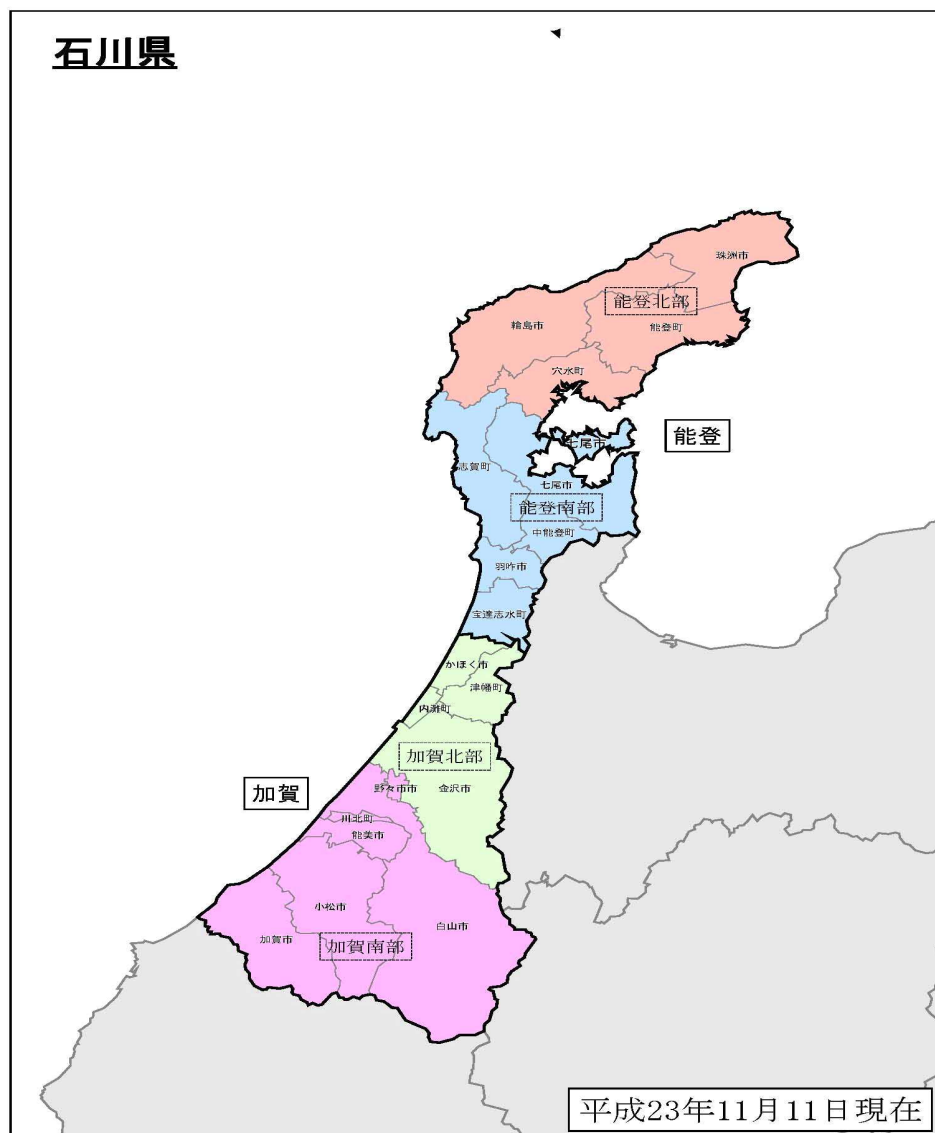
イ 能登南部平地、能登南部山地

ウ 加賀北部平地、加賀北部山地

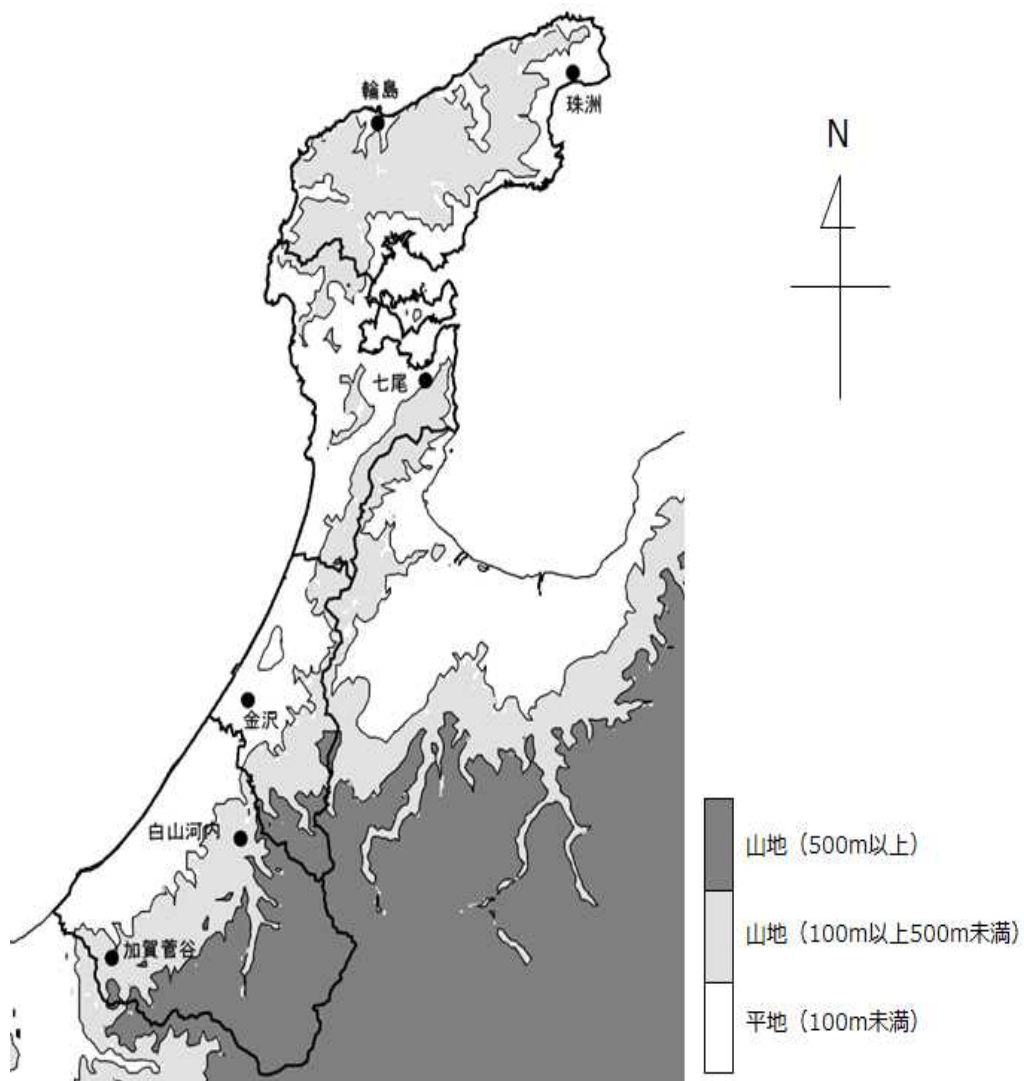
エ 加賀南部平地、加賀南部山地、加賀南部山地（500m以上）

(3) 地域区分地図

ア 市町区分



イ 標高区分



(4) 発表形式
ア 06時発表

石川県降雪量予想

金沢地方気象台

平成 年 月 日 06時発表

降雪予想時間			当日06時～当日18時		当日18時～翌日06時	
地域区分			平均 (cm)	最大 (cm)	平均 (cm)	最大 (cm)
能登	北部	平地				
		山地				
	南部	平地				
		山地				
加賀	北部	平地				
		山地				
	南部	平地				
		山地				
		山地 (500m以上)				

※平地は標高100m未満、山地は標高100m以上の地域を示す。

ただし、加賀南部は山地を標高500m未満と標高500m以上に区分する。

※山地のうち山岳部など人が通常立ち入らない地域は予想の対象外とする。

イ 16時発表

石川県降雪量予想

金沢地方気象台

平成 年 月 日 16時発表

降雪予想時間			当日18時～翌日06時		翌日06時～翌日18時	
地域区分			平均 (cm)	最大 (cm)	平均 (cm)	最大 (cm)
能登	北部	平地				
		山地				
	南部	平地				
		山地				
加賀	北部	平地				
		山地				
	南部	平地				
		山地				
		山地 (500m以上)				

※平地は標高100m未満、山地は標高100m以上の地域を示す。

ただし、加賀南部は山地を標高500m未満と標高500m以上に区分する。

※山地のうち山岳部など人が通常立ち入らない地域は予想の対象外とする。

◎明日朝 (00時～09時) の予想最低気温 (17時予報で変更する場合あり)

金沢 °C 輪島 °C

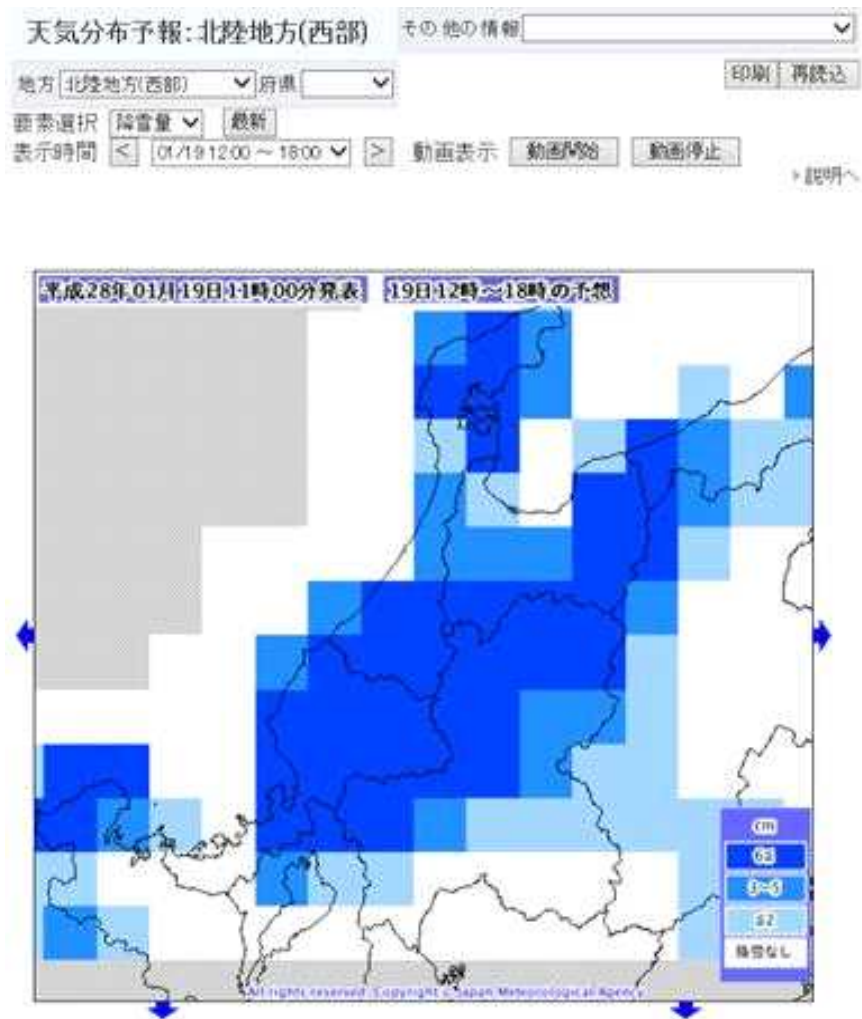
(5) 降雪・積雪観測所 (金沢地方気象台)

観測所		所在地	観測所の 標高 (m)
種別	観測所名		
気象官署	金沢	金沢市西念3丁目4-1	6
特別地域気象観測所	輪島	輪島市鳳至町畠田99-3	5
地域気象観測所	珠洲	珠洲市正院町正院	4
	七尾	七尾市万行町43の部	58
	白山河内	白山市河内町福岡	136
	加賀菅谷	加賀市山中温泉菅谷町	83

5 天気分布予報（降雪量）

- (1) 実施期間：12月1日～翌年の3月31日
- (2) 発表時刻：05時、11時、17時
- (3) 予報期間：6時間降雪量分布（4コマ）を24時間先まで予想
- (4) 予報形式：約20km格子の分布予報
- (5) 予報表現：格子内の平均的な6時間降雪量を「なし」、「2cm以下」、「3～5cm」、「6cm以上」の4階級で表示
- (6) 対象地域：北陸地方（西部）

○ 天気分布予報（降雪量）の例



1 基本方針

県、市町、報道機関等は、相互に協力し、雪害に関する予報及び警報等の伝達徹底に努め、必要がある場合には、雪害時における放送要請に関する協定（以下「放送協定」という。）に基づき県が放送機関に災害予警報の伝達を要請する。

2 知事、市町長、その他の機関が発する警告等の放送

県、市町、その他の機関が発する災害に対処するための通知、要請、警告については、必要があると認めるときは、放送機関に要請し、放送機関は、速やかに放送を行うよう協力する。ただし、市町は、原則として県を通じて行う。

3 災害応急対策責任者の体制整備

災害応急対策責任者は、災害予防等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、その機関内における体制を整備する。

4 非常時における予警報の伝達徹底方策

（１）雪害のため通常の警報等の伝達系統によりがたい場合における市町への警報等の伝達については、関係機関の協力を得て、概ね次の要領により行う。

・非常通信による伝達

北陸地方非常通信協議会の協力により、県防災行政無線を中枢とし、中継局を得、市町役場最寄りの無線局に非常通信により伝達する。

この場合における中継局、受信局の選定については、停電時の連絡を考慮して予備電源を有する同一免許人所属の無線局による直接通信可能な常用通信系統を優先して選定する。

（２）災害応急対策責任者は、トランジスターラジオ等を常備し、非常災害時にあつては、常に受信体制を整え警報等を積極的に受信し、必要な措置を講ずる。

第5節 災害予警報別の伝達

危機管理監室、土木部、市町、防災関係機関

1 基本方針

雪に関する警報等については、伝達系統・手段等の周知徹底を図るとともに、それぞれの伝達体制に基づき、迅速かつ的確に情報伝達する。

2 気象警報等の伝達

金沢地方気象台等は、別図「気象警報等各種伝達系統図」により、関係機関に速やかに伝達する。

(1) 金沢地方気象台は、警報等を発表し、又は解除した場合は、気象情報伝送処理システムや防災情報提供システムにより関係機関に伝達する。

なお、異常災害時に平常時の加入電話又は気象情報伝送処理システムや防災情報提供システムが途絶した場合の気象警報等の伝達は、緊急連絡用衛星電話を活用して行う。

(2) 県は、防災行政無線、ファクシミリ通信網等により速やかに関係機関及び市町へ伝達する。

市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を使用し、直ちに住民及び関係機関へ周知する。

なお、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

(3) 航空自衛隊小松基地小松気象隊（0761-22-2101）は、大雪警報等発表時及び災害の恐れがあるときは、県の要請に応じ、気象レーダー観測による資料等を提供する。

(4) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社は、一般通信に優先し、市町へ電話回線を使用して略号により警報を伝達する。

警報の種類及び略号並びに警報解除の種類及び略号

警 報 の 種 類	同 略 号	警報解除の種類	同 略 号
暴 風 雪 警 報 大 雪 警 報	ボ ウ フ ウ セ ツ オ オ ユ キ	暴風雪警報解除 大雪警報解除	ボウフウセツカイジョ オオユキカイジョ

(5) 放送機関は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕等により放送し、公衆に周知するよう協力する。

(6) その他の機関は、それぞれの災害担当業務に応じて所要の機関等に周知、伝達する。

3 気象注意報等の伝達

(1) 金沢地方気象台が発表、切替又は解除した注意報及び情報の伝達は、気象警報等の伝達体制に準ずる。ただし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の行う市町への伝達は行わない。

(2) 県が行う市町への伝達については、災害状況等により、伝達すべき注意報及び情報の取捨選択をすることができるものとし、解除については、原則として行わない。

4 知事、市町長、その他の機関が行う警告等の伝達

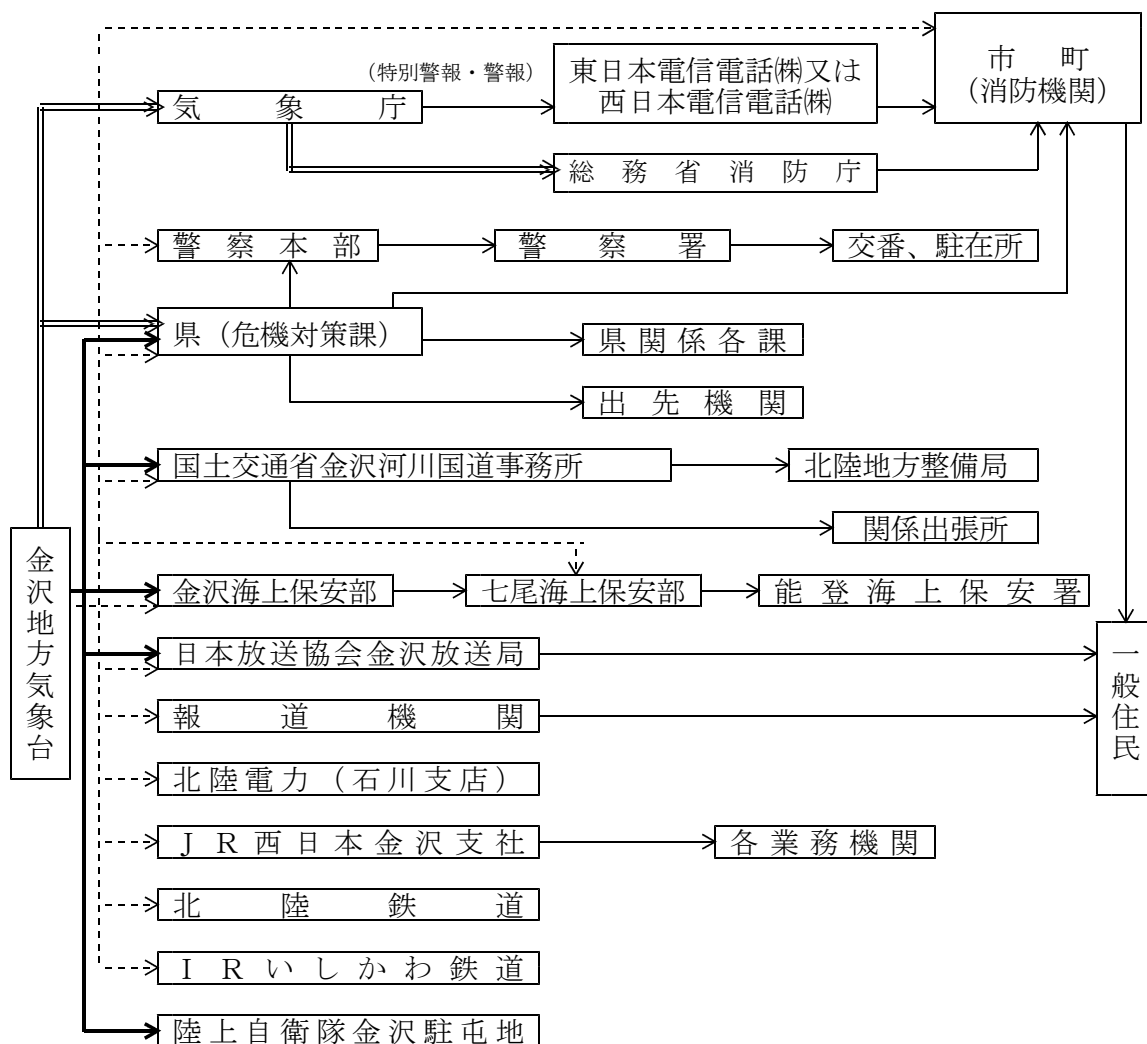
気象警報等により予想される雪害に対処するため、知事が発する通知又は要請のうち市町長及び市町を通じての関係機関への伝達は、気象警報の伝達体制に準ずることができる。

また、関係機関へ直接伝達するものについては、一般の通信施設等による。

市町長が予測される雪害に対処するため発する警告の伝達体制は、市町地域防災計画に定めるところによる。知事が発する通知、要請、市町長が発する警告について必要がある場合は、放送機関に放送を要請する。この場合における市町長の放送要請は、県を通じて行う。

◇気象警報等各種伝達系統について◇

別図1 金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図

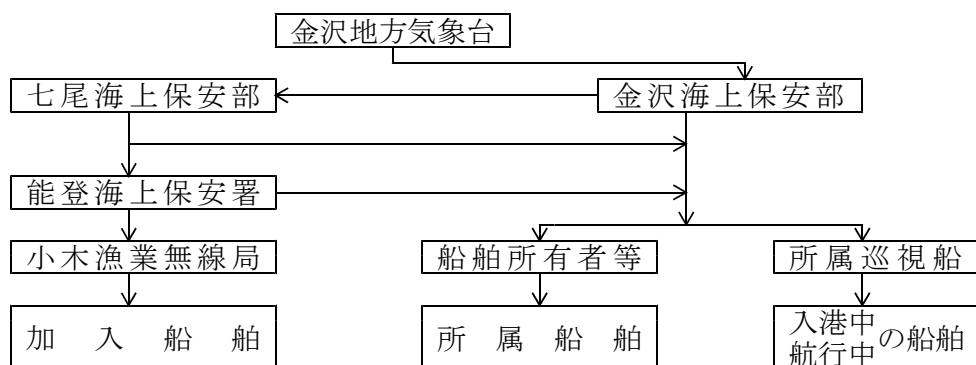


(凡例)

- ====> 気象情報伝送処理システム
- > 防災情報提供システム(インターネット)(注)
- ====> 防災情報提供システム(専用線)
- ====> 各機関伝達手段

(注) インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

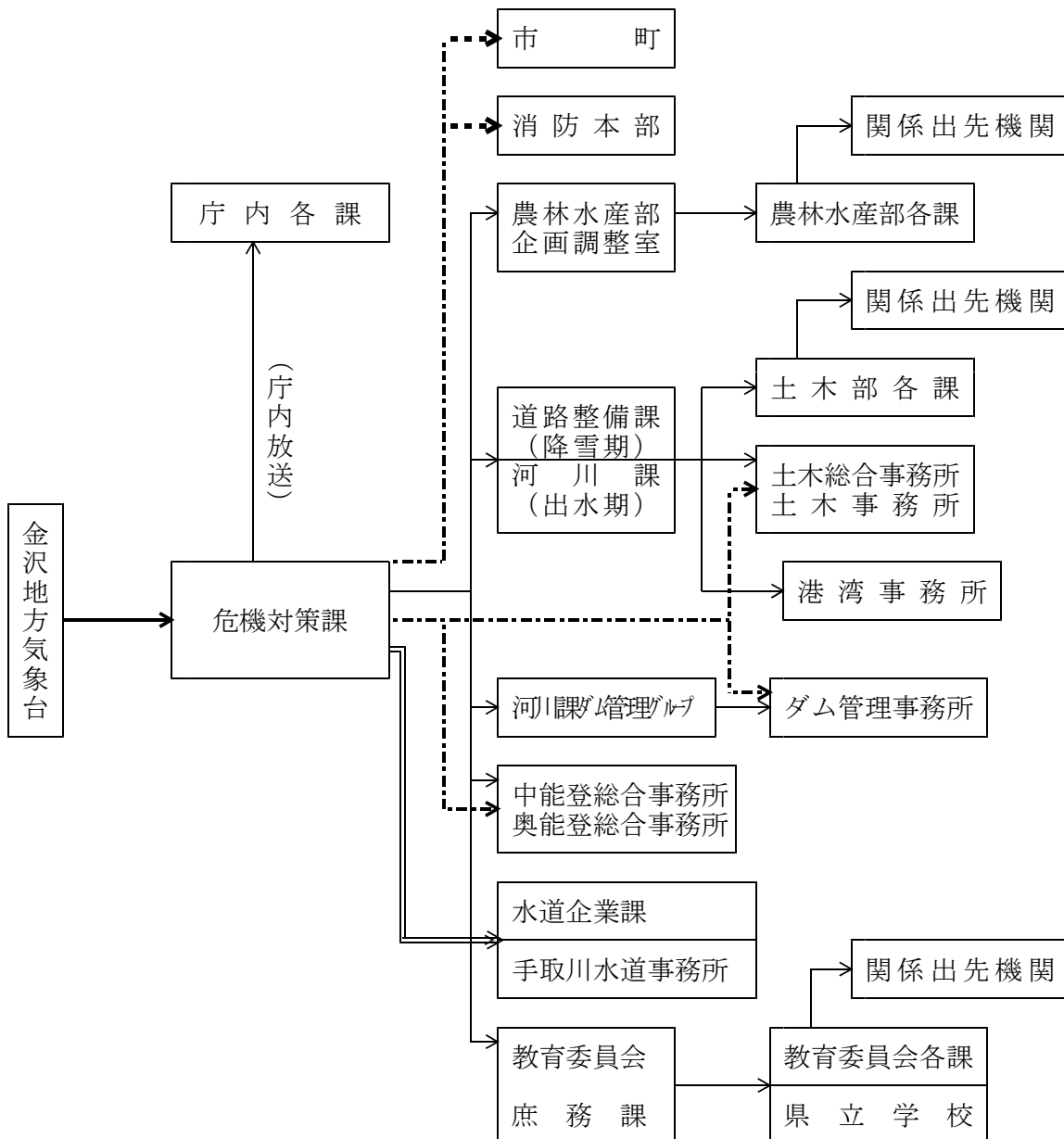
別図2 金沢、七尾海上保安部を中心とする気象警報等伝達系統図(金沢海上保安部)



備考 船舶所有者(漁業協同組合を含む)については、必要に応じて伝達する。

別図3 県（危機対策課）を中心とする気象警報等伝達系統図

（石川県）



(注) ———→ 気象情報伝送処理システム

.....→ 衛星通信 (一斉FAX)

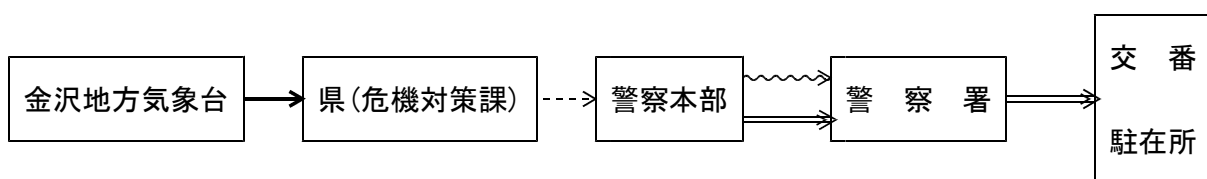
-----→ 無線通信

====→ 一般FAX ———→ 一般電話、その他

降雪期は11月1日から3月31日まで、出水期は4月1日から10月31日まで

別図4 警察本部を中心とする気象警報等伝達系統図

（石川県警察本部）



(注) ———→ 気象情報伝送処理システム

-----→ 一般FAX

——→ 直通電話

~~~~~→ 無線電話

## 第6節 雪害情報の収集・伝達

危機管理監室、関係各部局、警察本部、  
市町、防災関係機関

### 1 基本方針

県、市町及び防災関係機関は、雪害における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、人的被害の軽減に重点をおき、相互に緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

### 2 情報収集体制及び伝達システムの確立

#### (1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達

##### ア 県

県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含め、災害規模に関する概括的情報を把握し、特に、市町が報告を行うことができなかったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、次の被害規模の雪害に連絡する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体

(ア) なだれ等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 道路の凍結又はなだれ等により、孤立集落を生じたもの

##### イ 市町

(ア) 被害規模に関する概括的情報

市町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び孤立集落等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ連絡する。

(イ) 119番通報に係る状況の情報

市町は、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

##### ウ 警察本部

被害規模に関する概括的情報を把握し、警察庁に連絡する。

#### (2) 災害情報センターの開設

##### ア 災害情報の統括一元化

災害対策本部に防災関係機関の災害情報を統括一元化し、雪害時の情報の混乱を防止す。また、災害対策本部の災害応急対策の指令の伝達及び県民に対する広報活動に万全を期するため、災害情報センターを開設する。

##### イ 被害状況や応急対策状況の報告

各市町災害対策本部、消防機関及び各防災関係機関は、被害状況や応急対策状況等を災害情報センターに随時報告する。

#### (3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等

##### ア 県等

(ア) 県（本庁）・県教育委員会

a 消防防災課長は、市町から災害情報等を収集するとともに、県各関係課長、県教育委員会教育長、警察本部長及び関係機関からの被害状況を取りまとめる。

b 県関係各課長、県教育委員会教育長は、掌握した被害状況を消防防災課長に速報するとともに、関係部局にも直ちに連絡する。

c 危機対策課長は、災害情報等を消防庁に報告するとともに、関係機関に連絡する。

d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集する。

また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分でない場合等には、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。

e 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

(イ)

県の出先機関の長は、管内市町長から報告のあった災害情報、被害報告を取りまとめる。

また、掌握した災害情報、被害報告は、報告システムにより関係主管課長及び消防防災課長に報告する。

##### イ 市町

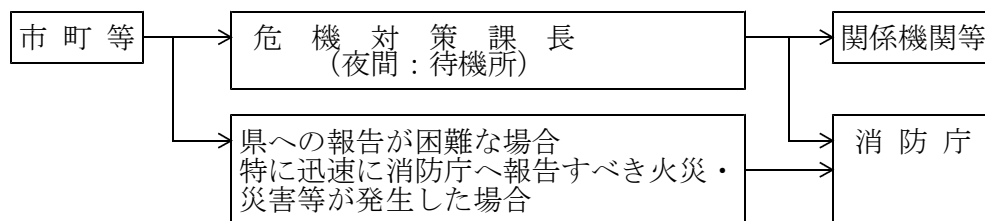
(ア) 市町長は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を消防防災課又は県の出先機関に報告する。

(イ) 市町長は、上記報告の概要を市町所在の関係機関に連絡する。

(ウ) 市町は本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を緊密にし、情報の共有を図る。

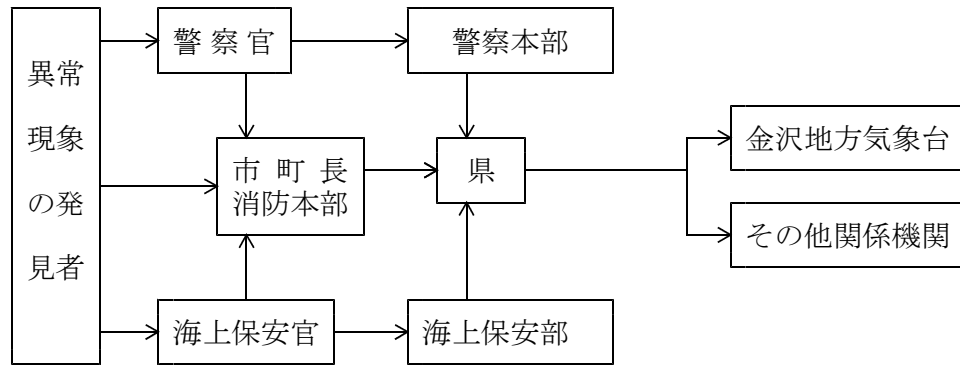
##### ウ 警察

- (ア) 警察本部長又は警察署長は、知事、市町長その他関係機関と緊密に連携して、災害活動上必要な雪害に関する情報を収集する。
- (イ) 収集した災害情報及び警察関係施設被害については、上級機関に報告するとともに、必要により県消防防災課及び関係機関に連絡する。
- (ウ) 被害情報収集及び被害報告に関する業務の処理は、警察本部においては生活安全部地域課、警察署においては地域課が行う。
- エ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関  
指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理に属する施設についての被害状況及び応急措置の実施状況を必要に応じて県消防防災課に通報する。
- オ 関係機関等の協力関係  
県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。  
道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町に連絡する。また、県及び市町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。
- カ 情報収集伝達体制  
県は、市町等から災害情報、被害状況等の報告連絡があったときは次の体制で受領し、必要に応じ消防庁及び関係機関等に連絡する。

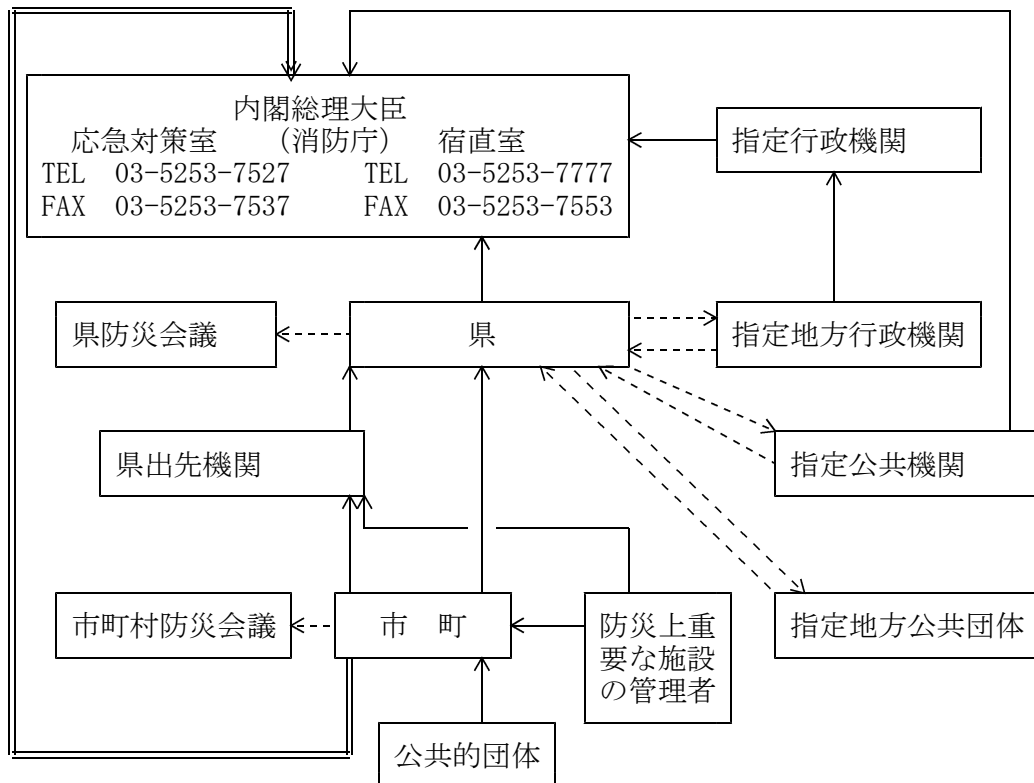


- (4) 航空機等による被害状況の把握
  - ア 県は、消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターの活用により、迅速かつ的確に被害状況等の情報収集、伝達活動を行う。  
本章第8節「消防防災ヘリコプターの活用等」参照
  - イ 航空機を保有する各防災関係機関は、必要に応じて、速やかに被害状況を把握するため、航空偵察活動を実施し、その状況を県等に報告する。  
この際、状況により県職員又は警察職員を同乗させ、被害状況を把握する。  
また、県、市町は、画像情報システムやパソコン通信等により被害状況の把握に努める。
- (5) 安否情報の収集等  
県及び市町は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行うものとする。
- (6) 異常現象発見者の通報義務  
雪害が発生するおそれのある次のような異常現象を発見した者は、市町長、消防本部、警察官、海上保安官のうちいずれかに速やかに通報する。  
この場合において、市町長及び消防本部がこれを受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は市町長を経由して県へ速やかに通報する。  
県は、必要に応じて金沢地方気象台その他の関係機関へ通報する。
- ア 異常な自然現象
  - (ア) なだれなど大きな災害となるおそれがあるとき。
  - (イ) 異常な突風、たつまき、強いひょうがあったとき。
- イ その他の現象
  - (ア) 陸上及び水上における大量の流出油
  - (イ) 都市ガス等の大量漏洩
  - (ウ) 火災、その他異常と思われるもの

異常現象発見者の通報系統図



(7) 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図



- 報告  
 - - - - - 通報  
 ——— 報告 (県への報告が困難な場合及び特に迅速に消防庁へ報告すべき火災・災害が発生した場合)

(8) 県、教育委員会及び警察本部における災害情報等収集の分担

| 部             | 調 査 事 項                                                                                                                                                                                 | 主 管 課                  |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 危機管理監室        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的被害、住家等一般被害</li> <li>・ 被害状況、応急対策状況の総括</li> <li>・ 他の部に属しない関係の被害</li> </ul>                                                                     | 危機対策課                  |
| 生活環境部         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設の被害、対策状況</li> <li>・ 廃棄物処理施設の被害</li> <li>・ ごみ及びし尿の廃棄物処理事業に係る被害</li> <li>・ 生活必需物資の動向</li> </ul>                                              | 生活環境部<br>企画調整室         |
| 総 務 部         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私立学校の被害</li> <li>・ 県有財産の被害</li> </ul>                                                                                                          | 総 務 課                  |
| 健康福祉部         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉施設の被害</li> <li>・ 医療、衛生施設の被害</li> </ul>                                                                                                     | 健康福祉部<br>企画調整室         |
| 県民文化<br>スポーツ部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民生活の動向</li> </ul>                                                                                                                             | 県民文化<br>スポーツ部<br>企画調整室 |
| 商工労働部         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工鉱業関係の被害</li> </ul>                                                                                                                           | 商工労働部<br>企画調整室         |
| 観光戦略推進部       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光関係の被害</li> </ul>                                                                                                                             | 観光戦略推進部<br>企画調整室       |
| 農林水産部         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耕地関係の被害</li> <li>・ 農作物関係の被害</li> <li>・ 畜産関係の被害</li> <li>・ 山林関係の被害</li> <li>・ 漁船関係の被害</li> <li>・ 水産関係の被害</li> <li>・ その他の農林水産関係施設等の被害</li> </ul> | 農林水産部<br>企画調整室         |
| 土 木 部         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共土木施設関係の被害</li> <li>・ 下水道施設など生活排水処理施設の被害、対策状況</li> </ul>                                                                                      | 土 木 部<br>企画調整室         |
| 教育委員会         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文教関係の被害、対策状況</li> </ul>                                                                                                                        | 庶 務 課                  |
| 警 察 本 部       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動状況</li> <li>・ 交通の運行状況及び交通規制状況</li> <li>・ 犯罪情勢</li> </ul>                                                                   | 地 域 課                  |

### 3 収集すべき情報

県（教育委員会を含む。）、警察本部及び市町が行う被害状況等の報告については、被害規模に関する概括的情報のほか、次により報告する。

#### （１）被害報告等の基準

- 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 市町が災害対策本部を設置したもの
- 雪害が２市町以上にまたがるもので、１の市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 雪害による被害に対して国又は県の特別の財政援助を要するもの
- 雪害による被害が当初は軽微であっても、上記４項目の要件に該当する雪害に発展するおそれがあるもの
- 人的被害又は住家被害のあったもの
- その他雪害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの、又は県より報告の要請のあったもの

#### （２）報告の要領

ア 被害報告は、降積雪の規模などによって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、国や県における災害状況の把握が遅れ、応急対策に支障をきたすので、市町は、まず雪害が発生した場合は、

（ア）直ちに被害規模に関する概括的情報と雪害の態様を報告する。

（イ）順次市町災害対策本部の設置状況など、雪害に対してとられた措置を報告する。

イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として電話、ファクシミリ等で行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、１日１回以上行う。

ウ 被害報告は、雪害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

エ 県は、応急措置の完了後２０日以内に消防庁へ災害確定報告を行う。

オ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

(3) 速報及び被害状況等の報告様式  
ア 人的被害（死者、行方不明者、負傷者）

( 年 月 日 時 分報告)

| 市町村名 | 発生<br>日時 | 発生場所 | 原因 | 被害の<br>種類 | 負傷の<br>程度 | 被害者 |     |    |    |     | 備考<br>(処置) |
|------|----------|------|----|-----------|-----------|-----|-----|----|----|-----|------------|
|      |          |      |    |           |           | 住 所 | 氏 名 | 性別 | 年齢 | 職 業 |            |
|      |          |      |    |           |           |     |     |    |    |     |            |

イ 住家被害（全壊、全焼、半壊、半焼、一部破損、床上浸水、床下浸水）

( 年 月 日 時 分報告)

| 市町村名 | 発生<br>日時 | 発生場所 | 原因 | 棟数 | 被害の<br>種類 | 対策<br>又は<br>状況 | 世帯主 |     |    |     | 世帯<br>人員 | 被千<br>害額<br>円 | 備考 |
|------|----------|------|----|----|-----------|----------------|-----|-----|----|-----|----------|---------------|----|
|      |          |      |    |    |           |                | 住 所 | 氏 名 | 年齢 | 職 業 |          |               |    |
|      |          |      |    |    |           |                |     |     |    |     |          |               |    |

ウ 非住家（公共建物・その他）

( 年 月 日 時 分報告)

| 市町村名 | 発生<br>日時 | 発生場所 | 施 設<br>又は<br>有 者 | 名<br>所<br>名 | 種 類 | 原 因 | 棟 数 | 被害の程度 | 対策又は状況 | 被 害 額<br>( 千 円 ) | 備考 |
|------|----------|------|------------------|-------------|-----|-----|-----|-------|--------|------------------|----|
|      |          |      |                  |             |     |     |     |       |        |                  |    |

エ 田（水稻）・畑

( 年 月 日 時 分報告)

| 市町村名 | 地 区 | 種 別 | 流 失<br>( ha ) | 埋 没<br>( ha ) | 冠 水<br>( ha ) | 浸 水<br>( ha ) | 倒 状<br>( ha ) | そ の 他 | 作物被害額<br>( 千 円 ) | 備考 |
|------|-----|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|------------------|----|
|      |     |     |               |               |               |               |               |       |                  |    |

オ 文教施設・病院・社会福祉施設・清掃施設

( 年 月 日 時 分報告)

| 市町村名 | 発生<br>日時 | 場 所 | 施 設 名 | 原 因 | 被害の程度 | 対 策 又 は 状 況 | 被 害 額<br>( 千 円 ) | 公 立<br>私 立 | 備考 |
|------|----------|-----|-------|-----|-------|-------------|------------------|------------|----|
|      |          |     |       |     |       |             |                  |            |    |

カ 道路・橋りょう

( 年 月 日 時 分報告)

| 市町村名 | 路線及び<br>橋りょう名 | 場 所 | 種 別 | 被害の内容 | 発生<br>日時 | 被害額<br>(千円) | 通行止等の<br>規 制 | 迂 回 路 |       | 復旧見込 | 備考 |
|------|---------------|-----|-----|-------|----------|-------------|--------------|-------|-------|------|----|
|      |               |     |     |       |          |             |              | 有無    | 路 線 名 |      |    |
|      |               |     |     |       |          |             |              |       |       |      |    |

キ 河川・海岸・港湾・砂防・空港

( 年 月 日 時 分報告)

| 市町村名 | 河 川 名 等 | 位 置 | 種 別 | 被害の内容 | 発 生 日 時 | 被 害 額<br>( 千 円 ) | 復 旧 見 込 | 備 考 |
|------|---------|-----|-----|-------|---------|------------------|---------|-----|
|      |         |     |     |       |         |                  |         |     |

ク 水 道

( 年 月 日 時 分報告)

| 市町村名 | 水 道<br>事業名 | 断水<br>地域 | 発生<br>日時 | 断 水 状 況 |    | 被 害 の 状 況 |          |          |          |          |          | 被害額<br>(千円) | 応急対策 | 復旧見込 | 備 考 |
|------|------------|----------|----------|---------|----|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|-------------|------|------|-----|
|      |            |          |          | 戸数      | 人口 | 取水<br>施設  | 導水<br>施設 | 浄水<br>施設 | 送水<br>施設 | 配水<br>施設 | 給水<br>施設 |             |      |      |     |
|      |            |          |          | 戸       | 人  |           |          |          |          |          |          |             |      |      |     |

ケ 下 水 道

( 年 月 日 時 分報告)

| 市町村名 | 下 水 道 事 業 名<br>(公共、特環、流域) | 被災<br>位置 | 種 別<br>(管渠、処理場等) | 被 害 の<br>内 容 | 下水処理不能 |     | 被害額<br>(千円) | 応急対策 | 復旧見込<br>時 期 | 備 考 |
|------|---------------------------|----------|------------------|--------------|--------|-----|-------------|------|-------------|-----|
|      |                           |          |                  |              | 戸 数    | 人 口 |             |      |             |     |
|      |                           |          |                  |              | 戸      | 人   |             |      |             |     |

コ 崖くずれ、地すべり、土石流

( 年 月 日 時 分報告)

| 市町村名 | 発生<br>日時 | 発 生 場 所 | 規 模 | 被 害 の 内 容 | 対 策 | 種 類 | 被 害 額<br>( 千 円 ) | 備 考 |
|------|----------|---------|-----|-----------|-----|-----|------------------|-----|
|      |          |         |     |           |     |     |                  |     |

サ 鉄 道

( 年 月 日 時 分報告)

| 市町村名 | 発生<br>日時 | 路 線 名 | 区 間 | 場 所 | 被 害 状 況 | 規 制 等 | 復 旧 見 込 | 備 考 |
|------|----------|-------|-----|-----|---------|-------|---------|-----|
|      |          |       |     |     |         |       |         |     |

シ 船 舶

( 年 月 日 時 分報告)

| 市町村名 | 船 舶 名 | 用 途 別 | ト ン 数 | 所 有 者 |     | 被 害 の 程 度 | 被 害 額<br>( 千 円 ) | 備 考 |
|------|-------|-------|-------|-------|-----|-----------|------------------|-----|
|      |       |       |       | 住 所   | 氏 名 |           |                  |     |
|      |       |       |       |       |     |           |                  |     |

ス 電 話

( 年 月 日 時 分報告)

| 市町村名 | 発生<br>日時 | 不通区間又は地域 | 不 通 戸 数 | 原 因 | 被 害 状 況 | 不通回線数 | 復 旧 見 込 | 備 考 |
|------|----------|----------|---------|-----|---------|-------|---------|-----|
|      |          |          |         |     |         |       |         |     |

セ 電気・ガス

( 年 月 日 時 分報告)

| 市町村名 | 発生<br>日時 | 原 因 | 停電又は供給不能地域 | 戸 数 | 被害の程度 | 復旧見込 | 対 策 | 備 考 |
|------|----------|-----|------------|-----|-------|------|-----|-----|
|      |          |     |            |     |       |      |     |     |

ソ ブロック塀等

( 年 月 日 時 分報告)

| 市町村名 | 発生<br>日時 | 発 生 場 所 | 所有者・管理者氏名 | 個 所 数 | 被 害 の 程 度 | 被 害 額<br>(千円) | 備 考 |
|------|----------|---------|-----------|-------|-----------|---------------|-----|
|      |          |         |           |       |           |               |     |

タ 火 災

( 年 月 日 時 分報告)

| 市町村名 | 発生<br>日時 | 発 生 場 所 | 施 設 名 | 所 有 者 又 は<br>管 理 者 氏 名 | 種 別 | 火 災 の 状 況 | 被 害 額<br>(千円) | 備 考 |
|------|----------|---------|-------|------------------------|-----|-----------|---------------|-----|
|      |          |         |       |                        |     |           |               |     |

チ 避難勧告・指示（緊急）

( 年 月 日 時 分報告)

| 市町村名 | 勧 告・<br>指示(緊急)<br>日時 | 避 難 所 |         | 世 帯 主 |     |     |     | 世帯<br>人員 | 避難の理由 | 備 考 |
|------|----------------------|-------|---------|-------|-----|-----|-----|----------|-------|-----|
|      |                      | 住 所   | 場 所・施設名 | 住 所   | 氏 名 | 年 齢 | 職 業 |          |       |     |
|      |                      |       |         |       |     |     |     |          |       |     |

ツ その他（農林水産業施設等）

( 年 月 日 時 分報告)

| 市町村名 | 地 区 | 農 地 |       | ○ ○    |       | ○ ○ |  | 備 考 |
|------|-----|-----|-------|--------|-------|-----|--|-----|
|      |     | 面 積 | 被 害 額 | 面積又は箇所 | 被 害 額 |     |  |     |
|      |     |     |       |        |       |     |  |     |

# 災害（事故）緊急報告書（第 報）

|                |                         |             |       |                       |
|----------------|-------------------------|-------------|-------|-----------------------|
|                |                         | 報 告 日 時     |       | 令和 年 月 日<br>午前・午後 時 分 |
| 報告事項           |                         | 報<br>告<br>者 | 所 属   |                       |
|                |                         |             | 職・氏名  |                       |
|                |                         |             | T E L |                       |
| 発生日時           | 平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃 |             |       |                       |
| 発生場所           |                         |             |       |                       |
| 災害（事故）概要・対応状況等 |                         |             |       |                       |
|                |                         | 受 信 者       |       | 危機対策課：                |

報告先：危機対策課

TEL. 076-225-1482

FAX. 076-225-1484

## 避難勧告等の発令状況

都道府県名 ( )

(避難勧告等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

## 被害状況即報

(被害状況即報)

| 都道府県         |         |    | 区分     |       | 被害    |      | 区分         |        | 被害 |  | 災害<br>等<br>の<br>対<br>設<br>置<br>本<br>部<br>況 | 市町村 |
|--------------|---------|----|--------|-------|-------|------|------------|--------|----|--|--------------------------------------------|-----|
| 災害名・<br>報告番号 | 災害名     | 第報 | その     | 田     | 流失・埋没 | ha   |            | 公立文教施設 | 千円 |  |                                            |     |
|              |         |    |        | 冠水    | ha    |      | 農林水産業施設    | 千円     |    |  |                                            |     |
|              | (月日時現在) |    | 煙      | 流失・埋没 | ha    |      | 公共土木施設     | 千円     |    |  |                                            |     |
|              |         |    |        | 冠水    | ha    |      | その他の公共施設   | 千円     |    |  |                                            |     |
| 報告者名         |         |    | 文      | 教施設   | 箇所    |      | 小計         | 千円     |    |  |                                            |     |
|              |         |    |        | 病     | 院     | 箇所   | 公共施設被害市町村数 | 団体     |    |  |                                            |     |
| 区分           | 被害      |    | 道      | 路     | 箇所    |      | 農業被害       | 千円     |    |  |                                            |     |
|              |         |    |        | 橋りょう  | 箇所    |      | 林業被害       | 千円     |    |  |                                            |     |
| 人的被害         | 死者      | 人  | 河川     | 箇所    |       | 畜産被害 | 千円         |        |    |  |                                            |     |
|              | 行方不明者   | 人  | 港湾     | 箇所    |       | 水産被害 | 千円         |        |    |  |                                            |     |
|              | 負傷者     | 重傷 | 人      | 砂防    | 箇所    |      | 商工被害       | 千円     |    |  |                                            |     |
|              |         | 軽傷 | 人      | 清掃施設  | 箇所    |      |            |        |    |  |                                            |     |
| 住家被害         | 全壊      | 棟  | 崖くずれ   | 箇所    |       |      | その他        | 千円     |    |  |                                            |     |
|              |         | 世帯 | 鉄道不通   | 箇所    |       |      |            |        |    |  |                                            |     |
|              | 半壊      | 棟  | 被害船舶隻  |       |       | 被害総額 | 千円         |        |    |  |                                            |     |
|              |         | 世帯 | 水道戸    |       | 災害の概況 |      |            |        |    |  |                                            |     |
|              | 一部破損    | 棟  | 電話     | 同義    |       |      |            |        |    |  |                                            |     |
|              |         | 世帯 | 電気戸    |       |       |      |            |        |    |  |                                            |     |
|              | 床上浸水    | 棟  | ガス     | 戸     |       |      |            |        |    |  |                                            |     |
|              |         | 世帯 | ブロック塀等 | 箇所    |       |      |            |        |    |  |                                            |     |
|              | 床下浸水    | 棟  | 他      |       |       |      |            |        |    |  |                                            |     |
|              |         | 世帯 | り災世帯数  | 世帯    |       |      |            |        |    |  |                                            |     |
| 非住家          | 公共建物    | 棟  | り災者数   | 人     |       |      |            |        |    |  |                                            |     |
|              |         | 世帯 | 火建物件   |       |       |      |            |        |    |  |                                            |     |
|              | その他の    | 棟  | 危険物件   |       |       |      |            |        |    |  |                                            |     |
|              |         | 世帯 | 生      | その他の件 |       |      |            |        |    |  |                                            |     |

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

(4) 被害状況等の判定基準

| 被害等区分 |                | 判定基準                                                                                                                                                                                                       |
|-------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人的被害  | 死者             | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。                                                                                                                                                        |
|       | 行方不明者          | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。                                                                                                                                                                          |
|       | 重傷者            | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療の要する見込みのものとする。                                                                                                                                                    |
|       | 軽傷者            | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。                                                                                                                                                     |
| 住家被害  | 住家             | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。                                                                                                                                                                  |
|       | 全壊<br>(全焼・全流出) | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 |
|       | 半壊<br>(半焼)     | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。                                       |
|       | 一部破損           | 全壊（全焼）及び半壊（半焼）にいたらない程度の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。                                                                                                                                   |
|       | 床上浸水           | 住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。                                                                                                                                             |
|       | 床下浸水           | 床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。                                                                                                                                                                                    |
| 非住家被害 | 非住家            | 住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊（全焼）、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分を住家とする。                                                                                                                     |
|       | 公共建物           | 例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。                                                                                                                                                                      |
|       | その他            | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。                                                                                                                                                                                    |
| その他   | 田の流失・埋没        | 田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。                                                                                                                                                                      |
|       | 田の冠水           | 稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。                                                                                                                                                                                 |

| 被害等区分 |            | 判定基準                                                                                                           |
|-------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他の  | 畑の流失、埋没、冠水 | 田の例に準じて取り扱うものとする。                                                                                              |
|       | 文教施設       | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。                                                           |
|       | 道路         | 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。                                                               |
|       | 橋りょう       | 道路を連結するため道路、河川、運河等の上に架設された橋とする。                                                                                |
|       | 河川         | 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 |
|       | 海岸         | 国土を保全するため防護することを必要とする海岸又はこれを設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を保護するための施設とする。                                                   |
|       | 港湾         | 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。                                          |
|       | 砂防         | 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。                       |
|       | 空港         | 空港整備法（昭和31年法律第80号）に規定する空港において、滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、証明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋りょう又は政令で定める空港用地とする。                     |
|       | 清掃施設       | ごみ処理及びし尿処理施設とする。                                                                                               |
|       | 鉄道不通       | 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。                                                                                      |
|       | 被害船舶       | ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。                         |
|       | 水道         | 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。                                                                      |
| 他     | 下水道        | 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2に規定する下水道施設及びこれに類似する施設とする。                                                                |
|       | 電話         | 災害により通話不能となった電話の回線数とする。                                                                                        |
|       | 電気         | 災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。                                                                             |

| 被害等区分   |          | 判定基準                                                                                                                                                           |
|---------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他     | ガス       | ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となっている時点における戸数とする。                                                                                                                 |
|         | ブロック塀    | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。                                                                                                                                          |
| り 災 世 帯 |          | 災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 |
| り 災 者   |          | り災世帯の構成員とする。                                                                                                                                                   |
| 火 災 発 生 |          | 火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。                                                                                                                          |
| 被害金額    | 公立文教施設   | 公立の文教施設とする。                                                                                                                                                    |
|         | 農林水産業施設  | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。                                                               |
|         | 公共土木施設   | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、港湾、漁港、下水道及び空港整備法（昭和31年法律第80号）による国庫負担の対象となる空港とする。        |
|         | その他の公共施設 | 公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。                                                                                        |
|         | 農 産 被 害  | 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。                                                                                                                      |
|         | 林 産 被 害  | 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。                                                                                                                            |
|         | 畜 産 被 害  | 農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。                                                                                                                            |
|         | 水 産 被 害  | 農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。                                                                                                                         |
|         | 商 工 被 害  | 建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。                                                                                                                            |
| 備 考     |          | 備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。                                                                                                   |

## 第7節 通信手段の確保

危機管理監室、警察本部、市町、N T T 西日本、北陸電力、J R 西日本、防災関係機関

### 1 基本方針

県、市町及び防災関係機関は、雪害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

### 2 通信手段の利用方法等

雪害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。

#### (1) 電話による通話

ア 県及び市町は、災害時における緊急通信のため、N T T 西日本金沢支店等と災害時優先電話について協議し、決定しておく。

イ 災害発生等により緊急に通信連絡の必要がある場合は、アにより決定された災害時優先電話を用いて行う。なお、電話交換手扱いで緊急に通信連絡の必要がある場合は、(局番なし102番)に「非常扱いの通話」であることを告げ、その理由及び相手方電話番号を申し出る。

ウ 県(本庁)の優先取扱い電話番号は、次のとおりである。

県庁災害時優先電話番号

| 電 話 番 号                                      | 発 信 者 機 関 名   |
|----------------------------------------------|---------------|
| 076-225-1180<br>076-225-1190<br>076-225-1191 | 災害対策本部専用      |
| 076-225-1484                                 | 危機対策課 (FAX専用) |
| 076-225-1728                                 | 道路整備課 (FAX専用) |
| 076-225-1740                                 | 河川課 (FAX専用)   |

#### (2) 非常通信

##### ア 専用通信施設の利用

県、市町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の協定及び北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。

##### (ア) 通信設備の優先利用等に関する協定

| 協 定 者 |                    | 協定締結日       | T E L        | F A X        |
|-------|--------------------|-------------|--------------|--------------|
| 石 川 県 | 警察本部               | S38. 11 . 1 | 076-225-0110 | 076-225-0233 |
|       | 西日本旅客鉄道(株)<br>金沢支社 | S62. 4. 1   | 076-254-3011 | 076-254-3012 |
|       | 北陸電力(株)石川支店        | S38. 12. 27 | 076-233-8877 | 076-233-8755 |

(イ) 北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関名

| 所 属                           | 連 絡 担 当 者                        | 所 在 地                                         |
|-------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------|
| 北陸総合通信局                       | 無線通信部陸上課<br>上席電波検査官              | 〒920-8795<br>金沢市広坂2-2-60                      |
| 北陸地方整備局                       | 金沢河川国道事務所                        | 〒920-8648<br>石川県金沢市西念4-23-5                   |
| 北陸地方整備局                       | 金沢港湾・空港整備事務所<br>沿岸防災対策官          | 〒920-0331<br>石川県金沢市大野町4-2-1                   |
| 中日本高速道路株式会社金沢支社               | 施設チーム                            | 〒920-0365<br>金沢市神野町東170                       |
| ソフトバンク株式会社                    | 保全運用本部<br>関西ネットワークセンター<br>金沢保全課長 | 〒921-8013<br>金沢市新神田1-1-16                     |
| KDDI株式会社                      | フィールドグループ<br>グループリーダー            | 〒920-0332<br>金沢市無量寺町ハ45                       |
| 株式会社NTTドコモ北陸支社                | ネットワーク部<br>災害対策室課長               | 〒920-8202<br>金沢市西都1-5                         |
| 北陸電力株式会社                      | 石川支店<br>金沢電力部電子通信課               | 〒920-0052<br>石川県金沢市薬師堂町ハ16                    |
| 西日本旅客鉄道株式会社金沢支社               | 電気課課員                            | 〒920-0031<br>金沢市広岡町3-3-77<br>JR金沢駅西第一NKビル     |
| 北陸漁業無線協会                      | 事務局長                             | 〒927-0553<br>石川県鳳珠郡能登町小木8-48<br>(石川県無線漁業協同組合) |
| 一般社団法人北陸自動車無線協会               | 事務局長                             | 〒920-0901<br>石川県金沢市彦三町2-5-27<br>名鉄北陸開発ビル7階    |
| 一般財団法人移動無線センター<br>近畿センター北陸事務所 | 主任                               | 〒920-0031<br>金沢市広岡1-5-23<br>金沢第1ビル6F          |
| 石川県                           | 危機管理監室<br>危機対策課<br>防災システムグループ    | 〒920-8580<br>金沢市鞍月1-1                         |
| 中部管区警察局石川県情報通信部               | 情報通信部<br>機動通信課課長補佐               | 〒920-8553<br>金沢市鞍月1-1                         |
| 金沢地方気象台                       | 通信担当                             | 〒920-0024<br>金沢市西念3-4-1                       |
| 金沢刑務所                         | 処遇部処遇部門<br>統括矯正処遇官(第一担当)         | 〒920-1182<br>金沢市田上町公1                         |
| 石川県警察本部                       | 通信指令室担当                          | 〒920-8553<br>金沢市鞍月1-1                         |
| 石川県消防長会                       | 金沢市消防局<br>情報指令課担当課長              | 〒921-8042<br>金沢市泉本町7-9-2<br>(金沢市消防局内)         |
| 金沢市                           | 危機管理課課長補佐                        | 〒920-8577<br>金沢市広坂1丁目1番1号                     |
| 七尾市                           | 総務課防災対策室                         | 〒926-8611<br>七尾市袖ヶ江町イ部25番地                    |

| 所 属             | 連 絡 担 当 者            | 所 在 地                        |
|-----------------|----------------------|------------------------------|
| 小松市             | 防災安全センター長            | 〒923-8650<br>小松市小馬出91        |
| 輪島市             | 防災対策課防災対策係長          | 〒928-8525<br>輪島市二ツ屋町2字29番地   |
| 珠洲市             | 危機管理室係長              | 〒927-1295<br>珠洲市上戸町北方1字6番地の2 |
| 加賀市             | 防災対策課課長補佐            | 〒922-8622<br>加賀市大聖寺南町ニ41     |
| 羽咋市             | 環境安全課主幹              | 〒925-8501<br>羽咋市旭町ア200       |
| かほく市            | 防災環境対策課長             | 〒929-1125<br>かほく市宇野気ニ81番地    |
| 白山市             | 危機管理課消防防災係長          | 〒924-8688<br>白山市倉光二丁目1番地     |
| 能美市             | 危機管理課                | 〒923-1297<br>能美市来丸町1110      |
| 野々市市            | 環境安全課課長補佐            | 〒921-8510<br>野々市市三納1丁目1番地    |
| 川北町             | 総務課係長                | 〒923-1295<br>能美郡川北町壺ツ屋174番地  |
| 津幡町             | 総務課課長補佐              | 〒929-0393<br>河北郡津幡町加賀爪ニ3番地   |
| 内灘町             | 総務課防災担当              | 〒920-0292<br>河北郡内灘町字大学1-2-1  |
| 志賀町             | 情報推進課担当              | 〒925-0198<br>羽咋郡志賀町末吉千古1-1   |
| 宝達志水町           | 総務課危機管理室次長           | 〒929-1492<br>宝達志水町子浦そ18番地1   |
| 中能登町            | 総務課主査                | 〒929-1792<br>鹿島郡中能登町末坂9-46   |
| 穴水町             | 生活環境課係長              | 〒927-8601<br>鳳珠郡穴水町字川島ラ174   |
| 能登町             | 総務課係長                | 〒927-0492<br>能登町字宇出津1字197番地1 |
| 西日本電信電話株式会社金沢支店 | グループマネジメント担当主査       | 〒920-0963<br>金沢市出羽町4-1       |
| 日本放送協会金沢放送局     | 技術部 副部長              | 〒920-8644<br>金沢市広岡3丁目2-10    |
| 北陸放送株式会社        | 技術局技師長               | 〒920-8560<br>金沢市本多町3-2-1     |
| 石川テレビ放送株式会社     | 技術部長                 | 〒920-0388<br>金沢市観音堂町チ18      |
| 株式会社テレビ金沢       | 技術局 局次長<br>兼システム管理室長 | 〒920-0386<br>金沢市古府2丁目136     |
| 北陸朝日放送株式会社      | 技術局長                 | 〒920-0393<br>金沢市松島1丁目32-2    |
| 株式会社エフエム石川      | 放送部長代理               | 〒920-8605<br>金沢市彦三町2丁目1-45   |

| 所 属                         | 連 絡 担 当 者             | 所 在 地                                  |
|-----------------------------|-----------------------|----------------------------------------|
| 株式会社テレビ小松                   | 常務取締役                 | 〒923-0918<br>小松市園町ホ133番地1              |
| 株式会社あさがおテレビ                 | 放送部部長                 | 〒924-0871<br>白山市西新町235-1               |
| 加賀ケーブルテレビ株式会社               | 総括                    | 〒922-0423<br>加賀市作見町ホ58-1               |
| 株式会社北陸アイティエス                | メディア事業部次長             | 〒920-0964<br>金沢市本多町3-2-1               |
| 株式会社北國新聞社                   | 電算部主任（機報担当）           | 〒920-8588<br>金沢市香林坊2-5-1               |
| 株式会社中日新聞社北陸本社               | 技術局付                  | 〒920-8573<br>金沢市駅西本町2-12-30            |
| 株式会社朝日新聞社金沢総局               | 大阪本社制作セクション<br>無線担当   | 〒920-0981<br>金沢市片町1-1-30               |
|                             |                       | 〒530-8211<br>大阪市北区中之島3-2-4             |
| 株式会社毎日新聞社北陸総局               | 総局長                   | 〒920-0031<br>金沢市広岡1-2-20               |
| 株式会社読売新聞東京本社<br>金沢支局        | 支局長                   | 〒920-0024<br>金沢市西念1-1-3<br>コンフィデンス金沢1階 |
| 一般社団法人共同通信社金沢<br>支局         | 支局長                   | 〒920-0961<br>金沢市南町2-1<br>北國新聞会館内       |
| 日本銀行金沢支店                    | 文書課企画役補佐              | 〒920-8678<br>金沢市香林坊2丁目3-28             |
| 株式会社北國銀行                    | 総務管財課長代理              | 〒920-8670<br>金沢市下堤町1                   |
| 日本赤十字社石川県支部                 | 事業推進課長                | 〒920-8201<br>石川県金沢市鞍月東2-48             |
| 北陸鉄道株式会社                    | 総務部長                  | 〒920-8508<br>金沢市割出町556                 |
| 金沢港北地区特別防災区域協<br>議会         | 共同防災センター所長            | 〒920-0231<br>金沢市大野町4-ソ-2               |
| 一般財団法人日本気象協会                | 北陸支店長                 | 〒921-8036<br>金沢市弥生1-33-8               |
| 日本通運株式会社金沢支店                | 総務担当係長                | 〒920-0356<br>金沢市専光寺町ヨ8                 |
| 学校法人金沢工業大学                  | 情報処理サービスセンタ<br>ーA V室長 | 〒921-8501<br>石川県野々市市扇ヶ丘7-1             |
| 一般社団法人日本アマチュア<br>無線連盟 石川県支部 | 支部長                   | 〒929-1716<br>鹿島郡中能登町黒氏                 |

#### イ 非常通信協議会

知事は、災害対策に必要と認めるときは、北陸地方非常通信協議会（事務局：北陸総合通信局無線通信部陸上課）に対して、非常通信の取扱いについて要請する。

なお、災害応急対策機関は、応急対策を円滑迅速に処理するため、北陸地方非常通信協議会と緊密な連携に努める。

ウ 利用できる各種無線局の通信系統

非常通信は、原則としてすべての無線局について利用できるが、その事業形態、設備内容等災害時の運用を考慮して、対象無線局を、

- (ア) 公共機関であること。
- (イ) できればあて先までの通常通信系ルートを設定していること。
- (ウ) 停電時でも運用できる非常用予備電源を有すること等の条件に適合するものを第1次的に利用する。

エ 利用上の注意事項

- (ア) 非常通信は、災害時における重要通信の疎通の確保を図るために、緊急止むを得ないと認められるものについて、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき優先的に利用できる。
- (イ) 非常通信は、N T T西日本等の電話回線が被害を受け使用できなくなったり、通信が混んで利用することが非常に困難になった場合に利用する。
- (ウ) 非常通信の内容は、次のとおりである。

- ① 人命の救助に関する通報
- ② 災害の予警報に関する通報
- ③ 秩序の維持のため必要な緊急措置に関する通報
- ④ 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものも含む。）
- ⑤ 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- ⑥ 鉄道路線の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報
- ⑦ 災害時の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
  - ・中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
  - ・石川県防災会議会長及び市町防災会議会長
  - ・石川県災害対策本部長及び市町災害対策本部長
- ⑧ 電力設備の修理復旧に関する通報
- ⑨ その他の通報

- (エ) 通信文は、非常通報用紙に次の順序で記入する。

- 宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号
- 本文は、簡潔明瞭に記入し、末尾に発信人名
- 通報用紙がない場合は、冒頭に、「非常」と必ず記入するとともに、通報文の後ろに発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入

(3) Lアラート（災害情報共有システム）の活用

県、市町及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。

(4) 孤立防止用無線の活用

災害応急対策機関は、N T T西日本が設置している孤立防止用無線の活用を努める。

(5) 移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局、衛星携帯電話の活用

通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、県、市町村及び防災関係機関は被害状況を把握するため、地域の状況により、移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局及び衛星携帯電話を現地に配備し、被害状況の報告及び県本部からの通報事項等に関する通信連絡の確保に努める。

(6) 中央防災無線の活用

県は、国への被害状況の報告及び応援の要請等の通信連絡に当たっては、中央防災無線の活用を努める。

(7) 消防用主運用波無線の活用

県及び市町は、消防機関と緊密な連携を図り、消防用主運用波無線の活用を努める。

(8) 消防用統制波無線の活用

県域を越えて消防活動の応援を受ける場合は、応援消防隊の迅速かつ適正な活動に資するため、消防用統制波により、県外消防機関と緊密な連携に努める。

### 3 通信設備の応急復旧

#### (1) 県及び市町

県及び市町は、雪害により防災行政無線等の通信が途絶したときは、早急な応急復旧を最優先に行い、通信の確保に努める。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

#### (2) 通信事業者

電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、県及び市町災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先とし、次により応急復旧に努める。

ア 非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 交換機被災局には、非常移動電話局装置を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備被災局には、移動電源車又は大型可搬型電源装置を使用し、応急復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、非常用電送装置等による復旧を図る。

### 1 基本方針

雪害時においては、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、消防防災ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

### 2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

#### (1) 災害応急対策活動

- ☐ 被害状況等の調査及び情報収集活動
- ☐ 雪害に関する情報、警報等の伝達及び広報活動
- ☐ 救援物資、人員等の搬送

#### (2) 救助活動

- ☐ 捜索又は救助活動
- ☐ 陸上から接近できない被災者の救助活動

#### (3) 救急活動

- ☐ 遠距離の救急患者搬送
- ☐ 傷病者発生場所への医師等の搬送、医薬品等の輸送

#### (4) 火災防ぎょ活動

- ☐ 被害状況等の調査及び情報収集活動
- ☐ 消防職員、消防資機材等の搬送

#### (5) その他総括管理者（危機管理監室）が必要と認める活動

### 3 運航基準

消防防災ヘリコプターは、「石川県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（平成9年4月23日）」及び「石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（平成9年4月23日）」の定めるところにより運航する。運航の基本要件は、同要領に定める「運航基準」に基づいて公共性、緊急性、非代替性を満たす場合とする。

### 4 支援要請

市町長等から知事に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）」の定めるところによる。

#### (1) 支援要請の要件

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、市町長等の要請に基づき支援する。

- ☐ 災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ☐ 発災市町等の消防力によっては、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- ☐ その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 要請方法

市町等から知事（石川県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

- ☐ 災害の種別
- ☐ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ☐ 災害発生現場の気象状態
- ☐ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ☐ 災害現場の市町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法
- ☐ 支援に要する資機材の品目及び数量
- ☐ その他必要な事項

(3) 要請先

|                          |              |
|--------------------------|--------------|
| 石川県危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ |              |
| TEL                      | 0761-24-8930 |
| FAX                      | 0761-24-8931 |

5 防災関係機関のヘリコプターとの連携

防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはある。県は、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、雪害時に有効に活用するため関係機関と連携して他県からの応援機を含めた活動計画等を作成し、迅速に支援活動に入れるよう体制整備を図る。

なお、相互の連携のため次の協定等がある。

(1) 石川県航空防災対策連絡会基本的合意事項

石川県内における救難、救助等の災害時における連絡体制、現場空域の運用及び協力体制について定める。

| 協 定 者 |                        | 協定締結日      | TEL                                       | FAX                          |
|-------|------------------------|------------|-------------------------------------------|------------------------------|
| 石川県   | 石川県警察本部<br>(航空隊)       | H10. 3. 31 | 076-238-9444<br>夜076-225-0110<br>(内線3812) | 076-238-9444                 |
|       | 航空自衛隊第6航空団<br>(防衛部)    |            | 0761-22-2101<br>(内線231)<br>夜 (内線204)      | 0761-22-2101<br>(内線651, 657) |
|       | 航空自衛隊小松救難隊             |            | 0761-22-2101<br>(内線215, 216)<br>夜 (内線218) | 0761-22-2101<br>(内線654)      |
|       | 第九管区海上保安本部<br>(新潟航空基地) |            | 025-273-8118                              | 025-279-2288                 |

(2) 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

| 協 定 者 |     | 協定締結日     | TEL          | FAX          |
|-------|-----|-----------|--------------|--------------|
| 石川県   | 富山県 | H 9. 7. 1 | 076-495-3060 | 076-495-3066 |
|       | 福井県 |           | 0766-51-6945 | 0776-51-6947 |

(3) 石川県・岐阜県航空消防防災相互応援協定

| 協 定 者 |     | 協定締結日       | TEL          | FAX          |
|-------|-----|-------------|--------------|--------------|
| 石川県   | 岐阜県 | H20. 10. 14 | 058-272-1111 | 058-271-4119 |

6 航空機の運用調整

県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。

航空運用調整班は、防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。

### 1 基本方針

雪害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に雪害の状況、道路除雪等の災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、県、市町及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

### 2 広報機関

#### (1) 警戒配備体制前の場合

警戒配備体制に至らない雪害についての情報の収集及び広報は、石川県防災会議事務局（危機対策課）が原則として行う。

#### (2) 警戒配備体制、雪害対策本部設置の場合

警戒配備体制、雪害対策本部設置時には、危機対策課(班)と県民交流課(班)が協力して被害状況その他の雪害情報を収集し、広報活動を行う。

#### (3) 災害対策本部設置の場合

ア 災害対策本部設置時には、危機管理班と広報班（県民文化スポーツ部）が協力して被害状況その他の雪害情報を収集し、その広報は、広報班が行う。

イ 災害対策本部の災害情報センターに報道機関専門の広報担当幹部を配置し、迅速かつ的確に広報活動を展開する。

### 3 広報の内容

#### (1) 災害発生直後の広報

- ☐ 被害状況及びその他の雪害情報
- ☐ 基幹道路の渋滞情報及び交通規制、除雪状況など災害応急対策活動状況
- ☐ 鉄道、バス、航空機の運行状況
- ☐ 凍結・積雪時における注意事項
- ☐ 避難の必要の有無、避難所、避難行動、避難誘導等
- ☐ 車両使用の自粛等の交通規制に対する協力要請

#### (2) 被災者に対する広報

- ☐ 市町地域内における雪害の発生等被害状況の概要
- ☐ 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等
- ☐ 医療機関の診療状況
- ☐ 電気等ライフラインの復旧状況
- ☐ 道路、交通機関等の復旧状況
- ☐ 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
- ☐ 被災者生活支援に関する情報
- ☐ 犯罪情勢及び予防対策

#### (3) 県等主催行事の延期等

雪害発生時には、県及び市町等が主催する行事を可能な限り、延期又は中止し、その内容を県民等に周知する。

#### (4) 広報の例

雪害時に必要な広報をする際には、次の例を参考とする。

## 県民除雪デー実施に伴い延期した 県等主催行事のお知らせ

### 第3回相談員のためのドメスティック・バイオレンス研修会の延期について

1月21日(日)13:00から県社会福祉会館で「DV被害者の心理」をテーマに開催することにしておりました標記研修会につきましては、県民除雪デーの実施に伴い延期し、2月11日(日)13:00から県女性センターにて開催することとなりましたのでお知らせします。

問い合わせ先：県民文化局男女共同参画課  
電話 076-225-1376

### 県民音楽セミナー・レクチャーコンサートの延期について

1月20日(土)14:00から加賀市の片山津地区会館テリーナホールで開催することにしておりました「県民音楽セミナー・レクチャーコンサート」につきましては、県民除雪デーの実施に伴い延期することにしたのでお知らせします。

問い合わせ先：県民文化局文化振興課  
電話 076-225-1371

### 第2回ほっと石川観光ふるさと塾の延期について

1月21日(日)13:30から県社会教育センターで大河ドラマ石川県推進協議会主催により開催することにしておりました「第2回ほっと石川観光ふるさと塾」につきましては、県民除雪デーの実施に伴い3月下旬に延期することにしたのでお知らせします。

なお、次回開催は2月18日(日)の予定です。2月18日の開催案内は、2月に入ってから郵送します。

問い合わせ先：観光交流局  
電話 076-225-1537

# 雪かき汗かき S (Saturday) ・ S (Sunday) デー 県民除雪デーを実施

国道や主要な幹線道路の除雪に目途がつき、これからは生活道路の確保や歩道の除雪が大きな課題です。

県民のみなさんが安全で安心して快適に社会生活をおくっていただくために、県下一斉除雪に主体的な参加・協力をお願いします。

## <日 時>

平成〇年〇月〇日

9 : 00 ~ 16 : 00

平成〇年〇月〇日

9 : 00 ~ 16 : 00

※雪捨て場の開設日時も

上記のとおりです。

雪捨て指定場所はこちらを  
ご覧ください。

## <作業内容>

下記のエリアでの除雪をよろしくお願いします。

地域住民のみなさん……………自宅周辺

学校関係者のみなさん……………学校周辺

企業・商店街のみなさん……………会社周辺

行政職員……………公共（交通）施設等の周辺

なお、健康管理や安全には十分お気をつけください。

## <お問い合わせ先>

石川県道路雪害対策本部（道路整備課内）

電話 076（223）9289、9290

各市町役場

## 積雪に伴う各種事故の防止を ～ご協力をお願いします～

- 1 駐車中にエンジンをかけたまま車両の中で休憩していると、車が雪に埋まり、排気ガスが車両内に流入し一酸化炭素中毒となる場合があるので注意してください。  
特にエアコン等による外気の取り入れに注意してください。
- 2 道路上の車両渋滞時に、前の車の排気ガスの流入により体調を崩すことがあるので、車間距離及び外気の取り入れに注意してください。
- 3 屋根に積もった雪が落下し、屋根下に駐車している車両や人が雪に埋まるおそれがあるので、車の駐車場所、屋外の通行場所等に注意してください。  
特に、児童等に対しては、神社、お寺、体育館など大量に雪が落下するおそれのある場所へは立ち入らないように注意してください。
- 4 これから気温が上がるとガケ等の斜面に積もった雪のなだれが懸念されるので、なだれのおそれのある場所では、車両や人は注意してください。
- 5 車両のタイヤは、必ず冬用タイヤに履き替えるか、滑り止め装置を装着してください。  
また、道路に積もった雪が圧雪されアイスバーン状態となるおそれがあるので、タイヤチェーンを携行してください。  
特に、積雪地域外から石川県等の積雪地へ入る車両にあっては、冬用タイヤ又は滑り止め装置の装着をお願いします。
- 6 一刻一秒を争う火災発生時の消防水利を確保するため、防火水槽や消火栓回りの除雪については、消防本部及び消防団で行っていますが、その除雪作業への協力をお願いするとともに、除雪した消火栓の回りへ雪を捨てないでください。  
また、消火栓の付近には、駐車をしないでください。

## 冬期のパーキング等での仮眠に注意

危機対策課からのお知らせ(1月16日)

降雪時に、駐車中の自動車内でエンジンをかけたまま仮眠していた女性が死亡するという極めていたましい事故が、このほど石川県内で、2件相次いで発生しました。

これは、急激な降雪により車両が仮眠中に雪に埋まり、排気ガスが車内に充満して一酸化炭素中毒により死亡したものです。

特にこの冬期間にパーキング等で仮眠するときは、降雪による車両の埋没に十分注意して下さい。

#### 4 広報手段等

##### (1) 情報伝達及び放送、報道要請

知事は、情報伝達に当たっては、ホームページ、掲示板、広報誌、広報車によるほか、放送事業者、新聞社、コミュニティFM局等の報道機関の協力を得る。雪害の規模が大きく、又は長期間にわたる場合は、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。

また、災害対策本部員会議を公開するなど迅速的確な情報提供に努める。

なお、災害対策基本法第57条の規定による通信又は放送要請をしようとするときは、報道機関との「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき実施する。

##### ア 災害時における放送要請に関する協定及び細目

| 協 定 者 |                 | 協定締結日      | 細目締結日      | T E L        | F A X        |
|-------|-----------------|------------|------------|--------------|--------------|
| 石川県   | NHK金沢放送局        | S52. 4. 30 | S61. 5. 31 | 076-264-7038 | 076-224-7122 |
|       | 北陸放送（株）         | S52. 4. 30 | S61. 5. 31 | 076-262-8111 | 076-232-0043 |
|       | 石川テレビ放送（株）      | S53. 10. 1 | S61. 5. 31 | 076-268-3153 | 076-268-2228 |
|       | （株）テレビ金沢        | H 3. 6. 28 | H 3. 7. 1  | 076-240-9031 | 076-240-9096 |
|       | （株）エフエム石川       | H 3. 6. 28 | H 3. 7. 1  | 076-262-8050 | 076-263-7913 |
|       | 北陸朝日放送（株）       | H 4. 1. 31 | H 4. 1. 31 | 076-269-8844 | 076-269-8845 |
|       | 加賀テレビ（株）        | H14. 4. 1  | H14. 4. 1  | 0761-78-3135 | 0761-78-3136 |
|       | （株）テレビ小松        | 〃          | 〃          | 0761-23-3911 | 0761-23-3914 |
|       | 加賀ケーブルテレビ（株）    | 〃          | 〃          | 0761-72-8181 | 0761-72-5995 |
|       | 金沢ケーブルテレビネット(株) | 〃          | 〃          | 076-224-1114 | 076-224-8300 |
|       | （株）あさがおテレビ      | 〃          | 〃          | 076-274-3333 | 076-274-3366 |
|       | （株）えふえむ・エヌ・ワン   | 〃          | 〃          | 076-248-1212 | 076-248-8181 |
|       | （株）ラジオかなざわ      | 〃          | 〃          | 076-265-7800 | 076-265-7845 |
|       | （株）ラジオこまつ       | 〃          | 〃          | 0761-23-7660 | 0761-23-7734 |
|       | （株）ラジオななお       | 〃          | 〃          | 0767-53-7640 | 0767-52-7776 |

##### イ 災害時等における報道要請に関する協定

| 協 定 者                     |             | 協定締結日     | T E L        | F A X        |
|---------------------------|-------------|-----------|--------------|--------------|
| 石川県<br>及び<br>石川県公安<br>委員会 | 共同通信社金沢支局   | H 9. 7. 1 | 076-231-4450 | 076-224-1713 |
|                           | 時事通信社金沢支局   | 〃         | 076-221-3171 | 076-221-3172 |
|                           | 朝日新聞社金沢支局   | 〃         | 076-261-7575 | 076-261-7579 |
|                           | 毎日新聞社北陸総局   | 〃         | 076-263-8811 | 076-231-7124 |
|                           | 讀賣新聞社金沢総局   | 〃         | 076-261-9131 | 076-231-5254 |
|                           | 産経新聞社金沢支局   | 〃         | 076-263-1291 | 076-224-3043 |
|                           | 日本経済新聞社金沢支局 | 〃         | 076-232-3311 | 076-260-3610 |
|                           | 日刊工業新聞社金沢支局 | 〃         | 076-263-3311 | 076-263-3312 |

## (2) 各種情報提供

県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

なお、市町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。

ア テレビ、ラジオ、新聞等

(ア) 県提供番組枠による雪害関係情報の提供

(イ) 放送機関との協定に基づく放送要請

(ウ) 報道機関への発表・情報提供

イ インターネットの活用

ウ 携帯電話の活用

エ 紙媒体の活用

オ 臨時広報誌の発行

カ 相談窓口による情報提供

キ 臨時災害FM局の活用

ク Lアラート（災害情報共有システム）の活用

## 5 被災地域の相談・要望等の対応

県、市町及び防災関係機関は、臨時相談窓口を設置して相談に応じる等の広聴活動を展開し被災地住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。

また、その対策を積極的に広報する。

## 6 安否情報の提供等

県及び市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助 等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、県及び市町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

## 第10節 道路等の交通確保対策

国、関係各部局、警察本部、  
市町、防災関係機関

### 1 基本方針

降積雪、凍結、なだれ等により交通に障害を生じた場合、道路、公共交通機関等を確保することにより、住民生活、社会経済活動の安定のため、国、県、市町及び関係機関は応急復旧活動を実施する。

また、短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

### 2 道路の除雪

#### (1) 県管理道路の確保

石川県が管理する道路の冬期間における道路交通の確保は、毎年11月1日から翌年3月31日までの間、道路除雪対策本部（本部長：土木部長）及び除雪実施部（実施部長：土木総合事務所長又は土木事務所長）を設置し、「冬期交通確保計画書」に基づき実施する。

県内の指定観測点のうち半数以上が警戒積雪深に達する恐れがある場合、知事は、北陸地方整備局長と協議して、道路除雪対策本部を道路雪害対策本部（本部長：知事、副本部長：土木部長）に体制強化を図る。

(注) 指定観測点とは、積雪地域において交通の確保すべき路線網における積雪を代表する地点として国が指定したもの。

○ 指定観測点の警戒積雪深

| 観測点名 | 観測機関名      | 警戒積雪深 |
|------|------------|-------|
| 小 松  | 南加賀土木総合事務所 | 60 cm |
| 金 沢  | 金沢地方气象台    | 80 cm |
| 七 尾  | 七尾地域気象観測所  | 70 cm |
| 輪 島  | 特別地域気象観測所  | 40 cm |

#### ア 除雪体制

| 除雪体制  | 降 積 雪 の 状 況                                                                                                                             | 備 考 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 平常体制  | 積雪量が5～10cmに達したとき、又は実施部長（土木事務所長）が道路交通に支障をきたすと判断したとき。                                                                                     |     |
| 注意体制  | 大雪注意報が発表されたとき。                                                                                                                          |     |
| 準警戒体制 | 大雪警報が発表されたとき、又は各土木事務所の観測点で地域警戒積雪深を越え、かつ体制の強化が必要と判断されたとき、又は降積雪の状況から道路除雪対策本部長（土木部長）と実施部長（土木事務所長）が協議して体制移行を決定したとき。<br>(各土木事務所毎に地域防雪連携本部設置) |     |
| 警戒体制  | 県内の指定観測点のうち半数以上が警戒積雪深に達する恐れがあり、知事が北陸地方整備局長と協議して移行を決定したとき。<br>(道路雪害対策本部設置)                                                               |     |
| 緊急体制  | 大雪特別警報が発表されたとき、又は県内の指定観測点の大部分が警戒積雪深を大幅に越え、知事が北陸地方整備局長と協議して移行を決定したとき。                                                                    |     |

(注) 地域警戒積雪深とは、局地的な大雪となった場合、準警戒体制に移行するため県独自で定めた積雪深。

※ 金沢市域においては異常降雪が見込まれる場合、関係機関（国土交通省、石川県、金沢市、中日本高速道路(株)、石川県警察本部、金沢地方气象台）の要請により金沢河川国道事務所に情報連絡本部が設置される。

○ 県地域警戒積雪深

| 観測機関名      | 観測点名  | 地域警戒積雪深 | 観測機関名       | 観測点名  | 地域警戒積雪深 |
|------------|-------|---------|-------------|-------|---------|
| 大聖寺土木事務所   | 片山津   | 50cm    | 中能登土木総合事務所  | 中能登土木 | 50cm    |
|            | 山中    | 80cm    |             | 二宮    | 70cm    |
| 南加賀土木総合事務所 | 南加賀土木 | 50cm    |             | 大津    | 50cm    |
|            | 尾小屋   | 120cm   |             | 能登島   | 40cm    |
|            | 辰口    | 60cm    | のと里山海道維持管理課 | 県央土木  | 60cm    |
| 石川土木総合事務所  | 美川    | 40cm    |             | 高松SA  | 60cm    |
|            | 石川土木  | 100cm   |             | 羽咋市寺家 | 50cm    |
|            | 鳥越    | 150cm   |             | 田鶴浜   | 50cm    |
|            | 白峰    | 250cm   |             | 別所岳   | 120cm   |
| 県央土木総合事務所  | 県央土木  | 60cm    | 奥能登土木総合事務所  | 奥能登土木 | 40cm    |
|            | 湯涌    | 120cm   |             | 太田原   | 110cm   |
| 津幡土木事務所    | 津幡土木  | 60cm    |             | 穴水    | 60cm    |
|            | 高松    | 60cm    |             | 門前    | 50cm    |
| 羽咋土木事務所    | 羽咋土木  | 50cm    |             | 宇出津   | 60cm    |
|            | 高浜    | 40cm    |             | 町野    | 70cm    |
|            | 富来    | 40cm    | 珠洲土木事務所     | 珠洲土木  | 70cm    |
|            |       |         |             | 駒渡    | 130cm   |

イ 除雪区分

除雪目標は、車両交通量、物資の輸送、民生の安定、その他交通確保の重要度を勘案し、次の区分による。

| 区 分    | 除 雪 目 標                              | 日交通量等のおよその標準                                                                                                      |
|--------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 重点除雪路線 | 常時2車線以上の幅員確保を原則とする。                  | (雪みちネットワーク路線)<br>・第1次緊急輸送道路<br>・自動車専用道路の代替道路<br>・地域において主要な交通を担う幹線道路<br>・緊急告示病院及び消防署長へのアクセス道路<br>・主要な交通結節点へのアクセス道路 |
| 第1種路線  | 2車線以上の幅員確保を原則とする。                    | 1,000台/日以上                                                                                                        |
| 第2種路線  | 2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。 | 500台/日以上～1,000台/日未満                                                                                               |
| 第3種路線  | 1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。            | 500台/日未満                                                                                                          |

ウ 除雪作業

- (ア) 管内除雪計画路線と隣接実施部長（土木事務所長）が除雪する道路、国土交通省が管理する道路及び市町長が管理する道路等が接する地点の除雪が円滑に行われるよう、あらかじめ関係機関と十分連絡協議するものとする。
- (イ) 重点除雪路線に含まれる市町が管理する道路については、除雪水準、除雪方法、連絡体制など十分協議し、必要に応じ、相互受委託により除雪の連続性を確保するものとする。
- (ウ) 除雪機械及び除雪機械附属部品等を点検し、降雪時には即時出動できる体制を整えておくとともに、除雪機械等が損傷したときは迅速確実に修理できるよう準備をするものとする。
- (エ) 県有除雪機械の貸付及び民間除雪機械の借上げ等の委託契約を締結するなど除雪体制を確立するものとする。
- (オ) 除雪作業の危険防止及び走行目標確認のため、除雪路線の必要な箇所にスノーポールを設置するとともに、標識により待避所の位置を明示するものとする。

- (カ) 路面凍結箇所には、凍結注意の看板などを設置し、運転手に注意を喚起するとともに、坂道等の滑りやすい箇所には、必要に応じ砂箱を設置するものとする。
- (キ) 歩道除雪については、通学路や公共施設及び駅周辺など人通りの多い路線において、市町が策定した「雪みち計画」等に基づき、地元住民の協力を得ながら実施する。
- (ク) 車両による事故及び走行不能等により、渋滞の発生または除雪の障害となる場合は、立ち往生車両を早期に排除するよう努めるものとする。さらに、簡易な除雪車の配備や融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

| 作業項目              | 出 動 基 準                                                                                                    | 作 業 内 容                                                                                                                      |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新 雪 除 雪           | ① 重点除雪路線については、新たな積雪が5cmに達したとき。<br>② 第1種、第2種、第3種路線については、新たな積雪が10cmに達したとき、又は実施部長（土木事務所長）が道路交通に支障をきたすと判断したとき。 | 除雪トラック、除雪グレーダー、除雪ドーザーを主体とした作業とし、新雪を路側等へ除去し、早急に道路交通を確保する。                                                                     |
| 路 面 整 正           | 路面に残雪等があり、放置すると交通困難な状態になると判断される時、又は、連続降雪による圧雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要があるとき。                                    | 除雪グレーダー、除雪ドーザー等を用いて、残雪等により生じた段差を修正し、路面の平坦性を確保する。                                                                             |
| 圧 雪 処 理           | 気温の変化や通行車両により圧雪の性質が変わり、極端な高低差が生じ、交通障害の原因となる恐れがあるとき。                                                        | 除雪グレーダー、除雪ドーザー等を用いて、早期に圧雪を除去し、圧雪の成長を防ぐとともに、段差を解消する。                                                                          |
| 拡 幅 除 雪           | 連続した除雪作業により、路側の雪（雪堤）が大きくなり出し、必要幅員の確保が困難となり、交通渋滞（混雑）を引き起こすと判断されるとき。                                         | 除雪トラック、除雪グレーダー、除雪ドーザー等を用いて、雪堤をさらに路側へ押しつける作業や、ロータリ除雪車を用いて路側に雪を吹き飛ばす作業により、必要幅員を確保する。                                           |
| 運 搬 排 雪           | 拡幅除雪が困難な人家連担部や交差点等で、交通可能な幅員確保が困難になると判断されるとき。                                                               | ロータリ除雪車やダンプトラック等を用いて、路側の雪を雪捨て場へ搬出し、必要幅員を確保する。                                                                                |
| 凍 結 防 止 剤 散 布 巡 回 | 降雪の有無に関わらず、気象情報等により路面の凍結が予想されるとき、又は、凍結した路面により、交通への支障が予想されるとき。                                              | 路面状況確認のため巡回又は路面凍結による危険な区間に、凍結防止剤を散布する作業。<br>①急勾配・急カーブ区間<br>②橋梁・高架橋とその前後<br>③交差点<br>④日陰で凍結しやすい箇所<br>⑤実施部長（土木事務所長）が散布の必要を認めた箇所 |
| 消融雪施設操作           | 路面に積雪等を確認したとき、又は降雪により路面上に積雪が生じる恐れがあるとき。                                                                    | 地下水や河川水又はヒーター等で路面上の雪を消融雪する。                                                                                                  |

(2) 国道（国土交通省管理）の確保

北陸地方整備局金沢河川国道事務所防災業務計画書に基づき、次のとおり実施する。

ア 除雪体制

毎年11月1日から3月31日までの間、金沢河川国道事務所道路雪害対策支部を設置して、降雪・積雪・凍結等気象状況及び交通状況に応じ、平常・注意・警戒・非常の4ランクに分け体制をとる。

イ 除雪目標

除雪目標は、2車線以上の車道幅員を常時確保するものとする。ただし、警戒体制・非常体制時の異常降雪により2車線確保が困難となった場合は、降雪後概ね5日以内に2車線以上の確保を目標とする。

## ウ 除雪作業

- (ア) 出遅れない、迅速かつ効率的な除雪作業を行う。また、その体制を確立する。
- (イ) 異常降雪・地吹雪等により安全で円滑な交通の確保が困難な場合は、通行禁止又は通行規制等を適切に実施する。
- (ウ) 集中的な降雪等により一時的に除雪機械が不足する場合は、工区間の相互応援を行う。  
また、さらに不足する場合は、予備機械の手配又は民間機械の借り上げ等を弾力的に行う。
- (エ) 消融雪施設は、降雪期前に点検整備を行う。また、使用期間中においても故障の発生を未然に防ぐため、定期的に維持・管理を行う。
- (オ) 交差点除雪については、事前に関係機関と担当範囲・除雪方法を調整し問題や苦情が出ないように努める。また、排雪・屋根雪等の処理については、関係市町及び地元町内会等と十分に調整を行い協力体制を図ること。
- (カ) 他の道路管理者・交通管理者と情報連絡を密にするとともに、関係機関の実施する除雪会議には、積極的に参加して情報交換を図る。
- (キ) 沿道住民から除雪に対する協力を得るため、PRを積極的に行う。
- (ク) 車両による事故及び走行不能等により、渋滞の発生または除雪の障害となる場合は、立ち往生車両を早期に排除するよう努めるものとする。さらに、簡易な除雪車の配備や融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。
- (3) 北陸自動車道の確保  
北陸自動車道の冬期間における道路交通の確保を図るため、毎年11月15日から翌年の4月15日まで雪氷対策期間とし、除雪作業は「中日本高速道路(株)金沢支社雪氷対策要領」及び「金沢(保)雪氷対策要領」に基づき実施する。

## ア 除雪体制

雪氷対策期間中における雪氷作業班の体制は、(財)日本気象協会の気象予測及び管内関連資料等により総合的に判断し、平常体制、警戒体制、緊急体制、非常体制の4体制とする。

| 体制名称 |            | 内 容                                                                                                                                                   |
|------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 種別   | 区分         |                                                                                                                                                       |
| 平常体制 | 平常体制       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象予測で最低気温がプラスで降雨が予測されない場合(天候：晴れ又は曇り)</li> <li>・ 気象予測で最低気温がプラス3℃以上で降雪が予測されない場合(天候：雨)</li> </ul>               |
| 警戒体制 | 監視体制       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象予測で降雪が予測されず、凍結防止剤散布作業のための作業員と作業用機械を待機させ、直ちに雪氷作業に移行しうる段階までの場合</li> </ul>                                    |
|      | 準備段階       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象予測で降雪が予測され、凍結防止剤散布作業または除排雪作業のための作業員と作業用機械を待機させ、直ちに雪氷作業に移行しうる段階までの場合</li> </ul>                             |
|      | 凍結防止剤散布段階  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気温低下による凍結予防と凍結した路面の回復のため凍結防止剤散布作業を行っている場合</li> <li>・ 降雪初期に圧雪の除去作業を容易にするための凍結防止剤散布作業(予備散布)を行っている場合</li> </ul> |
|      | 除雪段階       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降雪時の積雪による障害を取り除くため除雪作業又は排雪作業を行っている場合</li> </ul>                                                              |
|      | 除雪強化段階     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大雪警報が発令され、降雪が強く気象予報で24時間降雪量が60cm以上または3時間降雪量20cm以上の場合</li> </ul>                                              |
| 緊急体制 | 閉鎖段階       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降雪、吹雪等のため交通の確保が困難又は危険となり、交通閉鎖した場合</li> </ul>                                                                 |
| 非常体制 | 非常段階(長期閉鎖) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降雪等のため長時間にわたり、通行車両が本線上に滞留したまま交通閉鎖を生じた場合。または大規模な雪崩等が生じ交通閉鎖した場合。</li> </ul>                                    |

## イ 除雪目標

除雪作業には、除雪工、運搬排雪工、路面凍結防止工等があり、その目標としては、最大限の交通確保を図る。

## ウ 除雪作業

- (ア) 各雪氷基地に配備された除雪機械の整備を励行し、いつでも出動できるよう整備しておくとともに、民間からの借上げ機械及びオペレーターの確保を行う。
- (イ) 料金所に設置されている散水消雪装置及びトンネル抗口に設置されているロードヒーティングは試運転等により、いつでも実施できるように点検整備を行っておく。
- (ウ) 降雪状況、道路状況の把握のため、関係機関等の協力を得て情報の連絡体制を整えておくとともに、気象情報について、特に（財）日本気象協会と十分な連絡体制を整えておく。
- (エ) 各雪氷基地に凍結防止剤を配備し、いつでも使用可能な状態にしておく。
- (オ) 基地観測点又は任意地点における積雪が、おおむね5cm以上にならないよう除雪機械を出動させ、新雪除雪を行うとともに必要に応じて拡幅除雪を行う。
- (カ) 気温が零度以下に低下するおそれがあると予想され、かつ各観測点での路温が零度近くとなり、路面凍結のおそれがあると判断された場合に、凍結防止剤の散布を行う。
- (キ) 車両による事故及び走行不能等により、渋滞の発生または除雪の障害となる場合は、立ち往生車両を早期に排除するよう努めるものとする。さらに、簡易な除雪車の配備や融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。
- (4) 市町道の確保  
市町は、それぞれの道路除雪計画に基づき、また他の管理者等の関係機関と密接な連携を図り、市町道の除排雪を迅速に実施する。
- (5) 関係機関の連携  
国が集中的な大雪等に備え策定するタイムラインを踏まえ、県及び市町は連携して広域的な交通ネットワークを確保するよう努めるものとする。  
県及び市町は、大雪を想定し、関係機関等と除雪の連携を図るための合同訓練を実施する。

## 3 交通対策

### (1) 交通規制

降雪期には、国道をはじめ主要幹線路の駐車禁止未実施区間を臨時の駐車禁止とするほか、積雪及び除（排）雪の状況に応じて、車種別の通行禁止、駐（停）車禁止、一方通行等の交通規制を行う。

交通規制の実施機関及び理由

| 実 施 機 関 |                      |          | 交 通 規 制 の 理 由                                                                                                    |
|---------|----------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 道路管理者等  | 一般国道                 | 国土交通省又は県 | 1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき。<br>2 道路工事のため止むを得ないと認められるとき。<br>3 道路除雪のためやむを得ないと認められるとき。                     |
|         | 県 道                  | 県        |                                                                                                                  |
|         | 市 町 道                | 市 町      |                                                                                                                  |
|         | 臨港道路                 | 県又は市     |                                                                                                                  |
|         | 漁港道路                 | 県又は市町    |                                                                                                                  |
| 公安委員会   | 公安委員会<br>警察署長<br>警察官 |          | 1 雪害時において緊急通行を確保するため必要があるとき。<br>2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき。<br>3 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき。 |

### (2) 交通指導取締り

- ア 降雪期に予想される交通事故の原因に相応した交通違反の指導取締りを効果的かつ集中的に実施する。
- イ 降雪時における交通の安全と円滑を図るため、各種交通規制を実施し、効果を高める指導取締り及び交通監視を強力に行う。
- ウ 積雪期の状況に応じて除排雪作業の支障となる駐車違反、凍結時のすべり止め不装着、歩行者保護のための泥はね運転等の取締りを強力に実施する。
- エ 積雪時の除雪及び交通の障害となる青空駐車等の取締り並びに運転者不在の駐車違反車両の強制移動等を積極的に推進する。

### (3) 交通情報の入手及び広報

- ア 県は、警察署、駐在所、交番等を通じて、積雪状況、すべり止め装置の要否、自動車等の通行可否その他安全運転に必要な情報を入手し、速やかに広報を行う。
- イ 県は、道路管理者の除（排）雪状況、交通渋滞の情報等を正確に把握するため、道路管理者との連絡を密にし、情報の入手に努める。

- ウ 道路管理者は、大雪となるおそれがある場合、積雪状況や降雪予測等から広域的に、できるだけ早く通行規制に関する情報を発表するものとする。
- エ 県は、各報道機関の協力を得て、広報に努めるとともに、看板、チラシ、交通情報板など多様な広報媒体を活用し、交通情報（規制、渋滞状況）を広報し、県民の協力を得るよう努める。

#### (4) 道路啓開

- ア 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- イ 知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。
- ウ 公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため、必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

### 4 公共交通の確保

#### (1) J R 西日本の運行

##### ア 除雪体制

除雪は、除雪車両に重点をおき、降積雪の状況に応じて、雪かき車の使用順序、時期等に留意して能率的な作業を行うものとし、線区の重要度に応じて除雪を行い、極力列車運転の混乱を防止する。機械除雪により難い箇所の除雪及び機械除雪の効果をあげるための人力除雪を計画的に行うものとし、社員のほか必要に応じて除雪協力会員がこれに従事する。

##### イ 列車の運転規制

降積雪の状況により、計画的に運休列車を定め、雪捨て、排雪列車の運行を行い、早期に除雪作業を実施し、列車の全面的運転休止を回避するため、必要な運転規制を行う。

##### ウ 災害対策

##### (ア) 旅客の接遇

豪雪時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期すため、各駅長は、必要に応じて、市町、住民等の協力を求めて応急炊出しを実施し、又は日赤医療班による施療を求める等、給食、医療の万全を期する。

##### (イ) 自衛隊等の出動要請

豪雪時において緊急除雪が必要になったときは、県に対して自衛隊又は消防団の出動を要請する。

##### (ウ) 緊急輸送

豪雪時における緊急輸送は、一般客貨に優先して行うが、輻輳して調整困難となったときは、J R 西日本は、輸送物資及びその順位等について県と協議のうえ行う。

##### (エ) 列車遅延情報の提供

利用者に対し、列車運行状況を的確、迅速に把握し、提供するため、通常7:00～21:00の時間で営業している北陸案内センターを、12月20日～2月末日の冬期間については、4:30～22:30に営業時間を延長して案内する。

|          |        |                                                                                                           |
|----------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北陸案内センター | 電 話    | (076)－251－5655                                                                                            |
|          | ホームページ | <a href="http://trafficinfo.westjr.co.jp/hokuriku.html">http://trafficinfo.westjr.co.jp/hokuriku.html</a> |

#### (2) J R 貨物、のと鉄道(株)、北陸鉄道(株)及び I R いしかわ鉄道(株)の運行

列車の運行を確保するため、降積雪の状況に応じて除雪機械の計画的運行を図る。また、機械除雪により難い箇所の除雪及び機械除雪の不足を補うため、職員又はその他による人力除雪を併用する。

#### (3) バスの運行

一般乗合旅客自動車運送業者等(市町が主体となり運行している生活交通路線を含む)は、国、県、市町における計画除雪路線の定期バスを運行するほか、市街地及び鉄道駅周辺や主要定期路線についても関係者と協力除雪のうえ、極力定期バスの運行を図る。

## 1 基本方針

冬期は火災が発生しやすく、積雪時は消防自動車による活動が制限されることから、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、消防職員はもとより県民あげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係機関と連携して住民の救助・救急をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防ぎょ等に全機能をあげてあたる。

## 2 出火防止、初期消火

雪害発生時には、火災発生を最小限に食い止めるため、県民、事業者あげて出火防止に努めるとともに、住民、自主防災組織、自衛消防組織等が協力して初期消火に努める。

## 3 応援要請等

### (1) 市町長の相互応援

市町長は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成 3 年 8 月 1 日締結）及び消防組織法第 39 条に基づく相互応援協定により、相互応援を行う。

ア 災害が発生した市町等の消防長は、当該市町等の保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

イ 応援要請を受けた市町等の消防長は、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

ウ 応援要請を行った消防長及び応援部隊の消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報するものとする。

エ 知事は、特に必要があると認められるときは、市町間の広域応援を補完するため、必要な指示を行うことができる。

### (2) 緊急消防援助隊の応援要請

ア 被災地の市町長は、災害の状況、当該市町の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

イ 知事は、災害の状況、県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、速やかに、消防庁長官に対して、消防組織法第 44 条の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動を、又は「大規模災害特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請するものとする。

### (3) 消防庁長官の緊急消防援助隊の出動の求め・指示等

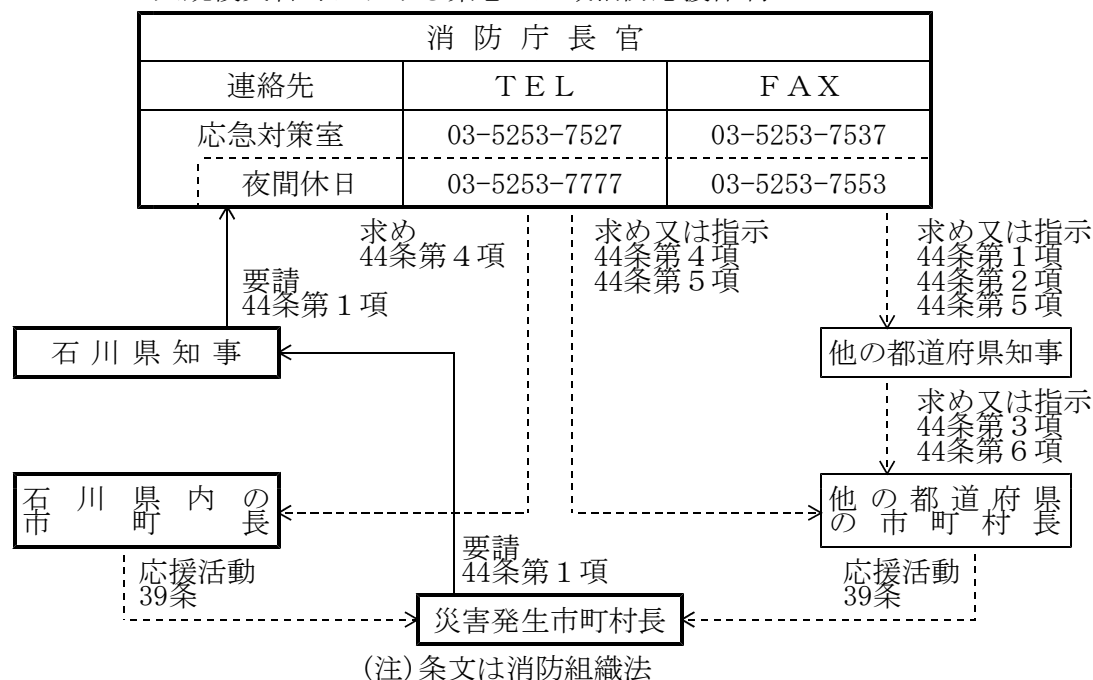
ア 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村（以下「災害発生市町村」という）の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という）に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

イ 消防庁長官は、アに規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、アの要請を待ついとまがないと認められるときは、アの要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。

ウ 消防庁長官は、ア又はイの場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときには、緊急に当該応援出動等の措置を必要と認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置を取ることを求めることができる。

エ 消防庁長官は、ア、イ又はウに規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他大規模な災害又は毒性物質の発散その他政令で定める原因による特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する以外の都道府県の知事又は当該都道府県の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。

# 大規模災害時における緊急の広域消防応援体制



## (4) 消防応援活動調整本部の設置

知事は、災害発生市町が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、消防組織法第44条の2の規定に基づく石川県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。

また、災害発生市町が一の市町の場合であっても、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

なお、調整本部の構成等については、石川県緊急消防援助隊受援計画に定めるものとする。

## (5) 知事の緊急消防援助隊に対する指示等

ア 知事は、災害発生市町が二以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町以外の災害発生市町の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるときは、当該緊急消防援助隊行動市町以外の災害発生市町のため、緊急消防援助隊行動市町において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示する。

イ 知事は、アの規定による指示をするときは、あらかじめ、調整本部の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、調整本部の意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでない。

## 4 消防活動

火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

- ☐ 火災の状況
- ☐ 自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
- ☐ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- ☐ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

## 5 救助・救急活動

消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。この場合、必要に応じて、消防防災ヘリコプター等を活用する。

## 6 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

## 第12節 自衛隊の災害派遣

危機管理監室、関係各部局、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、市町、防災関係機関

### 1 基本方針

自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請に当たっては、県、市町及び防災関係機関は、連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動が実施できるような的確な情報提供に努める。

#### 自衛隊法第83条（災害派遣）

都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を大臣又はその指定する者に要請することができる。

- 2 大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
- 3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

### 2 災害派遣の適用

雪害の状況等による自衛隊の災害派遣方法は、次のとおりである。

- (1) 雪害が発生し、知事が人命又は財産保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (2) 被害がまさに発生しようとしている場合に、知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (3) 雪害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて知事からの要請を待たないで、自衛隊が自主的に派遣する場合  
なお、この場合の判断基準は、下記のとおり定められている（災害対策における自衛隊との連携等について（平成7年10月25日消防庁防災課長通知））。  
ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。  
イ 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。  
ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められること。  
エ その他災害に際し、アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
- (4) 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

### 3 派遣の要請

- (1) 自衛隊に対する災害派遣の要請は、知事が行う。  
ただし、第九管区海上保安本部長又は小松空港事務所長がその業務に関連して派遣を要請した場合を除く。
- (2) 知事は（3）又は（4）による市町長等からの求めがあり、又は県の機関の判断により人命又は財産の保護のため必要があると認めたときは、それぞれ次の事項（以下「要請事項」という。）を明らかにした文書で部隊等の派遣を要請する。  
ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で派遣を要請し、事後速やかに文書を送達する。

#### 要請事項

- 雪害の情况及び派遣を要請する理由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

## 派遣要請連絡先

| 自衛隊   | 部隊の長      | 連絡先       | 電話番号                 |
|-------|-----------|-----------|----------------------|
| 陸上自衛隊 | 第14普通科連隊長 | 第3科長      | 076-241-2171（内線235）  |
| 海上自衛隊 | 舞鶴地方総監    | 防衛部第3幕僚室長 | 0773-62-2250（内線2548） |
| 航空自衛隊 | 第6航空団司令   | 防衛部防衛班長   | 0761-22-2101（内線231）  |

### （３）市町長からの要請等

ア 市町が管内における応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、当該市町の長が（２）の要請事項のほか、

- ☐ 現に実施中の応急措置の概況
- ☐ 宿泊施設等の受入れ体制の状況
- ☐ 部隊等が派遣された場合の連絡責任者

等を明らかにした文書で知事あて（危機対策課）に申し出る。

ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で申し出し、事後速やかに文書を送達する。

イ 通信の途絶等により、市町長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、当該地域に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。

この場合、防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。

ウ 市町長は、イにより通知した場合、速やかに知事にその旨通知する。

（４）指定地方行政機関、指定公共機関又は指定地方公共機関がその所掌業務に係る応急対策の実施を促進するため特に自衛隊の派遣を必要とするときは、指定公共機関にあっては本県の地域を所管区域とする地方機関の長が、指定地方行政機関及び指定地方公共機関にあっては当該機関の長が、それぞれ（３）のアに準じて知事あて（危機対策課）に申し出る。

（５）自衛隊に対する災害派遣要請をしないと決定したときも、直ちに自衛隊に連絡する。

## ４ 部隊等の出動

（１）２の（２）により知事から要請を受けた部隊等の長は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独で又は他の指定部隊等の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

（２）災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく指定部隊等の長の独自の判断に基づいて部隊等を派遣することがある。この場合において部隊等の派遣を命じた者は、その旨を速やかに知事に連絡し、この連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊等の活動する区域の市町長その他の関係機関に連絡する。

（３）派遣された部隊等の長との総括的な連絡調整は、知事又はその指名する者が行い、必要に応じて県は自衛隊幹部の派遣を求めて連絡室を設置する。

## ５ 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町長等、警察官、海上保安官がその場にはいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに、直ちに、その旨を市町長に通知する。

|            |                                                                        |
|------------|------------------------------------------------------------------------|
| (1)被害状況の把握 | 知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。 |
| (2)避難の援助   | 避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。             |

|                   |                                                                                                         |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (3) 遭難者等の搜索救助     | 死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して搜索救助を行う。                                                            |
| (4) 道路、鉄道等の確保     | 道路又は鉄道が積雪等により車両通行不能となり、道路管理者並びに事業者の除雪活動だけでは通行が長期間にわたり確保できない場合は、除雪活動を援助する。                               |
| (5) 応急医療、救護及び防疫   | 要請があった場合には、被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。                                            |
| (6) 人員及び物資の緊急輸送   | 要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。 |
| (7) 炊飯及び給水        | 要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。                                                               |
| (8) 救援物資の無償貸付又は譲与 | 要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。       |
| (9) その他           | その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。                                                              |

## 6 使用資機材の準備

- (1) 雪害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊なものを除いて市町村が準備する。
- (2) 応急復旧、災害救助作業等に必要な材料、消耗品等は、県及び市町村が準備する。

## 7 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が次の基準により負担する。

なお、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して決める。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるため通常必要とする燃料を除く。）電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、器材等の調達、借上げ、その運搬、修繕費
- (4) 県、市町が管理する有料道路料

## 8 自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備

- (1) 空中偵察中の自衛隊航空機との連絡

自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合、関係者は次の1メートル四方の旗を左右に振り連絡すること。

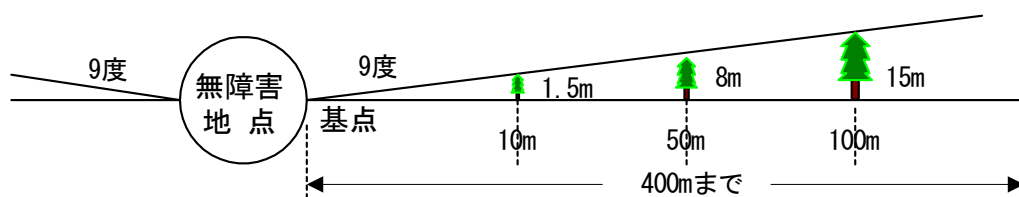
なお、異常のない場合は、旗は振らないこと。

- |                  |      |
|------------------|------|
| ア 急患が発生している場合    | 赤 旗  |
| イ 食糧が極度に不足している場合 | 青 旗  |
| ウ 両方とも発生している場合   | 赤青両旗 |

- (2) ヘリコプター発着場の設定

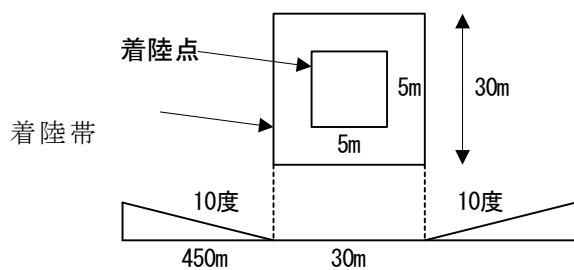
ヘリコプターの離着陸のための適地としては、平坦（こう配4°～5°以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がなく、また積雪のある場合は踏み固める。

ア 次の基準を満たす地積（臨時離着陸場）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

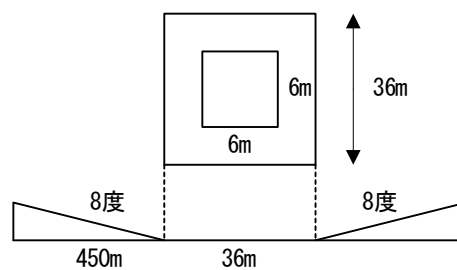


(ア) ヘリコプターの機種別による着陸地点及び無障害地点の基準

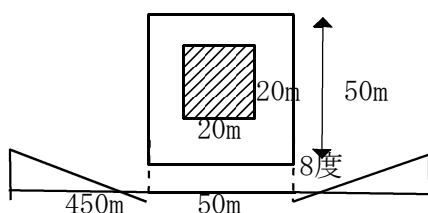
a 小型機（OH-6）の場合



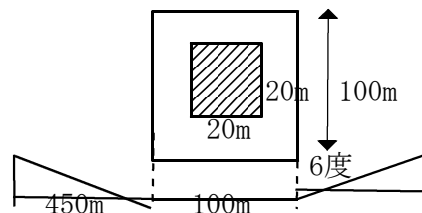
b 中型機（UH-1）の場合



c 大型機（UH-60）の場合



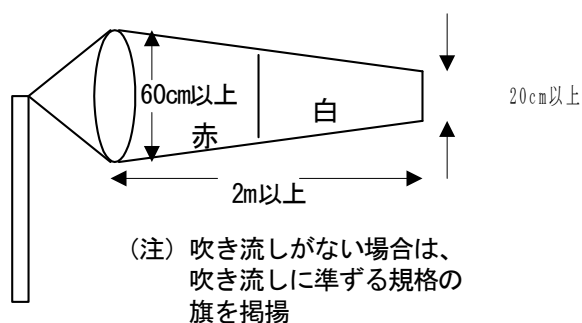
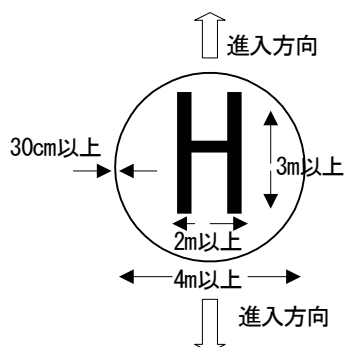
d 大型機（CH-47）の場合



(イ) 着陸地点の地盤は、堅固で平坦地であること。

イ 着陸地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(ア) H記号の基準



石灰等で表示、積雪時は墨汁、絵の具等で明瞭に表示。

・生地は繊維  
・型は円形帯

ウ 危害予防の措置

(ア) 着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれがある範囲には、立ち入らせない。

(イ) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

## 1 基本方針

雪害により、家屋の倒壊、雪崩等の危険から住民の生命、身体の安全を確保するため、市町長等は、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。

## 2 避難の勧告又は指示の実施

市町長等は、次の措置を講じる。

### (1) 市町長（災害対策基本法第60条及び第61条の2）

ア 雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を雪害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認められるときは避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立退き先を指示する。市町長はこれらの指示等を行ったときは、速やかに知事に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

イ 雪害の発生により、市町長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、知事は、市町長に代わって、当該市町地域防災計画の定めるところにより避難の指示等を実施する。

なお、知事は、市町長に代わって避難等の指示等を実施したとき、又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

ウ 市町長は、避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は「屋内安全確保」を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは指定地方行政機関の長または知事に対し当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。

### (2) 指定地方行政機関の長又は知事（災害対策基本法第61条の2）

市町長から避難勧告または指示（緊急）に関する事項について助言を求められた指定地方行政機関の長又は知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をする。

### (3) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条）

前記（1）の市町長による避難のための立退き若しくは「屋内安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は市町長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退き又は「屋内安全確保」を指示することができる。

なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市町長に通知する。

また、雪害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。

### (4) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、雪害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

### (5) 相互の連絡協力

（1）から（2）に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

また、県及び指定地方行政機関は、市町から求めがあった場合には、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町に積極的に助言する。

### (6) 避難勧告等実施責任者の代理規程の整備

ア 市町は、首長不在時における発災に備え、避難勧告等発令に係る代理規程を整備する。

イ 市町は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

ウ 県は、市町に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、国とともに、市町の防災体制確保に向けた支援を行う。

### (7) 避難勧告等の発令方法

避難勧告等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

なお、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

### 3 避難の勧告又は指示の内容、時期及びその周知

#### (1) 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示をする場合、市町長等は、次の内容を明示する。

- ☐ 避難の勧告又は指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- ☐ 避難対象地域
- ☐ 避難先
- ☐ 避難経路
- ☐ 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- ☐ 出火防止の措置
- ☐ 電気（配電盤）の遮断措置
- ☐ その他必要な事項

#### (2) 避難勧告・指示（緊急）の時期

市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるよう努める。

また、避難行動要支援者に対しては、支援者等の手配や避難に時間を要することから、更に余裕を持って行う。

#### (3) 住民への周知

市町長等は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

### 4 警戒区域の設定

市町長等は、次の措置を講じる。

#### (1) 市町長（災害対策基本法第63条第1項）

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

#### (2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

市町長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、(1)の市町長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を市町長に通知する。

#### (3) 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市町長その他市町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市町長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を市町長に通知する。

### 5 警戒区域設定の周知等

(1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

(2) 市町長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

### 6 避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、市町の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。

また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

県及び市町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

### 7 避難所の開設及び運営

#### (1) 市町

ア 避難所の開設が必要な場合は、市町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。

また、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。

なお、市町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。

また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

#### イ 避難生活の対象者

- 住居等の被災者
- 避難勧告などの対象地域の居住者
- 帰宅できない旅行者、迷い人等

#### ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。

- 避難所の名称
- 避難所開設の日時及び場所
- 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）
- 開設期間の見込み
- 必要な救助・救援の内容

#### エ 避難等の状況把握

関係市町は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

#### オ 避難所の運営

- 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。  
なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。
- 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。
- 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。
- 被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

#### カ 仮設トイレの設置

市町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

#### キ 要配慮者に対する配慮

市町は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

#### ク 要配慮者等の健康管理

県及び市町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見

するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、市町は生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

ケ 二次避難支援の実施

市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

コ 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

サ 旅館・ホテル等の活用

市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

シ 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

(2) 県

県は、市町からの報告により避難所の開設状況を把握するとともに必要に応じて、支援及び調整を行う。

また、市町から避難所開設について応援の要請を受けたときは、警察に通知するとともに、被災市町に隣接する市町長に必要な応援等を指示する。

市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。

## 8 広域避難対策

(1) 市町

ア 被災地区の市町の避難所に被災者が入所できないときは、当該市町は、被災者を被害のない地区若しくは被害の少ない市町又は隣接県への移送について県に要請する。

イ 被災者の他地区への移送を要請した市町は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

ウ 県から被災者の受け入れを指示された市町は、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。

エ 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市町が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。

オ その他必要な事項については、市町地域防災計画に定めておく。

(2) 県

ア 被災地区の市町から被災者の移送の要請があった場合、県は、近隣市町等と協議の上、被災者の移送を決定する。

イ 県は、移送先が決定したときは、直ちに移送先に対して避難所の開設を指示又は要請し、被災者の受け入れ態勢の確保に努める。

ウ 被災者の移送に当たっては、当該市町村の輸送能力を勘案して実施する。この場合、県が調達するバス、貨物自動車等の輸送手段の確保については、近隣市町等防災関係機関の協力を得て実施する。

(3) 広域一時滞在

ア 被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

イ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待たないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。

ウ 県は、国に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求める。なお、県は市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。

エ 市町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

#### （４）避難路の確保

知事は、市町長から要請があったときは、自衛隊、警察、建設業者等に対して、避難路の確保を要請する。

### 9 帰宅困難者対策

県及び市町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定

| 協定者 |                 | 協定締結日      | T E L        | F A X        |
|-----|-----------------|------------|--------------|--------------|
| 石川県 | (株)セブンイレブン・ジャパン | H22. 9. 2  | 03-6238-3734 | 03-6238-3491 |
|     | (株)デイリーヤマザキ     | H22. 9. 2  | 047-323-0001 | 047-324-0083 |
|     | (株)ファミリーマート     | H22. 9. 2  | 03-3989-7765 | 03-3981-1254 |
|     | (株)ポプラ          | H22. 9. 2  | 044-280-2800 | 044-280-1936 |
|     | (株)ローソン         | H22. 9. 2  | 03-5435-1594 | 03-5759-6944 |
|     | (株)壺番屋          | H22. 9. 2  | 042-735-5331 | 042-735-5565 |
|     | (株)モスフードサービス    | H22. 9. 2  | 03-5487-7344 | 03-5487-7340 |
|     | (株)吉野家          | H22. 9. 2  | 03-4332-9712 | 03-5269-5090 |
|     | (株)ダスキン         | H26. 6. 2  | 06-6821-5229 | 06-6821-5292 |
|     | (株)サガミチェーン      | H26. 6. 2  | 052-771-2134 | 052-771-2138 |
|     | (株)オートバックスセブン   | H30. 6. 11 | 03-6219-8796 | 03-6219-8801 |

### 10 避難所外避難者対策

市町は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保を図られるよう努める。

特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

## 第14節 要配慮者の安全確保

健康福祉部、危機監理監室、  
観光戦略推進部、市町

### 1 基本方針

災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人などの要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。市町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。

### 2 在宅の要配慮者に対する対策

#### (1) 災害発生後の安否確認

市町は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

また、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて自治会長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。

#### (2) 避難

雪害により住民避難が必要となった場合、市町は、避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難の誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。

#### (3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

県及び市町は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

##### ア 被災状況等の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

##### イ 被災後の日常生活支援

市町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

| 協 定 者 |                  | 協定締結日      | T E L        | F A X        |
|-------|------------------|------------|--------------|--------------|
| 石川県   | 石川県旅館ホテル生活衛生同業組合 | H31. 4. 22 | 076-263-5777 | 076-265-7631 |

#### (4) 二次避難支援の実施

##### ア 市町

市町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

##### イ 県

市町から要配慮者の二次避難に関する応援の要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、二次避難の受入先や、介助員となる専門的人材の確保について、広域的な調整を行う。

### 3 社会福祉施設等における対策

#### (1) 施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難所への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者等に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市町を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。

県及び市町は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

#### 4 医療機関における対策

(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。

患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難所への避難誘導を行う。

(2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。

この場合、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

(3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、県及び市町を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

県及び市町は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

#### 5 外国人に対する対策

県及び市町は、雪害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

(1) 市町は、広報車や防災無線等により外国語による広報を行い外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

また、相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

(2) 県は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、外国語による情報提供に努める。

また、隣接県や国際交流団体、大学等に通訳者、語学ボランティアの派遣の可否等を確認（言語、人員等）し、必要に応じて派遣要請を行うとともに、市町へ派遣するなど、支援に努める。

## 第15節 災害医療及び救急医療

健康福祉部、危機管理監室、日本赤十字社、市町、医師会、防災関係機関

### 1 基本方針

雪害時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、県及び市町は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

### 2 情報収集・提供

ア 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMAT及び医療救護班の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。

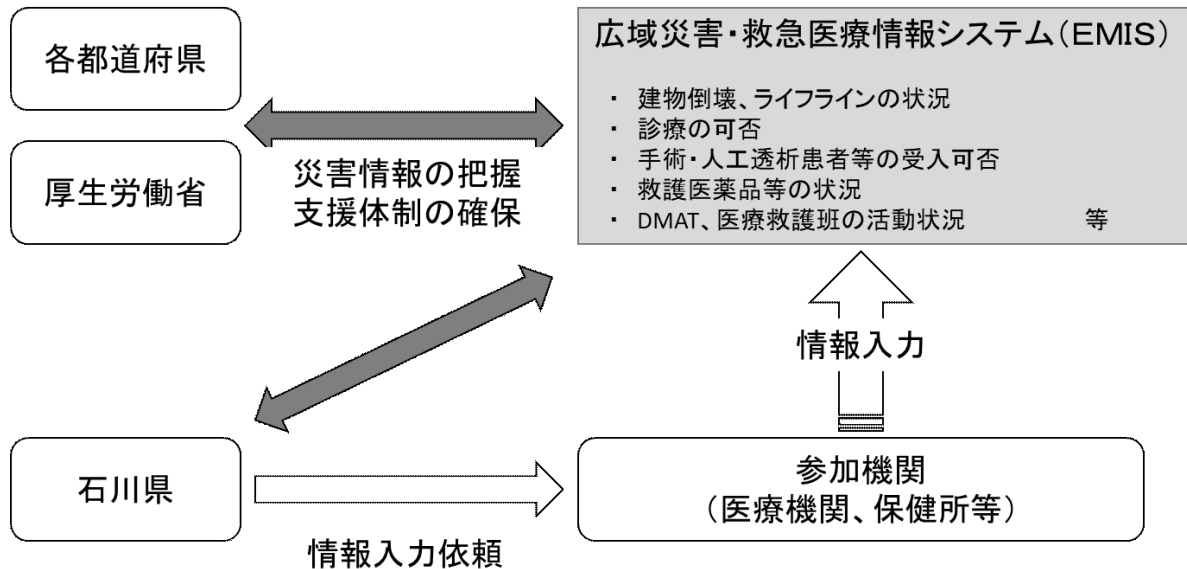
なお、住民等への情報提供については、「第9節 災害広報」による。

イ 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMAT及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。

#### 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）

- 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的に平成8年から運用開始。
- システム参加機関  
厚生労働省及び47都道府県  
（石川県内参加機関）  
医療機関 92、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13
- 災害時情報  
患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況等

## 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）概念図



### 3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制

#### (1) 市町

ア 市町は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、地区医師会及び市町立病院等に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。

イ 医療救護活動に関して、市町のみでは十分な対応ができない場合には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

#### (2) 県

ア 災害医療支援室の設置

(ア) 県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、災害医療支援室を設置し、的確な医療救護活動を行うため、被災地内の病院の被害状況等を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び市町等から把握する。

(イ) 県は、必要に応じて、医療機関、医療関係団体、消防等医療救護活動に関する関係機関の連携を図るため、ネットワーク会議を開催する。

イ 県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合は、DMATを派遣するほか、医療救護班を派遣する。

ウ DMATの派遣

(ア) 県は、石川DMATが出動し医療救護活動を行う必要があると認めた場合、又は市町から派遣要請があった場合は、石川DMAT指定病院に対して石川DMATの出動を要請する。

(イ) 県は、20名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる雪害の場合は、国及び他の都道府県にDMATの派遣を要請する。

(ウ) 県は、必要に応じて、災害医療支援室の下にDMAT活動支援室を設置する。

(エ) 県は、必要に応じて、DMATの活動拠点（災害拠点病院・SCU等）ごとにDMAT活動拠点連絡会を設置する。

エ 医療救護班の派遣

(ア) 災害医療支援室は、地域の医療ニーズを的確に把握し、医療救護班の受入れ・派遣について、派遣元の医療関係団体と被災地域等との調整を行う。

(イ) 災害医療支援室は、地域医療救護活動支援室からの要請に基づき、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。

(ウ) 医療救護活動に関して、県のみでは十分な対応ができない場合、県は、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立病院機構、大学病院、日本病院会、

全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。

(エ) 県は、必要に応じて、地域別に、地域医療救護活動支援室を設置し、災害医療支援室や市町から派遣された医療救護班、自主的に集合した医療救護班等の配置調整等を行う。

(オ) 県は、必要に応じて、医療救護班や精神保健医療班（こころのケアチーム）等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、医療救護班等連絡会を設置する。

オ ドクターヘリの派遣要請

(ア) 県は、ドクターヘリの派遣が必要と認める場合は、基地病院（県立中央病院）に対して、派遣を要請する。

(イ) 災害時における運用については、「石川県ドクターヘリ運航要領」の定めるところによる。

カ 県は、ボランティア現地対策本部及び関係機関と連携を図りながら、医療ボランティアとの連絡調整を行い、医療ボランティアの積極的な活用を図る。

(3) 石川DMA T指定病院

ア 石川DMA T指定病院は、待機要請を受けたときは、石川DMA Tを待機させる。

イ 石川DMA T指定病院は、県から「石川DMA Tの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川DMA Tを出動させる。

石川DMA Tの出動に関する協定書

|     | 協定者            | 協定締結日     |
|-----|----------------|-----------|
| 石川県 | 金沢大学附属病院       | H22. 4. 1 |
|     | 金沢医科大学病院       | H22. 4. 1 |
|     | 国立病院機構金沢医療センター | H22. 4. 1 |
|     | 公立能登総合病院       | H22. 4. 1 |
|     | 県立中央病院         | H22. 4. 1 |
|     | 金沢赤十字病院        | H25. 3. 1 |
|     | 金沢市立病院         | H25. 3. 1 |
|     | 市立輪島病院         | H25. 3. 1 |
|     | 小松市民病院         | H25. 3. 1 |
|     | 公立松任石川中央病院     | H26. 4. 1 |
|     | 公立羽咋病院         | H26. 4. 1 |
|     | 珠洲市総合病院        | H26. 7. 1 |

ウ 石川DMA T指定病院は、緊急やむを得ない場合には、地域の消防機関等からの情報又は要請に基づき、石川DMA Tを出動させる。

この場合、石川DMA Tを出動させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得る。

エ DMA Tの業務内容

(ア) 消防機関等との連携による、被災状況等に関する情報の収集と伝達（状況評価）、トリアージ、救急医療等（現場活動）

(イ) 被災地内での搬送中の患者の治療（地域医療搬送）

(ウ) 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療、患者の避難・搬送の支援等（病院支援）

(エ) 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外へ搬送を行う際のトリアージ、緊急治療等（広域医療搬送）

オ DMA Tの情報共有

DMA Tは、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMA Tの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

(4) 災害拠点病院

ア 下記の災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

災害拠点病院

| 種 別      | 病院名            |
|----------|----------------|
| 基幹災害拠点病院 | 県立中央病院         |
| 地域災害拠点病院 | 小松市民病院         |
|          | 国立病院機構金沢医療センター |
|          | 金沢市立病院         |
|          | 金沢赤十字病院        |
|          | 公立能登総合病院       |
|          | 公立羽咋病院         |
|          | 市立輪島病院         |
|          | 珠洲市総合病院        |
|          | 公立松任石川中央病院     |

イ 医療救護班の業務内容

- (ア) 傷病者のトリアージ
- (イ) 傷病者に対する応急措置
- (ウ) 重症者の後方病院への搬送手続き
- (エ) 救護所における診療
- (オ) 避難所等の巡回診療
- (カ) 被災地の病院支援
- (キ) その他必要な事項

ウ 医療救護班の情報共有

医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）及び衛星電話、M C A無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

エ 災害拠点病院は、他のD M A T及び他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

(5) 公立病院等

ア 公立病院等は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

イ 公立病院等は、他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

(6) 公益社団法人石川県医師会

ア 公益社団法人石川県医師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく医療救護班の派遣要請があったときは、被災地外の地区医師会に対して、医療救護活動等を要請する。

イ 要請を受けた地区医師会は、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

災害時の医療救護に関する協定

| 協 定 者 |             | 協定締結日                        |
|-------|-------------|------------------------------|
| 石川県   | (公社) 石川県医師会 | H 3. 11. 1<br>(H29. 6. 30改正) |

(7) 一般社団法人石川県歯科医師会

一般社団法人石川県歯科医師会は、県から「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があったときは、歯科医療救護班を派遣し、歯科医療救護活動を行う。

災害時の歯科医療救護に関する協定

| 協 定 者 |               | 協定締結日      |
|-------|---------------|------------|
| 石川県   | (一社) 石川県歯科医師会 | H29. 6. 30 |

(8) 公益社団法人石川県薬剤師会

公益社団法人石川県薬剤師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく薬剤師又は薬剤師班の派遣要請があったときは、薬剤師又は薬剤師班を派遣し、調剤、医薬品等の供給及び服薬指導等の医療救護活動を行う。

災害時の医療救護に関する協定

| 協 定 者 |              | 協定締結日      |
|-------|--------------|------------|
| 石川県   | (公社) 石川県薬剤師会 | H29. 6. 30 |

(9) 公益社団法人石川県看護協会

公益社団法人石川県看護協会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく看護職員又は看護職員班の派遣要請があったときは、看護職員又は看護職員班を派遣し、医療救護活動を行う。

災害時の医療救護に関する協定

| 協 定 者 |              | 協定締結日      |
|-------|--------------|------------|
| 石川県   | (公社) 石川県看護協会 | H29. 6. 30 |

(10) 公益社団法人石川県栄養士会

公益社団法人石川県栄養士会は、県から「災害時の医療救護等に関する協定書」に基づく栄養士又は栄養士班の派遣要請があったときは、栄養士又は栄養士班を派遣し、栄養・食生活支援活動を行う。

災害時の医療救護等に関する協定

| 協 定 者 |              | 協定締結日      |
|-------|--------------|------------|
| 石川県   | (公社) 石川県栄養士会 | H29. 6. 30 |

#### 4 救護所の設置

- (1) 市町は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、救護所を設置、運営する。
- (2) 県は、必要に応じて、一般社団法人石川県歯科医師会の協力により、歯科医療の確保に配慮する。
- (3) 救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

#### 5 災害時後方医療体制

- ア 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。
- イ 災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

#### 6 重症患者等の搬送体制

- (1) 搬送者及び搬送先の選定  
搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。
- (2) 搬送の実施  
ア 災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、市町又は県に要請する。  
原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市町が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、県及び市町が対応する。  
イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。  
ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、「第8節 消防防災ヘリコプターの活用等」及び「第12節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。

#### 7 他県等からの傷病者の受入体制

県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、石川DMA Tを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。

#### 8 医薬品等及び輸血用血液の供給体制

- (1) 医療施設・救護所  
医療施設の管理者及び救護所の責任者は、透析液や医薬品等又は輸血用血液に不足が生じた場合、当該市町災害対策本部に調達を要請する。
- (2) 市町災害対策本部  
ア 医薬品等  
医療施設又は救護所から要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。市町において調達できない場合は、県災害対策本部に要請する。  
イ 輸血用血液  
医療施設から要請を受けた場合は、県災害対策本部へ調達を要請する。
- (3) 県災害対策本部  
ア 医薬品等  
市町災害対策本部から医薬品等の要請を受けた場合は、備蓄医薬品等を供給し、不足す

る場合は県内医薬品等卸業者に調達を要請する。

県内で調達できない場合は、広域応援県市や国に対して緊急輸送を要請する。

(ア) 災害時における医薬品の供給等に関する協定

| 協定者 |            | 協定締結日       |
|-----|------------|-------------|
| 石川県 | 石川県薬業卸協同組合 | H 8. 11. 13 |

(イ) 災害時における衛生材料の供給等に関する協定

| 協定者 |            | 協定締結日       |
|-----|------------|-------------|
| 石川県 | 石川県医療品卸商組合 | H 8. 11. 13 |

(ウ) 災害時における医療機器の供給等に関する協定

| 協定者 |           | 協定締結日       |
|-----|-----------|-------------|
| 石川県 | 石川県医療機器協会 | H 8. 11. 13 |

(エ) 災害時における医療用ガスの供給等に関する協定

| 協定者 |                        | 協定締結日       |
|-----|------------------------|-------------|
| 石川県 | (一社) 日本産業・医療ガス協会北陸地域本部 | H 25. 5. 10 |

イ 輸血用血液

市町災害対策本部から輸血用血液の要請を受けた場合は、次の優先順位に従い直ちに要請する。

| 優先順位 | 血液センター               |
|------|----------------------|
| 1    | 石川県赤十字血液センター         |
| 2    | 日本赤十字社東海北陸ブロック血液センター |

## 9 他県等からの医薬品等の受入体制

県災害対策本部は、他県等からの輸送医薬品等の受入窓口及び積載場所を被災地に近い保健所に設置し、公益社団法人石川県薬剤師会の協力により、医薬品等の保管管理及び供給を行う。

## 10 医薬品等の輸送手段

(1) 医薬品等

ア 備蓄医薬品等及び他県等からの輸送医薬品等

県災害対策本部が輸送手段を講ずる。

イ 県内医薬品等卸業者から調達する医薬品等

県災害対策本部は、当該医薬品等卸業者と連携を図り、輸送する。

(2) 輸血用血液

県災害対策本部は、石川県赤十字血液センターと連携を図り、輸送する。

## 11 医療機関のライフラインの確保

県は、電気・ガス・水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

## 12 個別疾患対策

市町又は県は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

また、県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市町より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整等、透析医療の確保に努める。

## 第16節 健康管理活動

健康福祉部、市町

### 1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市町は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

### 2 実施体制

- (1) 被災市町は、保健師等により、被災者等の健康管理を行う。
- (2) 県は、市町が行う健康管理活動を支援するとともに、総合的な調整を行う。  
被災住民が多数に及ぶ場合等は、国及び都道府県等の協力を得て実施する。

### 3 健康管理活動従事者の派遣体制

- (1) 市町  
被災市町は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。
- (2) 県  
ア 県は、被災市町から保健師等の派遣要請があったとき、または必要と認めるときは、被災地に保健師、管理栄養士等を派遣し、被災市町が行う健康管理活動を支援する。  
イ 県は、他都道府県等からの応援が必要な場合は、厚生労働省等へ派遣計画を示し、派遣要請、調整を依頼する（図 災害発生時の保健師等派遣に関する手続き）  
ウ 県は、必要な場合、被災市町に公衆衛生医師等を派遣し、被災者の健康管理活動に対して技術的な支援・指導、総合的な調整を行う。

#### (3) 公益社団法人石川県栄養士会

公益社団法人石川県栄養士会は、県から「災害時の医療救護等に関する協定書」に基づく栄養士又は栄養士班の派遣要請があったときは、栄養士又は栄養士班を派遣し、栄養・食生活支援活動を行う。

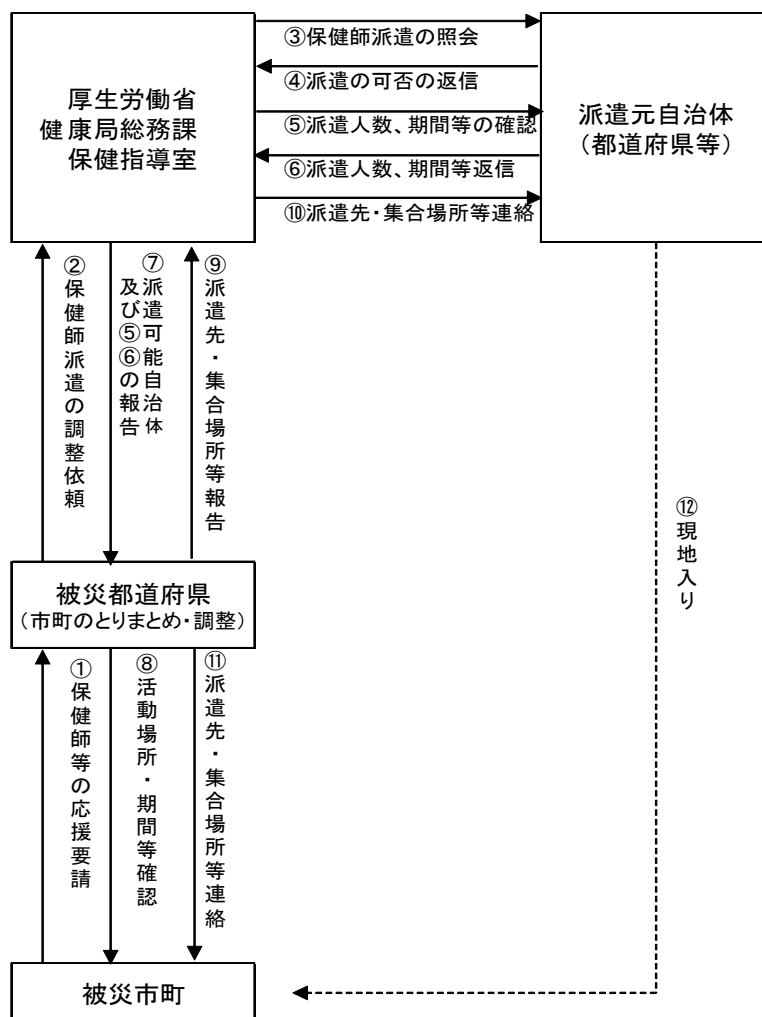
災害時の医療救護等に関する協定

| 協 定 者 |              | 協定締結日      |
|-------|--------------|------------|
| 石川県   | (公社) 石川県栄養士会 | H29. 6. 30 |

### 4 健康管理活動

- (1) 健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。
- (2) 保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。  
なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。
- (3) 健康管理活動にあたっては、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は医療救護班等連絡会に集約する。

図 災害発生直後の保健師派遣に関する手続き  
(厚生労働省防災業務計画を一部変更)



## 第 1 7 節 救助・救急活動

危機管理監室、関係各部局、市町、防災関係機関

### 1 基本方針

雪害発生時には、倒壊家屋等の下敷き、車両事故等による負傷者など、救助・救急活動を要する事案が数多く現出するものと考えられる。このため県、市町及び防災関係機関は、相互に連携して県民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助し、負傷者を医療機関に搬送する。

また、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

### 2 実施体制

#### (1) 県民、自主防災組織、事業所

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

#### (2) 市町

ア 消防職員等による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動に当たる。

また、住民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。

イ 市町自体の能力で救助作業が困難な場合は、県及び他の市町に応援を要請する。

#### (3) 県

ア 市町から救助活動について応援を求められたときは、本章第 1 節「初動体制の確立」により、必要な応援要請を行う。

イ 市町から救助活動について災害救助犬の出動を求められたとき、又は災害救助犬の出動の必要があると認められるときは、次の協定により災害救助犬の出動を要請する。  
災害救助犬の出動に関する協定書

| 協 定 者 |             | 協定締結日      | T E L        | F A X        |
|-------|-------------|------------|--------------|--------------|
| 石川県   | 全国災害救助犬協会   | H 9. 10. 7 | 076-429-8139 | 076-413-8171 |
|       | 日本レスキュー協会   | 〃          | 072-770-4900 | 072-770-4950 |
|       | ジャパンケネルクラブ  | H19. 1. 11 | 03-3251-1656 | 03-3251-1659 |
|       | 石川県救助犬協会連合会 | 〃          | 076-287-5528 | 076-298-1245 |

ウ 県は、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資輸送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

エ 警察は、大規模災害時に発生する救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

#### (4) 防災関係機関

ア 防災関係機関は、県及び市町から応援要請を求められたときは、機動力を発揮して救助・救急活動に当たる。

イ また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。なお、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

### 3 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第 1 1 節「消防活動」6 による。

### 4 医療救護活動

医療救護活動については、本章第 1 5 節「災害医療及び救急医療」により実施する。

### 5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合は、本章第 1 8 節「災害救助法の適用」による。

## 第18節 災害救助法の適用

危機管理監室、土木部、関係各部局、日本赤十字社、市町

### 1 基本方針

知事は、雪害に伴う人及び住家の被害状況を速やかに把握確認し、災害救助法による救助を実施する要件（適用基準）に照らして災害救助法による救助を実施（災害救助法の適用）するかどうかを早期に決定する。

市町長は、その地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を報告する。

なお、県及び市町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

### 2 適用基準（災害救助法施行令）

災害救助法の適用基準は、次のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市町区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表A欄に掲げる数以上であるとき（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第1条第1項第1号－令別表第1）。
  - (2) 本県区域内の住家滅失世帯総数が1,500世帯以上であって、当該市町の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表B欄に掲げる数以上であるとき（令第1条第1項第2号－令別表第2、第3）。
  - (3) 本県の区域内の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、当該市町の区域内の住家滅失世帯数が多数であるとき（令第1条第1項第3号前段）。
  - (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（令第1条第1項第3号後段）。
  - (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき。（令第1条第1項第4号）
    - ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第2条第1号）
    - イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第2条第2号）
- （注）住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。
- 1 住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、1世帯を滅失世帯1世帯とする。
  - 2 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。
  - 3 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。

#### 適用基準

| 市町の人口                    | A<br>（当該市町村の<br>住家滅失世帯数） | B<br>（県区域内の住家滅失世帯<br>総数が1,500世帯以上かつ） | （参考）<br>（人口対象市町 平成27年<br>10月1日 国勢調査人口） |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------|
| 5,000人以上<br>15,000人未満    | 40世帯                     | 20世帯                                 | 珠洲市、川北町、<br>宝達志水町、穴水町                  |
| 15,000人以上<br>30,000人未満   | 50 "                     | 25 "                                 | 輪島市、羽咋市、内灘町、<br>志賀町、中能登町、<br>能登町       |
| 30,000人以上<br>50,000人未満   | 60 "                     | 30 "                                 | 能美市、かほく市、<br>津幡町                       |
| 50,000人以上<br>100,000人未満  | 80 "                     | 40 "                                 | 加賀市、七尾市、<br>野々市市                       |
| 100,000人以上<br>300,000人未満 | 100 "                    | 50 "                                 | 小松市、白山市                                |
| 300,000人以上               | 150 "                    | 75 "                                 | 金沢市                                    |

### 3 適用手続

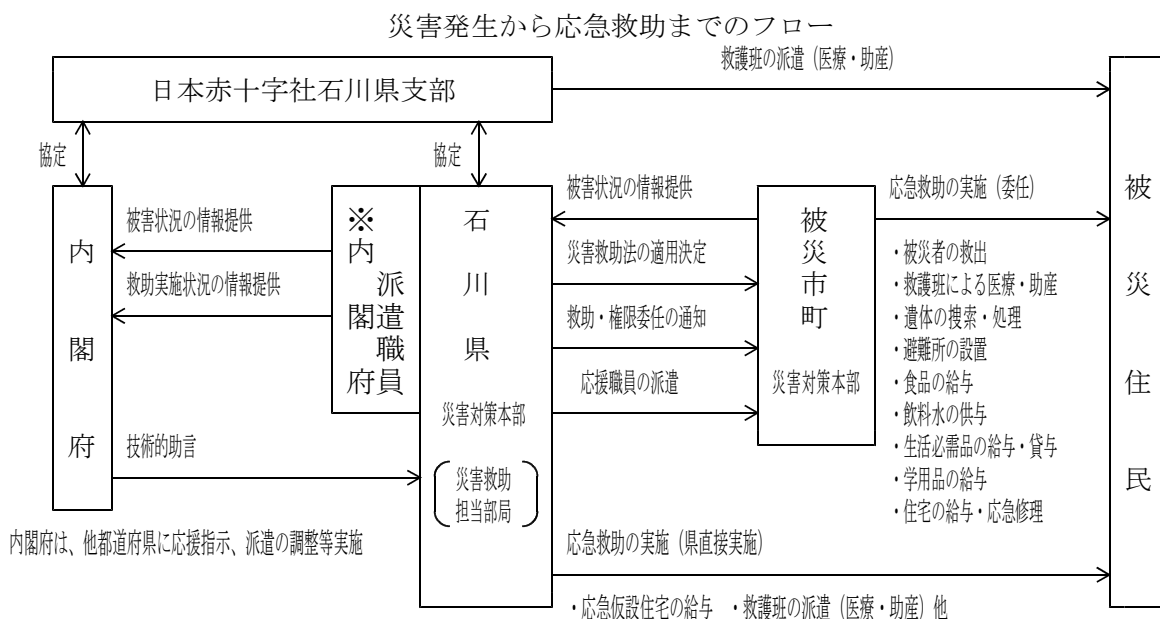
- (1) 市町長は、市町の区域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。(災害救助法施行細則第1条)
- (2) 知事は、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について当該市町村長及び関係機関に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

### 4 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準による。  
但し、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。(令第3条第2項)

### 5 災害救助法に基づく救助の実施

- (1) 県は、災害の状態によりいずれの救助項目を適用するかを速やかに判断して、救助方針をたて、適切かつ効果的な救助を行う。
- (2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、3から8まで及び10から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市町長が行うこととする。  
この場合においては、市町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。  
(令第17条第1項)
- (3) 知事は、前項(2)の通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。  
(令第17条第2項)
- (4) 知事は、「災害救助法による医療及び助産救助の委託協定書(昭和31年7月16日)」による救助が必要と認めた場合、日本赤十字社石川県支部に対して必要事項を要請する。



※災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整に当たる。

### 6 従事命令等

知事は、救助を行うため特に必要があると認めるときは、災害救助法第7条、第8条及び第9条の定めるところにより、従事命令又は協力命令若しくは保管命令を発することができる。

### 7 災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、通常市町が実施し、災害救助法による救助に準じてあらかじめ市町地域防災計画に定めておく。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について

平成31年4月1日現在

| 番号 | 救助の種類                | 対 象                                                                        | 費用の限度額                                                                                                                                |   | 期 間             |               |        | 備 考                                                                                                                                         |        |               |
|----|----------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|-----------------|---------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------|
| 1  | 避難所の設置               | 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者                                                  | (基本額)<br>避難所設置費<br>1人 1日当たり<br>3 2 0円以内<br>(加算額)<br>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。                 |   | 災害発生の日から7日以内    |               |        | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。<br>2 避難に当たっての輸送費は別途計上                                   |        |               |
| 2  | 応急仮設住宅の供与            | 住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者                          | 1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定<br>2 限度額 1戸当たり5,610,000円以内<br>3 建設型仮設住宅を同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 |   | 災害発生の日から20日以内着工 |               |        | 1 平均1戸当たり5,610,000円以内であればよい。<br>2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。<br>3 供与期間 最高2年以内<br>4 借上型仮設住宅の場合は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。 |        |               |
| 3  | 炊き出しその他による食品の給与      | 1 避難所に収容された者<br>2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者                             | 1人1日当たり<br>1,140円以内                                                                                                                   |   | 災害発生の日から7日以内    |               |        | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。<br>(1食は1/3日)                                                                                           |        |               |
| 4  | 飲料水の供給               | 現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)                                       | 当該地域における通常の実費                                                                                                                         |   | 災害発生の日から7日以内    |               |        | 輸送費、人件費は別途計上                                                                                                                                |        |               |
| 5  | 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者         | 1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。<br>2 下記金額の範囲内                                                                              |   | 災害発生の日から10日以内   |               |        | 1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額<br>2 現物給付に限ること。                                                                                                         |        |               |
|    |                      |                                                                            | 区 分                                                                                                                                   |   | 1人世帯            | 2人世帯          | 3人世帯   | 4人世帯                                                                                                                                        | 5人世帯   | 6人以上1人増すごとに加算 |
|    |                      |                                                                            | 全壊<br>全焼<br>流失                                                                                                                        | 夏 | 18,500          | 23,800        | 35,100 | 42,000                                                                                                                                      | 53,200 | 7,800         |
|    |                      |                                                                            |                                                                                                                                       | 冬 | 30,600          | 39,700        | 55,200 | 64,500                                                                                                                                      | 81,200 | 11,200        |
|    |                      |                                                                            | 半壊<br>半焼<br>床上浸水                                                                                                                      | 夏 | 6,000           | 8,100         | 12,200 | 14,800                                                                                                                                      | 18,700 | 2,600         |
|    |                      |                                                                            |                                                                                                                                       | 冬 | 9,800           | 12,800        | 18,100 | 21,500                                                                                                                                      | 27,100 | 3,500         |
| 6  | 医 療                  | 医療の途を失った者(応急的処置)                                                           | 1 救護班<br>使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費<br>2 病院又は診療所<br>国民健康保険診療報酬の額以内<br>3 施術者<br>協定料金の額以内                                                   |   |                 | 災害発生の日から14日以内 |        | 患者等の移送費は、別途計上                                                                                                                               |        |               |
| 7  | 助 産                  | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者) | 1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費<br>2 助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額                                                                              |   |                 | 分べんした日から7日以内  |        | 妊婦等の移送費は、別途計上                                                                                                                               |        |               |

| 番号 | 救助の種類         | 対 象                                                                                     | 費用の限度額                                                                                                                                      | 期 間                                    | 備 考                                                                                   |
|----|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 8  | 被災者の救出        | 1 現に生命、身体が危険な状態にある者<br>2 生死不明な状態にある者                                                    | 当該地域における通常の実費                                                                                                                               | 災害発生の日から3日以内                           | 1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。<br>2 輸送費、人件費は、別途計上                             |
| 9  | 被災した住宅の応急修理   | 1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者<br>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者        | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分<br>1世帯当たり<br>584,000円以内                                                                                           | 災害発生の日から1か月以内                          |                                                                                       |
| 10 | 学用品の給与        | 住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒         | 1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費<br>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内<br>小学生児童 4,400円<br>中学生生徒 4,700円<br>高等学校等生徒 5,100円 | 災害発生の日から（教科書）1か月以内<br>（文房具及び通学用品）15日以内 | 1 備蓄物資は評価額<br>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。                                                |
| 11 | 埋 葬           | 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給                                                           | 1 体当たり<br>大人（12歳以上）<br>211,300円以内<br>小人（12歳未満）<br>168,900円以内                                                                                | 災害発生の日から10日以内                          | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。                                                             |
| 12 | 死体の搜索         | 行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者                                                  | 当該地域における通常の実費                                                                                                                               | 災害発生の日から10日以内                          | 1 輸送費、人件費は、別途計上<br>2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。                                   |
| 13 | 死体の処理         | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。                                                      | （洗浄、消毒等）<br>1体当たり 3,400円以内<br>一時保存<br>┌ 既存建物借上費<br>│ 通常の実費<br>└ 既存建物以外<br>1体当たり<br>5,300円以内<br>検 案 救護班以外は慣行料金                               | 災害の発生の日から10日以内                         | 1 検案は原則として救護班<br>2 輸送費、人件費は、別途計上<br>3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 14 | 障害物の除去        | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者                                | 市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均<br>135,400円以内                                                                                                   | 災害発生の日から10日以内                          |                                                                                       |
| 15 | 輸送費及び賃金職員等雇上費 | 1 被災者の避難に係る支援<br>2 医療及び助産<br>3 被災者の救出<br>4 飲料水の供給<br>5 死体の搜索<br>6 死体の処理<br>7 救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費                                                                                                                               | 救助の実施が認められる期間以内                        |                                                                                       |

|      | 範 囲                         | 費用の限度額                                                                            | 期 間             | 備 考                |
|------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------------|
| 実費弁償 | 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 | 災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める | 救助の実施が認められる期間以内 | 時間外勤務手当及び旅費は別途定める額 |

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 第 19 節 災害警備

警察本部、海上保安部

### 1 基本方針

雪害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、警察及び海上保安部は、県民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕等を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。

### 2 災害警備体制

#### (1) 警備体制

| 警備体制   | 警 備 体 制 の 基 準                           |
|--------|-----------------------------------------|
| 準備警備体制 | 気象情報等により雪害の発生が予想され、かつ発生まで相当の時間的余裕があるとき。 |
| 警戒警備体制 | 雪害により県内に相当の被害発生が予想されるとき。                |
| 非常警備体制 | 大雪、豪雪などで被害の発生が予測されるとき、又は発生したとき。         |

#### (2) 警備本部

##### ア 警察

警備体制の種別に応じて、警察本部及び関係警察署に所要の規模の警備本部等を設置する。

##### イ 海上保安部

災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、警戒警備等の必要な措置を講ずる。

#### (3) 協力体制

災害対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう関係機関との援助協力体制を確保する。

災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定

| 協 定 者 |               | 協定締結日     | T E L        | F A X        |
|-------|---------------|-----------|--------------|--------------|
| 石川県   | (一社) 石川県警備業協会 | H 9. 9. 1 | 076-281-6670 | 076-281-6671 |

#### (4) 災害警備対策

##### ア 災害警報等の通報伝達

災害警報等の伝達は、関係機関と協力して迅速に一般住民へ周知徹底させるように努める。

##### イ 通信の確保

(ア) 通信の途絶が予想される必要地点へ器材及び要員を事前に配備するなど、通信を確保する。

(イ) 他の機関などから非常通信の疎通に関して協力を求められたときは、これに応ずる。

ウ 現場措置等

|                   |                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (ア) 災害情報の収集       | <p>a 被害調査と報告、連絡</p> <p>b その他関連情報の収集</p>                                                                                                                                                                       |
| (イ) 防ぎょ作業への協力     | <p>a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。</p> <p>b 防ぎょ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破堤をめぐり利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。</p>                                                                                      |
| (ウ) 避難等の措置        | <p>a 県民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ、市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。</p> <p>ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。</p> <p>b 避難の勧告、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。</p>   |
| (エ) 犯罪の予防・取締り     | <p>災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。</p> <p>また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</p> |
| (オ) 遺体の検視、見分及び取扱い | <p>a 遺体については、死者検視、見分などの所要の措置をとる。</p> <p>b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調書（死体見分調書）を添えて市町長に引き渡す。</p>                                                                                                             |
| (カ) 行方不明者の搜索      | <p>人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。</p> <p>なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。</p>                                                                                                        |
| (キ) 広報            | <p>流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。</p>                                                                                                                                                           |

## 第20節 行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬

健康福祉部、警察本部、  
海上保安部、市町

### 1 基本方針

雪害時において家屋の倒壊、雪崩などで死亡していると推定される人については、搜索及び収容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

### 2 行方不明者及び遺体の搜索

市町は、行方不明者及び遺体の搜索を警察、海上保安部及び消防の協力を得て実施する。

また、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。

搜索に関しては、関係機関の情報交換、搜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

### 3 遺体の検視（見分）及び処理

市町は、検案、遺体の検視（見分）、搬送、遺体安置所の設置、身元確認、遺留品の整理を警察、医師会、歯科医師会、医療機関等の調整を図り実施する。

#### （1）遺体の検視（見分）

災害の際の死亡者については、次によりそれぞれ検視（見分）を行い、検視調書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条（本籍不明者等の死亡の報告）に該当する場合）及び死体見分調書を作成して、当該遺体を遺族又は市町長に引き渡す。

ア 警察官にあつては、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）又は死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）の規定による。

イ 海上保安官にあつては、海上犯罪捜査規範（昭和26年海上保安庁達第4号）又は、海上保安庁死体取扱規則（昭和45年保警－80号）の規定による。

#### （2）遺体の処理

市町は、医療救護班又は医師の協力により遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理をし、埋葬までの間適切な場所に安置する。

### 4 遺体の埋葬

市町は、身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。

また、身元が判明している遺体の埋葬に当たっては、市町は、火葬許可手続きが速やかに行えるよう配慮する。

#### （1）遺体多数の場合の埋葬方法

被災市町から遺体の火葬について応援の要請があった場合、県は、被災市町における遺体の数、各市町の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、近隣市町に対し迅速的確な連絡を行う。

また、災害時における棺等葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定に基づき葬祭業協同組合等に協力を要請する。

遺体多数により県内で火葬しきれない場合は、他の都道府県や国へ応援要請を行う。

災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定

| 協定者 |                | 協定締結日      |
|-----|----------------|------------|
| 石川県 | 石川県葬祭業協同組合     | H22. 3. 31 |
|     | 全国霊柩自動車協会石川県支部 | H22. 3. 31 |

#### （2）火葬許可証の発行

迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可証を発行する。

#### （3）埋葬に関する相談

遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じて遺体安置所等に相談窓口を設置する。

### 5 安否確認

市町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。

また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。  
なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

## 6 警察の措置

### (1) 身元不明者に対する措置

警察は、知事又は市町長と緊密に連携し、県、市町の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。

また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市町、指定公共機関等と密接に連携する。

### (2) 遺体の搜索及び収容に対する協力

警察は、災害時において救助活動、遺体及び行方不明者の搜索、又は遺体の搬送、収容活動等を関係機関と協力して行う。

## 7 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

## 第 2 1 節 飲料水・食料の供給

生活環境部、農林水産部、農林水産省生産局、  
北陸農政局、市町

### 1 基本方針

県及び市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、飲料水・食料を調達し、供給を実施する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

### 2 実施体制

(1) 県は、被災住民に給与する食料及び市町の要請を受けて必要となる飲料水や食料の広域的な調達及び供給を行うための支援を行う。

(2) 市町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて飲料水・食料の確保状況等の情報を提供するとともに、応急給水・炊出し等で飲料水・給食の供給を実施する。

なお、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する飲料水・食料の配布にも努める。

### 3 飲料水の確保

市町（水道事業者）は、凍結等により上水道施設の被害が発生した場合、情報収集、連絡及び施設の復旧並びに応急給水等を実施する。

また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

(1) 動員及び給水用資機材の確保

ア 動員計画に基づき作業者や技術者を速やかに動員配置する。

イ 給水車、ポリタンク等給水用資機材を配備する。

ウ 水道工事等関係業者に復旧及び応急給水に必要な人員及び資機材の協力要請を行う。

エ 被災状況に応じて動員及び資機材の配備を行う。

オ 動員及び資機材が不足する場合は、県に要請し、応援を求める。

(2) 情報の収集、連絡

水道施設の被害状況の把握等については、正確かつ迅速に収集伝達する。

### 4 主食の供給

(1) 災害救助用米穀の確保

ア 米穀の引渡し要請

県及び市町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省生産局に引渡し要請を行う。

イ 受託事業体への引渡し指示

農林水産省生産局は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。  
災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先

| 連 絡 先               | TEL          | FAX          |
|---------------------|--------------|--------------|
| 農林水産省生産局政策統括官付貿易業務課 | 03-6744-1354 | 03-6744-1390 |

(2) 県の備蓄食料の提供

県は、市町から要請のあった場合、保有する備蓄食料を提供する。

(3) おにぎり・パン等の供給

県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、被災者等におにぎり等を供給するため、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から供給あっせんを行う。この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

### 5 副食及び調味料の確保

(1) 県は、市町から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、可能な限りこれを調達する。

また、県は、市町の要請に基づいて、関係機関に必要な措置をとり、被災地への輸送の手配を行う。

(2) 市町はあらかじめ供給協定を締結した製造業者等から調達し、被災者へ供給する。

(3) 県及び市町は、食料等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。

- ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。
- イ 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。
- ウ 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

## 6 共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

## 7 1週間以内に緊急輸送すべき物資

| 物資名                    | 県内1日消費量       | 県内貯蔵能力     | 運送方法            | 生産地又は出荷地                    |
|------------------------|---------------|------------|-----------------|-----------------------------|
| 生鮮野菜                   | 281 t         | 1,050 t    | 航空機、貨車、トラック     | 県内、関西、関東、四国、中京、九州、北海道       |
| 生鮮魚類                   | 72 t          | 52,574 t   | 航空機、貨車、トラック     | 中京、関西、中国、四国、九州、東北、北海道       |
| 米                      | 210 t         | 23,000 t   | トラック            | 県内                          |
| 牛 肉                    | 12 t          | 120 t      | トラック            | 県内、富山、新潟、群馬、北海道、岐阜          |
| 豚 肉                    | 6 t           | 135 t      | トラック            | 県内、福井                       |
| 鶏 肉                    | 4 t           | 120 t      | トラック            | 県内、富山、福井                    |
| 鶏 卵                    | 65 t          | 120 t      | トラック            | 県内、福井、富山、長野                 |
| 原 乳<br>(市販乳)           | 121 t         | — t        | トラック<br>ミルクローリー | 県内、福井、宮城、新潟、北海道、岐阜、富山、群馬、青森 |
| 小 麦 粉                  | 70 t          | 300 t      | 貨 車<br>トラック     | 愛知                          |
| イースト                   | 750 t         | 3,000 t    | トラック<br>貨 車     | 兵庫                          |
| 砂 糖                    | 50 t          | 200 t      | トラック            | 大阪、兵庫、名古屋、東京                |
| LPガス<br>(一般用)<br>(工業用) | 209 t<br>54 t | 73,480 t   | タンカー<br>タンクローリー | 国外、中国、中京                    |
| 石 油 類                  | 5,886 kl      | 203,702 kl | タンカー<br>タンクローリー | 富山、中国                       |
| 飼 料                    | 400 t         | 4,000 t    | トラック<br>貨 車     | 中京、関西、富山                    |

## 8 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

## 第２２節 生活必需品の供給

生活環境部、危機管理監室、市町、  
石川県石油販売協会、防災関係機関

### 1 基本方針

県及び市町は、被災者に対して衣料、燃料等の生活必需品を調達し、供給を実施する。

### 2 実施体制

市町長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。

被災市町自ら対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等の応援を得て実施する。

また、雪害時において、交通渋滞による車両の燃料切れ等が発生し、又は発生するおそれがある場合、燃料補給や石油販売店の営業時間外の営業等を要請する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

### 3 生活必需品等の確保

#### (1) 必要量の把握

ア 県及び市町は、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

ウ 県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。

#### (2) 情報の提供

県及び市町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。

生活必需品の確保に関する協定

| 協 定 者       |                   | 協定締結日      | T E L        | F A X        |
|-------------|-------------------|------------|--------------|--------------|
| 石<br>川<br>県 | (協)金沢問屋センター       | H14. 3. 19 | 076-237-8585 | 076-237-5240 |
|             | (社)石川県食品協会        | H14. 3. 20 | 076-268-2400 | 076-268-6082 |
|             | (株)ジャコム石川         | H14. 3. 20 | 076-267-8621 | 076-267-8609 |
|             | マザー寝具リース(株)       | H14. 3. 20 | 076-231-2001 | 076-264-4688 |
|             | 野々市農協             | H14. 3. 20 | 076-248-2171 | 076-248-9102 |
|             | 石川県パン(協)          | H14. 3. 26 | 076-256-3166 | 076-256-3166 |
|             | 石川県生協連            | H14. 3. 27 | 076-259-5962 | 076-256-5963 |
|             | (株)マルエー           | H14. 4. 1  | 076-272-0152 | 076-273-3555 |
|             | (株)鍛冶商店           | H14. 4. 1  | 076-288-3855 | 076-289-3093 |
|             | NPO法人コメリ災害対策センター  | H14. 4. 5  | 025-371-4185 | 025-371-4151 |
|             | 山成商事(株)           | H14. 4. 5  | 0767-53-2727 | 0767-52-6254 |
|             | D C Mカーマ(株)       | H14. 4. 5  | 0761-23-0520 | 0761-23-0525 |
|             | (株)大丸             | H14. 4. 10 | 0768-82-1155 | 0768-82-6277 |
|             | (株)いろは            | H14. 4. 10 | 0768-52-0033 | 0768-52-3166 |
|             | (株)ニュー三久          | H14. 4. 18 | 076-232-1051 | 076-232-1056 |
|             | (株)三崎ストアー         | H14. 4. 23 | 076-258-0007 | 076-258-1778 |
|             | (有)スーパーしんや        | H14. 5. 1  | 0768-74-0305 | 0768-74-0353 |
|             | (株)ナルックス          | H14. 5. 2  | 076-252-1557 | 076-252-7547 |
|             | (株)安達             | H14. 5. 11 | 0767-22-1133 | 0767-22-7266 |
|             | (株)中島ストアー         | H14. 5. 20 | 0767-53-0988 | 0767-53-0953 |
|             | ダイヤモンド商事(株)       | H14. 5. 22 | 076-232-0341 | 076-232-0346 |
|             | (株)角田商店           | H14. 5. 24 | 0768-62-0032 | 0768-62-3399 |
|             | アルビス(株)           | H14. 7. 12 | 0766-56-7200 | 0766-56-7520 |
|             | (株)ファミリーマート       | H19. 6. 25 | 03-3989-7658 | 03-3989-7241 |
|             | (株)ローソン           | H19. 7. 24 | 03-5435-1594 | 03-5759-6944 |
|             | 北陸コカ・コーラ(株)       | H19. 9. 12 | 076-277-1155 | 076-277-0990 |
|             | (株)平和堂            | H20. 10. 1 | 0749-26-9610 | 0749-23-3118 |
|             | ユニー(株)            | H20. 10. 1 | 076-235-3511 | 076-235-3519 |
|             | (株)P L A N T      | H20. 10. 1 | 0776-72-0300 | 0776-72-2652 |
|             | (株)クスリのアオキ        | H20. 10. 1 | 076-274-1111 | 076-274-6114 |
|             | (株)コメヤ薬局          | H20. 10. 1 | 076-273-9900 | 076-273-9902 |
|             | (株)示野薬局           | H20. 10. 1 | 076-253-9595 | 076-253-9598 |
|             | ゲンキー(株)           | H20. 10. 1 | 0776-67-5240 | 0776-67-5241 |
|             | イオンリテール(株)        | H24. 3. 30 | 06-6457-6111 | 06-6457-6200 |
|             | マックスバリュ北陸(株)      | H24. 3. 30 | 076-267-7810 | 076-266-2030 |
|             | (株)セブン・イレブン・ジャパン  | H25. 12. 5 | 076-237-0615 | 076-237-0661 |
|             | コストホールセールジャパン(株)  | H28. 3. 25 | 076-275-8555 | 076-275-8580 |
|             | (株)ハローホールディングス    | H28. 3. 25 | 0572-60-0869 | 0574-60-0689 |
|             | 大塚製薬(株)名古屋支店金沢出張所 | H28. 3. 25 | 076-223-2366 | 076-263-0403 |

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定

| 協定者 |             | 協定締結日     | T E L        | F A X        |
|-----|-------------|-----------|--------------|--------------|
| 石川県 | 石川県石油販売協同組合 | H26. 6. 2 | 076-256-5330 | 076-238-3330 |

災害時における緊急用L P ガスの供給等に関する協定

| 協定者 |                 | 協定締結日     | T E L        | F A X        |
|-----|-----------------|-----------|--------------|--------------|
| 石川県 | (一社)石川県エルピーガス協会 | H26. 6. 2 | 076-254-0634 | 076-254-0644 |

#### 4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営

- （１）県及び市町は、緊急輸送道路ネットワーク、空港、港湾等との接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮して物資の輸送拠点を決定する。  
なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置箇所数を決定する。
- （２）県は広域物資輸送拠点を、市町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。
- （３）県、市町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点間の情報連絡手段の確保及び輸送体制を確保する。

#### 5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第１８節「災害救助法の適用」による。

### 1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、雪害により、精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

### 2 実施体制

#### (1) 県

- ① 必要に応じ、市町と協議して被災地域に精神保健医療活動拠点を設置し、精神保健医療対策を実施する。
- ② 必要に応じ、精神科医療機関等の協力を得て、災害時精神保健医療活動（こころのケア）が円滑に行われるよう調整を行うとともに、災害時精神科医療体制（緊急入院先の確保など）の調整も行う。
- ③ 精神保健医療対策を要する被災地住民等が多数に及ぶ場合には、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（D P A T）の活動要領」を踏まえながら、国及び都道府県等の協力を得て実施する。

#### (2) 市町

- ① 市町は、避難所に精神科救護所を設置する。
- ② 県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、市町は円滑に実施できるよう協力する。

### 3 精神保健医療班（こころのケアチーム）派遣体制

県は、必要に応じて、県内精神科医療機関の協力の下、精神保健医療班（精神科医、看護師、精神保健福祉士等）を編成し、被災地へ派遣する。

### 4 精神保健医療班活動

#### (1) 支援対象者の早期把握と適切な支援の提供

精神保健医療班は、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。

#### (2) 被災児童に対する精神相談の実施

被災により精神的に不安定になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神的不調の早期治療や不安の軽減を図るとともに、その保護者に対する指導を行う。

#### (3) 被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施

高齢者や障害者は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支え合いの体制とも連携し、精神相談を実施する。

### 5 精神保健医療活動情報の提供

県は、被災地の精神保健活動状況を取りまとめて、県内の関係機関、国及び他の都道府県等にその情報を提供する。

## 第24節 防疫、保健衛生活動

健康福祉部、市町

### 1 基本方針

雪害時においては、水道の断水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

### 2 実施体制

#### (1) 市町

ア 市町は、防疫班（衛生技術者、事務職員）を編成する。

防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。

イ 市町は、防疫活動の状況を県に報告する。

ウ 市町は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。

エ 市町は、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。

オ 避難生活が長引く場合、市町は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

#### (2) 県

ア 県は、市町から要請があったときは、防疫、保健衛生関係職員を派遣するなどの協力をする。

イ 防疫、保健衛生活動に関して、県のみでは十分にできないと認める場合には、他の都道府県等や国の協力を得て実施する。

ウ 雪害により防疫、保健衛生活動を必要とするときは、県は被災地の状況に応じて検病調査班（医師、保健師、臨床検査技師、事務職員）及び食品衛生指導班（食品衛生監視員、事務職員等）を編成する。

##### (ア) 検病調査班の業務

a 検病調査

b 防疫指導

##### (イ) 食品衛生指導班の業務

a 被災者に提供される食品の衛生指導

b 被災者への食品衛生知識の啓発

c 井戸水等の衛生監視

エ 県は、被災地へ保健師等を派遣し、市町が行う防疫・保健衛生活動に協力するとともに、必要な調整を行う。

オ 県は、市町が生活環境の衛生対策を実施する際に必要な調整を行う。

カ 県は、市町から要請があったとき、又は必要と認めるときは、公共建築物の清掃・消毒等環境衛生の応急的措置について、次の協定により協力を要請する。

#### 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定

| 協 定 者 |                    | 協定締結日      | T E L        | F A X        |
|-------|--------------------|------------|--------------|--------------|
| 石川県   | (一社) 石川県ビルメンテナンス協会 | H22. 7. 20 | 076-214-6205 | 076-214-6206 |

#### 災害時の応援業務に関する協定

| 協 定 者 |          | 協定締結日      | T E L        | F A X        |
|-------|----------|------------|--------------|--------------|
| 石川県   | 石川県塗装工業会 | H30. 5. 29 | 076-242-4368 | 076-242-2984 |

#### (3) 連携体制

防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。

### 3 避難所の防疫措置

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の指導・調整のもとに、市町は必要な防疫・保健衛生活動を実施する。

- (1) 市町  
避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、仮設トイレ等の消毒を行う。
- (2) 県
  - ア 避難者に対して検病検査を実施する。また、検便などによる健康診断を行う必要が生じたときは、適切な処置をとる。
  - イ 避難者へ提供される給食については、調理、配膳時の衛生保持及び残廃物の衛生的処理に十分注意するよう指導する。

#### 4 防疫用資材の備蓄、調達

- (1) 市町  
防疫用資材の備蓄に努める。  
防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、卸売者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。
- (2) 県  
市町から要請があったときは、防疫用資材の調達又はあつせんを行う。
- (3) 防疫用資材の内容  
クレゾール、逆性石けん、オルソ剤、フェノール（石炭酸）、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等

#### 5 感染症患者発生時の対応

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症患者の発生時は、別に定める健康危機管理マニュアル「感染症対応マニュアル」により県が医療機関等と連携を強化し、迅速かつ的確な対応を図る。

#### 6 ペット動物の保護対策

- (1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育  
県は、避難所を設置する市町、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
- (2) ペット動物の保護  
県は、市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。  
また、広域的な観点から市町における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。

#### 7 特定動物の逸走対策

県は、災害発生時には、飼養者に特定動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。  
また、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために飼養者、市町、警察その他関係機関、動物関係団体等と連絡調整を図るとともに、必要な措置を講ずる。

### 1 基本方針

雪害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、県及び市町は、関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティアに関する被災地のニーズの把握やボランティアの募集及び受入に努めるとともに、ボランティア活動拠点の確保など、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

### 2 ボランティアの受け入れ

#### (1) 災害対策ボランティア本部の設置

県が災害対策本部を設置したときは、県民ボランティアセンターは、被害の規模、被災地の状況等に対応した適切なボランティアの配置、安全の確保及び効果的な活動ができるように、ボランティア受入れのための総合調整を行う災害対策ボランティア本部(以下「ボランティア本部」という。)を設置する。

ボランティア本部の構成員は、県民ボランティアセンター、県社会福祉協議会の各職員及び日本赤十字社石川県支部の職員(防災ボランティアリーダー等を含む)とし、状況に応じてボランティア団体の代表者を加える。

#### (2) ボランティア現地本部の設置

ボランティア本部が設置されたときは、被災地の市町及び市町社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、ボランティア現地本部を設置する。

また、県及び市町、社会福祉協議会は連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるように努める。

#### (3) ボランティアとの連携・協働

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

#### (4) 災害ボランティアコーディネーターの派遣

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県、市町及び日本赤十字社等は、調整して災害ボランティアコーディネーターを派遣する。

### 3 ボランティア本部の機能

#### (1) 情報収集及び情報提供

ボランティア本部は、災害対策本部及びボランティア現地本部と連携し、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者ニーズの有無等の情報を絶えず把握し、マスメディアやインターネット等を用いて発信するとともに、関係機関に情報を提供する。

また、ボランティア申出者の照会に対して的確に情報を提供する。

#### (2) ボランティアの募集及び誘導

災害対策本部又はボランティア現地本部から次のような業務の支援要請があったときは、県、市町及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアに活動依頼をするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行うなど、県及び市町の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図る。

ア アマチュア無線通信業務(危機管理部局)

イ 傷病人の応急手当等医療看護業務(健康福祉部局)

ウ 被災宅地の危険度判定業務(土木部局)

エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務(県民文化部局等)

オ 通訳業務(観光部局)

カ その他専門的な技術、知識を要する業務(県民文化部局等)

キ その他の業務(県民文化部局等)

#### (3) ボランティア活動保険の加入

ボランティア現地本部が作成したボランティア活動者リストに基づき、ボランティア活動保険加入者を集約し、加入手続きを行う。

#### (4) ボランティア支援物資の提供

ボランティア現地本部から、県民ボランティアセンターが備蓄しているボランティア支援物資の提供の要請があったときは、速やかに対応する。

### 4 ボランティア現地本部の機能

#### (1) 状況把握、状況報告等

現地災害対策本部及び関係機関、団体等との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者ニーズの有無等の情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、ボランティア本部に報告する。

- (2) ボランティアの受入れ  
ボランティア申し出者を受付けし、活動地域、活動内容、活動日数、資格、ボランティア活動保険加入の有無等を確認するとともに、活動者リストを作成し、ボランティア本部に報告する。
- (3) ボランティア派遣依頼の受付け及び相談  
被災住民等からのボランティアの派遣依頼の受付窓口として、受付けや相談に応ずる。
- (4) ボランティアのコーディネート  
被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。  
その際、県、市町及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。
- (5) ボランティア団体との連絡調整  
地元ボランティア団体と他地域のボランティア団体及び行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を確保する。
- (6) ボランティアの健康管理・安全対策  
ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。
- (7) 継続的なボランティア活動の支援  
被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。

## 5 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

県及び市町は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

## 6 協力体制

県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、次の協定により協力を要請する。

災害ボランティア活動への支援に関する協定

| 協定者 |                      | 協定締結日      | TEL          | FAX          |
|-----|----------------------|------------|--------------|--------------|
| 石川県 | (一財) 石川ライオンズ<br>奉仕財団 | H28. 10. 5 | 076-264-8265 | 076-264-8043 |

## 第26節 雪、し尿、生活ごみ、がれき 及び産業廃棄物の処理

生活環境部、土木部、市町、事業主

### 1 基本方針

被災地におけるし尿、生活ごみ（粗大ごみも含む。）及びがれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集及び処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図る。

### 2 実施体制

#### (1) 被災地の清掃

災害時における被災地の清掃は、原則として市町長が実施するが、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が市町長の指示により実施する。

#### (2) 県等の応援

ア 被災市町の被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して県及び近隣市町の応援を求めて実施する。

県は、被災市町からの応援要請内容等に基づき、災害廃棄物等の処理に関する支援活動について国、県外自治体、近隣市町との調整を行う。

イ 市町は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。

また、近隣市町及び廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備しておく。

### 3 被災地の状況把握

市町は、発災直後から次の被災状況について情報収集を行い、県に連絡する。県は、これらの情報を国に連絡する。

- 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況
- 避難所箇所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集・処理方法
- 生活ごみの発生見込み量及び処理方法
- 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

### 4 雪処理

県及び市町は、雪害の規模に応じ、適切な雪捨て場等を確保し、県民等に周知する。

### 5 し尿処理

(1) 県は、市町におけるし尿処理の実態を常に把握し、その対策が迅速かつ能率的に実施されるよう指導する。

(2) 豪雪地帯の市町は、地域住民に対し便槽の改良及び事前くみ取りの措置について指導徹底を図る。

(3) し尿の消毒剤としては、石灰又はか製石灰末を使用することとし、か製石灰末の入手困難な場合に限ってクレゾール水を使用する。なお、消毒剤の使用に当たっては、県に事前協議を行うものとし、消毒薬剤の確保が困難な場合は、県が需要発生都度、緊急輸送の手配を行う。

### 6 ごみ処理

市町長は、豪雪時におけるごみ処理対策として「ポリ袋」の利用や、ごみ収集に当たっての積換場所（中継所）の設定等、その衛生的処理の徹底が期されるよう措置する。

### 7 がれき等の処理

市町は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき等については、危険なもの、交通の支障になるものを優先的に撤去する。

### 8 産業廃棄物処理

事業者は、産業廃棄物の適正処理に努めるとともに、産業廃棄物の保管が環境保全等に重大な影響を与えるおそれがある場合は、県は、産業廃棄物処理業者の斡旋を行う。

## 第 2 7 節 住宅の応急対策

土木部、市町

### 1 基本方針

市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、必要に応じて、住宅事業所の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、市町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

### 2 実施体制

- (1) 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、市町長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

- (2) 当該市町のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。

災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定

| 協 定 者 |              | 協定締結日      | T E L        | F A X        |
|-------|--------------|------------|--------------|--------------|
| 石川県   | (一社)プレハブ建築協会 | H 7. 3. 24 | 03-5280-3121 | 03-5280-3127 |

災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する基本協定

| 協 定 者 |                       | 協定締結日     | T E L        | F A X        |
|-------|-----------------------|-----------|--------------|--------------|
| 石川県   | (独)住宅金融支援機構<br>(北陸支店) | H27. 4. 1 | 076-233-4254 | 076-232-1898 |

災害時における民間賃貸住宅等の提供等に関する協定

| 協 定 者 |                    | 協定締結日                        | T E L        | F A X        |
|-------|--------------------|------------------------------|--------------|--------------|
| 石川県   | (公社)石川県宅地建物取引業協会   | H18. 12. 27<br>(H27. 4. 6改正) | 076-291-2255 | 076-291-1118 |
|       | (公社)全日本不動産協会       | H21. 10. 1<br>(H27. 4. 6改正)  | 076-280-6223 | 076-280-6224 |
|       | 石川県本部              |                              |              |              |
|       | (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会 | H27. 4. 6                    | 03-3510-0088 | 03-3510-0089 |

### 3 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第 1 8 節「災害救助法の適用」による。

### 4 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。

ただし、災害発生直後における住民の対策については、本章第 1 3 節「避難誘導等」の定めるところによる。

| 対 策 種 別 及 び 順 位 |                              |                                               | 内 容                                                  |
|-----------------|------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 住 宅 の 確 保       | 1<br>自 力 確 保                 | (1) 自費建設                                      | 被災者世帯の自力（自費）で建設する。                                   |
|                 |                              | (2) 既存建物の改造                                   | 被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。                       |
|                 |                              | (3) 借用                                        | 一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。                       |
|                 | 2<br>既 存 公 営 等 施 設 入 所       | (1) 公営住宅等入居                                   | 既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ                             |
|                 |                              | (2) 社会福祉施設への入居                                | 県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設への入所要件該当者の優先入所         |
|                 | 3<br>公 庫 資 金 融 資             | ・災害復興住宅建設補修資金<br>・一般個人住宅災害特別貸付<br>・地すべり関連住宅貸付 | 自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融公庫から融資を受けて建設する。            |
|                 | 4<br>公 営 住 宅 建 設             | (1) 災害公営住宅の整備                                 | 災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。                            |
| (2) 一般公営住宅の建設   |                              | 一般公営住宅を建設する。                                  |                                                      |
| 住 宅 の 修 繕       | 5                            | 災害救助法による仮設住宅建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）            | 災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）する。        |
|                 | 1<br>2<br>自 費 修 繕<br>資 金 融 資 | 1 自費修繕                                        | 被災者が自力（自費）で修繕する。                                     |
|                 |                              | (1) 公庫資金融資                                    | 自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融公庫が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。 |
| 障 害 物 の 除 去 等   | (2) 2<br>その他公費融資             | (2) その他公費融資                                   | 低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。                   |
|                 | 3                            | 災害救助法による応急修理                                  | 生活能力の低い世帯のために県（委託したときは市町）が応急的に補修する。                  |
|                 | 1<br>2<br>3                  | 1 自費除去                                        | 被災者が自力（自費）で除去する。                                     |
| 2 除去費等の融資       |                              | 自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。     |                                                      |
| 3 災害救助法による除去    |                              | 生活能力の低い世帯のために県又は市町が除去する。                      |                                                      |

- (注) ① 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- ② 「住宅の確保」のうち、3の融資、4及び5の建設は、住宅の全焼、全壊及び流出した世帯を対象とする。
- ③ 「住宅の修繕」のうち2の（1）の融資及び3の修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。
- ④ 「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

## 第28節 ライフライン施設の応急対策

北陸電力、NTT西日本、ガス事業者、生活環境部、土木部、市町上下水道事業者

### 1 基本方針

電力施設、通信施設、都市ガス施設、水道施設、下水道施設のライフライン施設は、近年、住民の依存度が著しく高まっている。

雪害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

### 2 電力施設

北陸電力株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。

#### (1) 災害対策本部及び支部の設置

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

#### (2) 情報の収集・伝達

災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等、情報の収集伝達を行う。

また、電気事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

#### (3) 電気の保安

雪害時において危険があると認められる時は、直ちに当該範囲に対して送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対して適切な危険予備措置を講ずる。

#### (4) 広報活動

電気災害の未然防止及び拡大を防止するため、住民に対し災害の状況、復旧活動の状況及び公衆感電事故防止PRを主体とした広報活動を広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

#### (5) 県、市町及び防災関係機関との協調

被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、市町及び防災関係機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。

#### (6) 災害復旧の順位

各施設の復旧に当たっては、原則として人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる公共機関等を優先する。

また、応急工事終了後、通電再開に当たっては、ショート、ガス漏れ等による二次災害を防止するため、その安全を確認の上行う。

#### (7) 応援協力体制

自社の電力の供給が不足又は応急復旧が困難な場合は、他の電気事業者に対し、電力の融通を受け、復旧資機材の融通及び要員の応援等協力を求める。

#### (8) その他、上記以外の事項については、北陸電力株式会社防災業務計画の定めるところによる。

### 3 通信施設

NTT西日本は、次の措置を講ずる。

#### (1) 災害対策本部の設置

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

#### (2) 情報の収集・伝達

災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報の収集を行う。

また、通信事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

#### (3) 応急措置

雪害により、通信施設が被災したとき、又は異常ふくそうの発生により、通信の疎通が困難又は途絶するような場合においても、重要な施設の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

- 臨時回線の作成
- 中継順路の変更
- 規制等による疎通確保
- 特設公衆電話の設置
- その他必要な措置

(4) 応急復旧

N T T 西日本関係事業所は、被災した通信設備の応急復旧に当たり、応援計画及び復旧順位等については、N T T 西日本等が定める防災業務計画の定めるところにより、次のとおりとする。

ア 広域災害時における応援計画

広域的な地域において甚大かつ広域的な雪害が発生した場合は、全国的又は北陸地域全体的規模による動員、災害対策用機器の出動資材及び物資等の転用を図る。

イ 復旧順位等

通信設備に災害が発生した場合、N T T 西日本関係事業所は、通信の途絶解消及び重要通信の確保に留意し、災害の状況、通信設備の被害状況に応じて次の復旧順位により復旧を図る。

|          |                                                                             |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| (ア) 第1順位 | 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給に直接関係ある機関 |
| (イ) 第2順位 | ガス・水道の供給に直接関係ある機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社及び第1順位以外の国又は地方公共団体              |
| (ウ) 第3順位 | 第1順位、第2順位に該当しないもの                                                           |

(5) その他、上記以外の事項については、N T T 西日本等が定める防災業務計画の定めによる。

#### 4 ガス施設

ガス施設に被害が生じた場合は、ガス事業者は、ガス施設の被害状況及び周辺住民の避難状況等を把握し、二次災害の発生を防止するために、速やかに応急措置を行う。

(1) 災害対策本部の設置

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 応急処置

あらかじめ定める供給停止の判断基準により、速やかに供給を停止し、二次災害の防止を図る。

(3) 広報活動

災害発生後の時間的経過を踏まえ、発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時において、状況に応じた広報活動を行う。

(4) 資機材の確保

あらかじめ前進基地や資材置場を確保しておくとともに、資機材の円滑な調達のための組織体制、在庫管理体制を整備し、資機材の物量や輸送体制を整備しておく。

(5) 復旧対策

応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して実施する。

(6) 応援体制

大規模な雪害により、事業者単独で復旧が困難な場合は、他事業者の応援を求める。

(7) 早期供給

ガス事業者は、使用者の施設及び設備の安全確認を実施し、又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

#### 5 水道施設

水道事業者は、水道に被害が生じた場合は、次の措置を講ずる。

(1) 災害対策本部の設置

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

(2) 情報の収集、伝達

正確な被害等の情報を迅速に収集、伝達し、応急対策を効率よく実施する。

(3) 広報活動

災害発生後の時間的経過を踏まえ、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

- (4) 災害復旧用資機材の整備  
水道被害の状況に対して、迅速に応急措置活動を実施するため、各施設に緊急用資機材の整備に努める。
- (5) 応急復旧  
被災状況に応じて、仮配水施設及び仮管等により応急復旧に努めるとともに、残留塩素の確保等水質管理に十分配慮して復旧する。
- (6) 応援体制  
大規模な雪害により、事業者単独で復旧が困難な場合は、他事業者の応援を求める。

## 6 下水道施設

下水道事業者は、次の措置を講ずる。

- (1) 動員体制の確立  
災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。
- (2) 情報の収集、伝達  
正確な被害等の情報を迅速に収集、伝達し、応急対策を効率よく実施する。
- (3) 被災状況の調査  
人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。  
公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。
- (4) 応急措置  
管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。  
また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。
- (5) 災害復旧用資材の整備  
下水道管渠の被害に対して、迅速に応急措置活動を実施するため各施設に緊急用資機材の備蓄に努める。
- (6) 応急復旧  
被災状況を調査し、仮配管等による応急復旧やバキューム車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。
- (7) 広報活動  
災害発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。
- (8) 応援体制  
被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。
  - 「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」
  - 「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年7月15日）」
  - 「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」

## 第 2 9 節 輸送手段の確保

企画振興部、危機管理監室、商工労働部、自衛隊、海上保安部、市町、J R 西日本、J R 貨物、北陸鉄道、のと鉄道、I R いしかわ鉄道、トラック協会、倉庫協会、防災関係機関

### 1 基本方針

県、市町及び防災関係機関は、雪害時における応急対策を実施するに当たり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員する。また、輸送関係機関等の保有する車両等を調達するほか、他の都道府県等の広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。なお、市町は、人員、物資等の受け入れ体制について、あらかじめ計画を定めておく。

### 2 輸送の対象

緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 食料、飲料水
- (3) 救援用物資
- (4) 災害対策要員
- (5) 災害応急対策用資機材
- (6) その他必要な物資等

### 3 実施機関

- (1) 緊急輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行う。
- (2) 県は、災害応急対策の実施や被災者保護のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関等に対し、運送すべき人、物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な人、物資又は資材の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関等が正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、県は、当該事業者に対し、当該災害応急対策の実施に必要な人、物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。
- (3) 運送事業者である指定公共機関等は、県等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。なお、運送事業者である指定公共機関等は、運送の要請等に対応できるように、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

### 4 要員、物資輸送車両等の確保

#### (1) 鉄道輸送

復旧資材、救助物資等の緊急輸送は、鉄道輸送による場合は、鉄道事業者の関係路線を通じて実施する。

鉄道事業者は、それぞれ災害応急対策責任者の求めに応じて緊急輸送業務を行う。

緊急輸送業務は、一般客貨の輸送に優先して行う。このため、鉄道事業者は、必要に応じて特別列車又は迂回運転など、緊急輸送の円滑な実施のため、臨機の措置を講ずる。

緊急輸送の要請が多数競合して調整困難となったときは、鉄道事業者は、石川県防災会議又はその指定する機関と協議して、県内の災害応急対策が最も円滑に実施されるよう配慮する。

#### (2) 陸路輸送

復旧資材、救助物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。

災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、次の協定により確保するほか、自動車運送業者との契約により、又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。

この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、警察署長が臨時交通規制を行う。

隣接県の道路について、この措置を必要とする場合は、石川県防災会議が当該公安委員会に対して、道路区間及び期間を明示して一般車両の交通の禁止又は制限を要請する。

緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。

災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定書

| 協 定 者 |                | 協定締結日       | T E L        | F A X        |
|-------|----------------|-------------|--------------|--------------|
| 石川県   | (一社) 石川県トラック協会 | H17. 12. 19 | 076-239-2511 | 076-239-2287 |

### (3) 海上輸送

船舶等により緊急輸送を行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約又は船舶等の借上げによって海路による緊急輸送を実施する。

この場合において、契約業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

知事は、特に緊急のため必要があると認めた場合は、海上保安部に対して次の事項を明らかにして巡視船艇の派遣要請を行う。海上保安部は、負傷者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送について、必要に応じて、又は要請に基づき迅速かつ積極的に実施する。

ア 派遣を必要とする理由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を必要とする場所、資機材

エ その他必要な事項

災害時等における海上緊急輸送業務に関する協定書

| 協定者 |                     | 協定締結日      | T E L        | F A X        |
|-----|---------------------|------------|--------------|--------------|
| 石川県 | 石川県漁業協同組合           | H25. 9. 19 | 076-234-8815 | 076-265-5204 |
|     | 北陸信越旅客船協会           | H25. 9. 19 | 025-245-3455 | 025-247-0453 |
|     | 特定非営利活動法人石川県小型船安全協会 | H27. 2. 26 | 076-287-6782 | 076-287-6783 |

### (4) 航空輸送

知事は、交通途絶のため孤立した地域の救援等のため必要があると認めた場合は、航空輸送を実施する。この際、消防防災ヘリコプターを活用するほか、自衛隊及び海上保安部に対して、(3) のアからエまでを明らかにして、航空機の派遣要請を行う。

### (5) 人力等による輸送

車両、船舶等による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送する。

### (6) 緊急・救援輸送に係る物資の一時保管

県は、緊急・救援輸送に係る物資について、次の協定により一時保管場所を確保し、必要に応じ活用する。

災害応急対策用物資の保管等に関する協定書

| 協 定 者 |         | 協定締結日       | T E L        | F A X        |
|-------|---------|-------------|--------------|--------------|
| 石川県   | 石川県倉庫協会 | H17. 12. 19 | 076-248-6681 | 076-248-6783 |

### (7) 緊急・救援輸送に係る物資の輸送・保管管理の専門家派遣要請

県は、災害時等に緊急・救援輸送に係る物資の輸送管理及び保管管理を円滑に進めるため、必要に応じ、協定等に基づき、関係団体に対し、専門家の派遣要請を行う。

## 5 従事命令

知事は、災害応急対策のために必要な資機材等を緊急に輸送する必要がある場合は、災害対策基本法第71条(都道府県知事の従事命令等)の規定により、次の輸送関係者に対して従事命令を発することができる。

(1) 鉄道事業者及びその従業者

(2) 自動車運送業者及びその従業者

(3) 船舶運送事業者及びその従業者

(4) 港湾運送事業者及びその従業者

## 6 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第18節「災害救助法の適用」による。

## 1 基本方針

教育委員会は、降積雪時に、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。

また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

## 2 児童生徒の危害防止対策

(1) 異常気象等の場合、校長の判断により保護者と連絡を密にし、臨時休校、授業の打ち切り、集団登下校の引率等適切な措置をとり、また、通学距離の遠い学校等においては、避難所（休憩所）を指定し、これらとの通信連絡方法をあらかじめ考慮する。

(2) 通学に際しては、特に次の項目に関して、安全指導を徹底する。

ア 交通事故防止

イ 屋根、樹木等から落ちる雪への注意

ウ 除雪車、除雪機械等を使用した除雪現場への立入禁止

(3) 道路、特に橋の安全性の確認に努め、必要によっては、手すり、標識等を付する。

(4) 山間部積雪多量地域の小中学校については、12月1日から3月31日まで冬期間寄宿舎を開設する。

## 3 校舎等の雪害保全対策

(1) 校舎等の構造、経過年数により、相違するが、概ね次の基準により、除雪に万全を期する。

ア 木造建物においては、50cm以上の積雪

イ 鉄骨造で60cm、鉄筋造で1m以上の積雪

ウ 屋内体育館は、屋根の面積が広いので特に留意する。

(2) 校舎等の大雪補強に留意し、特に長期、又は短期間の多量の降雪が予想される場合、雪害に対する保全策は、概ね次により万全を期する。

ア 出入口の底部分は常に除雪する。

イ 雪の側圧をさけるため木造建築にあつては、事前にさしかけ等の措置をとる。

(3) 周辺施設等の確保、保全については、概ね次により万全を期す。

ア 通学道路及び非常時における避難経路並びに消火栓等の除雪に万全を期し、除雪にあつては、事故防止に留意する。

イ 貯水池、水溜、プール等には、柵又は危険標識を設ける。また、積雪時における防火対策に万全を期する。

ウ 積雪酷寒時における室内の換気、採光、照明及び温湿度の管理を適切に行い、環境衛生に万全を期する。

エ 非常事態発生の場合の周知な避難計画をたて、計画に基づき避難訓練を実施する。

## 4 文教施設の応急復旧対策

(1) 被災施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、関係官公署との連絡を密にする。

(2) 県、市町は、被災学校の授業開始のための応急施設整備計画の指導助言を行う。

(3) 社会教育施設等については、災害を受けた後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては施設ごとに再開計画をたて、できるだけ早く開館する。

## 5 応急教育実施の予定施設

- (1) 被害の程度により又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、おおむね次により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

| 災 害 の 程 度                               | 応 急 教 育 実 施 の 予 定 場 所                                                |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 学校の一部の校舎が使用できない(避難所として利用される場合を含む。)程度の場合 | (1) 特別教室、屋内施設等を利用する。<br>(2) 2部授業を実施する。                               |
| 学校の校舎の全部が使用できない(避難所として利用される場合を含む。)場合    | (1) 公民館等公共施設を利用する。<br>(2) 隣接学校の校舎を利用する。                              |
| 県内大部分(広域な範囲)について災害を受けた場合                | 避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。                                            |
| 特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合                | (1) 住民避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する。<br>(2) 応急仮設校舎を建設する。 |

- (2) 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議の上選定し、教職員、住民に対して周知徹底を図るよう指導する。

## 6 応急教育計画

学校の施設が被災したり、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

- (1) 児童生徒、教職員等の被害状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。
- (2) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童生徒及び保護者に周知する。
- (3) 通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択(休校、短縮、分散、移転等)を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。
- (4) 児童生徒が他市町、他県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。
- (5) 公立高等学校入学者選抜の弾力的な運用を行うとともに、私立高校にも同様の要請を行う。
- (6) 被災地域の大学受験生に対する弾力的な取扱いについて要請を行う。
- (7) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、他校からの応援により対応するなど、市町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。

## 7 教材、学用品の調達及び給与方法

災害救助法適用及びその基準外の教材、学用品の調達並びに給与方法については、市町教育委員会及び学校があらかじめ計画を樹立しておく。

なお、災害救助法を適用する場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

## 8 授業料の免除及び育英資金

- (1) 被災生徒の授業料免除

授業料を免除することができる(石川県立高等学校授業料減免規則(昭和54年石川県規則第16号)第2条及び石川県私立高等学校授業料減免補助金交付要綱第2条)。

- (2) 被災生徒の育英資金の貸与

被災により家屋の全壊、半壊及び流失等のために就学に著しい困難を生じた生徒に対しては、必要に応じて石川県育英資金の緊急採用奨学生として育英資金を貸与する。

## 9 給食措置

- (1) 児童生徒の対策

市町等は、被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。県教育委員会は、被害状況に応じて速やかに応急給食を実施するよう指導する。

(2) 物資対策

被災市町は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を経由して県教育委員会に速やかに報告する。県教育委員会は、被害物資量を掌握し、県学校給食会等に対して物資の手配等を指導する。

なお、給食を実施している県立学校にあっては、学校長が直接県教育委員会に報告する。

10 保健衛生

県教育委員会及び市町教育委員会は、健康福祉部局と密接な連絡をとり、本章第29節「防疫、保健衛生活動」に従い適切な応急措置を行う。

(1) 被災教職員、児童生徒の保健管理

雪害が発生したときは、災害情報の収集に努め、感染症発生のおそれがあるときは、健康福祉部局と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して予防教育を行う。

また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を健康福祉部局の協力を得て行う。

(2) 被災学校の環境衛生

災害が発生し、浸水等による被害のあった場合は、健康福祉部局の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

11 教職員の健康管理

応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等からの応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

12 避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、市町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。

また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

13 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることを勘案して、災害発生直後から所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図る。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市町村教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。

その際、県教育委員会又は市町教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生したときには、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

## 第31節 応急金融対策

商工労働部、日本銀行、北陸財務局、  
関係行政機関

### 1 基本方針

雪害時、被災地において、通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、住民の生活の安定を図る。

### 2 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

#### (1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

#### (2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

#### (3) 通貨および金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

### 3 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

#### (1) 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

#### (2) 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

### 4 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

### 5 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

#### (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

#### (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

#### (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分 of 猶予等の特別措置をとること。

#### (4) 損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

#### (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

### 6 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。とくに4. および5で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

## 第3 2節 農林水産物災害応急対策

農林水産部、市町

### 1 基本方針

県及び市町は、雪害から農林水産物被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、農業団体等と連携して、速やかに必要な措置を講ずる。

### 2 農作物対策

農林総合事務所（農業改良普及部）及び市町は、農業協同組合、農業共済組合などの関係団体を通じて、生産者に指導を徹底し、生産の減少防止と被害の軽減を図る。

また、生産者は、被害が発生した場合には、農林総合事務所の指示に従い、適切な対策を講じる。

#### (1) 野菜・花き

ア ビニールハウスやガラス室は、屋根やサイドに雪が積もらないように除雪する。

イ ビニールハウスでは、補強を強化するとともに必要に応じ簡易暖房機などを活用し、融雪を促進する。

ウ ドカ雪等の緊急時にはビニールを切って、ハウスの倒壊を防ぐ。

#### (2) 果樹・花木

ア 園内を巡回し、枝上の雪払いを行うとともに支柱を補強し、枝吊りを行う。

イ 園内除雪が困難な場合、踏圧により積雪深を低くする。特に果樹棚の棚面に積雪が達しないように早めに実施する。

ウ 積雪深が深い場合、融雪時の沈降圧による被害が発生するので以下の対策を講じる。

(ア) 育成中の幼木やりんごわい性樹、低樹高仕立てのいちじく等は、枝の発生位置が低いので、枝裂けを防ぐため、枝の掘上や樹周辺の雪の踏み込み等を行う。

(イ) 積雪が棚面に達した場合、棚周辺の雪を踏み込むとともに、隅柱の掘り起こしを行う。

### 3 畜産対策

家畜保健衛生所、農林総合事務所（農業改良普及部）及び市町は、農業協同組合、農業共済組合及び畜産関係団体を通じて、生産者に指導を徹底し、生産の減少防止と被害の軽減を図る。

#### (1) 牛乳処理

積雪により主要路線以外の輸送が停止した場合は、主要路線まで搬出し輸送に努力する。

#### (2) 畜舎と飼養

畜舎内の採光、換気と保温、ふん尿などの搬出に留意し、粗飼料の給与、畜体の手入れ等健康管理に努める。

### 4 林産対策

原則として降雪時には林地に入らず、融雪を待つ。雪害により折損した林木は、融雪後速やかに伐倒整理する。

椎茸等のフレイム舎は、屋根やサイドに雪が積もらないように除雪するとともに補強を強化する。

また、必要に応じ簡易暖房機などを活用し、融雪を促進する。

### 5 水産対策

#### (1) 水産用施設

水産物荷捌き施設、貯氷・冷蔵施設等の流通施設及び燃料補給施設、漁船保全修理施設等の機能が維持されるよう、早期の融雪及び除雪を行う。

#### (2) 漁船

係留漁船については、その構造等を考慮して早期に除雪する。



## 第4章 復旧・復興計画

| 節                         | 細 節                                                                                                                                                           | 担 当 機 関                                             | ページ                                                                |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 第1節 県民除雪デーの実施             | 1 基本方針<br>2 実施方法                                                                                                                                              | 関係各部局、市町、<br>防災関係機関                                 | 205<br>205                                                         |
| 第2節 公共施設災害の復旧             | 1 基本方針<br>2 実施責任者<br>3 復旧事業の方針<br>4 職員の確保                                                                                                                     | 関係各部局、教育委員<br>会、警察本部、市町、<br>防災関係機関                  | 206<br>206<br>206<br>206                                           |
| 第3節 災害復旧事業に伴う<br>財政援助及び助成 | 1 基本方針<br>2 助成制度<br>3 激甚災害の早期指定<br>4 激甚災害指定の手続き<br>5 激甚災害に係る財政援助措置                                                                                            | 関係各部局、教育委員<br>会、市町、防災関係機<br>関                       | 208<br>208<br>208<br>208<br>209                                    |
| 第4節 災害復旧資金                | 1 基本方針<br>2 県の措置<br>3 北陸財務局の措置<br>4 日本郵便株式会社北陸支社の<br>特例措置                                                                                                     | 総務部、北陸財務局、<br>日本郵便株式会社北陸<br>支社                      | 211<br>211<br>211<br>211                                           |
| 第5節 被災者への支援               | 1 基本方針<br>2 農林漁業制度金融の確保<br>3 中小企業融資の確保<br>4 住宅金融支援機構資金のあっせん<br>5 生活福祉資金の貸付<br>6 母子福祉資金、寡婦福祉資金<br>の貸付<br>7 災害援護資金の貸付<br>8 災害弔慰金の支給<br>9 災害障害見舞金の支給<br>10 制度の周知 | 健康福祉部、危機管理<br>監室、商工労働部、農<br>林水産部、土木部、市<br>町、防災関係機関  | 212<br>212<br>212<br>212<br>213<br>213<br>213<br>213<br>213<br>213 |
| 第6節 被災者生活再建支援制<br>度       | 1 基本方針<br>2 対象となる自然災害<br>3 支援金支給対象世帯<br>4 支援金の支給額<br>5 支援金の支給手続き<br>6 その他                                                                                     | 危機管理監室、市町                                           | 214<br>214<br>214<br>214<br>215<br>215                             |
| 第7節 被災者の生活確保のた<br>めの緊急措置  | 1 基本方針<br>2 被災者台帳の作成<br>3 生活相談<br>4 こころのケア活動の継続<br>5 罹災証明の交付<br>6 被災者に対する職業のあっせ<br>ん<br>7 国税等の徴収猶予及び減免の措置<br>8 公営住宅等の整備<br>9 国有財産の無償借受等                       | 総務部、県民文化スポ<br>ーツ部、健康福祉部、<br>商工労働部、土木部、<br>市町、防災関係機関 | 216<br>216<br>216<br>216<br>216<br>217<br>217<br>217<br>217        |
| 第8節 災害義援金及び義援物<br>資の配分    | 1 基本方針<br>2 義援物資の募集<br>3 義援金及び義援物資の受付<br>4 義援金の配分<br>5 義援金及び義援物資の輸送<br>6 義援物資保管場所                                                                             | 健康福祉部、企画振興<br>部、出納室、日本赤十<br>字社、市町                   | 218<br>218<br>218<br>218<br>218<br>219                             |
| 第9節 復興計画                  | 1 基本方針<br>2 基本方向の決定<br>3 計画的復興の進め方                                                                                                                            | 全部局、市町、防災関<br>係機関                                   | 220<br>220<br>220                                                  |

## 第4章 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び市町が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

### 第1節 県民除雪デーの実施

関係各部局、市町、防災関係機関

#### 1 基本方針

雪害の拡大のおそれなくなった場合において、除排雪を円滑かつ確実に実施するため、祝休日において、県民除雪デーを設け、県民総出で除排雪を実施する。

#### 2 実施方法

県及び市町は、県民除雪デーを設定した場合には、県民及び関係機関に周知し、除排雪が円滑に実施できるよう、各関係機関と調整を図る。

なお、具体的な周知の方法は、第3章第9節「災害広報」により実施する。

## 第2節 公共施設災害の復旧

関係各部局、教育委員会、警察本部、市町、防災関係機関

### 1 基本方針

雪害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者が、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

### 2 実施責任者

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

なお、県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。

### 3 復旧事業の方針

#### (1) 復旧事業実施体制

雪害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため指定地方行政機関、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

#### (2) 災害復旧事業計画の作成

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、県、市町村等は、国の災害査定が速やかに行えるよう努める。

#### (3) 災害緊急調査の実施

広域にわたる大規模災害、又は人身事故発生等の特別な雪害の場合には、国の緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

#### (4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、雪害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果のあがるように関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

#### (5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

#### (6) 暴力団排除活動の徹底

警察本部は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動を徹底するため、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行う。

### 4 職員の確保

被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、それぞれ関係機関に応援を求めて職員の確保を図る。

(1) 県災害復旧事業

被災地所管県出先機関の職員に不足を生ずるときは、被災地外所管県出先機関又は県本庁から所要数の職員を応援派遣する。それでも不足するときは、隣接県をはじめ、国のあつせんによる都道府県の派遣職員で所要数を充足するよう措置する。

(2) 市町災害復旧事業

被災市町において職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町から関係職員の派遣を求めてこれに対処する。この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県があつせん又は調整を行う。

市町相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法第33条（派遣職員に関する資料の提出等）に準じて、市町は職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を市町相互に交換する。

### 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助 及び助成

関係各部局、教育委員会、  
市町、防災関係機関

#### 1 基本方針

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、関係機関は、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。

#### 2 助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく事業
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく事業
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく事業
- (4) 土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事業
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事業
- (7) 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく事業
- (8) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事業
- (9) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業
- (10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく事業

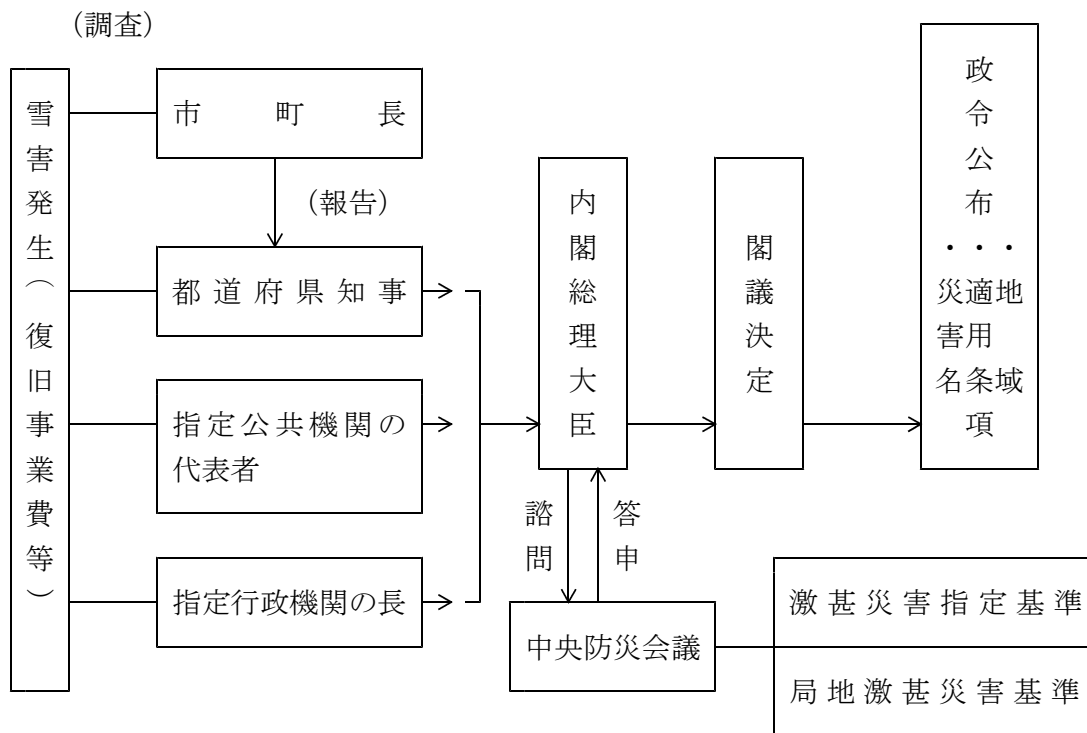
#### 3 激甚災害の早期指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市町は、雪害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

#### 4 激甚災害指定の手続き

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

## 《激甚災害の指定手順》



### 5 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、第4条）

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第7条）

エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

（激甚法第8条）

オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第9条）

カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条）

キ 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）

ク 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例

（激甚法第12条）

イ 小規模企業者等設備導入資金等助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第13条）

ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第14条）

(4) その他の特別の財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）

ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条）

- エ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号）による国の貸付の特例（激甚法第20条）
- オ 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）
- ク 雇用保険法（昭和41年法律第132号）による求職者給付の支給に関する特例  
(激甚法第25条)

## 第4節 災害復旧資金

総務部、北陸財務局、日本郵便株式会社北陸支社

### 1 基本方針

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

### 2 県の措置

- (1) 災害復旧に必要な資金需要額を把握する。
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期す。
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

### 3 北陸財務局の措置

- (1) 関係団体を通じ、災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こすことができる事業に係る経費及び財源を把握する。
- (2) 災害つなぎ資金（地方短期資金）の貸付を行う。

### 4 日本郵便株式会社（北陸支社）の特例措置

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

## 第5節 被災者への支援

健康福祉部、危機管理監室、商工労働部、  
農林水産部、土木部、市町、防災関係機関

### 1 基本方針

県、市町及び防災関係機関は、雪害発生後の住民生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

### 2 農林漁業制度金融の確保

県及び市町は、雪害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あつせんを行う。また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）の発動に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため、県及び市町は、次の措置を講ずる。

- （1）農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせんを行う。
- （2）被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給並びに損失補償を実施する。
- （3）被害農林漁業者に対する（株）日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等の指導あつせんを行う。

### 3 中小企業融資の確保

県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講ずる。

- （1）（株）日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対して要請を行う。
- （2）地元金融機関に対して中小企業向融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- （3）信用力の低い中小企業者向け融資の円滑化を図るため、信用保証協会に対して保証審査の弾力化等を要請する。
- （4）中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定を受けるための必要な措置を講ずる。

### 4 住宅金融支援機構資金のあつせん

#### （1）災害復興住宅資金

県及び市町は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査

及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、市町は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

## **(2) 地すべり関連住宅資金**

地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとする者に対する融資のあっせんについて、市町及び県は、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

## **5 生活福祉資金の貸付**

雪害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、市町の社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行う。

## **6 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付**

雪害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。

## **7 災害援護資金の貸付**

市町は、市町条例に定めるところにより、その区域内で災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令374号）で定める災害により被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

## **8 災害弔慰金の支給**

市町は、市町条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により死亡した市町の住民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

## **9 災害障害見舞金の支給**

市町は、市町条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める雪害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に定める程度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

## **10 制度の周知**

県及び市町は、被災者の早期生活再建を図るため、発災後速やかに、被災者生活再建支援制度等の各種支援制度の周知に努める。

## 第6節 被災者生活再建支援制度

危機管理監室、市町

### 1 基本方針

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。

市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請者等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

### 2 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町における自然災害
  - (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町における自然災害
  - (3) 県内で100世帯以上の住宅全壊被害が発生した自然災害
  - (4) 県内で(1)又は(2)が発生し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）
  - (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）
  - (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）  
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口5万人未満に限る）
- ※(4)～(6)の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

### 3 支援金支給対象世帯

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊解体世帯・敷地被害解体世帯）
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊）

### 4 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

#### (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

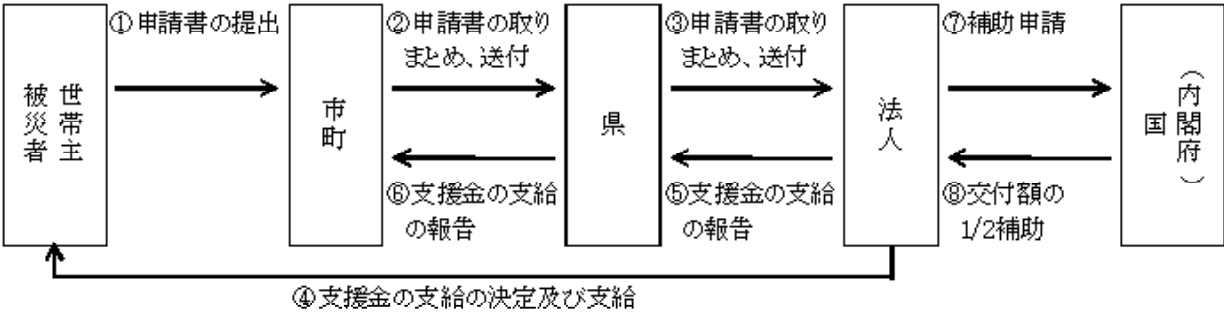
| 住宅の被害程度 | 全壊<br>(3(1)に該当) | 解体<br>(3(2)に該当) | 長期避難<br>(3(3)に該当) | 大規模半壊<br>(3(4)に該当) |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|--------------------|
| 支給額     | 100万円           | 100万円           | 100万円             | 50万円               |

#### (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修    | 賃貸<br>(公営住宅以外) |
|---------|-------|-------|----------------|
| 支給額     | 200万円 | 100万円 | 50万円           |

5 支援金の支給手続き

支給申請は市町に行い、受け付けた市町は申請書類を取りまとめ、県に提出する。県は、当該書類を委託先である被災者生活再建支援法人(公益財団法人 都道府県会館)に提出する。



6 その他

平成11年2月8日付けで内閣総理大臣から被災者生活再建支援法人として指定を受けた公益財団法人 都道府県会館に対し、全都道府県が支援金の支給事務の全てを委託している。

|                                  |              |              |
|----------------------------------|--------------|--------------|
| 公益財団法人<br>都道府県会館<br>被災者生活再建支援基金部 | T E L        | F A X        |
|                                  | 03-5212-9111 | 03-5210-4900 |

## 第7節 被災者の生活確保のための緊急措置

総務部、県民文化スポーツ部、  
健康福祉部、商工労働部、土木部、  
市町、防災関係機関

### 1 基本方針

被害を受けた県民が、速やかに再起できるよう、県、市町及び防災関係機関等は、相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

### 2 被災者台帳の作成

市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

### 3 生活相談

- (1) 市町は、庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、避難所等に生活相談所を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応ずる。
- (2) 県は、必要に応じて市町に職員を派遣するほか、自ら相談窓口を設ける。
- (3) 住宅再建に対する相談については、県、市町及び関係団体が連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。
- (4) 市町は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- (5) 県は、被災者が行政手続等を円滑に実施するため必要と認めるときは、次の協定により協力（生活再建に必要な手続に関する相談や書類作成など）を要請する。

#### ア 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定

| 協定者 |          | 協定締結日      | TEL          | FAX          |
|-----|----------|------------|--------------|--------------|
| 石川県 | 石川県行政書士会 | H27. 1. 28 | 076-268-9555 | 076-268-9556 |

#### イ 大規模災害等発生時における相談業務に関する協定

| 協定者 |            | 協定締結日      | TEL          | FAX          |
|-----|------------|------------|--------------|--------------|
| 石川県 | 石川県士業団体協議会 | H29. 4. 17 | 076-221-0242 | 076-222-0242 |

### 4 こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県、市町及び関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

### 5 罹災証明の交付

市町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

このため次の措置を講ずる。

- (1) 被災市町だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。
- (2) 県は、市町から要請があった場合は、円滑な罹災証明の交付が図られるよう支援する。  
また、県は、罹災証明を円滑に発行するため、平時から被害認定調査講習会を開催するよう努めるとともに、罹災証明について、住民への周知徹底に努める。

## 6 被災者に対する職業のあっせん

- (1) 被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所は、本人の希望、適性等を考慮して適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行う。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、産業技術専門校等の職業能力開発施設において職業訓練を実施するよう努める。

## 7 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

## 8 公営住宅等の整備

県及び市町は、雪害により住居を滅失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行うものとする。

この場合において、滅失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、被災市町及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け、早期の整備を図る。

## 9 国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や、避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、県及び市町は国に対し無償借受等の申請を行う。

## 第8節 災害義援金及び義援物資の配分

健康福祉部、企画振興部、出納室、  
日本赤十字社、市町

### 1 基本方針

被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、被害状況に応じた配分計画をたて、確実、迅速に配分を行う。

### 2 義援物資の募集

被災市町又は県は、受入を希望する義援物資を具体的に示した上で募集するものとする。

また、県及び市町は、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

なお、県に寄附の申し出があった義援物資については、健康福祉部が受け入れ窓口となり、必要な物資が迅速に届くよう被災市町への仲介を行うものとする。

### 3 義援金及び義援物資の受付

#### (1) 市町

市町に寄託された義援金及び義援物資の受付については、市町地域防災計画に定めておく。

#### (2) 県

県に寄託された義援金については、出納室において受け付ける。

また、県に寄附申し出のあった義援物資については、健康福祉部において、市町への仲介を行う。

#### (3) 日本赤十字社石川県支部

日本赤十字社は、支部事務局又は各地区・分区において、国民、企業等から寄託された義援金品を受け付ける。なお、災害の状況により前記場所で受付が困難な場合は、臨時的に他の場所で受け付ける。

義援金品は、原則として義援金とする。

なお、県又は被災市町から受入の希望があった義援品については、受け付けることとする。

### 4 義援金の配分

県及び市町等は、それぞれ配分委員会を設置して、義援金の配分を決定し、できる限り迅速な配分に努める。

### 5 義援金及び義援物資の輸送

#### (1) 市町

県又は日本赤十字社から送付された義援金及び義援物資については、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、被災者に配分する。

#### (2) 県

ア 義援金は市町に送金し、義援物資は市町が指定する集積場所まで輸送して引き渡す。

イ 輸送に必要な車両等は、企画振興部が調達する。

(3) 日本赤十字社石川県支部

義援金は速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して迅速、公正な配分に努める。なお、配分委員会が設置されない場合は、被災地市町と協議のうえ配分する。

義援物資については、日頃から備蓄してある赤十字救援物資(毛布、緊急セット、安眠セット等)を被災者の状況に応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体(各地区・分区)や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。

## 6 義援物資保管場所

(1) 市町

義援物資の保管場所(倉庫等)について、あらかじめ計画を樹立しておく。

(2) 県

寄託義援物資を直ちに被災者に配分することが困難な場合は、一時保管場所を確保する。

(3) 日本赤十字社石川県支部

2(3)に基づき義援物資を受け付ける場合は、寄託義援物資の一時保管場所として日本赤十字社石川県支部の倉庫を確保する。

なお、保管場所が不足するときは、県に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。

### 1 基本方針

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の雪害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

### 2 基本方向の決定

県及び市町は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案して、迅速な現状回復を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。

### 3 計画的復興の進め方

- (1) 県及び市町は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国との連携などにより、必要な体制を整備する。
- (2) 県及び市町は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

## 第 5 章      複合災害対策

| 節              | 細 節                                                                               | 担 当 機 関 | ページ                                       |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------|
| 第 1 節   基本方針   |                                                                                   |         | 2 2 1                                     |
| 第 2 節   災害予防対策 | 1   情報の収集・連絡体制の整備<br>2   複合災害時の災害予防体制の整備<br>3   複合災害を想定した訓練の実施                    |         | 2 2 1<br>2 2 1<br>2 2 1                   |
| 第 3 節   災害応急対策 | 1   活動体制の確立<br>2   情報の収集・連絡<br>3   避難対策<br>4   緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達<br>5   緊急時医療措置 |         | 2 2 2<br>2 2 2<br>2 2 2<br>2 2 2<br>2 2 2 |
| 第 4 節   災害復旧対策 |                                                                                   |         | 2 2 2                                     |

## 第5章 複合災害対策

### 第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、県、市町及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、石川県地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

### 第2節 災害予防対策

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

##### (1) 県における通信連絡設備の整備

ア 県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ衛星系及び地上系防災行政無線施設

イ その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器

##### (2) 通信連絡体制の確立

各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。

さらに、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

#### 2 複合災害時の災害予防体制の整備

(1) 県は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと、外部からの支援を早期に要請すること等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 県は、複合災害対応により業務が集中する部署では、複合災害に備えたバックアップ体制を整備する。

#### 3 複合災害を想定した訓練の実施

県は、国、関係市町、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

## 第3節 災害応急対策

### 1 活動体制の確立

- (1) 県は、複合災害により関係市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合などで、県が必要と認める場合は、関係市町からの要請を待たずに職員の派遣、又は国、他都道府県、他市町等に応援を要請・指示を行う。
- (2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。  
対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、国の現地対策本部や市町の災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

### 2 情報の収集・連絡

県及び関係市町は、国や防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

### 3 避難対策

- (1) 県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難所の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難所の確保を図る。
- (2) 広域避難の実施にあたっては、県は、関係市町に避難先等の情報を示す。
- (3) 関係市町は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

### 4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達

県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難所の被災状況をもとに、県警察本部や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

### 5 緊急時医療措置

県は、大規模自然災害等への対応による医師やその他要員及び機器等に不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、国、他の都道府県、関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。

## 第4節 災害復旧対策

複合災害として発生する災害の種類に応じて、石川県地域防災計画の本編第4章、及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。